CAMPUS GUIDE 2026

学生便覧・履修の手引き

通学

こども心理学部
モチベーション行動科学部

東京未来大学

はじめに

東京未来大学の学生は、入学から卒業までの間に、入学年度の学則および履修規程に従い、定められた科目を学習し、所定の単位を修得しなければなりません。

この「CAMPUS GUIDE 2026 学生便覧・履修の手引き [通学]」の「2学生便覧」と、「3履修の手引き」を熟読し、それぞれの学習が計画的に進められるようにしてください。

「3履修の手引き」は、学生が、入学から卒業までどのような学習計画を立てるのかを決定するために必要な情報を全て掲載しています。

不明な点がある場合は、東京未来大学エンロールメント・マネジメント局 (EM局) に直接問い合わせてください。

なお、履修に関しては、入学時の諸要件が卒業時まで適用されますので、「3履修の手引き」を熟読し、遺漏のないようにしてください。
したがって、この手引きは卒業時まで大切に保管してください。

目次

1 東京未来大学の概要 1

あいさつ ……2
沿　革 ……6
東京未来大学学内マップ（堀切キャンパス、六町グラウンド・体育館）……8

2 学生便覧 17

1. 学校生活の規則 …… 18
2. 大学生活の手引き …… 25
3. 学納金 …… 31
4. 奨学金制度 …… 34
5. 大学施設の利用 …… 35
6. キャンパスライフの支援 …… 41
7. 個人情報保護 …… 43
8. キャリア支援 …… 45
9. 地域連携活動 …… 46
10. 課外活動・学友会 …… 47

3 履修の手引き 49

3-1. 全学共通事項 51

東京未来大学教育理念 …… 53
東京未来大学教育の目的 …… 53
東京未来大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）…… 53
東京未来大学の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）…… 53
学士力について …… 53
「身につけるべき学士力」一覧表 …… 54
1. 履修登録に関する事項 …… 56
2. 単位制度について …… 58
3. 授業に関する事項 …… 62
4. 試験に関する事項 …… 66
5. 成績評価に関する事項 …… 68
6. 担任教員および CA によるサポート体制 …… 70

3-2. こども心理学部 71

1. こども心理学部の教育 …… 72
2. こども心理学科 心理専攻 …… 75
3. こども心理学科 こども保育・教育専攻 …… 83
4. 卒業研究科目に関する事項［心理専攻、こども保育・教育専攻　共通］…… 95

3-3. モチベーション行動科学部 97

1. モチベーション行動科学部の教育 …… 98
2. 教育課程に関する事項 …… 100
3. 卒業研究に関する事項 …… 111

4 免許・資格に関する事項 113

4-1. 教職課程編 115

教員養成の目的……116
1. 幼稚園教諭一種免許状［こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻］……117
2. 小学校教諭一種免許状［こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻］……122
3. 中学校教諭一種免許状（社会）［モチベーション行動科学部］……128
4. 高等学校教諭一種免許状（公民）［モチベーション行動科学部］……128

4-2. 保育士養成課程編 137

1. 保育士資格……138

4-3. 各種資格編 145

1. こども心理学部……146
   (1) 認定心理士（心理専攻）……148
   (2) 認定心理士（心理調査）（心理専攻）……148
   (3) 公認心理師資格に必要な要件科目（心理専攻）……150
   (4) こども心理アドバイザー（心理専攻）……151
   (5) 認定ベビーシッター（こども保育・教育専攻）……151
   (6) こどもサポーター（総合支援 - こども心理）（心理専攻）……151
   (7) 社会福祉主事（任用資格）……152
   (8) レクリエーション・インストラクター……153
   (9) 准学校心理士……154
   (10) その他……155
2. モチベーション行動科学部……156
   (1) 社会調査士……158
   (2) 社会福祉主事（任用資格）……159
   (3) 認定心理士……160
   (4) 認定心理士（心理調査）……160
   (5)「公認モチベーション・マネジャー」Basic 資格……162
   (6) CDA STUDENT……163
   (7) レクリエーション・インストラクター……164
   (8) 准学校心理士……165
   (9) その他……165

5 学則・諸規程 167

東京未来大学学則……168
東京未来大学学位規程（抄）……204
東京未来大学こども心理学部履修規程……206
東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程……216
東京未来大学保育士資格取得に関する規程……224
東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程……230
東京未来大学通学課程　保育士資格及び教育職員免許状取得に係る実習の申し合わせ……250
東京未来大学通学課程における公認心理師資格取得に係る所要科目の取り扱いに関する規程……252
東京未来大学通学課程 公認心理師受験資格取得に係る心理演習及び心理実習の申し合わせ……256
東京未来大学他大学等で修得した単位の認定に関する細則……260
東京未来大学卒業延期に関する規程……262
東京未来大学春学期（9月）卒業に関する規程……264
東京未来大学学生の懲戒に関する細則……265
試験及びレポートにおける不正行為者の処分に関する申し合わせ（抄）……268
東京未来大学情報通信設備利用細則……270
東京未来大学通学課程　公欠に関する申し合わせ……274
東京未来大学通学課程　単位型インターンシップに係る実習の申し合わせ……276

東京未来大学校歌「輝く水辺」

曲　上條恒彦　詞．小山内美江子

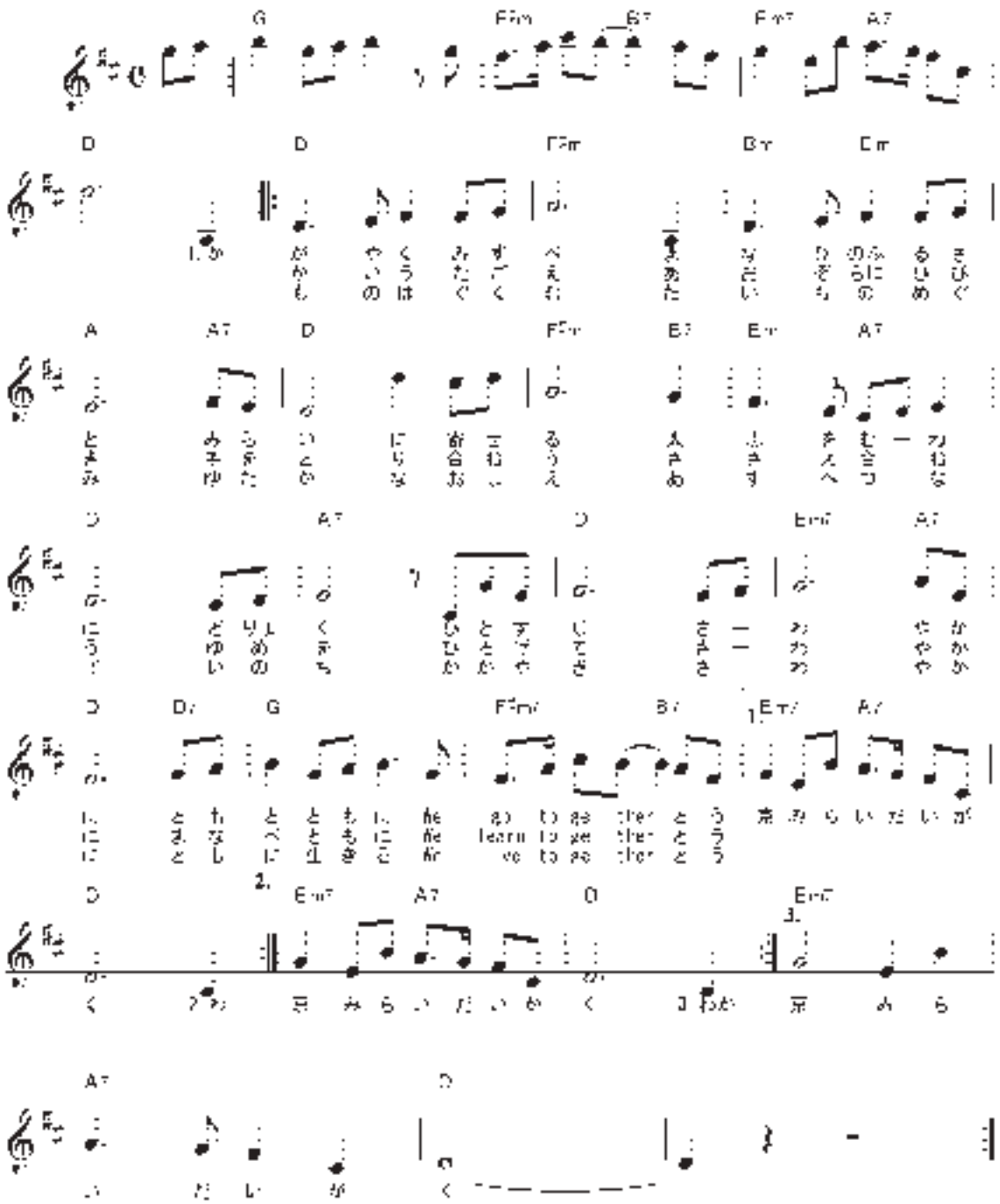

東京未来大学校歌「輝く水辺」

作詞　小山内美江子
作曲　上條　恒彦
編曲　宇賀神　典子

一、輝く水辺　学びのふるさと
未来に寄せる大志を胸に
努力ひとすじ　さわやかに
友と共に
We go together
東京未来大学

二、若い歌声　青空にひびき
手をとり合おう　支え合おう
夢をひろげて　さわやかに
学べ共に
We learn together
東京未来大学

三、若者はぐくむ　大地の恵み
ゆたかな教え　明日へつなげ
いのち輝き　さわやかに
共に生きる
We live together
東京未来大学

Campus Guide 2026

1

東京未来大学の概要

あいさつ

名誉学園長 …… 2
学　長 …… 3
こども心理学部長 …… 4
モチベーション行動科学部長 …… 5

沿革

学校法人三幸学園 …… 6
東京未来大学 …… 7

東京未来大学 学内マップ

堀切キャンパス …… 8
六町グラウンド・体育館 …… 16

学生の皆さんとともに「教育＝共育」を実践したい。

名誉学園長　鳥居 秀光

本学の母体である学校法人三幸学園はこれまで、幼児教育・医療・健康・美容・調理など多岐に亘る領域で、人々に貢献する社会人を育成してきました。そこには、専門知識とともに人間性を重視した「技能と心の調和」という学園の教育理念が貫かれています。この人間観は、東京未来大学の教員陣にも脈々と受け継がれています。

こども心理学部では、子どもに対して専門的な知識と温かな人間性を携えてふれあうことができる人材を育てるために、大学の教員自身が、その教育観を体現し、豊かなコミュニケーション・スキルと温かなカウンセリングマインドをもって教育に取り組んでいきます。そこには、「人と人のふれあい」という教育本来の姿があります。学生の皆さんが、大いなるビジョンに向かって自らの可能性を掘り起こし、未来を築いていくことを願っています。

また、モチベーション行動科学部では、今あらゆる組織にとって最も重要な課題である「組織メンバーのモチベーションをいかに高めるか」というテーマに正面から向き合っていきます。そのため多くのフィールドワークを通じ実践的な教育を展開していきます。また、学内においても教員の一方的な講義だけの授業は一つもありません。学生参加型授業により、学ぶモチベーションの高まりを体感してもらいます。

学生の皆さんが、社会で必要とされ、社会に貢献できる人材となることを期待しています。

「大学で学ぶ」ということ

学長　塚本 伸一

大学での学びは、高校時代とは異なる、まったく新しい「体験」です。

ここで「異なる」、「新しい」と申しているのは、その科目内容が高校には無かったということだけではありません。学び方そのものが大きく異なっています。

大学には、極めて多くの科目が開講されていますが、これらを、皆さんは自ら選択し履修していかなくてはなりません。大学での学びで何より大切なことは、自己の興味、関心、さらには将来展望に基づいて、自発的、自律的に学びをすすめていく、ということです。高校では、学ぶべき科目があらかじめ定められており、教科書も参考書もしっかり決められていたのではないかと思いますが、この点は、大学と大きく違っています。もう一つ、異なる点があります。それは、大学の授業内容は、時に極めて難解で、わかりにくいということです。

ここで、問わなくてはいけないのは、「わかりにくさ」「わかりやすさ」とは何か、ということです。高校の学習では、わかりやすい授業、わかりやすい説明、わかりやすい参考書は、非常に大切であったと思います。おそらく「わかりやすさ」は絶対的な価値であったでしょう。既に事実として定着している概念を効率よく学ぶ際に、「わかりやすさ」は重要です。「わかりやすさ」による学びは、納得感という感情を喚起します。

では、「わかりにくさ」、その結果の「わからなさ」が喚起するのは何か。それは、思索であり、議論です。「わからなさ」は、自らを深い理解へと導くモーティヴでもあります。

大学で学ぶ内容は、定着した事実ではありません、今まさに生まれつつある新たな概念であり現象です。新たな知の創出に立ち会い、時にその当事者となること、それが大学で学ぶということだと思います。そこに必要なのは、深く、しかし柔軟な思索と活発で刺激的な議論です。

大学の授業はこれを目指しています。

「わからなさ」と対峙し、耐え、味わう。自ら考え、本を読み、他者と議論し深める、ここにこそ、大学の学びの本質があり、喜びがあるのだと思います。

「こころ」のスペシャリストをめざして

こども心理学部長（副学長）　出口 保行

子どもの「こころ」、それは美しく、爽やかで、純粋なものです。この「こころ」の健やかな発達を支援するために私たちは何を学べばよいのでしょうか。

もちろん、子どもを知るためには、生涯発達心理学的な視点、つまり生まれてから亡くなるまでの全ての時期の「こころ」の発達に目を向ける必要があります。単に子どもの時期だけに注目すればよいわけではありません。

少子高齢化・いじめ・虐待・非行など多くの問題が時々刻々と変化する社会の中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。ましてや近年、コロナ禍という未曽有の閉塞的な状況を経験した中、こうした事態にあっても適切な対応をするために、子ども自身や子どもの置かれている環境について深く学び、高度な専門的知識・技能を身につけた上で、高い意欲を持ち続け、自ら考え行動する人材が社会の中で一層求められています。

では、このような社会の要請に応えるために、私たちが身につけるべきことはどういうことでしょうか。本学は 2007 年に開学して以来、三幸学園の教育理念である「技能と心の調和」を追求するため数多くの課題を追求してきました。

第一に、「こころ」の発達過程と特性に関する基礎知識を身につけることは必須です。もちろん、これは単に知識だけはなく、子どもの心理を理解するための実践的な手法を身につけることも含まれています。この点、本学では足立区役所等や地元企業様との連携により、地域に豊富な実践の場が設けられています。また、お住まいの地域のボランティア・産官学連携・地域貢献などを通して、座学を実践に移し、また座学に戻るという「科学者・実践家モデル」を展開してください。

第二に、子どもの健全な発達を担う「子育て」や「教育」に関する高度な専門的知識と技術を身につけることが求められます。そのためには子どもを取り巻く環境や文化についての理解を深める必要があります。この点、本学では足立区役所等との連携を深める中で、今何が求められているかを敏感に察知できるように配慮しながら大学教育の在り方を常に模索しています。

「こころ」のスペシャリスト。本学で学ぶことにより、社会の要請に応えられる有為な専門家として皆さんが活躍できるよう、卒業まで、そして卒業後まで私たちは全力でみなさん一人一人をサポートします。

モチベーションの科学的な理解と実践をめざして

モチベーション行動科学部長　髙橋 一公

モチベーション行動科学部は、モチベーションを科学的に探究し実践する力を育てる、日本で唯一の学部です。モチベーションとは、私たちの内部に存在する心理的な活力であり、目標達成に向けて私たちを元気づけ動かしていく力のことです。行動科学の分野では、モチベーションに関する理論や応用について、これまで厖大な数の研究が行われてきています。さらに、企業や組織において人材の育成および活用の面からも、モチベーションへの関心が非常に高まっています。

なぜモチベーションへの関心が高まっているのでしょうか。単に「もっと元気を出して」と言うだけでは、元気は湧いてきません。どうすれば元気が出るのか、どうすれば意欲が湧いてくるのか、その科学的なメカニズムを知ることで、本当に人を元気づけ、意欲を高めていくことが可能になり、それが組織の活力を高めることにもなるからです。

このような社会的なニーズに対して、モチベーション行動科学部は、社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成することを教育研究上の目的としています。そして、(1) 個人をみつめる力を身につけること、(2) 他者と関わる力を身につけること、(3) 組織を動かす力を身につけること、の３つをディプロマ・ポリシーとして掲げ、経営学、心理・コミュニケーション、そして教育学の３つの科目群を中心とする学際的な学びを通じて、社会生活における応用力と実践力を身につけることができます。また、所定の科目を履修し単位を取得することで、卒業時には、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会が認定する「公認モチベーション･マネジャー」Basic 資格、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会（JCDA）が認定する「CDA STUDENT」を取得することもできます。

自分自身のモチベーション・コントロールはもちろんのこと、周囲を元気づけ、組織の活力を高めることのできる人になること、さらには地域や社会の活性化に貢献できるリーダーを目指し､志を高く持ち､自主的･自発的､そして自律的に学んでください。私たちは皆さん一人一人の成長を信じて、全力でサポートいたします。

沿革

学校法人三幸学園の沿革

昭和 60 年	3 月	学校法人三幸学園設立
昭和 60 年	4 月	日本歯科助手専門学校が学校法人立の専修学校になる。
昭和 61 年	4 月	東京医療秘書専門学校（現 東京医療秘書歯科衛生 & IT 専門学校）、大阪医療秘書歯科助手専門学校（現 大阪医療秘書福祉 & IT 専門学校）開校
昭和 62 年	4 月	仙台医療秘書歯科助手専門学校（現 仙台医療秘書福祉 & IT 専門学校）、名古屋医療秘書歯科秘書専門学校（現 名古屋医療秘書福祉 & IT 専門学校）開校
昭和 63 年	4 月	札幌医療秘書歯科助手専門学校（現 札幌医療秘書福祉専門学校）、福岡医療秘書歯科助手専門学校（現 福岡医療秘書福祉専門学校）開校
平成 元年	4 月	大阪医療秘書歯科助手専門学校に厚生省指定介護福祉専門課程を設置。以後、介護福祉士の養成を全国で行う。
平成 2 年	4 月	横浜医療秘書歯科助手専門学校（現 横浜医療秘書専門学校）開校
平成 4 年	4 月	大阪リゾート & スポーツ専門学校 開校
平成 7 年	4 月	仙台リゾート & スポーツ専門学校、福岡リゾート & スポーツ専門学校 開校
平成 9 年	4 月	名古屋リゾート & スポーツ専門学校 開校
平成 10 年	4 月	東京リゾート & スポーツ専門学校 開校
平成 12 年	4 月	東京ビューティーアート専門学校、福岡ビューティーアート専門学校 開校
平成 14 年	4 月	札幌ビューティーアート専門学校、名古屋ビューティーアート専門学校 開校
平成 15 年	4 月	仙台ビューティーアート専門学校、大阪ビューティーアート専門学校 開校
平成 16 年	4 月	横浜リゾート & スポーツ専門学校、横浜ビューティーアート専門学校開校
平成 17 年	4 月	札幌リゾート & スポーツ専門学校（現 札幌スポーツ & メディカル専門学校）開校
平成 18 年	4 月	東京幼児教育専門学校（現 東京こども専門学校）開校
平成 19 年	4 月	東京未来大学 開学（こども心理学部 開設） 札幌こども専門学校、横浜こども専門学校、大阪こども専門学校 開校
平成 20 年	4 月	認証保育所「ぽけっとランド」開園
平成 21 年	4 月	札幌ブライダル専門学校（現 札幌ブライダル & ホテル観光専門学校）、東京医療秘書福祉専門学校千葉校（現 千葉医療秘書 & IT 専門学校）、東京リゾート & スポーツ専門学校千葉校（現 千葉リゾート & スポーツ専門学校）、東京ビューティーアート専門学校千葉校（現 千葉ビューティー & ブライダル専門学校）開校 飛鳥未来高等学校 開校
平成 22 年	4 月	東京スイーツ & カフェ専門学校、広島医療秘書こども専門学校、広島リゾート & スポーツ専門学校、広島ビューティーアート専門学校（現 広島ビューティー & ブライダル専門学校）開校
平成 23 年	4 月	大宮医療秘書福祉専門学校（現 大宮医療秘書専門学校）、大宮ビューティーアート専門学校（現 大宮ビューティー & ブライダル専門学校）、大宮スイーツ & カフェ専門学校 開校
平成 24 年	4 月	東京未来大学 モチベーション行動科学部 開設 東京ウェディング & ブライダル専門学校、横浜スイーツ & カフェ専門学校、仙台こども専門学校、仙台ウェディング & ブライダル専門学校、仙台スイーツ & カフェ専門学校、大阪ウェディング & ブライダル専門学校 開校
平成 24 年	12 月	学校法人辻学園と合併。 学校法人辻学園（辻学園調理・製菓専門学校、辻学園栄養専門学校）の経営権を引き継ぐ。
平成 25 年	4 月	札幌スイーツ & カフェ専門学校、福岡こども専門学校、大宮こども専門学校、名古屋こども専門学校、名古屋ウェディング & ブライダル専門学校 開校
平成 26 年	4 月	学校法人小田原女子短期大学と合併、小田原女子短期大学を小田原短期大学に改称。 福岡ウェディング & ブライダル専門学校 開校

平成 27 年	4 月	東京未来大学福祉保育専門学校 開校 東京こども保育園 開園
平成 28 年	4 月	名古屋スイーツ & カフェ専門学校、名古屋辻学園調理専門学校、千葉こども専門学校、神戸元町医療秘書専門学校、神戸元町こども専門学校 開校 仙台こども保育園 開園
平成 29 年	4 月	飛鳥未来きずな高等学校 開校 東京保育医療秘書専門学校（現 東京立川こども専門学校）、東京墨田看護専門学校（設置者変更）、沖縄ブライダル & ホテル観光専門学校、沖縄こども専門学校 開校 千葉こども保育園、沖縄こども保育園 開園
平成 30 年	4 月	東京ビューティー & ブライダル専門学校（現 東京ビューティー専門学校） 開校 札幌こども保育園、広島こども保育園 開園
令和 2 年	4 月	沖縄リゾート & スポーツ専門学校、沖縄ビューティーアート専門学校（現 沖縄ビューティー & ブライダル専門学校） 開校
令和 3 年	4 月	支援学校 仙台みらい高等学園 開校 東京みらいAI & IT専門学校 開校
令和 3 年	10 月	SANKO日本語学校綾瀬 開校
令和 4 年	4 月	名古屋こども保育園 開園
令和 6 年	4 月	飛鳥未来きぼう高等学校 開校 沖縄みらいAI & IT 専門学校 開校 東京みらい中学校 開校
令和 7 年	4 月	横浜ウェディング & ブライダル専門学校 開校 大宮みらいAI & IT 専門学校 開校 東京みらい児童発達支援センター 開設

東京未来大学の沿革

平成 18 年	11 月	大学設置認可
19 年	4 月	開学：こども心理学部開設（通学/通信教育課程） 幼稚園教諭一種免許課程認定（通学/通信教育課程） 指定保育士養成施設認定（通学課程）
	10 月	科目等履修生募集開始（通信教育課程）
21 年	4 月	正科生（3年次編入学）募集開始（通信教育課程） 小学校教諭一種免許課程認定（通信教育課程） 「こども心理学部こども心理学科こども保育専攻」を「こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻」に名称変更
24 年	4 月	モチベーション行動科学部開設（通学課程） 小学校教諭一種免許課程認定（通学課程） 中学校教諭一種免許（社会）課程認定（通学課程） 高等学校教諭一種免許（公民）課程認定（通学課程）
25 年	4 月	モチベーション行動科学部開設（通信教育課程）
31 年	4 月	「こども心理学部こども心理学科こども心理専攻」を「こども心理学部こども心理学科心理専攻」に名称変更

東京未来大学 学内マップ

堀切キャンパス

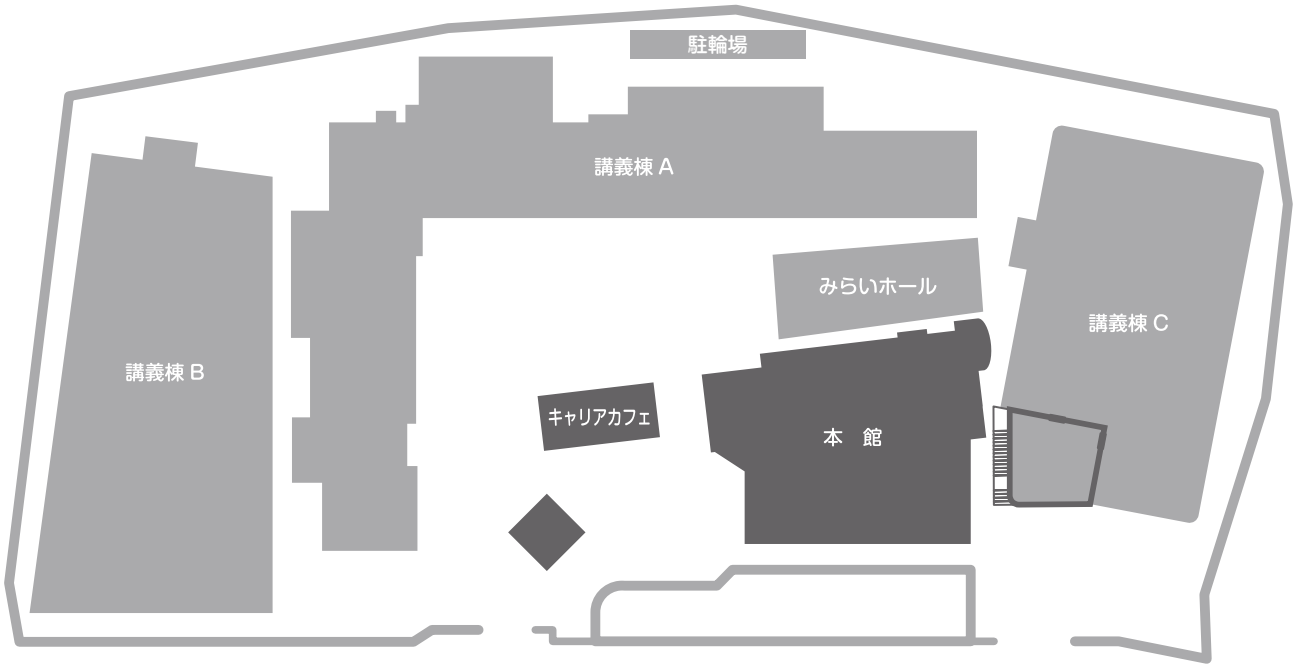

本館

1 階（ダイニングカフェ・キャリアカフェ等）

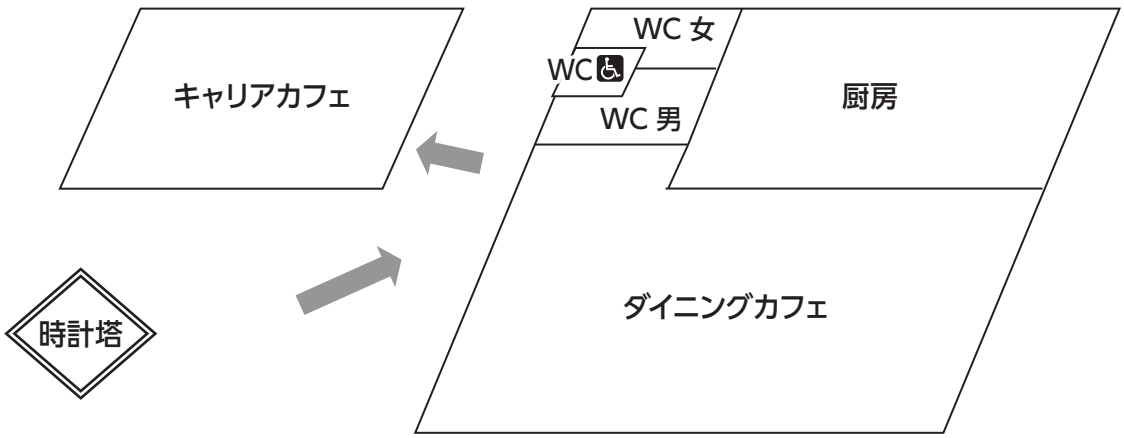

4階（教員研究室、非常勤講師室等）

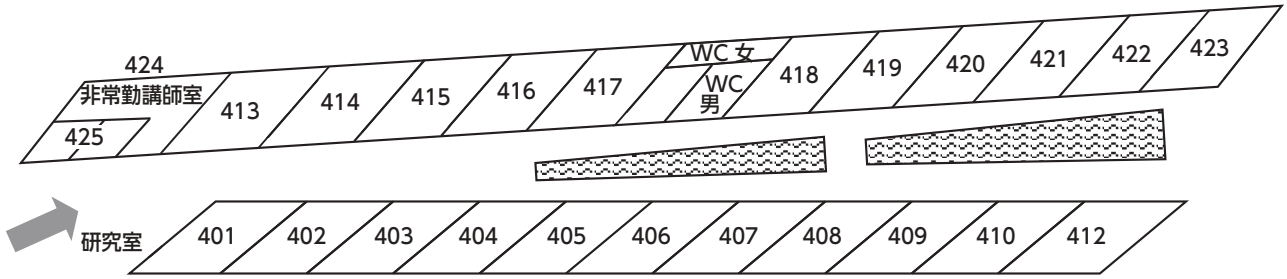

3階（教員研究室、印刷室等）

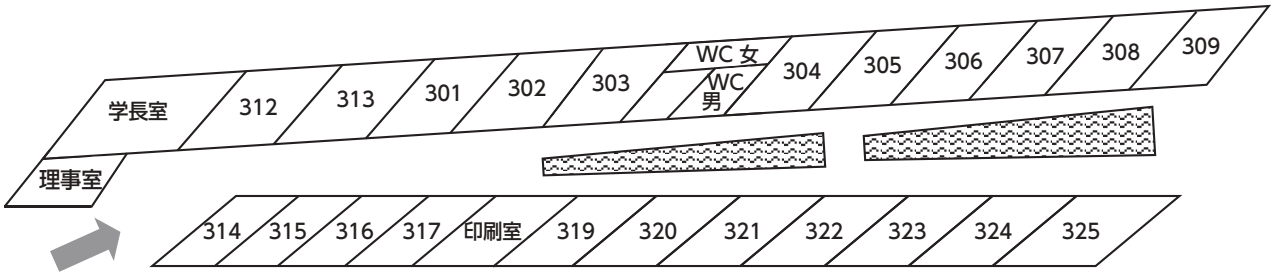

2階（図書館等）

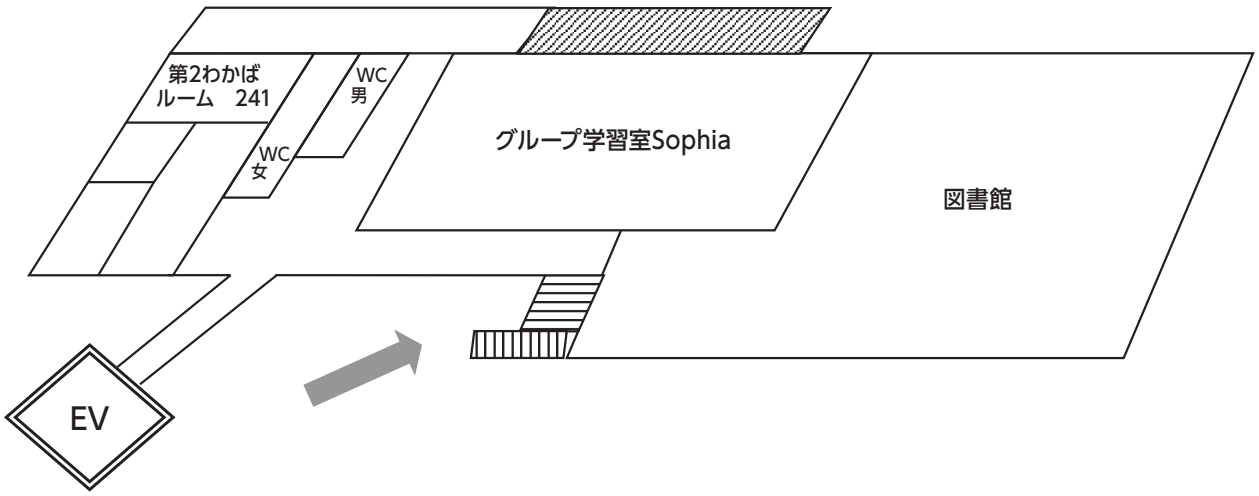

堀切キャンパス

A 棟

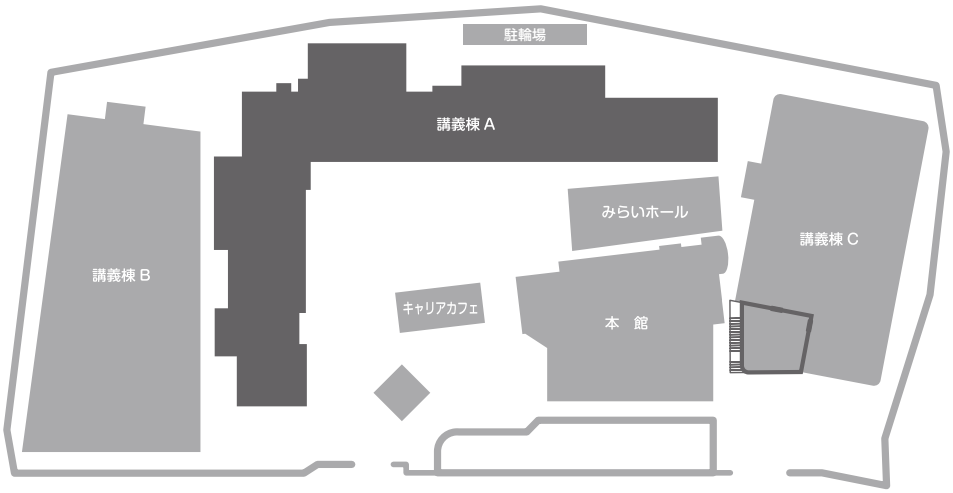

2 階

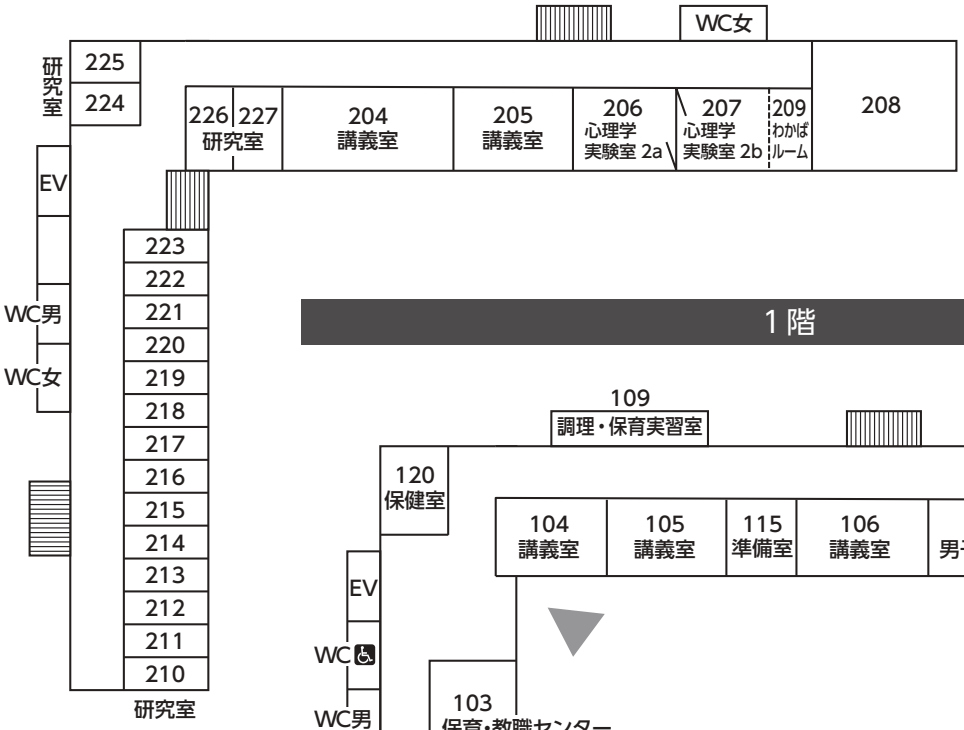

1 階

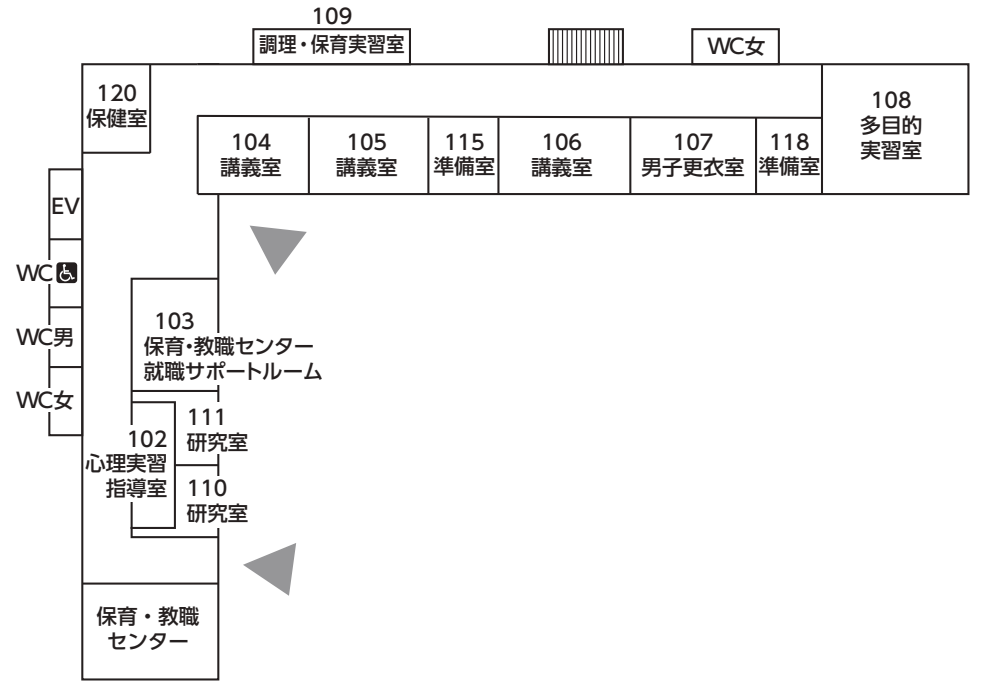

4 階

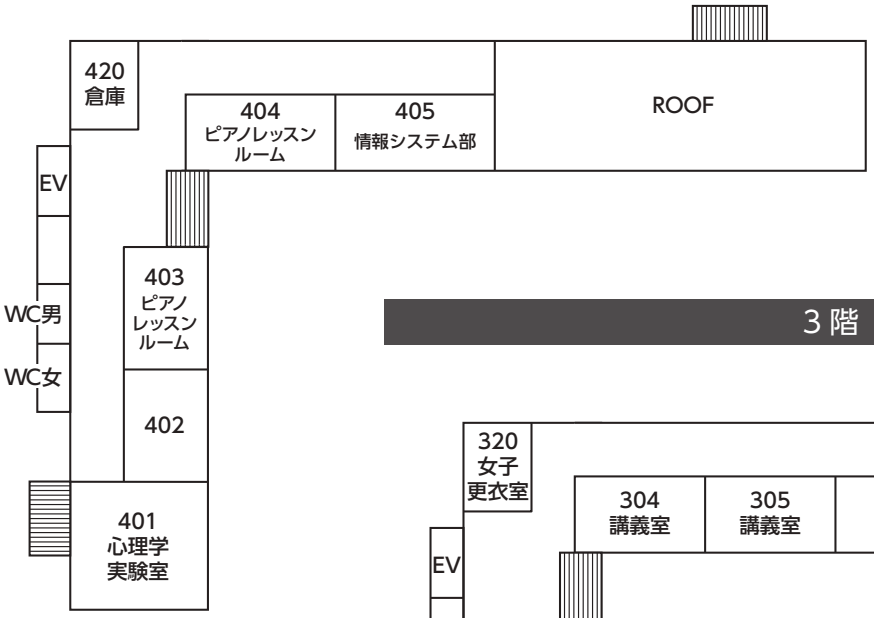
420
倉庫
404
ピアノレッスン
ルーム
405
情報システム部
ROOF
EV
403
ピアノ
レッスン
ルーム
WC男
WC女
402
401
心理学
実験室

3 階

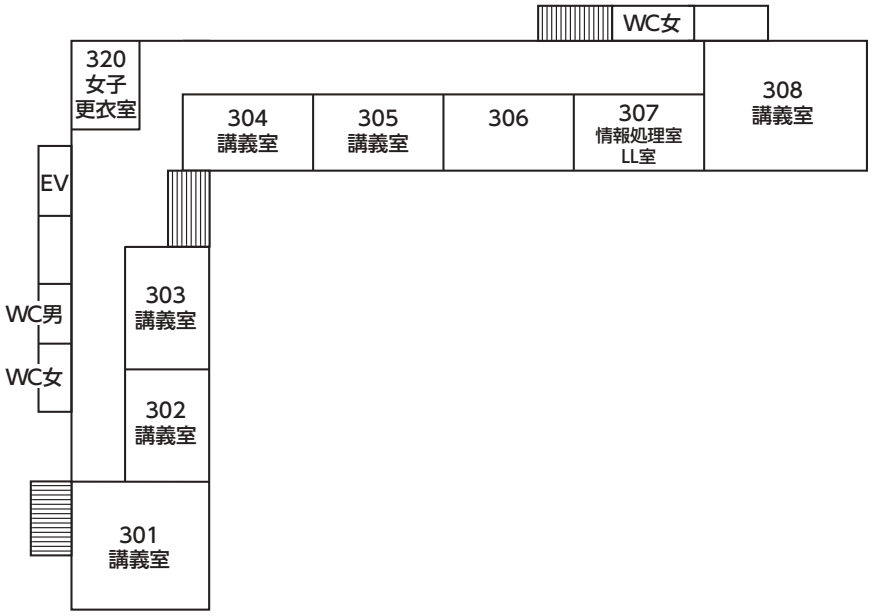
WC女
320
女子
更衣室
304
講義室
305
講義室
306
307
情報処理室
LL室
308
講義室
EV
303
講義室
WC男
WC女
302
講義室
301
講義室

堀切キャンパス

B 棟

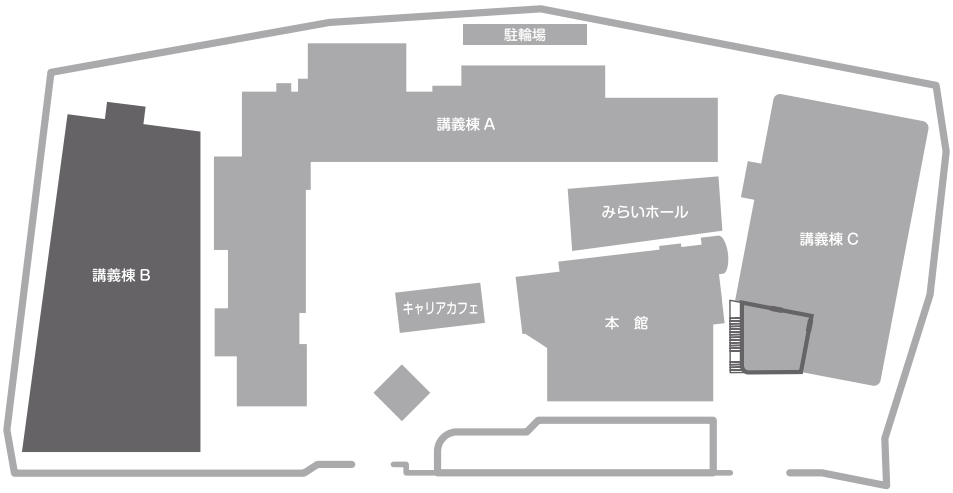

1 階

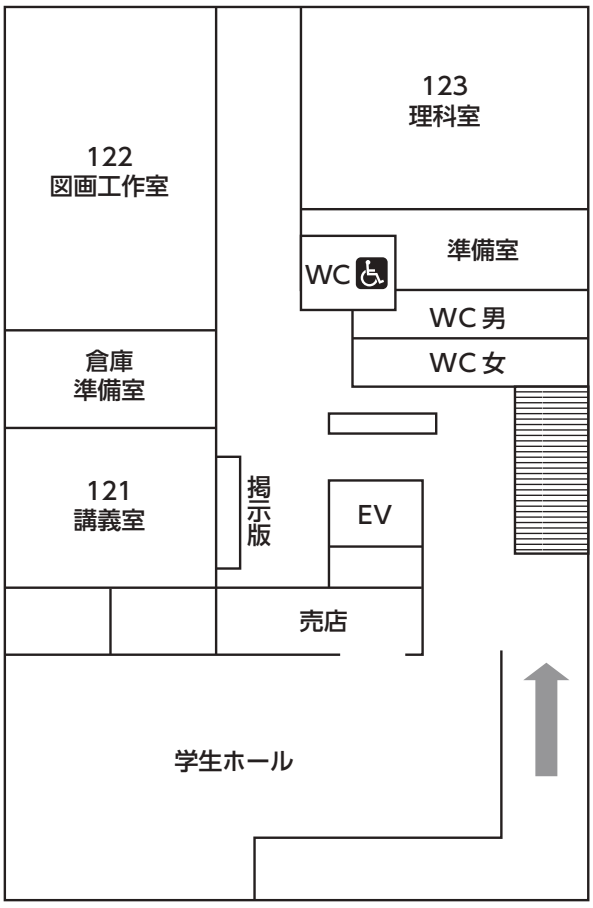

2 階

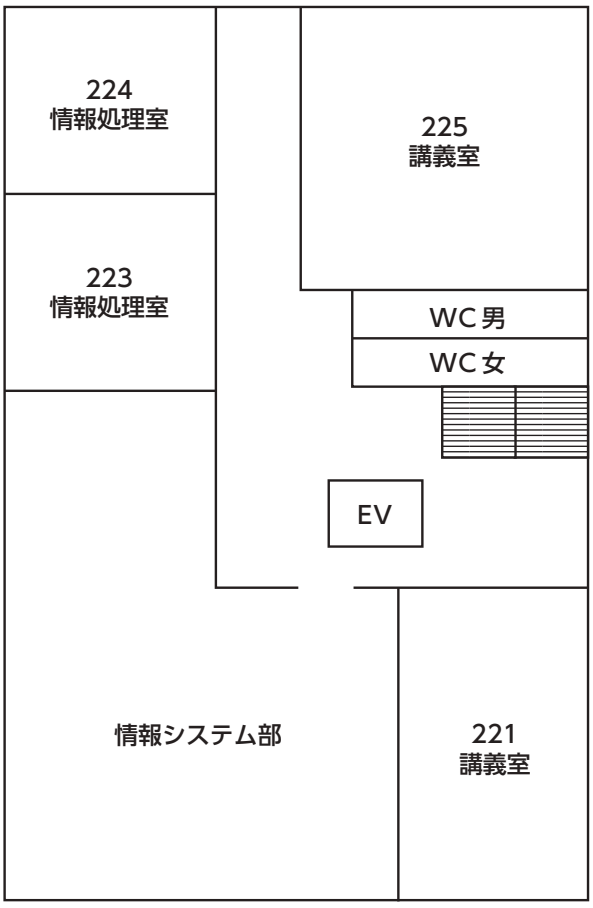

3 階

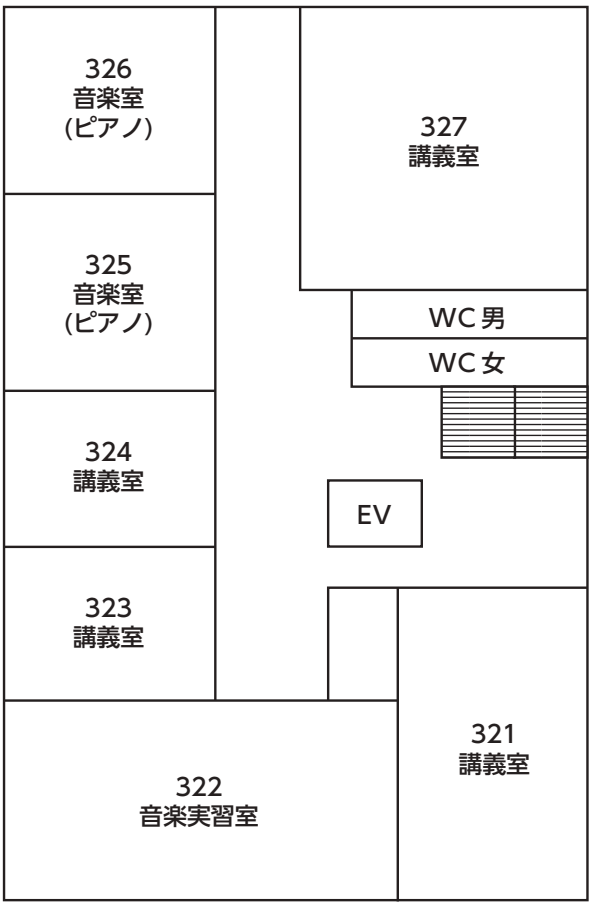
326
音楽室
(ピアノ)
327
講義室
325
音楽室
(ピアノ)
WC 男
WC 女
324
講義室
EV
323
講義室
321
講義室
322
音楽実習室

4 階

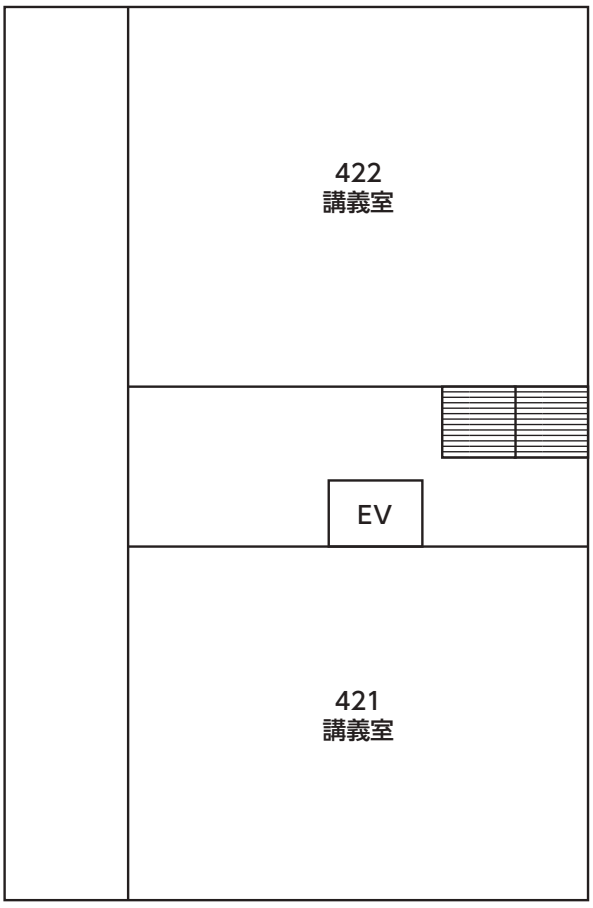
422
講義室
EV
421
講義室

堀切キャンパス

C 棟

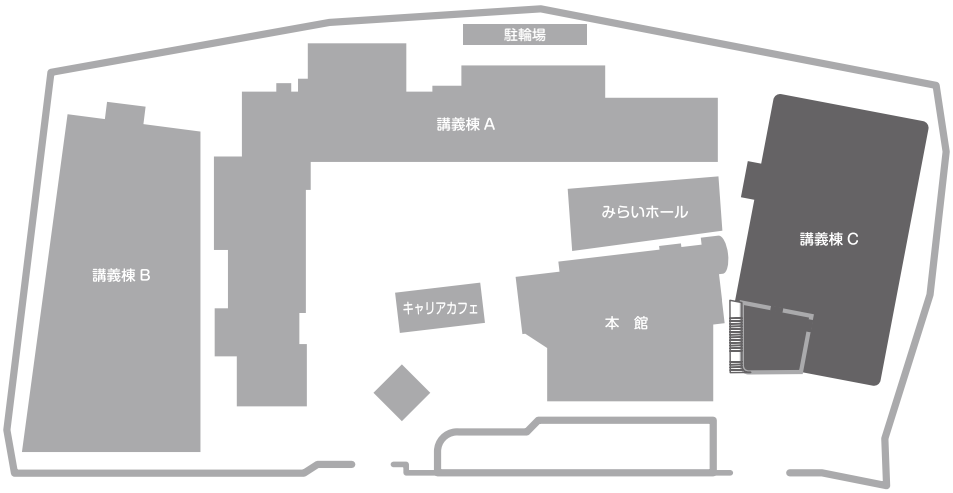

2 階

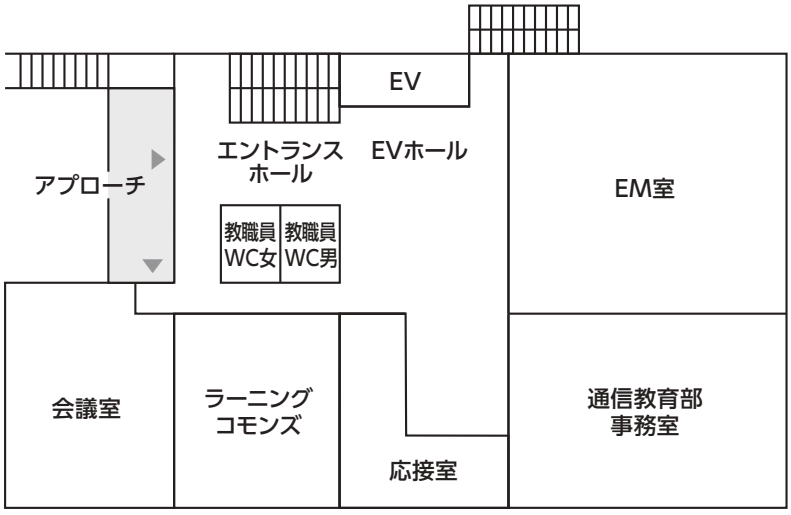

1 階

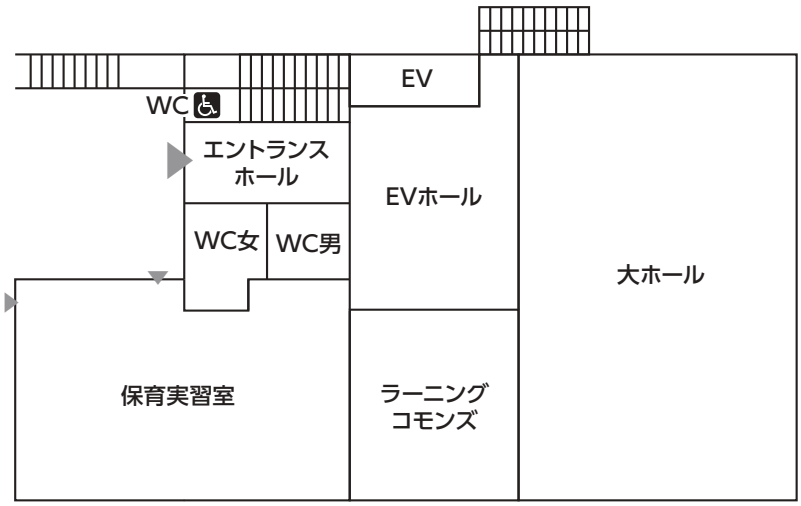

5 階

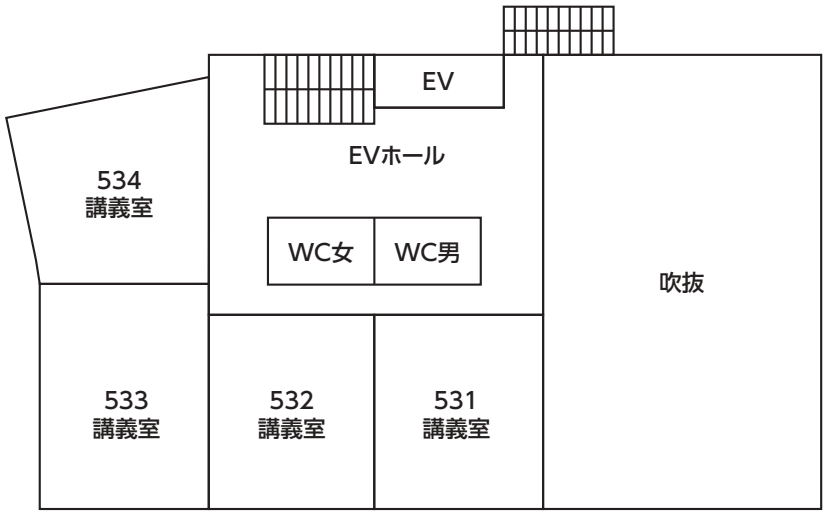
EV
EVホール
534
講義室
WC女
WC男
吹抜
533
講義室
532
講義室
531
講義室

4 階

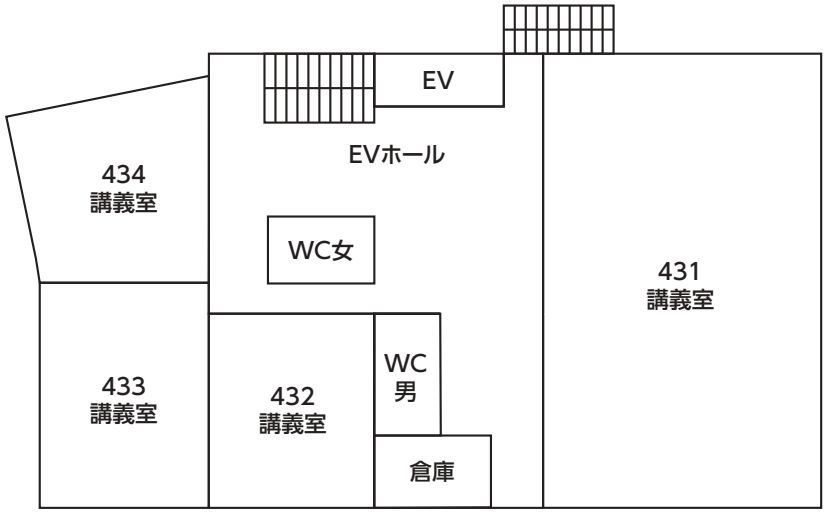
EV
EVホール
434
講義室
WC女
431
講義室
433
講義室
432
講義室
WC
男
倉庫

3 階

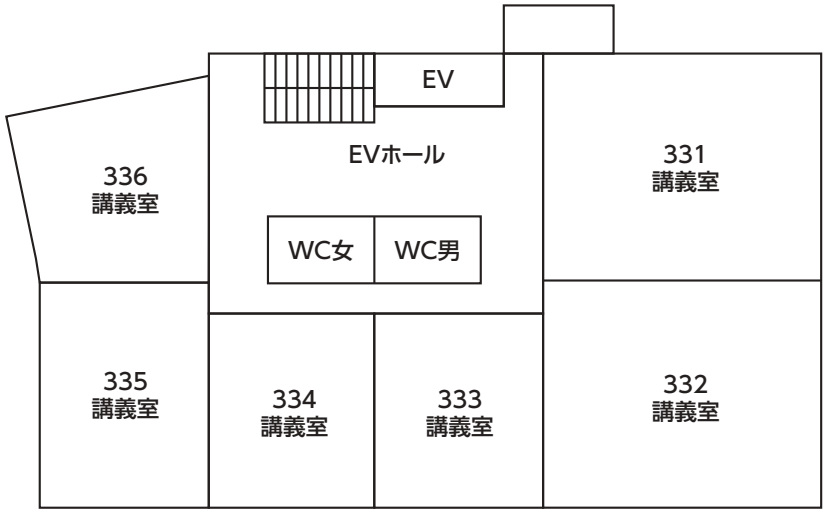
EV
EVホール
336
講義室
331
講義室
WC女
WC男
335
講義室
334
講義室
333
講義室
332
講義室

六町グラウンド・体育館

グラウンド

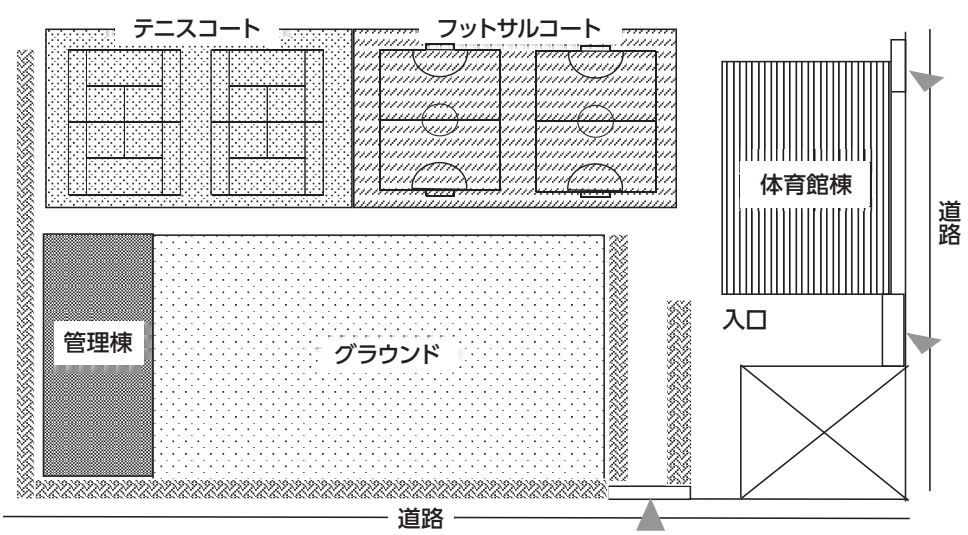

体育館棟

1階（アリーナ、講義室1、準備室1・2、倉庫1～3、職員室、保健室等）

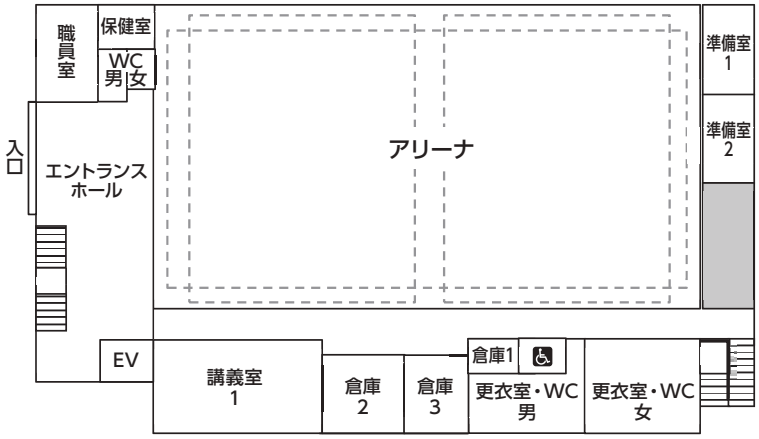

2階（講義室2～4、倉庫4・5、学生ホール等）

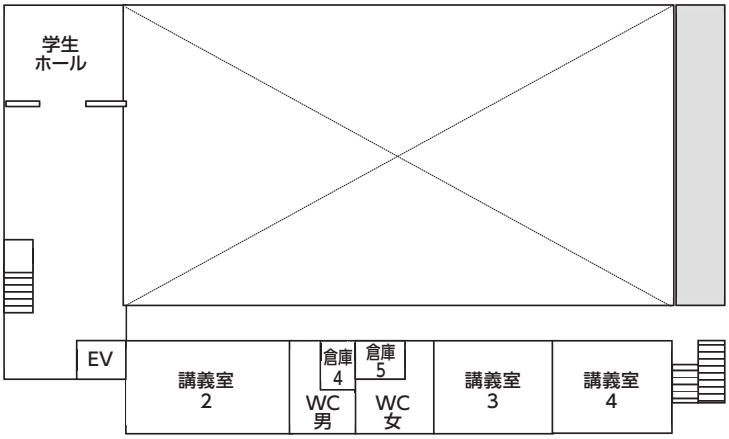

Campus Guide 2026

2

学生便覧

1. 学校生活の規則……18
(1) 授業について……18
(2) 大学生活について……19
(3) 遅刻・早退・欠席について……19
(4) 公欠について……20
(5) 車両通学について……21
(6) EM局・研究室などに用事がある場合……22
(7) 教室での飲食について……22
(8) 挨拶について……22
(9) アルバイトについて……22
(10) 自己管理について……22
(11) インターネット利用時の注意……22
(12) 特別な配慮の申し出について……23
(13) 通称名使用の申し出について……23
(14) 喫煙について……23
(15) 飲酒について……24
(16) 薬物乱用防止について……24
(17) 懲戒について……24

2. 大学生活の手引き……25
(1) 大学からの掲示・連絡について……25
(2) 学籍と学生証について……25
(3) 学籍の異動について……26
(4) 届出・願……27
(5) 各種証明書・通学定期・学割証について……28
(6) 忘れ物、拾得物について……30
(7) 火災・地震などの防災について……30

3. 学納金……31
(1) 学納金の納付について……31

4. 奨学金制度……34
(1) 日本学生支援機構奨学金……34
(2) 高等教育の修学支援新制度……34
(3) みらい奨学金……34
(4) 地方公共団体の奨学金……34
(5) 社会福祉協議会実施の保育士修学資金貸付制度……34
(6) 教育ローン……34

5. 大学施設の利用……35
(1) 大学の開門・閉門時間……35
(2) 学生の使用できる施設・設備……35
(3) 図書館利用案内……37

6. キャンパスライフの支援……41
(1) 健康管理について……41
(2) 団体保険について……41
(3) 学生相談について……42
(4) ハラスメントについて……42

7. 個人情報保護……43
(1) 個人情報の取得について……43
(2) 個人情報の利用について……43
(3) 個人情報の第三者提供について……43
(4) 個人情報の管理について……44
(5) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について……44

8. キャリア支援……45
(1) キャリアセンターのキャリア支援……45
(2) 保育・教職センターのキャリア支援……45
(3) 支援体制の特徴……45
(4)「技能と心の調和」のとれた「人財」の養成……45

9. 地域連携活動……46

10. 課外活動・学友会……47
(1) 課外活動について……47
(2) 課外活動の諸手続き……47
(3) 学友会について……47

1. 学校生活の規則

常に、本学学生として自覚ある学校生活を送りましょう。

(1) 授業について

授業中は静粛にし、学ぶ環境を自らつくりましょう。

① 授業の始めと終わりには、号令係の合図により起立し、礼をします。

② 授業終了後、指定されたもの以外は学内に置いて帰ることはできません。

③ 授業中は、上着、サングラス、帽子、マフラー等の着用を禁止します。ただし、体調を崩しているなど必要な場合は、授業開始前に担当教員にその旨を申告し、着用の許可を得てください。

④ 授業中の携帯電話等の使用を禁止します。許可なく授業の録画や録音をすることも禁止です。授業中は電源を切る、もしくはサイレントモードにしてカバンにしまいます。(授業中に携帯電話等の使用や、電源・音の切り忘れがあった場合、携帯電話を一時没収します)

⑤ 授業に関係のない物は机の上に一切置かないでください。(飲食類・携帯電話等)

災害等による授業措置について

① 交通機関運行停止の場合の授業措置

災害、事故、ストライキ等により交通機関の一部が不通となっても、大学は可能な限り授業を実施します。ただし、東武スカイツリーライン・京成本線・つくばエクスプレス線の全線がともに不通となった場合並びに授業の実施が不可能であると学長が判断した場合に限り、次の通り休講措置を講じます。

東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン)・京成本線 つくばエクスプレス線	授業の取扱い
午前7時現在不通の場合	1限および2限の授業を休講とする。
午前10時現在不通の場合	3限～5限の授業を休講とする。

休講の決定は、掲示のほか、CoLS (Communication & Learning System、コルズと読む) にてお知らせします。
なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

② 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の授業措置

大規模な地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には、直ちに授業を中止し、以降の授業を休講とします。また、その際はCoLSにてお知らせしますので、以下の対応をしてください。

- 在宅中および通学途中の学生は、登校を中止してください。
- 学内にいる学生は、大学の連絡・指示に従ってください。

なお、翌日以降の授業の取扱いは、次の通りです。

警戒宣言の状況	授業の取扱い
午後6時までに警戒宣言が出されなかった場合、 または、警戒宣言が解除された場合	翌日から平常通り授業を行う
午後6時において警戒宣言が解除されていない場合	翌日の授業を休講とする

授業の取扱いの決定は、掲示のほか、CoLSにてお知らせします。
なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

※地震防災対策強化地域判定会:大規模地震対策特別措置法第3条1項に規定する地震対策強化地域に係る大規模な地震の発生の恐れに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会をいいます。

③ Jアラート（弾道ミサイル発射時）作動時の授業措置

- 全学的に休講等の措置を講ずる必要があると判断した場合は、CoLS、本学ホームページおよび学内放送等でお知らせします。なお、この影響で公共交通機関の遅延が生じた場合は、通常の交通機関遅延の手続きに準じます。
- 授業が通常通り実施され、自宅待機しているため止む無く授業に遅刻する場合は、大学エンロールメント・マネジメント局（以下「EM局」という。）に電話連絡をし、その旨を授業担当教員に申し出てください。

● 学外実習等の場合の取扱い

保育実習、教育実習、介護等体験等の場合は、各実習先の指示に従ってください。

● 休講措置等の決定

- ①及び②の取扱い基準に該当する事態が発生した場合は、授業について学長が授業措置を決定するものとします。

(2) 大学生活について

① 大学の建物・備品等を破損または紛失した場合は、原則として学生又はその保護者・保証人が損害を弁償するものとします。学内の備品の無断使用は禁止です。

② 外部からの電話・訪問者の取次ぎは緊急の場合を除き一切応じません。

③ ゴミは不燃物・可燃物・資源ごみ（空き缶・空き瓶・ペットボトル）と分けゴミ箱に捨ててください。

④ エレベーターは、来客者・教職員が優先して使用します。できる限り階段も使用してください。エレベーターが混み合っての遅刻は認められません。

⑤ 携帯電話を使用する際には、周囲の迷惑にならないよう、注意してください。

⑥ 学内の電源を使って携帯電話を充電することは禁止です。充電が必要な場合は、チャージスポットを使用してください。

⑦ 授業で使用するノートパソコン、タブレット端末等の情報通信機器は自宅で充電をした上で、持参してください。

⑧ 実習や課外活動（MIRAI FES.等）等の交通費は実費となります。

(3) 遅刻・早退・欠席について

① 遅刻、早退または欠席をする場合は、授業開始前までに、電話で大学EM局に連絡してください。

② 遅刻した者が教室に入る場合は、担当教員にその理由を述べ、許可を得てください。

③ 20分以上の遅刻・退室は欠席扱いとなります。

④ 体調不良などで退室する場合は、担当教員へ申し出てください。

⑤ 理由のある遅刻・欠席の取り扱いは担当教員に確認してください。公共交通機関の遅れの場合は、大学へ電話連絡をし、各交通機関（鉄道に限る）で遅延（延着）証明書をもらい、クラス・氏名を記入しその授業の担当教員へ提出してください。

(4) 公欠について

① 公欠とは

正課の授業を欠席した場合、その理由が本学の定める事由によるものである場合に、申請によって「公欠」として扱われます。ただし、「公欠」はあくまで「理由ある欠席」であり出席扱いにはならず、欠席として扱われます。「公欠」と認められた場合、通常の欠席と異なり、状況によって補填措置を申請することができます。

② 公欠として扱われる場合

以下にあげるア・イ・ウ・エ・オの場合に「公欠」の申請ができます。

ア. 3親等以内の親族および配偶者の死亡による忌引き（法事は含まれません。）

1親等および配偶者（7日）	・会葬礼状など証明書を添付（コピー可） ・証明書に記載された日を含む連続した日数（土・日・祝日を含む）
2親等（3日）（ただし兄弟姉妹は5日）	
3親等（2日）	

イ. 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症など

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

上表のほか、感染性の強いロタウイルス・ノロウイルスによるもので、本学所定の「感染症に係る登校許可証明書」が医師から発行された場合も、「公欠」扱いとなります。

ウ. 本学が認めた実習（単位付与に係る実習及び実習オリエンテーションを含む）

単位付与に係る「保育実習」「教育実習」「保育・教育ボランティア実習Ⅰ」「保育・教育ボランティア実習Ⅱ」「介護等体験」「心理実習」「単位型インターンシップ」およびこれらの科目において実習先から日程を指定された「オリエンテーション」など

エ. 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合

裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合
裁判員として選任され、裁判（公判、評議、評決）に参加した場合

オ. 検察審査員又は補充員に選任され、検察審査会議に出席する場合

③ 公欠に関する手続き

「公欠」の申請をする場合は、以下の書類を所定の期間内に提出してください。

公欠事由	提出書類	書類提出期間
ア. 3親等以内の親族および配偶者の死亡による忌引き	「公欠願」、「公欠連絡カード」(EM局備付け)、「会葬礼状」	事由消滅後、2週間以内(休日・指定された入校禁止日を含む)に提出すること。ただし、ウの場合においてあらかじめ実習期間が確定している場合は事前に提出すること。
イ. 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症など	「公欠願」、「公欠連絡カード」、「感染症に係る登校許可証明書」(EM局備え付け)	
ウ. 本学が認めた実習	「公欠願」、「公欠連絡カード」(EM局備付け)ただし、「公欠願」は提出前に保育・教職センター／心理実習指導室／キャリアセンターで確認印の押印が必要。	
エ. 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等	「公欠願」、「公欠連絡カード」(EM局備付け)、「裁判所発行の通知文書」	
オ. 検察審査員又は補充員に選任され、検察審査会議に出席する場合		

「公欠願」が受理されたら、交付される「公欠連絡カード」をすみやかに授業担当教員に提出してください。

④ その他

- その他流行感染症に係る対応については適宜定めることとします。該当する事案が生じた際は、担当キャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)に相談してください。
- 提出期間を過ぎてからの申請は受付けられません。
- 公欠の場合、状況によって欠席した授業の補填措置を申請することができます。
  (補填措置については、「履修の手引き」該当項目を参照してください。

授業は全て出席することが原則です。しかし、不測の事態で出席できない事由が生じることがあります。たとえ公欠であっても、欠席回数に含まれますので、単位修得条件(2/3以上の出席)に抵触しないよう毎回の授業への出席を怠ってはなりません。特に実習で公欠が発生することがあらかじめ予定されている場合は、注意してください。

(5) 車両通学について

① 自動車・バイクでの通学禁止

本学キャンパス内には来客用の駐車スペースしかありません。そのため学生の皆さんが自動車、バイクで通学することを認めていません。大学周辺での路上駐車および他施設の駐車場などへの無断駐車等の行為は、近隣住民・施設の方々に多大な迷惑をかけることになるばかりか、法令上の違法駐車ですので厳しい処罰の対象となります。

② 自転車通学

自転車通学については、規則を守ることを原則として許可しています。なお、自転車の二人乗りや飲酒・酒気帯び運転は、道路交通法により禁止されています。ルールを守り、事故のないよう、安全運転及びマナーを心がけてください。

(6) EM局・研究室などに用事がある場合

入室の際はまずドアを3回ノックし、バック等を手に持って入室します。入室後、「失礼いたします」と言い、クラス・氏名・用件を告げます。(上着、サングラス、帽子、マフラー、スマホストラップ等は外してください) 退室時には「失礼いたします」の言葉を添えて退出するようにしてください。

(7) 教室での飲食について

情報処理室、音楽室、ピアノレッスンルーム、図画工作室、調理・保育実習室、みらいホール、保育・教職センター、体育館、情報処理室 (LL室)、多目的実習室、心理学実験室などの特別教室をはじめ、飲食が禁止されている教室があるので注意してください。

(8) 挨拶について

本学は挨拶を大事にしています。学内で、学生・教職員・来客の方へ積極的に挨拶を交わし習慣づけてください。

(9) アルバイトについて

学業を最優先に考え、アルバイトが学業に支障をきたさないことが前提です。トラブルを防ぐためにも労働基準法を理解し、くれぐれも闇バイトや違法な仕事には関わらぬよう注意してください。本学学生として不適切だと判断したアルバイトについては、禁止する場合があります。

(10) 自己管理について

貴重品や教科書・教材など、私物の紛失について大学は一切責任を負いません。自身の持ち物の保管・管理には十分注意してください。

※堀切キャンパスの更衣室にあるロッカーは、学期ごとに貸出しをします。詳細はCoLSで案内しますので、必ず確認してください。(貸出しは無料ですが、保証金を預かります。)

(11) インターネット利用時の注意

インターネット上へのあなた自身に関する個人情報の書込みは、慎重に行ってください。あなたが書込んだ個人情報が原因で大きな犯罪に巻込まれる場合があります。なお、本学の名前を書込むことにより本学の名誉を傷つけること、他人の名前を書込むことにより他人の名誉を傷つけることを禁止します。

(12) 特別な配慮の申し出について

疾病・負傷中又は障がいのある学生で、特別な配慮を希望する場合は、担当CAに相談してください。

〈合理的配慮とは〉
障がい等のある学生が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が行う必要かつ適当な変更・調整で、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、大学等に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

① フロー

特別な配慮が必要な場合は、担当CA及び担任・ゼミ担当教員等と面談を実施し、障がい等のある学生の希望との調整を行います。なお、学期ごとの申請受付であり、また、提出いただく診断書（修学上の具体的な配慮に関する意見が記入されたもの）や必要書類の準備、配慮内容の検討に時間を要するため、学期開始数カ月前を目安にご相談いただくことを推奨します。

② 支援例

内容については、個別に調整されます。そのため、その内容は一律には決まりませんが、一例として、座席配慮等の環境調整、PCやイヤーマフのAT（支援機器・支援技術）の使用許可、教授内容の視覚化等が挙げられます。

※合理的配慮は学修の機会均等を目指すもので、結果（例えば、評価や単位取得、資格・免許取得等）を保証するものではありません。その他、該当しない例として、教育機関として本来的に行うべき業務ではない内容、講義の到達目標（本質的事項）に対して変更および調整を求める内容、実現可能性に乏しい内容や他者への著しい不利益が想定される内容、学生本人の意向が反映されていない内容などが挙げられます。学外実習においても、実習担当教員等との相談によって検討・調整しますが、必ずしも合理的配慮が適用・保証されるものではありません。

(13) 通称名使用の申し出について

本学に在籍する学生は、以下のいずれかに該当する場合、所定の手続きを行うことにより、学内において通称名を使用することができます。希望する場合は、担当CAに相談してください。

1. 学生本人または父母の婚姻等により戸籍上の姓を変更した場合で、旧姓を使用する場合
2. 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合または氏名を短縮し通称名として使用する場合
3. 性別違和のある学生が通称名を使用する場合
4. その他安全面の確保等を目的とし通称名を使用する場合

(14) 喫煙について

火災予防上、指定された場所以外での喫煙は禁止します。20歳未満の喫煙は、法律で禁止されています。また、登下校中での喫煙も禁止します。（足立区内は、歩行喫煙禁止です。）所定の場所での喫煙は、社会人としてのマナーを守るという前提で許可をします。
また、喫煙は健康上大きな影響があり、さまざまな疾病の原因になることが専門家より指摘されています。周囲の人たちの健康にも影響を及ぼすことになります。自分の健康や周囲の人たちにもさまざまなリスクをもたらす可能性があることを十分理解しておく必要があります。

(15) 飲酒について

学内での飲酒は禁止です。また、20歳未満の飲酒は法律で禁止されているばかりではなく、心身の発達に悪い影響があります。なお、一気飲みなどによる急性アルコール中毒は命を落とす危険性もあるため、お酒の飲み方には十分気をつけてください。

〈急性アルコール中毒防止のために〉

アルコールハラスメント（酒にまつわる嫌がらせ、人的侵害）

- 飲酒の強要
- 一気飲みの強要
- 意図的な酔いつぶし
- 飲めない人への配慮を欠くこと
- 酔ったうえでの迷惑行為

(16) 薬物乱用防止について

近年、大学生の麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物乱用が問題になっています。薬物乱用は脳が侵されるなど体や生命に害を与えるだけでなく、殺人などの犯罪につながる可能性もあります。違法薬物の害や怖さを知って絶対に手を出してはいけません。

(17) 懲戒について

法律、学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱す、または性行不良、その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、「東京未来大学の懲戒に関する細則」に基づき、懲戒します。

[懲戒の種類]

- 戒告
- 停学
- 退学

[次の行為があった場合は懲戒の対象となります。]

- 大学内外における暴力行為
- 試験に関する不正行為
- 大学の定める規則に違反し、再三の注意にもかかわらず改めない者
- 大学の品位を著しく傷つける言動
- 大学の研究および教育活動に対する著しい妨害
- その他大学の秩序を乱し、学生の本分を著しく逸脱したと認められる行為

2. 大学生活の手引き

(1) 大学からの掲示・連絡について

① 掲示板

大学が発信する皆さんにとって必要な情報は原則として掲示（CoLS・掲示板）で行われます。頻繁に更新されますので、毎日必ず見るように心がけてください。
また、掲示したものは、皆さんが確認したものとして処理しますので、掲示を見なかったという理由で修学に支障をきたすようなことが起こらないようにしてください。
掲示を見ていなかったために、重要な申請等ができなかったということがないようにしてください。「見なかった」「知らなかった」ということは理由になりません。常に最新の情報を入手するように心がけてください。

② 連絡

学外から学生への電話の取次ぎには原則として応じません。ただし、緊急連絡のときは事情を説明して臨機の措置をとってもらってください。また、学生の身上、住所、電話番号、成績などの問合わせには応じられません。行事、授業、試験等については事前に掲示等で確認し、不明点がある場合は直接EM局で尋ねてください。

③ 郵便物

学生個人宛の郵便物等については取扱いをしません。アパートなどに一人暮らしの場合でも宛先は学生自身の住所にしてください。

(2) 学籍と学生証について

学籍は、大学が皆さんに対して本学に所属することを認めた資格であり、学籍を有する皆さんには、これを証明するものとして「学生証」を渡しています。また、皆さんには専用の「学籍番号」が付与されます。

① 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。提示を求められた際にすぐ提示できるように、常時携帯してください。学内においては「証明書・学割」の申請や、図書館で本を借りる場合、大学の施設を借りる場合等には、必ず提示しなければなりません。また、学生証は、他人に貸してはなりません。学生証は傷がつかないよう大切に扱ってください。

② 学生証の紛失等

万一、学生証を紛失もしくは破損、氏名変更をした場合は速やかにEM局に届出をし、再交付の手続きを取ってください。本人確認ができないほど学生証表面に傷がついている場合も同様です（再交付する場合は、発行手数料が必要になります）。

③ 学籍番号

学生証に記載されている学籍番号は、卒業後も変わりません。各種証明書発行手続、定期試験等に利用されるものです。卒業後に証明書などの発行を依頼する場合も必ず学籍番号を明記してください。
なお、学籍番号の記号・番号は、次の区分で付されていますので、自分の学籍番号をよく理解して覚えておいてください。

[例] 2026年度春学期入学・心理専攻・001番

26	S	11	001
入学年度の下2桁	入学時期 （春学期S） （秋学期A）	学科・専攻 11：心理専攻 12：こども保育・教育専攻 21：モチベーション行動科学科	個人番号 （通学001 ～）

(3) 学籍の異動について

学籍異動を希望する場合は、担当CAに申し出の上、様式等書類を受け取り、必要書類を提出してください。

手続き期限

【①〜⑤】 事前に担当CAに申し出を行い、春学期は8月末までに、秋学期は2月末までに手続きを済ませてください。
【⑥・⑦】 事前に担当CAに申し出を行い、春学期は7月末までに、秋学期は1月末までに手続きを済ませてください。

① 休学

病気その他やむを得ない事由により3か月以上欠席する場合は、学期を単位として、保護者・保証人連署の上、所定の「休学願」の届出により、休学することができます。休学の期間は当該年度末までです。ただし、特別な事情がある場合は、願い出により1か年に限り延長を認めることがあります。なお、休学期間は通算して4か年を超えることはできません。

② 復学

休学者は保護者・保証人連署の上、所定の「復学願」の届出により、学期の始めに限り復学することができます。

③ 留学

外国の大学または短期大学で学習することを志願する学生は、学長の許可を得て留学をすることができます。留学した期間は、修学年限に算入することができます。
また、留学によって修得した単位は、教授会の議を経て、卒業の要件になる単位として認定することができます。

④ 退学

やむを得ず退学する場合は、保護者・保証人連署の上、所定の「退学願」を提出し、許可を得て退学することができます。退学を希望する場合は、担当CAに相談してください。

⑤ 除籍

以下の者は、除籍となり学生の身分を失うことになります。
(ア) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
(イ) 在学年限を超えた者。
(ウ) 休学期間を超えて、なお復学できない者。
(エ) 長期にわたり行方不明の者。
(オ) 死亡届けのあった者。

⑥ 転部

本学の一つの学部から他の学部に転部を希望する場合は、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数を考慮し、選考の上、教授会の議を経て転部を許可されることがあります。転部を希望する場合は、担当CAに相談してください。

⑦ 転籍

通信教育課程への転籍を希望する場合は、教授会の議を経て転籍することができます。転籍を希望する場合は、担当CAに相談してください。

修業年限と在学期間について

卒業をするために最低限必要な年限を修業年限といい、標準修業年限は4年となります。なお、休学期間は修業年限に含まれませんので、休学した場合は、その期間だけ卒業時期が延びることになります。また、休学した期間は在学期間に含まれません。

(4) 届出・願

住所変更など、入学時に大学へ届出た内容に変更があった場合、所定の書類を速やかに指定の場所に提出してください。各種届出・願などの書類は「届出・願一覧」を参照し、書類が必要な場合は、EM局で手続きをしてください。

〈届出・願一覧表〉

届出・願などの種類	備考
休学願	休学申請時に提出
復学願	休学から復学申請する際に提出
退学願	退学申請時に提出
公欠願	忌引き・実習などで欠席する際に提出
住所変更/改姓・改名/保護者・保証人変更届	住所・電話番号などに変更がある場合に提出
各種証明書申込書	各種証明書を申込む時に提出
授業料等納付金分納願	授業料の分納を願出るときに提出
授業料減免願	休学時の授業料の減免を願出るときに提出
課外活動等実施願	学外で部・同好会活動やボランティア活動をする際に提出
ピアノレッスンルーム利用申込書	ピアノレッスンルームの利用を申出るときに提出
公欠連絡カード	公欠の届出の際に提出
登校許可証明書	
公欠補填申請書・回答書	公欠による補填措置（補講）を申請するときに提出

(5) 各種証明書・通学定期・学割証について

① 各種証明書の申込みおよび発行

証明書は発行機取り扱いの種類とEM局で受付・発行を取り扱う種類に分かれています。発行する証明書の種類・手数料・交付日の目安については、「証明書発行一覧表」を確認してください。

- EM局での取扱時間は原則9：00 ～ 18：45です。(年末年始および土・日・祝日を除く。)
- 発行機での取扱時間は9：00 ～ 17：00です。(この時間以外は発行できません。また、休日及び大学の指定した日 (休校日、入校禁止日等) には発行できません。)
- EM局で証明書を発行する際は、学生証を提示してください。また、発行機では、学生証のほかにCoLSのパスワードも必要となります。(証明書は法律などに基づき社会的に効力のある文書ですので、申込みは本人が行ってください。)
- 電話および郵送による証明書の申込みが必要な場合は、相談してください。

② 通学定期

電車・バスの通学定期券は、最寄りの定期券発売所の窓口に「学生証」を提示し、購入してください。

※現住所の最寄駅から大学の最寄駅までの区間で最短経路、最低金額などに限り購入することができます。アルバイトなど通学以外の目的では購入できません。通学証明書の不正使用は、鉄道会社・バス会社および本学から罰せられます。

③ 学生旅客運賃割引証 (学割証)

- 学割証は、片道の区間内において100kmを超え、帰省などで利用する場合に使用することができます。割引料金は普通運賃の2割引となりますが、特急料金・座席指定料金などは割引の対象外となります。
- 学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。

原則として、次の目的による長距離移動で必要があると認められる場合に限り発行することができます。(日本学生支援機構により定められています) 個人的な旅行 (卒業旅行など) に発行・使用することはできません。

(1) 休暇、所用による帰省

(2) 実験実習などの正課の教育活動

(3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動

(4) 就職または進学のための受験等

(5) 学校が就学上適当と認めた見学あるいは行動への参加

(6) 疾病の治療その他修学上支援となる問題の処理

(7) 保護者の旅行への随行

※場合によって、旅客会社各社では学割を利用するより割引率が高いものもありますので、各自で調べてください。

※学割証の有効期間は3か月 (学割証に記載) ですが、1月以降は全て3月31日までが有効期間となります。

④ 証明書発行一覧表

本学が取扱っている証明書の種類と料金は下表の通りです。

証明書の種類	取扱窓口	料金（1通）	交付日の目安	備考
学割証	発行機	無料	即時	
在学証明書		¥300	即時	
成績証明書		¥300	即時	修得した科目、単位の証明
健康診断証明書		¥300	即時	各年度5月上旬以降に発行
卒業見込証明書		¥300	即時	卒業予定年度の5月以降に発行
学生証（再発行）	EM局	¥3,600	3週間後	交付の際は別途連絡あり
通学証明書		無料	当日	
在籍証明書		¥300	2日後	休学・停学中の在籍を証明
在学証明書（英文）		¥1,000	10日後	
在籍証明書（英文）		¥1,000	10日後	
成績証明書（英文）		¥1,000	10日後	
卒業見込証明書（英文）		¥1,000	10日後	
資格取得見込証明書		¥300	2日後	卒業予定年度の5月以降に発行
免許状取得見込証明書		¥300	2日後	卒業予定年度の5月以降に発行
推薦書		¥500	10日後	書式指定のある場合を含む
指定保育士養成施設 卒業見込証明書		¥300	2日後	保育士登録申請用
個別に別途特別作成を 要する書類		¥500	10日後	
個別に別途特別作成を 要する書類（英文）		¥1,000	10日後	

※各見込証明書は、卒業予定年度各学期の履修登録の結果、同年度をもって卒業が可能と判断される場合のみ発行されます。

[注意事項]

● 取り扱い窓口がEM局の場合

- 交付日の目安に土・日・祝日は含まれません。
- 証明書の内容により、日数がかかる場合があります。
- 夏期・冬期・春期休業期間、混み合う時期には、交付までに表記以上の期間がかかる場合がありますので余裕をもって申請してください。

● 取り扱いが発行機の場合

- 「学割証」「在学証明書」「成績証明書」「健康診断証明書」「卒業見込証明書」は発行機のみでの発行となります。（窓口では取り扱いません。）また、学生証がなければ一切発行できません。
- パスワードを忘れたり、3回以上誤って入力すると発行できなくなります。その場合はEM局に申し出てください。なお復旧するのに1日以上を要しますので、翌日以降の発行となります。
- 証明書の厳封を希望する場合は、証明書と学生証をもってEM局窓口に申し出てください。（原則EM局開室時間に準ずる）
- メンテナンスやデータ更新作業のため、発行機が一時停止する場合は予めお知らせします。

● **共通**

※やむを得ず、本人以外（家族等）が申請する場合は、以下の書類が必要です。

- 証明書申込書
- 証明書料金（郵送の場合は、証明書料金分の郵便小為替）
- 申請者本人の身分証明書（在学生は学生証、卒業生は運転免許証など）の写し
- 申請者本人の委任状（本人の印鑑が捺印されたもの）
- 郵送希望の場合は、必要な料金分の切手を貼った返信用封筒

(6) 忘れ物、拾得物について

学内で物品を拾得・紛失した場合は、EM局に届出てください。
六町グラウンド・体育館での忘れ物、拾得物は六町職員室へ届出てください。
保管期間終了後は廃棄しますので注意してください。
普段から紛失や盗難防止のために各自持ち物の保管・管理には十分気をつけてください。また、紛失・盗難防止のために所持品には記名してください。

(7) 火災・地震などの防災について

災害発生時は教職員の指示に従い、整然と行動してください。また、避難経路が構内に掲示されていますので、日頃から避難経路を確認し、正しく把握しておいてください。

① 火災防止

- 学内には、危険物類、引火性物品を許可なく持込んではなりません。
- 火災を発見した場合は、EM局もしくは近くの教職員に通報してください。
- 指定された場所以外での喫煙は一切禁止します。

② 地震対策

- 授業時間内に大規模な地震が発生した場合は、窓や棚のそばなどの危険な場所から離れ、しばらくその場で様子を見てください。余裕があれば戸を開放し、脱出経路を確保してください。また、エレベーターは使用しないでください。
- 交通、通信網の混乱に備えて、大学から自宅までの徒歩による経路の確認、非常事態の際の保護者・保証人との連絡方法などを確認しておいてください。

③ Jアラート（弾道ミサイル発射時）作動時

[屋外にいる場合]

- 食堂、体育館および構内の教室に避難してください。（B棟1階の学生ホールはガラス壁であるため、被害が及ぶ可能性があるので、避難しないでください。）

[屋内にいる場合]

- 授業中の場合は、そのまま教室で待機し、窓を閉め、換気・エアコンのスイッチを切り、机の下に隠れることができるよう準備してください。
- 廊下等の共有スペースにいる場合は、空き教室に避難し、上述と同じ対応をしてください。

[落下物らしきものを発見した場合]

- 口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、大学構内の場合はEM局へ、学外の場合は警察または消防に連絡してください。

3. 学納金

(1) 学納金の納付について

① 学納金の納付

在学生は、下記に定める学納金を半期ごと（春学期分・秋学期分の年２回）の定められた期日までに納付しなければなりません。納入については、郵送される学納金納付の文書で、本学が指定する金融機関の口座へ振込、または口座振替により納付してください。

② 休学中の学納金納付・減免

休学中であっても、学納金は納入しなければなりません。ただし、休学を許可された者が、所定の期限までに、「休学願」および「授業料減免願」を提出した場合は、授業料に限り減免することができます。

③ 退学者の学納金納付義務

退学を希望する者は、当該学期分の学納金を納付しなければなりません。

④ 除籍

期日までに納付がなく、かつ督促してもなお納付されない場合、東京未来大学学則第42条により除籍となります。

⑤ 学納金

こども心理学部

単位：円

学納金	初年度納入額	2年次以降納入額
入学金	100,000	—
春学期分授業料	400,000	400,000
施設設備費	250,000	250,000
教育充実費	200,000	—
春学期納付金 計	950,000	650,000
秋学期分授業料	400,000	400,000
秋学期納付金 計	400,000	400,000
年間納付金 計	**1,350,000**	**1,050,000**

モチベーション行動科学部

単位：円

学納金	初年度納入額	2年次以降納入額
入学金	100,000	—
春学期分授業料	420,000	420,000
施設設備費	250,000	250,000
教育充実費	200,000	—
春学期納付金 計	970,000	670,000
秋学期分授業料	420,000	420,000
秋学期納付金 計	420,000	420,000
年間納付金 計	**1,390,000**	**1,090,000**

⑥ 諸費用

金額は2025年度実績です。変更になる可能性があります。

こども心理学部

単位：円

諸費用	初年度納入額	2年次以降納入額	卒業年度納入額
学生総合保障共済	10,000	10,000	10,000
学友会 入会金	4,000	—	—
学友会年会費	5,000	5,000	5,000
新入生研修費用	10,000	—	—
同窓会費	—	—	10,000
卒業アルバム	—	—	12,100
謝恩会費用	—	—	12,000

モチベーション行動科学部

単位：円

諸費用	初年度納入額	2年次以降納入額	卒業年度納入額
学生総合保障共済	10,000	10,000	10,000
学友会 入会金	4,000	—	—
学友会年会費	5,000	5,000	5,000
新入生研修費用	10,000	—	—
同窓会費	—	—	10,000
卒業アルバム	—	—	12,100
謝恩会費用	—	—	12,000

⑦ 実習費

金額は2025年度実績です。変更になる可能性があります。
以下以外に資格取得手数料等が発生し、随時納入が必要になります。
なお、履修登録後は、実習中止等になった場合であっても、納入された実習指導費の返還はできません。

こども心理学部　　単位：円

科目名	納入額
保育実習ⅠA	16,000
保育実習ⅠB	16,000
保育実習Ⅱ	16,000
保育実習Ⅲ	16,000
教育実習Ⅰ（幼）	16,000
教育実習Ⅱ（幼）	16,000
教育実習Ⅰ（小）	16,000
教育実習Ⅱ（小）	16,000
介護等体験	20,000
心理実習	55,000

※保育実習（ⅠA・ⅠB・Ⅱ・Ⅲ）は、別途腸内細菌検査料が発生します。

モチベーション行動科学部　　単位：円

科目名	納入額
教育実習Ⅰ	16,000
教育実習Ⅱ	16,000
介護等体験	20,000
心理実習	55,000

⑧ 年度一括納入について

学納金は事前に書面にて手続きをすることにより、実習費・一部の諸費用を除き、年度ごとに一括で納入することができます。

⑨ 学納金の延納・分割納入について

在学生は、半期ごとの学納金について延納又は分割して納入することができます。ただし、実習費・一部の諸費用については延納・分割納入の対象外です。
延納・分割納入を希望する場合、各期の学納金の案内到着後、申請してください。

4. 奨学金制度

本学では以下に掲載する奨学金を主に取り扱っています。
奨学金に関する連絡事項は全てCoLSでお知らせします。申込漏れ等がないよう各自で必ず確認してください。

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の奨学金には、利息の付かない第一種奨学金と利息の付く第二種奨学金があります。採用されるためにはマイナンバーを利用した家計基準ならびに学力基準の両方を満たす必要があります。
制度の詳細は日本学生支援機構（JASSO）のHPをご確認ください。

日本学生支援機構（JASSO）HP：https：//www.jasso.go.jp/index.html

(2) 高等教育の修学支援新制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯ならびに、多子世帯の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金２つの支援を行います。
制度の詳細は文部科学省または日本学生支援機構（JASSO）のHPをご確認ください。

文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm
日本学生支援機構（JASSO）HP：https://www.jasso.go.jp/index.html

(3) みらい奨学金

学業成績が優れていて、修学の強い意志があるにもかかわらず、経済的援助が必要な学生を対象に設けられた制度で、返還不要の奨学金（授業料減免実施型）です。
※詳細は奨学金担当までお問い合わせください。

(4) 地方公共団体の奨学金（お住まいの地域の制度を利用してください）

各都道府県や民間企業、団体などが行っている奨学金制度があります。大学を通さずに募集をしている場合もありますので、各自で出身の自治体や教育委員会に問合わせてみてください。

(5) 社会福祉協議会実施の保育士修学資金貸付制度

保育士養成施設に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。
この制度では、保育士養成施設卒業後、児童福祉施設等で保育士業務に５年間継続して従事した場合には、返還が免除されます。
※地方自治体によっては、大学を通さずに募集をしている場合もありますので、各社会福祉協議会の窓口に問合わせてみてください。

(6) 教育ローン

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」や各金融機関の教育ローンもありますので、各金融機関の窓口に問合わせてみてください。

5. 大学施設の利用

(1) 大学の開門・閉門時間

校門の開閉門時刻は次の通りです。

	開門時刻	閉門時刻	備考
平日	8：00	20：30 (時期により変動)	年末年始等、平日でも閉門する日がありますので、年間スケジュールやCoLS・掲示板を確認してください。
土・日・祝日	閉門		

(2) 学生の使用できる施設・設備

学生は授業や学内行事以外に「課外活動（部・同好会・サークル活動）」「自習・研究活動」「その他本学が認めた活動」のために、学内の施設および設備について、一部を除き使用できます。施設の使用時間は原則として開校日の9：00から18：45までです。ただし、全ての施設について、授業、学校行事、公開講座、検定試験等での使用、および使用許可を受けた団体の使用が優先されます。また、大学の意向により利用を制限する場合があります。

① 施設・設備利用の手続きについて

施設を使用する場合、申込期間内に所定の方式で2週間前から使用日当日までに申請し、許可を得てください。学内施設については、所定の取り扱い窓口に申請し、許可を得た場合のみ使用することができます。

施設名		備考	取扱窓口
A棟	小講義室	予約方法等、詳細は別途お知らせします。	EM局
	中講義室		
	大講義室		
	ピアノレッスンルーム (個人練習用)	使用日に受付してください。(受付 9：00 ～ 18：45) ※18：45までに鍵を返却してください。	
	調理・保育実習室	原則として、使用できません。 (特に必要とする場合はEM局に相談してください。)	
	心理学実験室		
	情報処理室（LL室）		
B棟	講義室	予約方法等、詳細は別途お知らせします。	
	情報処理室	原則として、使用できません。 (特に必要とする場合はEM局に相談してください。)	
	図画工作室		
	音楽室（ピアノ）		
	音楽実		
	理科室		

<table>
<tr><td rowspan="4">C棟</td><td>小講義室</td><td rowspan="3">予約方法等、詳細は別途お知らせします。</td><td rowspan="5">EM局</td></tr>
<tr><td>中講義室</td></tr>
<tr><td>大講義室</td></tr>
<tr><td>保育実習室</td><td rowspan="3">原則として使用できません。
(特に必要とする場合はEM局に相談してください。)</td></tr>
<tr><td colspan="2">みらいホール</td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリアカフェ</td></tr>
<tr><td colspan="2">六町グラウンド(フットサルコート、テニスコート、多目的グラウンド)・体育館・講義室</td><td colspan="2">※予約方法等、詳細は別途お知らせします。</td></tr>
</table>

② 施設使用上の注意

使用にあたっては、防火・防災についての配慮を十分にし、万一のことが起こらないよう注意してください。また、使用後は整理・整頓、清掃を行い、後日の講義等に支障がないよう、使用者は十分に配慮してください。利用目的以外での使用は禁止します。

- 施設の予約可能時間は原則として開校日の9:00から18:45までです。
- 学外者および学外団体による施設等の使用は有料で認めています。
- 使用を認められた者以外の立入り、利用は禁止します。
- 所定の場所以外での喫煙および飲食は禁止します。
- 使用後は、直ちに後片付けを行い、原状復帰をしてください。
- 施設、設備、機材・器具等に損害を与えた場合、至急EM局へ申し出てください。なお、当事者はその損害額あるいは、機材等の復旧に要する費用を弁償するものとします。
- その他管理者の指示に従い、各施設の注意事項を遵守してください。

③ 六町グラウンド・体育館

本学には体育授業で使用するほか、サークル活動などで使用できる施設として六町グラウンド・体育館があります。六町グラウンドは、地域や一般にも開放しているので、授業以外で使用を希望する場合は、事前の予約が必要です。

[六町グラウンド・体育館の場所]

東京都足立区南花畑1-14
堀切駅→(東武スカイツリーライン約5分)→北千住駅→(つくばエクスプレス約5分)→六町駅→徒歩約8分

[施設の内容]

フットサルコート2面、テニスコート2面、多目的グラウンド、体育館、小講義室4教室

[予約方法]

※詳細は別途お知らせします。

④ 体育館貸出時の注意点

体育館の使用を希望する公認団体は、所定の手続きを行ってください。なお、使用する際は以下の点に注意してください。

- 近隣の方の迷惑になるので、ドアは必ず閉めて利用してください。またマイク・音響使用時は窓も閉めてください。
- 換気は適宜行ってください。
- ゴミは必ずゴミ箱へ捨ててください。
- 館内での食事は原則禁止としています。
- 使用したものは必ず元の状態に戻し、使用後はモップをかけてください。
- エアコン使用後は、必ず電源を切り、鍵を閉めてください。
- 帰る前に忘れ物がないか、再度チェックしてください。
- 靴は館内に持込んでください。(靴底は上向きにして置くようにしてください。) なお人数が多いなどの理由で、館外に置く場合は、必ず靴を揃えて置いてください。

(3) 図書館利用案内

① 開館日　月～金、及び通信教育課程のスクーリングのある土・日・祝日

なお、長期休業期間については、ホームページを確認してください。

開館時間　平日　9：00 ～ 20：00
スクーリング開催日　10：00 ～ 17：00
長期休業期間 (通学課程)　10：00 ～ 17：00

※臨時に休館または開館時間の変更をすることがあります。詳しくはホームページの「開館カレンダー」をご確認ください

② 図書館を利用するには

● 本学の図書館を利用できるのは以下の人たちです。
- 本学の学生 (通学生、通信生)
- 本学の科目等履修生
- 本学の教職員
- 図書館長が適当と認めたもの

● 図書館に入館する際には、メインカウンターで学生証をカード読取機に通して、入館してください。学生証を忘れた場合は、図書館利用届書に記入して提出してください。退館するときの手続きはありません。

③ 図書館利用上の注意

1 学生証は必ず携帯してください。貸出の際に学生証が必要となります。
2 図書館内の資料や備品は大切に扱ってください。
3 返却期限を厳守してください。
4 閲覧した本は、書架に戻さずブックトラックに置いてください。
5 館内での喫煙、飲食は禁止です。
6 携帯電話等は、サイレントモードにしてください。また通話・撮影は禁止です。
7 席を離れるときは、貴重品を必ず身につけてください。紛失したり、盗難にあったりしても図書館では責任を負いません。
8 他の利用者の迷惑となるような行為 (大声で談笑するなど) は慎んでください。
9 火災発生時、発見者は速やかに係員に通報してください。係員の指示または館内放送に従って避難してください。
10 地震発生時は直ちに書架から離れてください。係員の指示または館内放送に従って避難してください。

④ 図書館サービスの概要

[レファレンスサービス]

レファレンスサービスとは、図書館の利用者が、利用するうえでわからないことがあるとき、また研究上、解決できない疑問点があるときに係員がそのお手伝いをするサービスです。例えば①「障害児教育」をテーマにした論文を探したいが、探し方がわからない、②「乳幼児保育の諸問題」についてレポートを書きたいが、どのような資料があるかわからない、などです。
他大学から資料を借りて、研究のお手伝いもしています。他にも希望する文献を他大学から取り寄せるサービス(ILL)も行っています。係員に声をかけてください。

[館外貸出]

館外貸出の冊数と期間は以下の通りです。

通学課程	5冊	14日以内
通信教育課程	5冊	20日以内
教職員	10冊	30日以内

※実習期間中および春期・夏期休業中の長期貸出を行っています。貸出冊数と期間については、ホームページを確認してください。

貸出における注意事項

必ず貸出手続きをしてください。貸出手続きをせずに資料を館外へ持出そうとすると無断持出防止装置が作動します。

- 貸出、返却はカウンターで行います。
  図書館が閉館している時間帯は、返却ポストへの返却も可能です。
  ※返却ポストに返却された資料は直前の開館日が返却日となります。
  ※図書館開館時は直接カウンターにご返却ください。
  ※返却できない資料
    - ・返却ポストに入らない大型の資料
    - ・刊行年が古いなどの破損しやすい資料
    - ・汚損、破損している資料
    - ・延滞している資料
- 延滞資料(返却期限が過ぎた資料)があるときは、新たな貸出ができません。また延滞の日数分をペナルティーとして、貸出停止処分とします。
- 「禁帯出」ラベルの資料・新聞・学術雑誌は貸出できません。
- 資料の又貸しは厳禁です。
- CD・DVD並びにVHSビデオテープ等視聴覚資料は貸出できません。
- 万一、資料を紛失したり、著しく破損したり、一定期間内に返却しなかったりした場合には、現物もしくは代価による弁償を求められることがあります。

[貸出予約]

利用したい資料が貸出中のときは予約をすることができます。カウンターで受付けます。

[貸出期間の延長]

貸出期間中に、予約がない限り1回だけ貸出期間を延長することができます。カウンターで手続きをしてください。

[文献複写サービス（有料）]
著作権法で許される範囲内*で図書館の資料を複写できます。カウンターで複写申込みの手続きをしてください。ただし、次のような資料は複写できません。

- 和装本、貴重図書、複写によって損傷する恐れのある資料
- 図書館長が不適当と認めた資料

＊著作権法の範囲内とは

- 単行書についてはページ数の多少にかかわらず全体の半分以下
- 雑誌については収録論文数の半数以下。ただし、別刷論文はそのもの１点限り
- 楽譜については１曲の半分以下
- 複写は一人につき１部

[パソコンの利用]
館内にはデスクトップパソコン（5台）が設置されています。これらのパソコンはインターネットに接続されています。
また、ノートパソコン（47台）を貸出しています。貸出には、学生証が必要です。インターネットに接続できるほか、蔵書検索やレポート作成などにご利用ください。
原則、館外に持ち出しできません。
館外貸出希望の場合は、指導教員の署名・捺印のある「図書館PC貸出願い」を提出してください。

[視聴覚資料の利用]
CD・DVD・VHSビデオ等の視聴覚資料は館内視聴のみです。書架にはジャケットのみ配架してあります。視聴したい場合は、カウンターで視聴希望資料のジャケットを呈示し、館内所定のAV資料閲覧席で視聴してください。

⑤ グループ学習室Sophia

グループ（3名以上）による学習・研究に利用することができます。8名用のテーブルが設置されたブースが４つあります。ブース３には、ディスプレイが設置されていますので、用途にあわせてブースを選ぶことができます。

[利用できる時間帯]

- 図書館開館時間内です。
- 事前予約できるのは、1グループにつき１コマ（2時間半）です。
- 予約した時間の後に予約が入っていない場合は、図書館カウンターで延長申請を行い、継続して使用することが可能です。

[予約方法]
以下の２通りの方法で予約ができます。

- 図書館ホームページからのオンライン予約

  使用したい前日16：00までに、予約をしてください。図書館から予約完了のメールが届きます。
- 図書館カウンターでの予約

  予約状況を確認し、空いているようであれば、図書館のカウンターで希望の時間帯、人数、代表者氏名を記入し、予約してください。当日予約も可能です。

[利用方法]

- 学生証を持参のうえ、利用開始時間前に、図書館のカウンターにお越しください。
- カウンターで「使用中」の札を受け取ってください。使用ブースに「使用中」の札をかけてください。
- 利用時間を20分過ぎてもカウンターにこられなかった場合は、予約はキャンセルになります。
- 図書およびパソコンをグループ学習室Sophiaで使用したい場合は、貸出手続きをしてください。(パソコンの館外利用手続きは不要です)
- ホワイトボードを使用したい場合は、図書館カウンターに申し出てください。
- 終了時間の5分前には片づけをし、終了後は「使用中」の札をカウンターに返却してください。

[利用上の注意]

- グループ学習室内での蓋つきの飲み物以外の飲食・喫煙・携帯電話での通話はご遠慮ください。
- 快適な学習環境が守られるよう、大声での会話はご遠慮ください。
- 室内や備品は壊したり汚したりせず、互いに気持ちよく使えるようにしましょう。
- 申込時の混雑状況によってはご期待に添えないことがあります。
- 使い方のルールを守れない場合は、ご退室をお願いすることがあります。

6. キャンパスライフの支援

(1) 健康管理について

充実した学生生活を送るためには、心身の健康が大切です。各自、睡眠時間を確保し、栄養をしっかり取り、規則正しい生活を送り、体調を崩さないようにしてください。

① 定期健康診断

本学では学校保健法に基づいて、毎年定期健康診断を行っています。受診内容は内科健診・血圧・X線・検尿・視力・聴力測定などです。要精密・注意などの結果が出た場合には、再検査を受けるなど各自適切な処置を行ってください。

② 健康保険の利用

健康保険などに加入している家庭の扶養家族の方は、「保険証」の“遠隔地被保険者証”があると便利ですので世帯主の勤務先等に照会してください。

③ 保健室

保健室では簡易な応急処置（投薬等の医療行為は除く）を行うほか、さまざまな学生の健康相談にも応じています。

対 象：本学の全学生
場 所：保健室
時 間：月～金曜日 9：30 ～ 18：00

(2) 団体保険について

本学では学生生活における万が一のときに備えて、損害・傷害・医療保障に対応できる下記の学生保険に加入します。保険の申請や問合わせは、EM局に相談してください。

[学生総合保障共済]

学生生活を安心して過ごすための学生総合保障共済です。不慮の事故での入院や通院時の給付から、病気長期入院一時金や家財災害見舞金などの給付があります。また、共済会に加入することで、宿泊施設やレンタカーなど一部施設の割引が受けられます。詳細については、三幸学園共済会club offのホームページをご覧ください。

(3) 学生相談について

学生生活における学習や人間関係に関することなど、様々な相談を受付けます。(科目履修、将来の進路やそれに即した科目の取り方、勉強の仕方、研究や実習、ボランティア活動、就職活動、部・同好会・サークル活動やアルバイトなどに係る事柄など。)
また、友人関係、大学教員や職員との人間関係などに係る問題、ハラスメントやその他の学内での苦情に関してお話を伺い、必要な情報の提供やアドバイスをします。

対　象：本学の全学生・保護者・保証人
場　所：EM局
相談員：CAや担当教職員

また、うつ状態や不安感など、主に心理的な問題のカウンセリングに関しては、学内心理カウンセラーが対応いたします。

対　　象：本学の全学生
場　　所：学生相談室（わかばルーム）
時　　間：11：00 ～ 17：00
開　室　日：月・火・水・木・金曜日
相談の受付：予約制（EM局や保健室、学生相談室で受付）
相　談　料：無料

(4) ハラスメントについて

本学では憲法・教育基本法・男女雇用機会均等法等の精神に則り、本学の全ての学生、教員および職員の一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育・研究および職務を保障するため、ハラスメントの防止および対応をします。
ハラスメントに関する相談窓口は、教員やCAです。本学は、連絡を受け次第、委員会を置き、相談・助言・救済等を受けられるようにします。

7. 個人情報保護

本学は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。

(1) 個人情報の取得について

本学は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用について

① 本学は、個人情報を以下に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

- 学籍管理、学籍異動管理、健康管理、奨学金管理
- 履修登録、成績管理、授業運営
- 転部、転籍、卒業後の進路に関する情報管理
- 学生証、各種証明書の発行
- 学納金情報管理、口座情報管理
- 学生生活、課外活動支援
- 就職関係情報の作成・管理
- 各種資格関係情報の作成・管理
- 学内施設・設備の利用管理、防犯管理
- 図書館利用情報管理
- 成績通知書および履修状況の保護者・保証人への送付
- 保護者・保証人との成績、履修相談
- 大学、学校の広報誌、催し物案内
- 卒業後の各種案内送付
- 所属する学部、学科、専攻において教職員で構成される組織への必要情報の提供

② 本学は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行った上、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

(3) 個人情報の第三者提供について

本学は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

(4) 個人情報の管理について

① 本学は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

② 本学は、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

③ 本学は、個人情報を持出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

(5) 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

本学は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。
なお、本学の個人情報の取扱いにつきまして意見、質問がございましたら、EM局まで連絡してください。

8. キャリア支援

本学では、次の2つのセンターで学生の皆さんの希望する進路に合わせたキャリア支援を行っています。

キャリアセンター	一般企業、公務員、進学等を目指す学生への支援
保育・教職センター	福祉・保育・教職を目指す学生への支援

CA・担任・ゼミ教員・各センター教職員がチームを組み皆さんの進路に関するサポートを行います。

(1) キャリアセンターのキャリア支援

キャリアセンターでは、就職や進学、資格やインターンシップ・アルバイト・ボランティアに関する情報を数多く提供しています。キャリアカフェでは就職活動用のパソコン利用や、書籍の閲覧、進路に関するキャリアカウンセリングを受けることができます。また各種資格対策講座を実施し、皆さんの進路選択をサポートします。有意義に活用してください。

(2) 保育・教職センターのキャリア支援

保育・教職センターでは、公私立保育所・各種施設への就職を目指す学生、また国公私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭を目指す学生を対象に、就職やアルバイト・ボランティアに関するさまざまな情報提供を行うとともに教員採用試験対策などを実施します。保育、教職関係の仕事についても情報提供を行いますので有意義に活用してください。保育・教職センターキャリアサポートルームでは、求人票の閲覧や就職に関するイベントの開催、履歴書の添削や面接練習、キャリアカウンセリングを受けることができます。

(3) 支援体制の特徴

いずれのセンターにおいても一年生から、担任とCAが皆さんの目指す進路を明確にするための将来設計を皆さんといっしょにしていきます。
また希望する進路の情報・対策に詳しいキャリアセンター、保育・教職センターの担当教職員が、担任・ゼミ教員・CAとともに支援します。

(4)「技能と心の調和」のとれた「人財」の養成

専門知識や技能を身につけるだけでなく、社会人に求められる「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」「コミュニケーション能力」を兼ねそなえ、技能と心の調和のとれた「人財」になるために、さまざまなプログラムを実施しています。

9. 地域連携活動

本学では、「社会に貢献しうる人材」の養成という教育目的を達成するため、地域連携センターを中心に、足立区をはじめとするさまざまな地域との連携活動を行っています。

- **足立区をはじめとするさまざまな地域でのイベントの企画協力・参加**
  （祭りイベント・記念イベント・地元企業コラボイベント・小学校連携イベント・地域連携プロジェクトへの出展及び参加など）
- **近隣地域の実施するプログラムへの参加協力**
  （放課後の見守り保育・放課後子ども教室・夏季キャンプ・高齢者への声かけ運動・防犯防火キャンペーンなど）
- **近隣地域の企業と協力しての商品開発やアイデア提供など**
  （これまでの活動）
  ・出版社との連携によるカードゲームの制作
  ・和菓子店や日本茶専門店、珈琲焙煎専門店との連携による新商品開発など
  ・SDGs配慮商品の開発
- **足立区内の企業見学・就業体験活動への参加**
  （地元足立区と連携した「足立区大学生地域活動プラットフォーム」プログラム参画）
- **その他**
  （各種座談会・ワークショップへの参加・足立区が運営する会合への出席など）

年間を通して、さまざまな企画・イベントが行われます。これらに参加することによって、将来の社会活動や就職活動に向けて、さまざまな経験を積むことができます。
内容は随時、CoLS・掲示板で紹介されます。

10. 課外活動・学友会

(1) 課外活動について

課外活動は、正規の授業時間以外に、学生が自発的に知的、社会的な研究や活動を行うことにより、豊かな人間性を育み、優れた人格の形成やボランティア精神を培うことを目的としています。課外活動の内容や活動を行う組織については、学内の掲示板などでお知らせします。

(2) 課外活動の諸手続き

課外活動を行うにあたって、必要な手続きを取ってください。なお、課外活動で講義を欠席する場合、公欠扱いにはなりませんので注意してください。

活動内容	備考
公認団体（部・同好会・サークル）…試合、大会、合宿等	学外活動届を１週間前までにEM局に提出してください。※提出がない場合、活動中の事故に対しては学生保険が適用されないので注意してください。
インターンシップ・ボランティア	キャリアセンター（キャリアカフェ）、保育・教職センターにて情報を集約していきます。随時、報告してください。
大学の施設・設備を借用するとき	予約方法等、詳細は別途お知らせします。
学内への車両乗り入れ	学生の学内への車両乗入れは禁止します。ただし、課外活動で必要な用具等の運搬を行うために、やむを得ず学内に車を乗入れなければならないときは、事前にEM局に相談してください。
各種掲示・配布物 （ポスター・ビラ等）について	EM局で許可を受けてください。

(3) 学友会について

学友会とは、こども心理学部・モチベーション行動科学部に在籍する全ての学生をその構成員としています。
学友会の主な活動は、学友会組織の運営、学内プロジェクト（行事）の運営、部・同好会・サークル活動、広報活動、その他学生委員会の活動などがあります。また、学友会は会員より会費を集め、この会費が学友会の主な運営費となります。この会費は、学友会運営費、主に部・同好会活動の活動費、大学祭などの学事運営費、学生委員会（学友会組織）の運営費に使われます。
学友会活動や学友会行事は、学校生活を有意義に過ごすためにも、皆さん自身が主体となり積極的に運営に参加してください。

① 学友会組織図

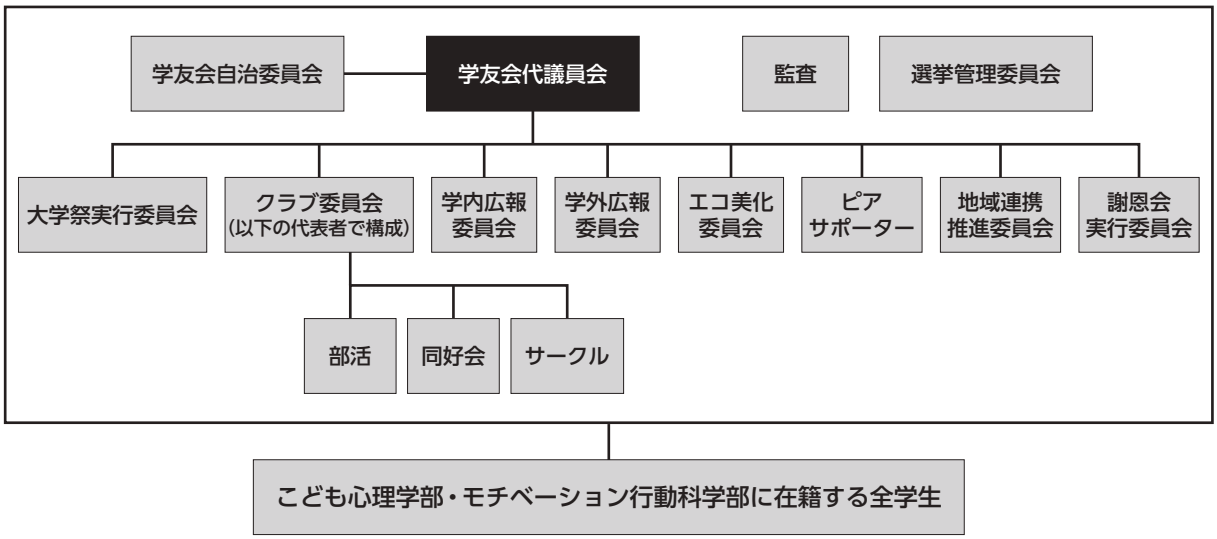

[主な活動内容]

学友会代議員会……各委員会の代表が集まり、学友会の運営を決める合議機関
学友会自治委員会……代議員会の開催、学友会の運営や会費管理
大学祭実行委員会……MIRAI FES.の運営および管理
クラブ委員会……部活動・同好会・サークル活動の運営および管理
学内広報委員会……学内情報ブログの発信等、学生のための情報発信
学外広報委員会……オープンキャンパスの運営および魅力溢れる大学作り・発展のための情報発信
エコ美化委員会……学内美化活動やその他エコ、美化に関するイベントの企画運営および管理
ピアサポーター……在学生のための学習相談や就職相談、その他学生生活に関わるガイダンスやイベントの企画運営および管理
地域連携推進委員会…大学と地域が連携して、こどもみらい祭・クリスマスフェスタ、その他ボランティア等の企画・運営
謝恩会実行委員会……謝恩会の企画運営

② 部・同好会・サークル活動（公認団体活動）

部・同好会・サークルは、学年、学部・学科・専攻の区別なく、志や目的を同じくした本学学生がメンバーとなって、自主的に活動する任意加入団体です。
部・同好会・サークルでは、健全な趣味や豊かな情操を育て、友情を深め、ともに共通の目的のために努力してお互いを磨きあってください。単なる余暇の集まりにとどめることなく、自己啓発のための積極的な活動を望みます。

③ 部・同好会（公認団体）の申請

部・同好会（公認団体）の設立をする場合、年に１度開催される昇格新規設立説明会に参加してください。なお、開催日時はCoLSにて案内します。その後、申請する場合は、申請に必要な書類をEM局に提出し、設立の許可を受けてください。

④ サークル（公認団体）の申請

サークル（公認団体）の設立をする場合、年に１度開催される新規設立説明会に参加してください。なお、開催日時はCoLSにて案内します。その後、申請をする場合は、申請に必要な書類をEM局に提出し、設立の許可を受けてください。

Campus Guide 2026

3

履修の手引き

3-1. 全学共通事項 ……51

1. 履修登録に関する事項……56
2. 単位制度について ……58
3. 授業に関する事項 ……62
4. 試験に関する事項 ……66
5. 成績評価に関する事項……68
6. 担任教員およびCAによるサポート体制……70

3-2. こども心理学部 ……71

1. こども心理学部の教育……72
2. こども心理学科 心理専攻……75
3. こども心理学科 こども保育・教育専攻 ……83
4. 卒業研究科目に関する事項
   [心理専攻、こども保育・教育専攻　共通] ……95

3-3. モチベーション行動科学部 ….97

1. モチベーション行動科学部の教育……98
2. 教育課程に関する事項…… 100
3. 卒業研究に関する事項…… 111

3 履修の手引き

3-1. 全学共通事項

東京未来大学教育理念……53
東京未来大学教育の目的……53
東京未来大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）……53
東京未来大学の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）53
学士力について……53
「身につけるべき学士力」一覧表……54

1. 履修登録に関する事項……56
(1) 履修上の原則……56
(2) 履修登録の方法……56
(3) 履修登録上の注意事項……57
(4) 履修取り下げ制度……57
(5) その他……57

2. 単位制度について……58
(1) 入学前の既修得単位の認定について……58
(2) 検定試験等による単位の認定制度について……58
(3) 放送大学との単位互換制度について……60

3. 授業に関する事項……62
(1) 授業時間……62
(2) 授業形態……62
(3) 単位認定資格……62
(4) 休講・補講……62
(5) 公欠に伴う授業補填措置……63
(6) 遠隔授業の実施について……64
(7) 遅刻について……64
(8) 受講者を制限する場合について……64
(9) オフィスアワー……65

4. 試験に関する事項……66
(1) 追試験について……66
(2) 再試験について……66
(3) 不正行為について……67
(4) その他……67

5. 成績評価に関する事項……68
(1) 成績評価……68
(2) 成績評価の平準化……69
(3) GPA制度……69

6. 担任教員およびCAによるサポート体制……70
(1) 担任教員およびCA……70
(2) クラス制……70
(3) サポート内容……70
(4) 問い合わせ方法……70

東京未来大学教育理念

「技能と心の調和」

専門的な知識や技能を学ぶと共に人間性豊かな心を併せ持つ人を養成するため、「技能と心の調和」を教育理念とする。

東京未来大学教育の目的

高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する。

東京未来大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献しうる人材に学位を授与する。

東京未来大学の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。

学士力について

本学の教育の目的を達成し、ディプロマ・ポリシーに合致し学位を授与されるために、最低限身につけておくべき能力を意味する語であり、学生が専門分野に限らず、広く一般的な教養を身につけることも重視されている。

本学の学生に必要な「学士力」一覧は次ページのとおりである。

「身につけるべき学士力」一覧表

分類		種別	区分	項目1
一般教育科目において身につけるべき「学士力」		汎用的スキル	A	自分たちの文化・異文化を理解し認める力（受容性）
			B	常に学び、向上を続ける態度（生涯学習力）
			C	情報収集ー分析ー解釈ー表現・発信する力（課題を解決する力）
			D	創造し表現する力（創造力）
キャリア科目において身につけるべき「学士力」			E	コミュニケーションの力、協働する力（社会性）
			F	社会の一員として責任ある行動をする力（市民性）
			G	自己を統べる力（倫理観）
専門教育科目において身につけるべき学士力	心理専攻	専門的スキル	H	心理学の知識・技能を理解する力
			I	人間理解を深める力
	こども保育・教育専攻		J	保育・授業場面で活かせる力
			K	職能に限らず、専門的知識・技能を利活用する力
	モチベーション行動科学部		L	個人をみつめる力
			M	他者とかかわる力
			N	組織を動かす力

	番号	項目2
	1	文化・社会と自然に関する知識を理解できる。
	2	意見や立場の違いを理解し、受け入れることができる。
	3	卒業後も自律・自立して学習できる。
	4	目標を設定し、自ら進んで取り組むことができる。
	5	問題を発見し、必要な情報を収集・分析・整理し、解決できる。
	6	獲得した知識・技能を総合的に活用し、課題に適用し、解決できる。
	7	情報を構造化し、分析・評価・統合し、倫理的に活用できる。
	8	自然や社会的事象について、様々な表現方法を用いて分析し、他者に伝達できる。
	9	情報や知識を多角的・論理的に分析し、表現できる。
	10	既存の知識を活用して、新しい価値（アイデア、生産物、方法等）を生みだせる。
	11	自分の意見をわかりやすく伝えることができる。
	12	相手の意見を丁寧に聞くことができる。
	13	多様なメディアを主体的に利用し、他者と連携できる。
	14	他者と協調して行動できる。
	15	他者に目標や方向性を示し、その実現のために行動できる。
	16	自分と周囲の人々や物事の関係性を理解できる。
	17	自己の良心及び法規範・社会のルールに従って行動できる。
	18	よりよい社会を実現するために、自らの資質を活かして積極的に社会に関与できる。
	19	自らを律して行動できる。
	20	状況や変化に沈着な対応を行い、適正な行動ができる。
	21	統計的なデータを読み取り、科学的根拠を用いて説明できる。
	22	子どもの多様な発達プロセスを科学的にとらえることができる。
	23	人の行動や言葉の深い意味を理解できる。
	24	心理学的な枠組みで人間の心の働きを理解できる。
	25	行動や感情の自己管理ができる。
	26	他者の立場に立ち、共感的に理解し関わることができる。
	27	全体を俯瞰しながら、他者の置かれた状況を的確に判断し、適切な援助ができる。
	28	他者の立場を理解し、尊重しつつ、自分の意見も主張できる。
	29	状況に応じた社会的スキルを身につけている。
	30	自らの感情や心の状態を理解し、調整することができる。
	31	子どもの行動に対して、すばやく応じることができる。
	32	場面に必要な表現ができる。
	33	月案・週案・保育教育指導案等の計画を作成できる。
	34	月案・週案・保育教育指導案等の計画に基づいた実践ができる。
	35	円滑に担当クラスの運営を行える。
	36	保育・教育に必要な教材を創造・開発できる。
	37	実践に基づいた正確な記録を作成し、記述できる。
	38	自身を含めた保育・教育者の実践に対して適正な評価を行える。
	39	多様な情報を収集し、分析できる。
	40	子どもの行動を把握し、分析・考察できる。
	41	子どもの成長・発達に対して適正な評価が行える。
	42	場面での環境を把握し、場面に求められる環境を作り出せる。
	43	組織内外の人たちと連携・協働できる。
	44	自分自身を受け入れることができる。
	45	人間の成長発達を理解できる。
	46	客観的な視点で人間行動を理解し分析できる。
	47	モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識に基づいて行動できる。
	48	他者を肯定的に理解することができる。
	49	対人コミュニケーション理論にもとづいたコミュニケーションができる。
	50	自分の関わる企業・組織や市場の情報を収集することができる。
	51	他者に情報を適切に伝達する素材をつくることができる。
	52	組織のなかで自分の立場を理解し、運営にかかわることができる。
	53	国内外の社会情勢を理解する広い視野をもつことができる。
	54	組織経営を円滑化する戦略的な思考ができる。
	55	さまざまな実践経験をもとに地域の人びとと連携できる。

1. 履修登録に関する事項

(1) 履修上の原則

① 原則として学生は、所属学科・専攻、所属学年に開講されている科目を履修します。
所属学科・専攻のカリキュラムにない科目は履修することができません。

② 自分の学年よりも上の学年に開講する科目を履修することはできません。

③ 同じ曜日の同じ時限に２つ以上の科目を同時に履修することはできません。

④ 履修登録者数が５名未満の科目は開講が取りやめとなる可能性があります。ただし、卒業要件に係る必修科目または免許・資格等の取得に係る必修科目はこの限りではありません。

⑤ １学期間に履修できる上限単位数が定められており、これを超えて登録することはできません。ただし、集中講義や学外実習、課程外科目はこれに含まれません。

⑥ 六町グラウンドでの授業がある場合、移動に要する時間帯には科目を履修することはできません。

時間割表は履修オリエンテーションで配布し、加えてWEB上の学内システムCoLSに掲載しますので、各自確認をしてください。時間割には開講科目、担当教員、教室が記載されています。

(2) 履修登録の方法

① 履修相談

履修登録は、学生の自己責任で行うことが前提です。CAは、学生からの申し出があった場合、履修相談を受付けます。また、１年次の秋学期以降については、担当CAとの面談等で、前学期までの成績と対比しながら今後の履修科目のアドバイスや相談を行います。各学生がしっかり自分自身で履修状況や成績状況について把握し、卒業までの履修計画を立て、自己管理していきましょう。担当教員およびCAについては、入学後に発表します。

② 履修科目の決定

履修科目は、カリキュラムや時間割のほか講義概要などを記載した「シラバス」(WEB公開) を参照しながら決定します。卒業要件や資格要件には十分に注意しながら決定をしてください。

③ 履修登録

履修する科目が決定したら、指定された方法で実際に受講科目の登録をCoLS内で行います (CoLS内では「web履修申請」と表示されています)。履修登録期間内であれば、何度でも登録内容の変更が可能です。ただし、履修登録の期日を過ぎると原則として削除・変更などはできません。十分に注意し、登録を行ってください。
なお、以下の集中講義や学外実習等の登録も忘れずに行ってください。

「集中講義」… その年により、集中講義が開講されることがあります。４～９月開講の科目は春学期、10～２月開講の科目は秋学期での登録になります。
「学外実習」… 下記の実習に関係する科目の履修方法、登録時期については、各実習に係る履修要件を確認したうえで、担当教員または担当CAの指示に従って行ってください。

こども心理学部 こども心理学科 こども保育・教育専攻	保育実習指導ⅠA (事前・事後)、保育実習ⅠA 保育実習指導ⅠB (事前・事後)、保育実習ⅠB 保育実習指導Ⅱ (事前・事後)、保育実習指導Ⅲ (事前・事後) 保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ 教育実習指導 (事前・事後) Ⅰ (幼)、教育実習Ⅰ (幼) 教育実習指導 (事前・事後) Ⅱ (幼)、教育実習Ⅱ (幼) 教育実習指導 (事前・事後) (小)、教育実習Ⅰ (小)、教育実習Ⅱ (小) 保育・教育ボランティア実習Ⅰ、保育・教育ボランティア実習Ⅱ
モチベーション行動科学部	教育実習事前事後指導、教育実習Ⅰ、教育実習Ⅱ

④ 履修登録確認

履修登録の確認は、CoLS内「web履修申請」の画面で見ることができます。履修登録後は、必ず次の事項について確実にチェックしてください。

【確認時の注意点】

- 科目名、時間帯、担当者は、登録したものと一致していますか。
- 進級・卒業要件、または取得希望の資格・免許などに必要な科目は履修していますか。
- 科目に設定されている履修条件はクリアしていますか。
- 単位集計欄の単位数も確認してください。

  自分自身では登録したつもりでも、実際は登録が完了していない事例があります。その際には一切登録が認められませんので、必ず指定された方法で確認をしてください。(学期ごとにCoLSで配布される履修登録要項に記載されています。)

⑤ 履修登録修正

履修登録は④で終了となりますが、やむを得ない理由で新たに科目の追加および修正が必要となった学生は、指定された期日・方法で手続きを行ってください。

(3) 履修登録上の注意事項

- 履修登録修正期間後は、一切の履修登録・履修変更・取消し修正などは認められません。必ず期間内に登録を済ませるよう注意してください。登録ができていない科目は試験を受けることも単位修得もできませんので、この「履修の手引き」とCoLSで公表される履修登録要項の指示に従い、間違いのないよう履修登録を行ってください。
- 原則として所属学年に開講されている科目を履修しますが、所属より下の学年に開講されている科目であれば履修することが可能です。ただし、所属学科・専攻のカリキュラムにない科目は履修できません。

(4) 履修取り下げ制度

履修登録をしたものの、病気や事故による入院等、やむを得ない事情により履修継続が難しい場合、履修取り下げを申請することができます。

- 履修取り下げの申請には、原則として学事暦上の授業10週目が終了するまでの期間に所定の申請書を提出する必要があります。
- 履修取り下げは、やむを得ない事情により履修継続が困難であると判断される場合に限り認められます。また、申請に当たっては診断書やそれに代わる書類を添付する必要があります。
- 履修取り下げの可否は、教務委員会において審査の上判断します。申請をしたからといって、必ずしも認められるとは限りません。

(5) その他

- 外国語科目群については、母語以外の科目を履修してください。

2. 単位制度について

大学は文部科学省の定める「大学設置基準」に基づき、単位制度をとっています。授業科目を履修し合格すると、科目ごとに定められた単位数を修得することになります。
1単位あたりの標準学修時間は45時間とされており、これは授業時間以外に授業外の学修（予習・復習）時間を含んでいます。

なお本学では、1単位当たりの授業時間数を授業形態に応じて以下の通り学則に定めています。

授業形態	1単位あたりの授業時間数
講義・演習科目	15 ～ 30時間／単位
実験・実習・実技科目	30 ～ 45時間／単位

具体的には講義科目の場合、授業時間数を含め1単位あたり45時間の学修が必要となります。したがって2単位の場合は90時間の学修が必要となります。
1回100分の授業時間以外に、事前の予習や事後の復習、課題やレポート作成などの授業以外の学修時間が必要です。

(1) 入学前の既修得単位の認定について

本学に入学する前に他大学や短期大学等において単位を修得した科目がある場合（科目等履修生を含む）、申請し、審査のうえ、本学の開設する科目と単位数が同等であり、内容が本学の科目の内容に相当すると判断された場合は本学の開設科目の単位を修得したものとみなされ、認定される場合があります。認定される単位の上限は60単位です。

(2) 検定試験等による単位の認定制度について

本学には、各種検定試験を受けて一定の成果を収めた場合に、審査のうえ相当する科目の単位を認定する制度があります。

1. 検定試験および認定内容

○外国語関係

検定等	認定科目（単位数）
英検2級もしくはTOEIC® L&R550点、TOEFL® iBT70点 ［備考］	「英語Ⅰ」の2単位
英検準1級もしくはTOEIC® L&R740点、TOEFL® iBT80点 ［備考］	「英語Ⅰ」「リスニング」の4単位
英検1級もしくはTOEIC® L&R900点、TOEFL® iBT105点 ［備考］	「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」の6単位
中国語検定試験4級（日本中国語検定協会）	「中国語」の2単位
ハングル能力検定試験4級（ハングル能力検定協会）	「韓国語」の2単位
ドイツ語技能検定試験4級（ドイツ語学文学振興会）	「ドイツ語」の2単位
実用フランス語技能検定試験4級（フランス語教育振興協会）	「フランス語」の2単位

○**情報関係**

検定等	認定科目（単位数）
MOS Word2007+Excel2007 (Sp/Ex) (*) (マイクロソフト) ［備考］	「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の２単位
日商PC検定試験 （文書作成Basic＋データ活用Basic）（*） (日本商工会議所)	
ビジネス文書実務検定試験３級 ＋情報処理検定試験３級 (全国商業高等学校協会)	
ICTプロフィシエンシー検定試験（P検）３級 (ICTプロフィシエンシー検定協会)	
ICTプロフィシエンシー検定試験（P検）２級 (ICTプロフィシエンシー検定協会)	「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」、「情報処理基礎Ⅱ」の４単位および「ワープロ総合演習」の２単位

※上表に規定する検定等の級・点数以上及びバージョン以降（＊）を認定対象とする。
※ドイツ語及びフランス語は2019年度から適用する。

［備考］
【外国語関係】
英検：　実用英語技能検定試験（日本英語検定協会）
TOEIC：Test of English for International Communication Listening & Reading Test（国際ビジネスコミュニケーション協会）(Educational Testing Service、ETS)
TOEFL：Test of English as a Foreign Language Internet-Based Testing（国際教育交流協議会）(Educational Testing Service、ETS)
【情報関係】
MOS：　マイクロソフト オフィス スペシャリスト
(Sp) 一般レベル（スペシャリスト）
(Ex) 上級レベル（エキスパート）

1) 申請者本人が、所定の申請書および検定等の結果を証する書類を添えて申請し、審査のうえ決定します。
2) 申請によって認定された単位は、卒業要件単位に含みますが、登録単位数の上限およびGPA換算の対象にはなりません。
3) 申請によって認定された科目の評価は、「P」となります。

(3) 放送大学との単位互換制度について

本学は、放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学の授業を受けて修得した単位を本学の卒業要件単位に含めることができます。
このことにより、本学のカリキュラムにはないさまざまな科目を受けることができます。
放送大学の授業を受けるためには、本学が実施する説明会に出席して申請書を受領し、所定の期間内に提出しなければなりません。その後本学の派遣審査を受け、派遣学生として承認された場合に放送大学の授業を受けることができます。
なお、放送大学への派遣学生の概要は以下の通りです。

- 放送大学の授業を受けられるのは入学年次の秋学期から卒業予定年次の最終学期の前学期までとなります。
- 原則として、派遣学生となれるのは申請前学期の単期GPAが1.5以上の学生です。
- 受講できる科目数は、1学期3科目までです。
- 放送大学で受ける授業の単位は履修上限単位には含まれません。また、成績は「P」と表記され、GPAの計算には算入されません。
- 放送大学で受ける授業には費用が必要です。(金額等は説明会で説明します。)

放送大学で受講できる授業は毎年見直しが行われます。これについては説明会でお知らせします。

3. 授業に関する事項

(1) 授業時間

授業は1時限 (1コマ) 100分とし、各授業時間は以下に従って行われます。

〈時限授業時間帯〉	
1時限目	8:50 ～ 10:30
2時限目	10:40 ～ 12:20
昼休み (12:20 ～ 13:10)	
3時限目	13:10 ～ 14:50
4時限目	15:00 ～ 16:40
5時限目	16:50 ～ 18:30
6時限目	18:40 ～ 20:20

※2020年度から、1時限あたりの授業時間を100 分で実施しています。
授業期間については、1時限～ 5時限 (6時限は補講等に充てる) までの授業時間帯において、「各学期 14 週」にわたる開講となります。

(2) 授業形態

授業は、講義・演習・実験・実技又は実習のいずれか、またはこれらを併用して行われます。特に演習・実技の授業科目を中心とした多くの授業はクラス単位で開講されます。

(3) 単位認定資格

本学では、原則として授業回数の3分の2以上を出席し、かつ単位を認定するための定期試験などを受験することで、授業で定める到達目標に達したと認定される場合に単位認定資格が得られます。

授業は、全てに出席することが原則です。しかしながら、公欠を含めてどうしても出席できない事情が発生することも考えられることから、その許容範囲を定めたものです。したがって、授業の3分の2だけ出席すれば良いということではありません。当然、欠席が多ければ成績に影響する場合もあります。
断りなく定期試験などを欠席した場合、単位認定資格が得られなくなりますので十分に注意してください。
※各保育・教育実習指導については、全ての授業に出席することが、単位認定の要件となります。
また、正当な理由なく遅刻したり途中で退室をした場合、出席の扱いを受けられなくなることがあります。十分に注意してください。

(4) 休講・補講

授業担当教員のやむを得ない理由等で、授業が休講になる場合があります。授業が休講になった場合、事前に学内掲示板またはCoLS内でお知らせが出ますので、常に確認するよう習慣づけてください。
また、休講になった授業は原則として補講が行われます。実施日などに関しても学内掲示板またはCoLS内でお知らせが出ますので、注意してください。

(5) 公欠に伴う授業補填措置

「学生便覧」の項目「公欠について」に記載されたとおり、公欠は欠席として扱われます。しかし、その授業の内容を補填する措置を申請し、認められた場合は、同措置が講じられることにより出席に準ずる扱いとされる場合があります。

① 補填措置の申請対象について

欠席の回数（公欠を含む）が本学の定める単位認定に必要な許容範囲（7回授業：2回、14回授業：4回、28回授業：9回）を超えることが確定した場合、許容範囲を超える分の回数に限り、公欠に関して補填措置（補講）を申請することができます。（下表参照）

ただし、総欠席回数（公欠を含む欠席に加え、補填措置の実施により既に出席に準ずる扱いとなっている公欠も含みます）が、正課の授業回数の2分の1を超えた場合には、欠席に公欠が含まれていたとしても補填措置の対象外となりますので注意してください。

例）14回授業の場合

授業回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	対応内容
例1	①欠席	②欠席	③欠席	④欠席	**⑤公欠**				補填申請可
例2	①欠席	**②公欠**	**③公欠**	④欠席	⑤欠席				補填申請可
例3	①欠席	②欠席	**③公欠**						**補填申請対象外**
例4	**①公欠**	**②公欠**	**③公欠**	**④公欠**	⑤欠席				補填申請可
例5	**①公欠**	②欠席	③欠席	**④公欠**	**⑤公欠**	⑥欠席	**⑦公欠**	**⑧公欠**	公欠が含まれるが、総欠席回数が正課の授業回数の2分の1を超えているため、**補填申請対象外**

なお、授業担当者が認めた場合は、上記の申請対象の原則にかかわらず授業担当者の判断により補填措置を実施することがあります。

② 補填措置の申請方法について

上述の補填措置の申請対象となった場合、「公欠補填申請書・回答書」を授業担当者に提出して、授業担当者の指示を受けてください。

なお、以下の点に注意してください。

- 「公欠連絡カード」が提出されていることが前提となります。
- 授業の最終回より1回前の授業及びそれ以降に提出された「公欠連絡カード」に対しては、原則として補填措置の対象となりません。
- 補填措置の実施方法は、授業担当者の指示に従ってください。ただし、補填措置の実施可否はあくまで授業担当者の判断となり、必ずしも申請が認められるわけではありません。
- 授業担当者の判断により補填措置を実施する場合にも「公欠補填申請書・回答書」の提出は必要となりますので、その際は授業担当者の指示に従ってください。
- 公欠のみで本学の定める単位認定に必要な許容範囲を超えた場合には、履修取り下げ制度の利用も可能です。

(6) 遠隔授業の実施について

授業によっては、対面授業であっても遠隔授業に切りかわる場合があります。その際はCoLS等を通して連絡されますので、注意してください。

(7) 遅刻について

授業開始後20分以降の遅刻は、欠席扱いとなります。(「学生便覧」に記載)
ただし電車の遅延等により遅刻する場合は、駅で「遅延証明書」をもらい、余白か裏面に乗車区間、氏名、学籍番号及びクラスを記載し、授業担当者に提出し、事情を説明してください。
なお、その場合であっても授業終了間際であったり、授業開始後の相当時間経過した場合の遅刻など、授業担当者が当該授業の内容を受講したとみなすことができない場合は、出席扱いにすることはできません。
その際の措置については、授業担当者の指示に従ってください。

(8) 受講者を制限する場合について

以下の場合、受講者数を制限します。

- グループワーク、学外実習などの授業科目の特性上、受講者数を制限する必要がある場合。
- 実習・実験科目において、機器・備品の数量に限りがある場合。
- 保育士養成課程科目における演習科目において、厚生労働省の定める授業規模(50人以内)を超える場合。
- 上記以外で、教室の収容人数を超過し、より収容人数の大きな教室への変更が不可能な場合。
- 外国語科目の全ての選択科目において、定員40名を超えた場合。

〈受講者数を制限する場合の方法〉
原則として、以下の方法で選抜します。

一般教育科目	履修登録者をもとに上位学年から順次選抜し、制限人数を跨ぐ学年については抽選を行う。
一般教育科目以外	履修登録者をもとに当該科目が学則上に位置付けられている学科・専攻の上位学年から順次選抜する。

- 科目等履修生、研修生、課程外履修希望者および聴講を希望する学生の受け入れについては、授業担当者が判断します。
- 資格および免許に関わる科目で、当該期に履修することが特に必要と認められる場合は、履修を優先する場合があります。

※上記の記載にかかわらず、受講者数を制限する場合の注意事項及び変更点は、各期の履修登録前にお知らせします。必ずこの注意事項を確認してください。

(9) オフィスアワー

- 本学では、授業時間のみならず授業内容などに関して担当教員から直接指導が受けられるよう、オフィスアワー制度を設けています。(シラバスを参照してください。)
  専任教員の場合は、授業が開講されている期間内に、各研究室などで受け付けていますので、わからないことがあるときは積極的に活用してください。
- CoLSやメールを通して相談を受け付ける場合もありますので、シラバスおよび授業担当者の指示に従ってください。

4. 試験に関する事項

「定期試験」とは、授業終了後、所定の定期試験期間に実施される試験を指します。

定期試験は、原則として各学期14回の授業終了後に実施されます。各授業科目の定期試験日および試験場所については掲示の指示に従ってください。
また、以下の項目に該当する学生は、原則、定期試験の受験資格が与えられませんので注意してください。

- 当該学期の履修登録期間に、履修登録が完了していない者
- 授業への出席状況が授業回数の3分の2に達していないと認められる者
- 定期試験実施時に学生証を所持していない者
- その他受験資格に欠格があると認められた者

(1) 追試験について

やむを得ない理由で定期試験に欠席した場合、所定の手続きを行い許可を得た学生に対し、追試験を実施することがあります。

【受験可能な条件】

- 病気・災害・事故・就職試験・忌引・放送大学の試験と重なった場合等により、定期試験を受験できなかった者に対して実施をします。

【受験に必要な連絡と提出書類】

- 定期試験の当日までにCAに電話で定期試験を受験できない理由を報告してください。
- 「追試験申込書」と所定の書類（例：病気で欠席した際は、診断書）を添付し、所定の期間にEM局に提出してください。

【その他】

- 「追試験申込書」をもとに受験資格審査が行われます。出席状況や欠席理由などによっては、追試験の許可が得られないことがあります。

(2) 再試験について

履修規程により、卒業予定年度において、卒業要件に対して1科目分の単位不足がある場合は、本人の申し出により、卒業予定年度に履修登録した科目に限り、再試験を実施する場合があります。
再試験の対象となる科目は、授業回数の3分の2以上に出席していることが条件です。ただし、「卒業研究・卒業論文」「卒業研究」は再試験の対象外です。
その上で所定の手続きを経て、審査により承認を得た場合に限ります。
なお、再試験による当該科目の評価は69点を上限とします。

(3) 不正行為について

成績評価に係る全ての試験およびレポート等において、下記に示す不正行為が認められた場合は、学則に基づき懲戒処分が科されます。また、当該学期に履修登録した全ての科目の単位修得を不可とする場合があります。

① 持ち込みが認められているものを試験中に貸借すること。
② 持ち込みを許されていないノート、参考書、コピー類等を見ること。
③ カンニングペーパー及びそれに準ずるもの（メモ等）の用意又はそれらを使用すること。
④ 所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。
⑤ 他者の答案を見ること又は故意に見せること。
⑥ 共同して答案を交換すること。
⑦ 言語、動作、携帯電話その他通信手段によって解答を伝達すること又は伝達を受けること。
⑧ 身代わり受験を依頼・実行すること。
⑨ 試験監督者の指示に従わないこと。
⑩ 試験監督者に対して暴言・暴行・脅迫を行うこと。
⑪ 他者の作成した論文又はレポート、書籍、記事（web 記事も含む）等の一部又は全部を自分のものとして提出すること。
⑫ 他者に依頼をして作成された論文又はレポート、書籍、記事（web 記事も含む）等の一部又は全部を自分のものとして提出すること。
⑬ 他者に依頼されて作成した論文又はレポート、書籍、記事（web 記事も含む）等の一部又は全部が提出されること。
⑭ 試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、生成AIが作成した回答をそのまま書き写し提出すること。
⑮ 試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、教員の指示を越えて生成AIを利用し本人が書いたものだと偽ること。
⑯ その他不正手段とみなされる一切の行為

(4) その他

定期試験の受験にあたっては、交通機関の遅延や想定外の事も予測されますので、時間に余裕をもって大学に来るように注意してください。

5. 成績評価に関する事項

(1) 成績評価

成績評価は、試験の結果やレポートの内容など科目に示された基準により、S、A、B、C、E、Fの評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、E、Fを不合格とします。
成績の評価基準は下表のとおりです。各科目の評価方法はシラバスを参照してください。
その他、履修取り下げ申請を行い、履修取り下げが認められた場合は「W」を、一部の科目において履修放棄が認められた場合は「N」を、他大学等で修得した単位を認定する場合や各種検定試験の結果に伴う単位の認定においては「P」を用います。

単位認定に関しては各学期末の所定日に認定されますが、成績発表はCoLSにて発表されるほか、次学期のガイダンスまたは履修相談時に成績通知書が配布されます。

成績の評価基準

「S」「A」「B」「C」「E」「F」で評価。なお、点数は発表しない。

区分	評価	評価基準	シラバスにおける到達目標	点数（目安）	GP	成績証明書	成績通知書
合格	S	特に優れた成績を示したもの	到達目標を完全に達成している。	90点以上	4	表示あり	表示あり
	A	優れた成績を示したもの	到達目標をほぼ完全に達成している。	80～89点	3		
	B	良好と認められる成績を示したもの	到達目標を十分に達成している。	70～79点	2		
	C	合格と認められる成績を示したもの	到達目標を達成している。	60～69点	1		
不合格	E	不合格 （学習到達度の不足）	到達目標を達成していない。	1～59点 学習到達度の不足により不合格と認定される場合。	0	表示なし	
	F	不合格 （失格（出席回数不足を含む））	到達目標を達成していない。	0点 出席が単位認定資格に満たない場合を含め、失格と判断される場合。	0		

その他	P	他大学等の単位認定	－	－	対象外	表示あり	表示あり
	W	履修取り下げ	－	－	対象外	表示なし	
	N	履修放棄	－	－	対象外	表示なし	

(2) 成績評価の平準化

成績評価及びGPA（※次項で説明）は、学生面談、特待生制度、奨学金給付条件等、様々な制度に活用しています。そのため、授業科目間の成績評価における公平性の確保の観点から、成績評価の平準化に係る基準を設定し、下表、成績の評価基準の割合［目安］に照らし、全学的な評価の適正化を図り、適切な成績評価を目指しています。
適切な成績管理の実施、成績評価を客観的かつ厳格に行い、GPA制度により学修意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的としています。

成績の評価基準の割合［目安］

<table>
<tr><td>100点～90点</td><td>89点～80点</td><td>79点～70点</td><td>69点～60点</td><td>59点～1点</td><td>0点</td></tr>
<tr><td>S評価</td><td>A評価</td><td>B評価</td><td>C評価</td><td>E評価</td><td>F評価</td></tr>
<tr><td colspan="4">合格</td><td colspan="2">不合格</td></tr>
<tr><td colspan="2">概ね10%
概ね30%</td><td rowspan="2">概ね70%</td><td colspan="3" rowspan="2">概ね30%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※「S」「A」「B」「C」「E」「F」の評価対象者の合計人数を分母とし各評価の割合を算出する。

(3) GPA制度

本学では、より教育効果を高めるために、GPA (Grade Point Average) 制度を用いています。学生が自身の“学修の達成度”を測るための目安の一つとして活用します。

GPA評価基準

GPA評価は、全ての成績の評価をポイントで表し、以下の算出方法に従って表します。ポイントは評価S=4、A=3、B=2、C=1、E・F=0で算出します。

算出方法

GPAの算出方法は以下の通りです。

（(4×Sの修得単位数）＋（3×Aの修得単位数）＋（2×Bの修得単位数）＋（1×Cの修得単位数）＋（0×E・Fの単位数））/履修登録した全ての授業科目単位数の和

※成績の評価ができない“評価P”“評価W”“評価N”については、上記の算出式には算入されません。
※卒業要件に含まれない他学部開講科目、課程外科目については、上記の算出式には算入されません。
※算出されたGPAの値は、小数第3位を四捨五入し小数第2位までの値を表示します。

GPA値の活用

本学のGPA値は「学修の達成度」を測るための目安の一つとして活用する以外に研究室配属の優先権などになりえます。自身のGPA値をしっかりと認識し、計画的な履修ができるよう常に心掛けて学習を進めていってください。
各期のGPA値が1.5を下回った場合、その回数に応じて、以下の通り面談を行う場合があります。

1回目	学生本人、担任/ゼミ教員およびCAが面談を実施する。同時に書面にて保護者・保証人へ報告する。
2回目	学生本人、担任/ゼミ教員およびCAが面談を実施し、履修計画の見直しなど学習相談を行う。保護者・保証人へ報告するとともに、希望した保護者・保証人には面談に同席いただく。
3回目以上	学生本人および保護者・保証人を交え、担任/ゼミ教員およびCAが面談を実施し、修学意思の確認を行う。修学意思がある場合には、履修計画を抜本的に見直すなど学習相談を行う。

6. 担任教員およびCAによるサポート体制

本学には、担任教員とCAを主軸とした、学生一人ひとりの大学生活をサポートする体制があります。

(1) 担任教員およびCA

担任教員とCAは、あなたの大学生活での様々な疑問や不安、悩みについて親身に相談に乗り、その解決のための指導や手助けをします。日々の不安や悩みを打ち明ける存在として、また、あなたのよき理解者として、担任教員とCAを活用してください。

(2) クラス制

本学ではクラス制を導入しています。クラス分けは入学時に行われ、各クラスに担任教員が配置されます。また、学年ごとにCAが配置されます。日々の授業の他、プレゼンテーション大会、MIRAI FES.などにもクラス単位・複数クラス単位で参加し、クラス内・クラス間の学生同士の交流を深めるきっかけとなります。

(3) サポート内容

担任教員やCAの主なサポート内容は、履修・学習・生活上での相談受付・指導、就職活動での相談受付・指導、その他事務諸手続きの受付など多岐にわたります。また、1、2年次にはCAが担当する「カレッジ＆キャリアスキルズ」「キャリアデザイン」などの授業もあり、大学生としての基礎的な力の修得やキャリア形成の手助けを行います。ただし、担任教員やCAは、あなたの積極的な学習姿勢を前提に、大学生活での成長をサポートする存在です。自ら学び、自律する意識を持って日々を過ごしましょう。

(4) 問い合わせ方法

担任教員については各研究室に、CAについてはEM局に問い合わせてください。

3 履修の手引き

3-2. こども心理学部

1. こども心理学部の教育 ……72
(1) こども心理学部の教育の目的……72
(2) 卒業・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）…72
(3) 教育課程編成方針
（カリキュラム・ポリシー）……73
(4) カリキュラム編成……74

2. こども心理学科
心理専攻 ……75
(1) 心理専攻の教育の目的 ……75
(2) 卒業・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）…75
(3) 教育課程編成方針
（カリキュラム・ポリシー）……75
(4) 心理専攻 履修科目一覧 ……76
(5) 履修等に関わる各要件 ……80
(6) 2年次から3年次への進級要件 ……82
(7) 履修登録制限 ……82
(8) 春学期卒業 ……82
(9) 卒業延期 ……82

3. こども心理学科
こども保育・教育専攻……83
(1) こども保育・教育専攻の教育の目的……83
(2) 卒業・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）…83
(3) 教育課程編成方針
（カリキュラム・ポリシー）……83
(4) こども保育・教育専攻の2つの履修モデル ……83
(5) こども保育・教育専攻 履修科目一覧……84
(6) 履修等に関わる各要件 ……92
(7) 2年次から3年次への進級要件 ……94
(8) 履修登録制限 ……94
(9) 春学期卒業 ……94
(10) 卒業延期 ……94

4. 卒業研究科目に関する事項
[心理専攻、こども保育・教育専攻 共通]……95
(1) 卒業研究科目について ……95
(2)「こども心理演習Ⅰ・Ⅱ」、
「こども保育・教育演習Ⅰ・Ⅱ」の履修……95
(3)「卒業研究・卒業論文」の着手条件 ……95
(4)「卒業研究・卒業論文」の評価……95

1. こども心理学部の教育

(1) こども心理学部の教育の目的

日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会及びそれらをとりまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する。

(2) 卒業・学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

幅広い教養及び心理学、保育学及び教育学の専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては、通信課程では所定の単位を修得した者に「学士 (こども心理学)」を授与する。通学課程では最終学年において卒業研究・卒業論文を完成し提出しなければならない。卒業研究・卒業論文の審査に合格し、卒業研究・卒業論文を含めた所定の単位を修得した者に心理専攻では「学士 (心理学)」、こども保育・教育専攻では、「学士 (保育・教育学)」を授与する。

卒業までの学びの到達目標は、学部で定めた「学士力」(人間性や心の豊かさを培うスキル) に基づき以下の通り設定される。

① 専門的知識と技能を身につけること。

学士にふさわしい教養と、子どもを中心としたあらゆる年代の人の健康な発達や学び、臨床的課題やそれらへの介入法、領域や教科の内容や指導方法など、心理学、保育学及び教育学の領域における専門的知識と技能を修得している。

② 研究する力を身につけること。

子どもや彼らをとりまく人と環境との関わりを研究し、その研究知見を適切に社会で用い、貢献できる力を修得している。

③ 資格に適う力を身につけること。

得られた資格に係る専門的知識や技能を修得し、それらを適切に社会で用い、貢献できる力を修得している。

④ 社会に貢献する力を身につけること。

子どもに関連する産業をはじめ、多様な職業において発揮しうる知識と技能及び人間性を備え、社会に貢献できる力を修得している。

(3) 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目 (キャリア科目は通学課程のみ) の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

①一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

②専門科目では、以下の要件を骨子とした教育を行う。

- 子どもの「こころ」の発達過程と特性に関する基礎理論及び子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理を理解し、健康な心を養うための最新の実践的手法を学ぶ。
- 健全な発達を担う心理学、保育学及び教育学に関する高度な専門的知識と技術を養い、資格・免許の取得にふさわしい社会に貢献できる人材を養う。
- 子どもを中心としたあらゆる年代の人の健全な発達や学びに必要な環境条件や文化について理解を深め、社会で幅広く活躍できる応用力を身につける。
- 責任ある社会人にふさわしい教養と、社会的知識と技能を身につける。

③キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

④プロジェクト (課程外活動) において修得した専門的知識と技能を発揮することを通して、資格・免許の取得にふさわしく、社会に貢献しうる自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

⑤本学の共通及び学部が指定する学士力 (人間性や心の豊かさを培うスキル) の形成を目指す。

(4) カリキュラム編成

東京未来大学こども心理学部では、教育課程を「一般教育科目」「専門教育科目」「キャリア科目」に区分し、それぞれの学習内容が有機的に連携し、体系的に履修ができるように編成しています。

【一般教育科目】

国際化やIT化がますます進展するわが国の現状への対応に加え、人間性を高める教育を重視する本学では、豊かな人間性と幅広い教養を身につけられるよう一般教育科目を「教養科目群」「スポーツ科目群」「情報処理科目群」「外国語科目群」「憲法」「数理データサイエンス科目群」の6つの区分により編成しています。

【専門教育科目】

専門教育科目では各専攻分野についての専門性を追究し、社会でも即戦力となり得る実践力を、体系的に修得できるよう「基礎科目」「基幹科目」「展開科目」「卒業研究科目」の区分により編成しています。理論的な科目で基礎知識や方法論を学んだ後、実践的な科目により専門的技術力が身につけられるように配置されています。

【キャリア科目】

キャリア科目では、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、学内外で社会に触れる機会を設け、早い時期からのキャリア教育に取り組みます。

【課程外科目】

課程外科目は、特に資格や免許取得のために必要なカリキュラム外の科目です。取得したい資格や免許のためには履修が必要ですが、卒業要件単位数に含まれませんので、卒業に必要な単位数以外に取得しなければなりません。

2. こども心理学科 心理専攻

(1) 心理専攻の教育の目的

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、子どもを中心としたあらゆる年代を対象とした心理学の基礎的概念を修得し、心理学の理論や方法論に依拠した科学者－実践家モデルを基盤にしながら、人の健全な発達・学びを促すための理論的理解と実践力を養い、あわせて課程外における活動を通して「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。

(2) 卒業・学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

以下の要件を満たす人材を養成する。

○ 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○ 子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理学に関して、学士として十分な専門的知識・技能を修得している。

○ 教育・保育・福祉領域などにおける心理職としての専門的な知識を有し、実践的な力を発揮することができる技能を修得している。

○ 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）を修得している。

(3) 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

幅広い教養及びキャリア教育を１年次から履修することと同時に、子どもを中心としたあらゆる年代の人の心理と行動の理解を基盤とした以下の教育を行う。

○ 心理学の様々な領域における体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○ 心理学以外の分野の学び、また、人と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりを通して、人間理解を深める。

○ 卒業研究科目では、こども心理演習Ⅰ（3年次）、こども心理演習Ⅱ（3年次）、卒業研究・卒業論文を必修として全員に課し、学問研究を深める。

○ 本学の共通及び専攻が指定する学士力（人間性や心の豊かさを培うスキル）の形成を目指す。

(4) 心理専攻　履修科目一覧

単位修得状況の確認

■単位を修得した科目はチェック欄の□を塗りつぶしましょう。
■必修科目の単位を修得しているかを必ず確認しましょう。

※開講時期（春学期・秋学期）は年度によって変更になる場合があります。
※一般教育科目について、春学期（夏期）、秋学期（冬期）に追加で集中講義として開講される場合があります。詳細は履修登録要項を確認してください。

① 一般教育科目

科目区分		授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
			1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
教養科目群	自然科学	生命科学	1				春	秋		2	○					4単位以上	一般教育科目から合計32単位以上				□	
		化学	1				春			2	○										□	
		数学	1					秋		2	○										□	
		物理学	1				春			2	○										□	
		脳科学	1				春	秋		2	○										□	
		天文学	1				春	秋		2	○										□	
	人文	哲学	1				春			2	○					4単位以上					□	
		歴史学	1				春			2	○										□	
		言語学	1				春			2	○										□	
		宗教学	1					秋		2	○										□	
		文化人類学	1					秋		2	○										□	
		文学	1					秋		2	○										□	
	社会	経営学	1				春			2	○					4単位以上					□	
		政治学（国際政治を含む）	1				春			2	○										□	
		社会学	1				春			2	○										□	
		経済学	1					秋		2	○										□	
		法律学（国際法を含む）	1					秋		2	○									△	□	
		会計学	1					秋		2	○										□	
スポーツ科目群		体育実技A	1				春			1					○	2単位以上					□	
		体育実技B	1					秋		1					○						□	
		レクリエーション論		2			春			2	○										□	
		体育理論		2			春			2	○										□	
		レクリエーション援助技術		2				秋		2	○										□	
情報処理科目群		情報科学概論	1				春		2		○					4単位以上					□	
		情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）	1				春		2			○									□	
		情報処理基礎Ⅱ	1					秋		2		○									□	
		情報処理応用A		2			春			2		○									□	
		ワープロ総合演習		2			春			2		○									□	
		情報処理応用B		2				秋		2		○									□	
外国語科目群		英語Ⅰ	1				春		2			○				10単位以上					□	
		英語コミュニケーションⅠ	1					秋	2			○									□	
		リスニング	1					秋	2			○									□	
		英語Ⅱ		2			春			2		○									□	
		アカデミック・リーディング		2			春			2		○									□	
		中国語		2			春			2		○									□	
		フランス語		2			春			2		○									□	
		英語コミュニケーションⅡ		2				秋		2		○									□	
		アカデミック・リーディング＆ライティング		2				秋		2		○									□	
		韓国語		2				秋		2		○									□	
		ドイツ語		2				秋		2		○									□	
		ビジネス英語			3		春			2		○									□	
		日本語・日本事情Ⅰ	1				春		2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅱ	1					秋	2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅲ		2			春		2			○									□	
憲法		日本国憲法	1				春			2	○										□	
数理*		データサイエンス基礎	1					秋		2	○										□	

＊数理データサイエンス科目群

②専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
基礎科目	子ども学	1				春		2		○					12単位必修				□	
	心理学概論（こころの形成）	1				春		2		○						○	○		□	
	心理学概論（こころの理解）	1				春		2		○						○	○		□	
	乳幼児心理学	1					秋	2		○						△			□	
	臨床心理学概論	1					秋	2		○						△	○		□	
	子どもの心理学（総論）	1					秋	2		○						△			□	
基幹科目	教育・学校心理学A	1				春			2	○					12単位以上選択必修	△	○		□	
	心理学研究法	1					秋	2		○						★	○		□	
	心理学統計法Ⅰ	1					秋	2			○					○	○		□	
	感情・人格心理学A		2			春			2	○						△	○		□	
	心理学的支援法		2			春		2		○						△	○		□	
	発達心理学		2			春			2	○						△	○		□	
	青年心理学		2				秋		2	○						△			□	
	心理的アセスメント		2				秋	2					○			○	○		□	
	心理調査概論		2				秋		2	○						★			□	
展開科目・子どもの心理科目群	社会・集団・家族心理学A	1				春			2	○					34単位以上選択必修	△	○		□	
	障害者・障害児心理学	1					秋		2	○						△	○		□	
	少年非行の心理学	1					秋		2	○						△			□	
	知覚・認知心理学		2			春			2	○						△	○		□	
	心理療法基礎		2			春			2		○					△			□	
	教育・学校心理学B		2			春			2		○					△	○		□	
	子ども文化		2			春			2	○									□	
	心理学統計法Ⅱ		2			春		2			○					★	○		□	
	心理学実験		2			春		2				○				○	○		□	
	子ども心理学実践実習A		2			春			1				○						□	
	社会・集団・家族心理学B		2			春			2	○						△	○		□	
	子ども心理学実践実習B		2				秋		1				○						□	
	感情・人格心理学B		2				秋		2	○						△	○		□	
	神経・生理心理学		2				秋		2	○						△	○		□	
	健康・医療心理学		2				秋		2	○						△	○		□	
	社会・集団・家族心理学C		2				秋		2	○						△	○		□	
	対人コミュニケーション論		2				秋		2	○						△			□	
	心理学応用研究法実習A		2				秋		2		○					★			□	
	子ども心理学特別講義		2				秋		2	○									□	
	心理学応用研究法実習B			3		春			2		○					★			□	
	発達生理心理学			3		春			2	○						△			□	
	心理療法上級A			3		春			2		○					△			□	
	心理療法上級B			3		春			2		○					△			□	
	親子関係の心理学			3		春			2	○						△			□	
	対人コミュニケーションスキル			3		春			2		○					△			□	
	司法・犯罪心理学			3		春			2	○						△	○		□	
	産業カウンセリング			3		春			2	○									□	
	福祉心理学			3		春			2	○						△	○		□	
	学習・言語心理学A			3		春			2	○						△	○		□	
	産業・組織心理学			3		春			2	○							○		□	
	比較行動学			3			秋		2	○						△			□	
	発達の課題と障害			3			秋		2	○						△			□	

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
展開科目・子どもの心理科目群（前項のつづき）	学習・言語心理学B			3			秋		2	○					34単位以上選択必修（前項のつづき）	△	○		□	
	子育てカンファレンス			3			秋		2		○					△			□	
	非行犯罪特別講義			3			秋		2	○						△			□	
	心理的アセスメント上級			3			秋		2		○					△			□	
	文化心理学			3			秋		2	○						△			□	
	心理学統計法Ⅲ			3			秋		2		○					★			□	
	ストレスマネジメント論			3			秋		2	○									□	
展開科目・子どもの保育・教育科目群	子ども家庭福祉	1					秋		2	○					6単位以上選択必修			△	□	
	教育学概論	1					秋		2	○								△	□	
	保育原理	1					秋		2	○									□	
	道徳教育		2			春			2	○									□	
	教職論		2				秋		2	○									□	
	社会福祉		2				秋		2	○								△	□	
	比較教育制度論			3			秋		2	○									□	
	幼児理解と保育相談			3			秋		2	○									□	
	家庭支援論			3			秋		2	○									□	
卒業研究科目	こども心理演習Ⅰ			3		春		2			○				8単位				□	
	こども心理演習Ⅱ			3			秋	2			○								□	
	卒業研究・卒業論文				4	通年		4			○					★			□	

③キャリア科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実験						
キャリア科目群	カレッジ&キャリアスキルズA	1				春		1			○				10単位以上選択必修				□	
	プレゼンテーションⅠ	1				春		2			○								□	
	国語表現	1				春		2		○									□	
	地域連携Ⅰ	1				春			2	○									□	
	カレッジ&キャリアスキルズB	1					秋	1			○								□	
	プレゼンテーションⅡ	1					秋	2			○								□	
	ライフキャリア・プランニング	1					秋		2	○									□	
	地域連携Ⅱ	1					秋		1		○								□	
	キャリアデザインA		2			春		1			○								□	
	キャリア形成論		2			春			2	○									□	
	事例で学ぶビジネス		2			春			2	○									□	
	キャリアデザインB		2				秋	1			○								□	
	単位型インターンシップ			3		通年			2				○						□	

④他学部開講科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
他学部開講科目	消費社会と人間の行動		2			春			2	○					※				□	
	エイジングの心理学			3			秋		2	○									□	

⑤課程外科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	認定心理士	公認心理師	社会福祉主事	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
課程外科目	心理学英書講読A		2			春			2		○				卒業要件に算入しない				□	
	心理学英書講読B		2				秋		2		○								□	
	公認心理師の職責		2				秋		2	○							○		□	
	人体の構造と機能及び疾病			3		春			2	○							○		□	
	関係行政論			3			秋		2	○							○		□	
	精神疾患とその治療			3			秋		2	○							○		□	
	心理演習			3			秋		2		○						○		□	
	心理実習				4	通年			2				○				○		□	

※○は本学において資格取得上必修科目、△は資格取得上履修することが望ましい科目。
※資格要件に関しては、同項目ページを参照。
※認定心理士欄の★は、認定心理士（心理調査）資格取得に必要な科目。
※他学部開講科目は、自由選択科目として最大4単位まで、卒業要件単位数に含めることができる。
※課程外科目は、卒業・進級要件に含まれない。

開講時期（春学期・秋学期）は、年度によって変更となる場合があります。必ず学期ごとにガイダンスや履修登録要項等で確認してください。

(5) 履修等に関わる各要件

心理専攻の学生は履修登録を行う際、以下に示した要件などに従って登録を行うように注意してください。場合によっては進級、卒業や資格取得に影響が出る可能性がありますので十分に確認してください。なお、学則上の必修科目は各資格等の取得における必修科目とは限りません。よく確認してください。

〈必修・選択必修・自由選択の区別〉

必修科目	卒業するために修得が必要な科目です。 卒業要件単位数を修得していても1科目でも必修科目の単位を修得していなければ卒業できません。
選択必修科目	所定の領域の中から選択して履修する科目です。卒業要件の124単位に含まれます。
自由選択科目	自由に選択して履修する科目です。卒業要件の124単位に含まれます。

〈卒業要件単位（心理専攻）〉

科目区分			卒業要件単位			
			必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群		0	12	4	32単位以上
	スポーツ科目群		0	2		
	情報処理科目群		4	0		
	外国語科目群		6	4		
	憲法		0	0		
	数理データサイエンス科目群		0	0		
専門教育科目	基礎科目		12	0	10※	92単位以上
	基幹科目		8	4		
	展開科目	子どもの心理科目群	4	30		
		子どもの保育・教育科目群	0	6		
	卒業研究科目		8	0		
キャリア科目			10	0		
合計			52単位	58単位	14単位	124単位以上

※他学部開講科目は、自由選択科目として最大4単位まで、卒業要件単位数に含めることができる。
※課程外科目は、卒業要件単位に含めることができない。

一般教育科目

〈卒業要件〉

科目区分		必修	必要単位数	必要単位数（計）
教養科目群	自然科学	−	4単位以上	32単位以上
	人文	−	4単位以上	
	社会	−	4単位以上	
スポーツ科目群		−	2単位以上	
情報処理科目群		「情報科学概論」 「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」	4単位以上	
外国語科目群		「英語Ⅰ」 「英語コミュニケーションⅠ」 「リスニング」	10単位以上	

※教養科目群の自然科学・人文・社会は、区分ごとに4単位以上修得しなければなりません。

〈履修条件〉

科目区分	科目名	履修条件
情報処理科目群	「情報処理基礎Ⅱ」	「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の単位を修得していること。
外国語科目群	−	母語以外の科目を履修してください。

専門教育科目

〈卒業要件〉

科目区分	必修	必要単位数	必要単位数（計）
基礎科目	6科目12単位全て	12単位	82単位以上
基幹科目	「心理学的支援法」 「心理学研究法」 「心理学統計法Ⅰ」 「心理的アセスメント」	12単位以上	
展開科目（子どもの心理科目群）	「心理学統計法Ⅱ」 「心理学実験」	34単位以上	
展開科目（子どもの保育・教育科目群）	−	6単位以上	
卒業研究科目	全て必修	8単位	

〈履修条件〉

科目名	履修条件
「心理学統計法Ⅱ」	「心理学統計法Ⅰ」の単位を修得していること。
「心理学統計法Ⅲ」	「心理学統計法Ⅰ」「心理学統計法Ⅱ」の単位を修得していること。
「心理学実験」	「心理学統計法Ⅰ」「心理学研究法」の単位を修得していること。
「心理療法上級A」 「心理療法上級B」	「心理療法基礎」の単位を修得していること。
「心理的アセスメント上級」	「心理的アセスメント」の単位を修得していること。
「心理学応用研究法実習B」	「心理調査概論」の単位を修得していること。
「非行犯罪特別講義」	「少年非行の心理学」もしくは「司法・犯罪心理学」の単位を修得していること。
「こども心理演習Ⅱ」	「こども心理演習Ⅰ」の単位を修得していること。
「卒業研究・卒業論文」	「こども心理演習Ⅰ」及び「こども心理演習Ⅱ」の単位を修得していること。
その他	授業によっては上記以外に履修に必要な事項を設けている科目があるので、 シラバスおよび担当教員の指示に従ってください。

キャリア科目

〈卒業要件〉

必修	必要単位数
「国語表現」 「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」 「カレッジ&キャリアスキルズA」「カレッジ&キャリアスキルズB」 「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」	10単位以上

〈履修条件〉

科目名	履修条件
「プレゼンテーションⅡ」	「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得していること。
「地域連携Ⅱ」	「地域連携Ⅰ」の単位を修得していること。

(6) 2年次から3年次への進級要件

学生は、2年生までのすべての学期を終了し、かつ、以下に定められているとおり所定の単位以上を修得しなければ3年次へ進級できません。

〈進級要件単位（心理専攻）〉

専攻	進級要件単位数
心理専攻	56単位以上

※課程外科目は除く。

(7) 履修登録制限

本学部では、1学期に履修できる上限は24単位までです。これを超えて登録することはできません。ただし、集中講義と指定された科目及び課程外科目はこれに含まれません。
なお、前学期の単期GPAが3.5以上の場合は、24単位の上限を超えて4単位まで履修登録することができます。

(8) 春学期卒業

春学期の終了時において、4年（8学期）以上在学し、専攻の定める卒業要件を満たした場合、春学期（9月）卒業となります。ただし、休学の期間は「在学」にはあたりません。

(9) 卒業延期

4年（8学期）以上在学し、専攻の定める卒業要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する者については、所定の手続きを経ることにより1学期ごとの在学期間を延長することができます。
ただし、卒業延期事由によってはこれを認めない場合もあります。詳しくは「東京未来大学卒業延期に関する規程」を参照してください。

3. こども心理学科 こども保育・教育専攻

(1) こども保育・教育専攻の教育の目的

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、未来を担う子どもたちの健全な発達・学びを促すために必要となる、子どもの保育学的・教育学的な理解に根ざした「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。講義や演習及び実習さらには課程外における活動を通して理論的な理解力と実践力を併せ持った保育者・教育者を養成する。

(2) 卒業・学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

以下の要件を満たす人材を養成する。

○ 自然・人文・社会等の幅広い教養的知識・技能を修得している。

○ 子どもの心身の健全な発達についての高度な専門性を発揮できる職種である、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士、福祉職種に向けた職能を修得するように努めている。

○ 上記職種に限らず、家庭との関わり、環境や文化との関わりの中で育つ子どもに関する専門的知識・技能を利活用できる就業力を修得している。

○ 実社会で活躍できるような、本学の共通及び専攻が指定した学士力 (人間性や心の豊かさを培うスキル) を修得している。

(3) 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

幅広い教養及びキャリア教育を１年次から履修することと同時に、子どもの「こころ」と「からだ」の健全な発達の理解を基盤とした以下の教育を行う。

○子ども理解に根ざした心理学・保育学・教育学・福祉学等に関する体系的・実践的な知識・技能を学ぶ。

○子どもの「育ち」と家庭や社会、地域等の環境や文化との関わりについて理解を深める。

○卒業研究科目では、こども保育・教育演習Ⅰ (3年次)、こども保育・教育演習Ⅱ (3年次)、卒業研究・卒業論文 (4年次) を必修として全員に課し、学問研究を深める。

○本学の共通及び専攻が指定する学士力 (人間性や心の豊かさを培うスキル) の形成を目指す。

(4) こども保育・教育専攻の２つの履修モデル

こども保育・教育専攻では、将来の進路に応じて１年次秋学期より「小幼履修モデル」と「幼保履修モデル」のいずれかを選択し、それぞれの目的に応じた履修が始まります。

小幼履修モデル	小学校教諭の免許取得を目指します。併せて幼稚園教諭の免許を取得することもできます。
幼保履修モデル	幼稚園教諭の免許、保育士資格のいずれか、または両方の取得を目指します。

(5) こども保育・教育専攻　履修科目一覧

幼保履修モデル　単位修得状況の確認

■単位を修得した科目はチェック欄の□をチェックしましょう。
※○は本学において資格免許取得上必修科目、△は資格免許取得上履修することが望ましい科目。
※開講学期（春学期・秋学期）は年度によって変更になる場合があります。
※一般教育科目について、春学期（夏期）、秋学期（冬期）に追加で集中講義として開講される場合があります。詳細は履修登録要項を確認してください。

① 一般教育科目

科目区分		授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		社会福祉主事	保育士	幼免一種	チェック	備考
			1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
教養科目群	自然科学	生命科学	1				春	秋		2	○					4単位以上	一般教育科目から合計27単位以上		△		□	
		化学	1				春			2	○								△		□	
		物理学	1				春			2	○								△		□	
		天文学	1				春	秋		2	○								△		□	
		脳科学	1				春	秋		2	○								△		□	
		数学	1					秋		2	○								△		□	
	人文	哲学	1				春			2	○					4単位以上			△		□	
		歴史学	1				春			2	○								△		□	
		言語学	1				春			2	○								△		□	
		宗教学	1					秋		2	○								△		□	
		文化人類学	1					秋		2	○								△		□	
		文学	1					秋		2	○								△		□	
	社会	経営学	1				春			2	○					4単位以上			△		□	
		政治学（国際政治を含む）	1				春			2	○								△		□	
		社会学	1				春			2	○								△		□	
		経済学	1					秋		2	○								△		□	
		法律学（国際法を含む）	1					秋		2	○							△	△		□	
		会計学	1					秋		2	○								△		□	
スポーツ科目群		体育実技A	1				春		1						○	3単位以上			○	○	□	
		体育実技B	1					秋		1					○				△	△	□	
		レクリエーション論		2			春			2	○								△	△	□	
		体育理論		2			春		2		○								○	△	□	
		レクリエーション援助技術		2				秋		2	○								△		□	
情報処理科目群		情報科学概論	1				春		2		○					4単位以上			○		□	
		情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）	1				春		2			○							○	○	□	
		情報処理基礎Ⅱ	1					秋		2		○							△		□	
		ワープロ総合演習		2			春			2		○							△		□	
		情報処理応用A		2			春			2		○							△		□	
		情報処理応用B		2				秋		2		○							△		□	
外国語科目群		英語Ⅰ	1				春		2			○				8単位以上			○	△	□	
		英語コミュニケーションⅠ	1					秋	2			○							○	△	□	
		リスニング	1					秋	2			○							○	△	□	
		英語Ⅱ		2			春			2		○							△	△	□	
		アカデミック・リーディング		2			春			2		○									□	
		中国語		2			春			2		○							△		□	
		フランス語		2			春			2		○									□	
		英語コミュニケーションⅡ		2				秋		2		○							△	△	□	
		アカデミック・リーディング＆ライティング		2				秋		2		○									□	
		韓国語		2				秋		2		○							△		□	
		ドイツ語		2				秋		2		○									□	
		ビジネス英語			3		春			2		○									□	
		日本語・日本事情Ⅰ	1				春		2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅱ	1					秋	2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅲ		2			春		2			○									□	
憲法		日本国憲法	1				春			2	○								△	○	□	
数理*		データサイエンス基礎	1					秋		2	○										□	

＊数理データサイエンス科目群

②専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	保育士	幼免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
基礎科目	子ども学	1				春		2		○					12単位		○		□	
	心理学概論（こころの形成）	1				春		2		○								△	□	
	心理学概論（こころの理解）	1				春		2		○								△	□	
	乳幼児心理学	1					秋	2			○						○	○	□	
	子ども臨床心理学	1					秋	2		○							○	△	□	
	子どもの心理学（総論）	1					秋	2		○							○	△	□	
基幹科目	教育学概論	1				春		2		○					8単位以上	△	○	○	□	
	保育原理	1				春		2		○							○		□	
	教育心理学	1					秋	2		○								○	□	
	感情・人格心理学Ａ		2			春			2	○									□	
	発達心理学		2			春			2	○								○	□	
	青年心理学		2				秋		2	○									□	
	カウンセリング論			3			秋	2		○							○		□	
展開科目・子どもの保育・教育科目群	音楽実技ⅠＡ	1				春		1						○	61単位以上		○		□	
	乳児保育Ⅰ	1				春			2	○							○		□	
	子ども美術	1					秋	2			○						○		□	
	音楽実技ⅠＢ	1					秋	1						○			○		□	
	子ども家庭福祉	1					秋	2		○						△	○	△	□	
	社会福祉	1					秋		2	○						△	○		□	
	乳児保育Ⅱ	1					秋		1		○						○		□	
	表現	1					秋		1	○								○	□	
	子ども音楽		2			春		2			○						○		□	
	音楽実技ⅡＡ		2			春			1					○			△		□	
	造形表現指導法		2			春			2		○						○	○	□	
	保育内容総論（保育指導法）		2			春		2			○						○	○	□	
	道徳教育		2			春			2	○							△	△	□	
	社会的養護Ⅰ		2			春			2	○							○		□	
	子どもの保健		2			春			2	○							○		□	
	子どもの食と栄養		2			春			2		○						○		□	
	保育・教育ボランティア実習Ⅰ		2			通年			1				○						□	
	保育・教育ボランティア実習Ⅱ			3		通年			1				○						□	
	人間関係		2			春			1	○								○	□	
	環境		2			春			1	○								○	□	
	子ども体育		2				秋	2			○						○		□	
	子どもと言葉		2				秋		2		○						○		□	
	音楽実技ⅡＢ		2				秋		1					○			△		□	
	保育・教職論		2				秋	2		○							○	○	□	
	人間関係指導法		2				秋		2		○						○	○	□	
	音楽表現指導法		2				秋		2		○						○	○	□	
	障害児保育		2				秋		2		○						○		□	
	社会的養護Ⅱ		2				秋		1		○						○		□	
	健康		2				秋		1	○								○	□	
	言葉		2				秋		1	○								○	□	
	学校安全		2				秋		2	○								○	□	
	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）		2			春			2	○							△	○	□	
	子どもの健康と安全		2				秋		1		○						○		□	
	保育実習指導ⅠＡ（事前・事後）		2	3		−	−		1		○						○		□	
	保育実習ⅠＡ		2	3		−	−		2				○				○		□	
	教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）		2			−	−		1				○					○	□	
	教育実習Ⅰ（幼）		2			−	−		2				○					○	□	
	音楽実技ⅢＡ			3		春			1					○			△		□	
	保育カリキュラム論（計画と評価）			3		春			2	○							○	○	□	
	健康指導法			3		春			2		○						○	○	□	
	環境指導法			3		春			2		○						○	○	□	
	言葉指導法			3		春			2		○						○	○	□	
	教育史			3		春			2	○								△	□	
	特別支援教育			3		春			2	○								○	□	

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	保育士	幼免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
展開科目・子どもの保育・教育科目群（前項のつづき）	子育て支援			3		春			1		○				61単位以上（前項のつづき）		○		□	
	保育実習指導ⅠB（事前・事後）			3		−	−		1		○						○		□	
	保育実習ⅠB			3		−	−		2				○				○		□	
	音楽実技ⅢB			3			秋		1					○			△		□	
	比較教育制度論			3			秋		2	○								○	□	
	教育法規			3			秋		2	○								△	□	
	幼児理解と保育相談			3			秋		2	○							△	○	□	
	総合的な学習の指導法			3			秋		2	○									□	
	家庭支援論			3			秋		2	○							○		□	
	国際社会の福祉			3			秋		2	○									□	
	教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）			3	4	−	−		1				○					○	□	
	教育実習Ⅱ（幼）				4	−	−		2				○					○	□	
	保育実習指導Ⅱ（事前・事後）				4	−	−		1		○						○		□	Ⅱ、Ⅲのいずれかを修得
	保育実習Ⅱ				4	−	−		2				○				○		□	
	保育実習指導Ⅲ（事前・事後）				4	−	−		1		○						○		□	
	保育実習Ⅲ				4	−	−		2				○				○		□	
	音楽実技ⅣA				4	春			1					○			△		□	
	在宅保育研究				4	春			2		○						△		□	
	音楽実技ⅣB				4		秋		1					○			△		□	
	教職実践演習（幼・小）				4		秋		2		○							○	□	
	保育実践演習				4		秋		2		○						○		□	
展開科目・子どもの心理科目群	発達障害学	1					秋		2	○					4単位以上		△		□	
	社会・集団・家族心理学A	1				春			2	○									□	
	少年非行の心理学	1					秋		2	○									□	
	知覚・認知心理学		2			春			2	○									□	
	心理療法基礎		2			春			2		○								□	
	感情・人格心理学B		2				秋		2	○									□	
	司法・犯罪心理学			3		春			2	○									□	
	発達の課題と障害			3			秋		2	○									□	
	学習・言語心理学A			3		春			2	○									□	
	親子関係の心理学			3			秋		2	○							○		□	
	非行犯罪特別講義			3			秋		2	○									□	
卒業研究科目	こども保育・教育演習Ⅰ			3		春		2			○				8単位				□	
	こども保育・教育演習Ⅱ			3			秋	2			○								□	
	卒業研究・卒業論文				4	通年		4			○								□	

③キャリア科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	保育士	幼免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
キャリア科目群	カレッジ&キャリアスキルズA	1				春		1			○				10単位以上				□	
	プレゼンテーションⅠ	1				春		2			○								□	
	国語表現	1				春		2		○									□	
	地域連携Ⅰ	1				春			2	○									□	
	カレッジ&キャリアスキルズB	1					秋	1			○								□	
	プレゼンテーションⅡ	1					秋	2			○								□	
	ライフキャリア・プランニング	1					秋		2	○									□	
	地域連携Ⅱ	1					秋		1		○								□	
	キャリアデザインA		2			春		1			○								□	
	キャリア形成論		2			春			2	○									□	
	事例で学ぶビジネス		2			春			2	○									□	
	キャリアデザインB		2				秋	1			○								□	
	単位型インターンシップ			3		通年			2				○						□	

小幼履修モデル　単位修得状況の確認

■単位を修得した科目はチェック欄の□をチェックしましょう。

※開講学期（春学期・秋学期）は年度によって変更になる場合があります。

※一般教育科目について、春学期（夏期）、秋学期（冬期）に追加で集中講義として開講される場合があります。詳細は履修登録要項を確認してください。

① 一般教育科目

科目区分		授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		社会福祉主事	幼免一種	小免一種	チェック	備考
			1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
教養科目群	自然科学	生命科学	1				春	秋		2	○					4単位以上	一般教育科目から合計27単位以上				□	
		化学	1				春			2	○										□	
		物理学	1				春			2	○										□	
		天文学	1				春	秋		2	○										□	
		脳科学	1				春	秋		2	○										□	
		数学	1					秋		2	○										□	
	人文	哲学	1				春			2	○					4単位以上					□	
		歴史学	1				春			2	○										□	
		言語学	1				春			2	○										□	
		宗教学	1					秋		2	○										□	
		文化人類学	1					秋		2	○										□	
		文学	1					秋		2	○										□	
	社会	経営学	1				春			2	○					4単位以上					□	
		政治学（国際政治を含む）	1				春			2	○										□	
		社会学	1				春			2	○										□	
		経済学	1					秋		2	○										□	
		法律学（国際法を含む）	1					秋		2	○							△			□	
		会計学	1					秋		2	○										□	
スポーツ科目群		体育実技A	1				春		1						○	3単位以上			○	○	□	
		体育実技B	1					秋		1					○				△	△	□	
		レクリエーション論		2			春			2	○								△	△	□	
		体育理論		2			春		2		○								△	△	□	
		レクリエーション援助技術		2				秋		2	○										□	
情報処理科目群		情報科学概論	1				春		2		○					4単位以上					□	
		情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）	1				春		2			○							○	○	□	
		情報処理基礎Ⅱ	1					秋		2		○									□	
		情報処理応用A		2			春			2		○									□	
		ワープロ総合演習		2			春			2		○									□	
		情報処理応用B		2				秋		2		○									□	
外国語科目群		英語Ⅰ	1				春		2			○				8単位以上			△	△	□	
		英語コミュニケーションⅠ	1					秋	2			○							△	△	□	
		リスニング	1					秋	2			○							△	△	□	
		英語Ⅱ		2			春			2		○							△	△	□	
		アカデミック・リーディング		2			春			2		○									□	
		中国語		2			春			2		○									□	
		フランス語		2			春			2		○									□	
		英語コミュニケーションⅡ		2				秋		2		○							△	△	□	
		アカデミック・リーディング＆ライティング		2				秋		2		○									□	
		韓国語		2				秋		2		○									□	
		ドイツ語		2				秋		2		○									□	
		ビジネス英語			3		春			2		○									□	
		日本語・日本事情Ⅰ	1				春		2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅱ	1					秋	2			○									□	
		日本語・日本事情Ⅲ		2			春		2			○									□	
憲法		日本国憲法	1				春			2	○								○	○	□	
数理*		データサイエンス基礎	1					秋		2	○										□	

＊数理データサイエンス科目群

②専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	幼免一種	小免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
基礎科目	子ども学	1				春		2		○					12単位				□	
	心理学概論（こころの形成）	1				春		2		○							△	△	□	
	心理学概論（こころの理解）	1				春		2		○							△	△	□	
	乳幼児心理学	1					秋	2		○							○	○	□	
	子ども臨床心理学	1					秋	2		○							△	△	□	
	子どもの心理学（総論）	1					秋	2		○							△	△	□	
基幹科目	教育学概論	1				春		2		○					8単位以上	△	○	○	□	
	保育原理	1				春		2		○									□	
	教育心理学	1					秋	2		○							○	○	□	
	感情・人格心理学Ａ		2			春			2	○									□	
	発達心理学		2			春			2	○							○	○	□	
	青年心理学		2				秋		2	○									□	
	カウンセリング論			3			秋	2		○									□	
展開科目・子どもの保育・教育科目群	音楽実技ＩＡ	1				春		1						○	61単位以上			△	□	
	社会	1					秋		2	○								△	□	
	理科	1					秋		2	○								△	□	
	家庭	1					秋		2	○								△	□	
	子ども美術	1					秋	2			○							△	□	
	音楽実技ＩＢ	1					秋	1						○				△	□	
	子ども家庭福祉	1					秋		2	○						△	△	△	□	
	社会福祉	1					秋		2	○						△			□	
	表現	1					秋		1	○							○		□	
	国語		2			春		2		○								△	□	
	算数		2			春			2	○								△	□	
	子ども音楽		2			春		2			○							△	□	
	音楽実技ＩＩＡ		2			春			1					○					□	
	造形表現指導法		2			春			2		○						○		□	
	保育内容総論（保育指導法）		2			春		2			○						○		□	
	人間関係		2			春			1	○							○		□	
	環境		2			春			1	○							○		□	
	初等社会科教育法		2			春			2	○								○	□	
	初等理科教育法		2			春			2	○								○	□	
	初等家庭科教育法		2			春			2	○								○	□	
	道徳教育		2			春			2	○							△	○	□	
	保育・教育ボランティア実習Ⅰ※		2			通年			1				○					○	□	
	保育・教育ボランティア実習Ⅱ※			3		通年			1				○					○	□	
	健康		2				秋		1	○							○		□	
	言葉		2				秋		1	○							○		□	
	生活		2				秋		2	○								△	□	
	子ども体育		2				秋	2			○							△	□	
	音楽実技ＩＩＢ		2				秋		1					○					□	
	教職論		2				秋	2		○							○	○	□	
	人間関係指導法		2				秋		2		○						○		□	
	音楽表現指導法		2				秋		2		○						○		□	
	初等国語科教育法		2				秋		2	○								○	□	
	初等算数科教育法		2				秋		2	○								○	□	
	初等図画工作科教育法		2				秋		2	○								○	□	
	学校安全		2				秋		2	○							○	○	□	
	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）		2			春			2	○							○	○	□	
	教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）			3		−	−		1				○				○		□	
	教育実習Ⅰ（幼）			3		−	−		2				○				○		□	
	音楽実技ⅢＡ			3		春			1					○					□	
	子ども教育課程論			3		春			2	○							○	○	□	
	健康指導法			3		春			2		○						○		□	
	環境指導法			3		春			2		○						○		□	
	言葉指導法			3		春			2		○						○		□	

※「保育・教育ボランティア実習Ⅰ」「保育・教育ボランティア実習Ⅱ」の履修登録については、掲示等で説明します。

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	幼免一種	小免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
展開科目 - 子どもの保育・教育科目群（前項のつづき）	特別支援教育			3		春			2	○					61単位以上		○	○	□	
	初等生活科教育法			3		春			2	○								○	□	
	初等音楽科教育法			3		春			2	○								○	□	
	初等体育科教育法			3		春			2	○								○	□	
	生徒・進路指導			3		春			2	○								○	□	
	教育史			3		春			2	○							△	△	□	
	子育て支援			3		春			1		○								□	
	初等英語			3		春			2	○								△	□	
	音楽実技ⅢB			3			秋		1					○					□	
	初等英語教育法			3			秋		2	○								○	□	
	比較教育制度論			3			秋		2	○							○	○	□	
	特別活動			3			秋		2	○								○	□	
	教育相談			3			秋		2	○								○	□	
	教育法規			3			秋		2	○							△	△	□	
	総合的な学習の指導法			3			秋		2	○								○	□	
	幼児理解と保育相談			3			秋		2	○							○		□	
	国際社会の福祉			3			秋		2	○									□	
	教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）			3	4	−	−		1				○				○		□	
	教育実習Ⅱ（幼）				4	−	−		2				○				○		□	
	教育実習指導（事前・事後）（小）			3	4	−	−		1				○					○	□	
	教育実習Ⅰ（小）				4	−	−		2				○					○	□	
	教育実習Ⅱ（小）				4	−	−		2				○					○	□	
	在宅保育研究				4	春			2		○								□	
	音楽実技ⅣA				4	春			1					○					□	
	音楽実技ⅣB				4		秋		1					○					□	
	教職実践演習（幼・小）				4		秋		2		○						○	○	□	
展開科目 - 子どもの心理科目群	発達障害学	1					秋		2	○					4単位以上				□	
	社会・集団・家族心理学A	1				春			2	○									□	
	少年非行の心理学	1					秋		2	○									□	
	知覚・認知心理学		2			春			2	○									□	
	心理療法基礎		2			春			2		○								□	
	感情・人格心理学B		2				秋		2	○									□	
	司法・犯罪心理学			3		春			2	○									□	
	発達の課題と障害			3			秋		2	○									□	
	学習・言語心理学A			3		春			2	○									□	
	親子関係の心理学			3			秋		2	○									□	
	非行犯罪特別講義			3			秋		2	○									□	
卒業研究科目	こども保育・教育演習Ⅰ			3		春		2			○				8単位				□	
	こども保育・教育演習Ⅱ			3			秋	2			○								□	
	卒業研究・卒業論文				4	通年		4			○								□	
	（介護等体験）			3														○	□	

③キャリア科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	社会福祉主事	幼免一種	小免一種	チェック	備考
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技						
キャリア科目群	カレッジ&キャリアスキルズA	1				春		1			○				10単位以上				□	
	プレゼンテーションⅠ	1				春		2			○								□	
	国語表現	1				春		2		○									□	
	地域連携Ⅰ	1				春			2	○									□	
	カレッジ&キャリアスキルズB	1					秋	1			○								□	
	プレゼンテーションⅡ	1					秋	2			○								□	
	ライフキャリア・プランニング	1					秋		2	○									□	
	地域連携Ⅱ	1					秋		1		○								□	
	キャリアデザインA		2			春		1			○								□	
	キャリア形成論		2			春			2	○									□	
	事例で学ぶビジネス		2			春			2	○									□	
	キャリアデザインB		2				秋	1			○								□	
	単位型インターンシップ			3		通年			2				○						□	

(6) 履修等に関わる各要件

こども保育・教育専攻の学生は履修登録を行う際、以下に示した要件などに従って登録を行うように注意してください。場合によっては進級や卒業に影響が出てくる可能性がありますのでよく確認してください。なお、学則上の必修科目は各資格等の取得における必修科目ではありません。よく確認してください。

〈必修・選択必修の区別〉

必修科目	卒業するために修得が必要な科目です。 卒業要件単位数を修得していても1科目でも必修科目の単位を修得していなければ 卒業できません。
選択必修科目	所定の領域の中から選択して履修する科目です。卒業要件の130単位に含まれます。

〈卒業要件単位（こども保育・教育専攻）〉

科目区分			卒業要件単位		
			必修	選択必修	計
一般教育科目	教養科目群		0	12	27単位以上
	スポーツ科目群		3	0	
	情報処理科目群		4	0	
	外国語科目群		6	2	
	憲法		0	0	
	数理データサイエンス科目群		0	0	
専門教育科目	基礎科目		12	0	93単位以上
	基幹科目		8	0	
	展開科目	子どもの保育・教育科目群	14	47	
		子どもの心理科目群	0	4	
	卒業研究科目		8	0	
キャリア科目			10	0	10単位以上
合計			65単位	65単位	130単位以上

一般教育科目

〈卒業要件〉

科目区分		必修	必要単位数	必要単位数（計）
教養科目群	自然科学	−	4単位以上	27単位以上
	人文	−	4単位以上	
	社会	−	4単位以上	
スポーツ科目群		「体育実技A」	3単位以上	
		「体育理論」		
情報処理科目群		「情報科学概論」 「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」	4単位以上	
外国語科目群		「英語Ⅰ」 「英語コミュニケーションⅠ」 「リスニング」	8単位以上	

※教養科目群の自然科学・人文・社会は、区分ごとに4単位以上修得しなければなりません。

〈履修条件〉

科目区分	科目名	履修条件
情報処理科目群	「情報処理基礎Ⅱ」	「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の単位を修得していること。
外国語科目群	−	母語以外の科目を履修してください。

専門教育科目

〈卒業要件〉

科目区分	必修	必要単位数	必要単位数（計）
基礎科目	6科目12単位全て	12単位	93単位以上
基幹科目	「教育心理学」 「教育学概論」 「カウンセリング論」 「保育原理」	8単位以上	
展開科目（子どもの保育・教育科目群）	8科目14単位	61単位以上	
展開科目（子どもの心理科目群）	−	4単位以上	
卒業研究科目	全て必修	8単位	

〈履修条件〉

科目名	履修条件
「乳児保育Ⅱ」	「乳児保育Ⅰ」の単位を修得していること。
「社会的養護Ⅱ」	「社会的養護Ⅰ」の単位を修得していること。
「保育・教育ボランティア実習Ⅱ」	「保育・教育ボランティア実習Ⅰ」の単位を修得していること。
各実習科目	各実習の前提科目については、同項目ページを参照してください。
教職実践演習（幼・小）	履修条件については、免許・資格に関わる事項の同項目ページを参照してください。
保育実践演習	履修条件については、免許・資格に関わる事項の同項目ページを参照してください。
「こども保育・教育演習Ⅱ」	「こども保育・教育演習Ⅰ」の単位を修得していること。
「卒業研究・卒業論文」	「こども保育・教育演習Ⅰ」及び「こども保育・教育演習Ⅱ」の単位を修得していること。
その他	授業によっては上記以外に履修に必要な事項を設けている科目があるので、シラバスおよび担当教員の指示に従ってください。

キャリア科目

〈卒業要件〉

必修	必要単位数
「国語表現」 「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」 「カレッジ&キャリアスキルズA」 「カレッジ&キャリアスキルズB」 「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」	10単位以上

〈履修条件〉

科目名	履修条件
「プレゼンテーションⅡ」	「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得していること。
「地域連携Ⅱ」	「地域連携Ⅰ」の単位を修得していること。

(7) 2年次から3年次への進級要件

学生は、2年生までのすべての学期を終了し、かつ、以下に定められている所定の単位以上を修得しなければ3年次に進級できません。

〈進級要件単位（こども保育・教育専攻）〉

専攻	進級要件単位数
こども保育・教育専攻	59単位以上

(8) 履修登録制限

本学部では、1学期に履修できる上限は24単位までです。これを超えて登録することはできません。ただし、集中講義や学外実習及びそれに必要な事前事後指導はこれに含まれません。
なお、前学期の成績がGPA3.5以上の場合は、24単位の上限を超えて4単位まで履修登録することができます。
また、保育士・教育職員免許状取得に必要と認められた場合、6単位までは上限単位数に含まれません。

(9) 春学期卒業

春学期の終了時において、4年（8学期）以上在学し、専攻の定める卒業要件を満たした場合、春学期（9月）卒業となります。ただし、休学の期間は「在学」にはあたりません。

(10) 卒業延期

4年（8学期）以上在学し、専攻の定める卒業要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する者については、所定の手続きを経ることにより1学期ごとの在学期間を延長することができます。
ただし、卒業延期事由によってはこれを認めない場合もあります。詳しくは「東京未来大学卒業延期に関する規程」を参照してください。

4. 卒業研究科目に関する事項［心理専攻 こども保育・教育専攻 共通］

(1) 卒業研究科目について

卒業研究科目では、こども心理学部在学期間を通して学生がそれぞれの課題を設定し、演習によって、まず課題にアプローチするための具体的な方法論などを学修します。その後、それらの方法を用いて研究成果を完結させるため、研究指導の時間設定が行われます。

本学では、4年間の学修の集大成としてこれらの科目を設置しているため、卒業研究科目区分の「こども心理演習Ⅰ・Ⅱ」「こども保育・教育演習Ⅰ・Ⅱ」及び「卒業研究・卒業論文」は全て必修科目とし、こども心理学部の全ての学生が履修します。

(2)「こども心理演習Ⅰ・Ⅱ」、「こども保育・教育演習Ⅰ・Ⅱ」の履修

「こども心理演習Ⅰ・Ⅱ」、「こども保育・教育演習Ⅰ・Ⅱ」の履修のために、指導担当教員を決定します。指導担当教員は、事前に、希望する研究領域や関心のある研究テーマ等を調査して決定します。ただし、一研究室あたりの指導学生数には上限があり、それを超えた場合などは、GPAによる優先権など、何らかの選抜が行われることがあり、必ずしも希望通りの研究領域やゼミに所属できるわけではありません。適切な科目を履修して修得し、日頃から自らの修得単位、GPA等の成績状況を把握し、計画的に学修を進めておく必要があります。

(3)「卒業研究・卒業論文」の履修条件

「こども心理演習Ⅰ・Ⅱ」または「こども保育・教育演習Ⅰ・Ⅱ」の単位修得が絶対条件です。これらを修得できなければ、「卒業研究・卒業論文」の履修ができなくなります。

カリキュラム・マップ、科目ナンバリング、履修モデルを参考に、1年次より計画的な履修を行いましょう。

「卒業研究・卒業論文」は、その性質上、多くの時間と労力が必要であることから、専攻した研究分野に専念するためにも、3年次までにできる限り確実な科目履修と修得を心がけてください。

(4)「卒業研究・卒業論文」の評価

「卒業研究・卒業論文」については、原則として「卒業研究のルーブリック評価表」の指針に基づき、提出された論文により評価されます。また、中間発表会、卒業研究発表会、要旨等も成績評価を決定するための審査に含まれます。ただし、具体的な取り組み方法や評価基準は、専攻及び各所属先の担当教員によって異なりますので、担当教員の指示に従ってください。

なお、詳しくは、心理専攻「卒業論文作成の手引き」、こども保育・教育専攻「卒業研究・卒業論文作成の手引き」を参照してください。

3 履修の手引き

3-3. モチベーション行動科学部

1. モチベーション行動科学部の教育 …… 98
(1) モチベーション行動科学部の教育の目的 …… 98
(2) 卒業・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー） …… 98
(3) 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー） …… 99

2. 教育課程に関する事項 …… 100
(1) カリキュラム編成 …… 100
(2) 学部の特色 …… 101
(3) 履修科目一覧 …… 102
(4) 履修等に関わる各要件 …… 108
(5) 2年次から3年次への進級要件 …… 110
(6) 履修登録制限 …… 110
(7) 春学期卒業 …… 110
(8) 卒業延期 …… 110

3. 卒業研究に関する事項 …… 111
(1) 卒業研究について …… 111
(2)「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の履修 …… 111
(3)「卒業研究・プロジェクトゼミ」の履修条件 …… 111
(4)「卒業研究・プロジェクトゼミ」の評価 …… 111

1. モチベーション行動科学部の教育

(1) モチベーション行動科学部の教育の目的

社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する。

(2) 卒業・学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群にわたって専門的な知識を修得し、社会に貢献しうる者に学位を授与する。学位の授与にあたっては最終学年で卒業研究の審査に合格し、卒業研究を含めた所定の単位を修得した者に「学士 (行動科学)」の学位を授与する。卒業までの学びの到達目標は以下の通り設定される。

① 個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

② 他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

③ 組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している。

(3) 教育課程編成方針 (カリキュラム・ポリシー)

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に掲げる知識・技能の修得を円滑に進めることができるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講する。

①一般教育科目では、社会・文化・自然に対する視点や考え方を育てることを目的とする教養科目、憲法、体育、情報、語学を学び、学生自身の理解度と学習進度に合った授業を行う。

②専門教育科目は、心理・コミュニケーション、経営、教育の科目群を必修とする。このうち、学びの基盤となるのは心理・コミュニケーション科目群であり、この科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけ、さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目群が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にする。

③キャリア科目では、学内外で社会に触れる機会を設け、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、早い時期からのキャリア教育に取り組む。

④プロジェクト (課程外活動) を通して、個人を見つめ、他者と関わり、組織を動かす自立した人間性や心の豊かさの充実を図る。

⑤幅広い教養及びキャリア教育及び専門科目を1年次から同時に履修するとともに、通学課程の演習科目では、1年次から卒業時まで学生一人一人の学修を促進するために、基礎演習 (1年～2年次)、専門演習 (3年次)、卒業研究 (4年次) を必修とする。また、単位には含まれないが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ (「ダブル・ゼミ」)、複合的な視点から学修を進める。

2. 教育課程に関する事項

(1) カリキュラム編成

モチベーション行動科学部では、心理・コミュニケーション、経営、教育の３領域にわたって専門的な知識と技能を修得し、社会に貢献しうる人材を養成します。そのための、卒業までの学びの到達目標は、以下の３つの力を身につけることです。

① 個人をみつめる力を身につけること。

客観的な視点で人間行動を理解し分析することができ、モチベーションやリーダーシップに関する専門的知識を備え、所属する集団や組織、社会における成員の活動を促進する力を修得している。

② 他者と関わる力を身につけること。

他者を肯定的に理解することができ、他者と円滑な対人関係を構築できる高いコミュニケーション能力と対人関係スキルを身につけ、他者や社会とより健全な関わりをもつ力を修得している。

③ 組織を動かす力を身につけること。

集団・組織の中で自分の立場を理解し、組織行動に関する基礎的知識を備え、組織活性化や人材の育成に取り組む力を修得している。

そこで、3領域の知識・技能を修得し、上記の力を身につけられるよう、一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、演習科目の下に体系的に科目を編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。
このうち、モチベーション行動科学部の専門的な内容を学ぶ専門教育科目は、心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群の３つの科目群で構成されています。学びの基盤となる心理・コミュニケーション科目群に置かれた科目を学ぶ中で、モチベーション行動科学の基礎となる研究マインドやデータ分析に関する知識と技能、コミュニケーション・スキルを身につけます。さらに経営科目群、教育科目群に置かれた科目を学ぶことで、各科目が複合的に結びつき、広い視野での学びを可能にします。
また、演習科目では、１年生からの必修科目である演習を通じて、自分の意見を表明したり、ディスカッションなどにより、学生同士が切磋琢磨しながら、課題解決の糸口を探る訓練をします。そして最終的には「卒業研究・プロジェクトゼミ」という形で本学での自分の学びの集大成を作り上げていきます。また、単位には含まれませんが、学生は複数の専門演習やゼミに参加することも認められ（「ダブル・ゼミ」）、複合的な視点から学修を進めることができます。
さらに、キャリア科目では、知識・技能を実践に活かす力を身につけることを目的に、１年次から学内外で社会に触れる機会を設け、早い時期からのキャリア教育に取り組みます。

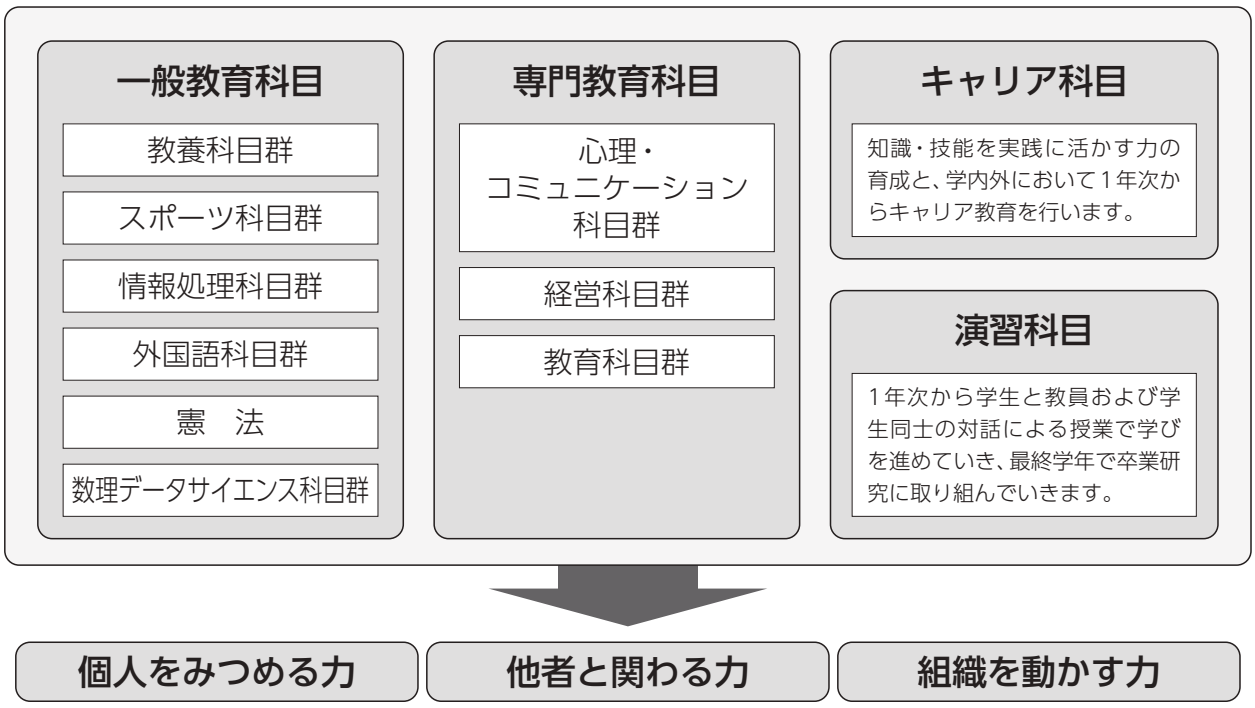

学びの到達目標（身につける力）

(2) 学部の特色

モチベーション行動科学部においては、「自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材の養成」に重点を置き、以下のような特色を持った教育課程や教育方法を実践していくこととしています。

① キャリア教育の充実（プロジェクト・ベースド・ラーニングの導入）

キャリア科目として、企業実務家招聘による実学授業を配置していきます。さらにフィールドワーク型授業も適度に配置し、実践的な理解と技術を育んでいきます。

② アクティブ・ラーニングの導入

全ての科目においてアクティブ・ラーニングを採り入れた教育を行います。

③ 1年次からの演習科目

1年次から、演習科目を必修としています。

さまざまな問題について、モチベーション行動科学部の多彩な分野の教員と直に接しながら、自分の意見を表明したり、コミュニケーションを通じて他者の意見を聞きながら切磋琢磨して課題を解決する訓練をしていきます。

モチベーション行動科学部の教育の特色

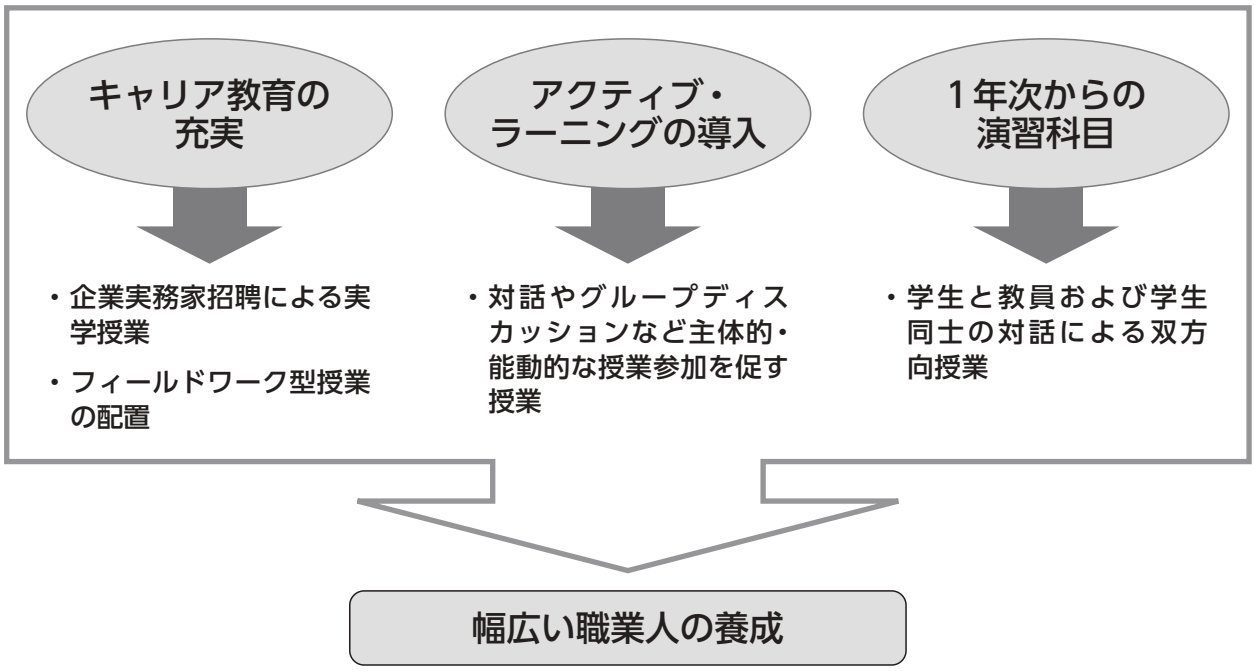

④ 資格・免許状取得のための課程外科目の設置

モチベーション行動科学部では、特定の資格・免許状を取得することに特化した科目を「課程外科目」として開設しています。

課程外科目は、カリキュラム外に設置された科目ですので卒業要件には含まれません。特定の資格・免許状を取得しようとする場合は、卒業に必要な124単位以外に単位を修得する必要があります。

なお、課程外科目は、GPAには算入されません。

(3) 履修科目一覧

単位修得状況の確認

■単位を修得した科目はチェック欄の□をチェックしましょう。

■学期ごとに成績通知表を確認し、卒業に必要な要件をどれだけ満たしているか、また、あと何単位、どの科目を履修しなければならないかを確認しましょう。

■必修科目の単位を修得しているかを必ず確認しましょう。

※開講時期（春学期・秋学期）は年度によって変更になる場合があります。

※一般教育科目について、春学期（夏期）、秋学期（冬期）に追加で集中講義として開講される場合があります。詳細は履修登録要項を確認してください。

① 一般教育科目

科目区分		授業科目の名称		開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
				1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技								
教養科目群	自然科学	生命科学		1				春	秋		2	○					12単位以上	一般教育科目から2単位以上（自由2単位を含む）						□
		化学		1				春			2	○												□
		天文学		1				春	秋		2	○												□
		物理学		1				春			2	○												□
		数学		1					秋		2	○												□
		脳科学		1				春	秋		2	○												□
	人文	哲学		1				春			2	○								中高				□
		言語学		1				春			2	○												□
		宗教学		1					秋		2	○								中高				□
		文化人類学		1					秋		2	○												□
		文学		1					秋		2	○												□
		歴史学	（モチベクラス）		2			春			2	○								中				□
	社会	経営学		1				春			2	○												□
		政治学（国際政治を含む）	（モチベクラス）	1				春			2	○								中高				□
		社会学	（モチベクラス）	1					秋		2	○								中高			△	□
		経済学	（モチベクラス）	1					秋		2	○								中高			△	□
		法律学（国際法を含む）	（モチベクラス）	1					秋		2	○								中高			△	□
		会計学		1					秋		2	○												□
スポーツ科目群		体育実技A		1				春			1					○	2単位以上			中高				□
		体育実技B		1					秋		1					○				中高				□
		レクリエーション論			2			春			2	○								中高				□
		体育理論			2			春			2	○								中高				□
		レクリエーション援助技術			2				秋		2	○												□
情報処理科目群		情報科学概論		1				春		2		○					4単位以上							□
		情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）		1				春		2			○							中高				□
		情報処理基礎Ⅱ		1					秋		2		○											□
		情報処理応用A			2			春			2		○											□
		ワープロ総合演習			2			春			2		○											□
		情報処理応用B			2				秋		2		○											□

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技								
外国語科目群	英語Ⅰ	1				春		2			○				8単位以上	一般教育科目から2単位以上（自由2単位を含む）		中高				□
	英語コミュニケーションⅠ	1					秋	2			○							中高				□
	リスニング	1					秋	2			○							中高				□
	英語Ⅱ		2			春			2		○							中高				□
	アカデミック・リーディング		2			春			2		○											□
	中国語		2			春			2		○											□
	フランス語		2			春			2		○											□
	アカデミック・リーディング&ライティング		2				秋		2		○											□
	英語コミュニケーションⅡ		2				秋		2		○							中高				□
	韓国語		2				秋		2		○											□
	ドイツ語		2				秋		2		○											□
	ビジネス英語			3		春			2		○											□
	日本語・日本事情Ⅰ	1				春		2			○											□
	日本語・日本事情Ⅱ	1					秋	2			○											□
	日本語・日本事情Ⅲ		2			春		2			○											□
憲法	日本国憲法	1				春			2	○								中高				□
数理*	データサイエンス基礎	1					秋		2	○												□

＊数理データサイエンス科目群

② 専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
心理・コミュニケーション科目群	行動科学概論A（心の仕組み）	1				春		2		○					専門教育科目・キャリア科目・演習科目より96単位以上（自由選択科目64単位を含む）必修12単位				○		□
	統計分析の基礎	1				春		2			○							C	◆		□
	心理学研究法	1					秋		2	○									△		□
	社会心理学	1					秋		2	○									△		□
	教育心理学	1					秋		2	○							中高		○		□
	臨床心理学	1					秋		2	○									△		□
	モチベーション論Ⅰ		2			春		2		○						○			△		□
	心理調査概論		2			春			2	○								B	◆		□
	集団の心理学		2			春			2	○									△		□
	認知心理学		2			春			2	○									△		□
	発達心理学		2			春			2	○							中高		△		□
	カウンセリングの理論と方法		2			春			2	○									△		□
	統計分析の応用		2			春			2		○							D	△		□
	心理学実験演習Ⅰ		2			春			2		○								○		□
	モチベーション論Ⅱ		2				秋	2		○						○			△		□
	対人コミュニケーション		2				秋		2	○						○			△		□
	感情心理学		2				秋		2	○									△		□
	パーソナリティ心理学		2				秋		2	○									△		□
	多変量データ解析		2				秋		2		○							E			□
	心理学実験演習Ⅱ		2				秋		2		○								○		□
	質的分析法			3		春			2		○							F	◆		□
	エイジングの心理学			3		春			2	○									△		□
	コミュニケーション・スキル			3		春			2		○								△		□
	クリティカル・シンキング			3		春			2		○								◆		□
	心理調査課題演習			3		春			2				○								□
	ポジティブ心理学			3			秋		2	○						○			△		□
	コミュニティと福祉の心理学			3			秋		2	○									△		□
	心の健康とストレス			3			秋		2	○									△		□
経営科目群	地域連携Ⅰ	1				春			2	○											□
	ライフキャリア・プランニング	1					秋		2	○											□
	社会調査概論	1					秋		2	○								A		△	□
	行動科学概論B（経営と組織）	1					秋	2		○											□
	国際政治	1					秋		2	○							中高				□
	マーケティングリサーチ	1					秋		2	○											□
	地域連携Ⅱ	1					秋		1		○										□
	消費社会と人間の行動		2			春			2	○											□
	国際経済		2			春			2	○							中高				□
	キャリア形成論		2			春			2	○											□
	グローバルビジネス		2			春			2	○											□
	経営戦略		2			春			2	○											□
	地域企業活性化論		2			春			2	○											□
	事例で学ぶビジネス		2			春			2	○											□
	フィールドワークA		2				秋		2		○							G			□
	経営管理		2				秋		2	○											□
	商品開発演習		2				秋		2		○										□
	コミュニティデザイン		2				秋		2	○											□
	ロジスティクス		2				秋		2	○											□
	公共政策論		2				秋		2	○											□
	企業と社会的責任			3		春			2	○											□
	人的資源管理論			3		春			2	○											□
	ホスピタリティ・マネジメント			3		春			2	○											□
	フィールドワークB			3			秋		2		○							G			□
	ファイナンシャル・プランニング			3			秋		2	○											□
	ビジネスプランニング			3			秋		2		○										□
	産業と組織			3			秋		2	○						○			△		□
	メディア論			3			秋		2	○											□

科目区分	授業科目の名称		開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
			1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
教育科目群	倫理学		1				春			2	○					専門教育科目・キャリア科目・演習科目より96単位以上（自由選択科目64単位を含む）（前頁のつづき）必修12単位（前頁のつづき）		中高			△	□
	行動科学概論Ｃ（社会と文化）		1				春		2		○											□
	日本史Ⅰ		1				春			2	○							中				□
	ヒューマンAIインタラクション		1					秋		2	○											□
	異文化コミュニケーション		1					秋		2	○											□
	比較地域教育論		1					秋		2	○											□
	教育原理		1					秋		2	○							中高			△	□
	日本史Ⅱ		1					秋		2	○							中				□
	教職論	【教職課程】	1					秋		2	○							中高				□
	国際理解教育論			2			春			2	○											□
	外国史Ⅰ			2			春			2	○							中				□
	生涯学習論			2			春			2	○							中高				□
	教育福祉論			2			春			2	○							中高				□
	国際法			2			春			2	○							中高				□
	社会科学特講			2			春			2	○											□
	教育課程論			2			春			2	○							中高				□
	道徳教育の指導法	【教職課程】		2			春			2	○							中高				□
	教育の方法及び技術			2			春			2	○							中高				□
	情報ネットワークの基礎			2				秋		2	○											□
	外国史Ⅱ			2				秋		2	○							中				□
	ローカルヒストリー			2				秋		2	○											□
	多文化共生社会論			2				秋		2	○											□
	国際関係論			2				秋		2	○											□
	教育制度論			2				秋		2	○							中高				□
	特別活動の指導法	【教職課程】		2				秋		2	○							中高				□
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	【教職課程】		2				秋		2	○							中高				□
	学校安全			2				秋		2	○							中高				□
	教育法規			2				秋		2	○											□
	コーチング				3		春			2	○						○					□
	人文地理学				3		春			2	○							中				□
	次世代教育システム論（AIと教育の未来）				3		春			2	○											□
	クラスマネジメント論	【教職課程】			3		春			2	○							中高				□
	地理学（地誌を含む）				3		春			2	○							中				□
	特別支援教育				3		春			2	○							中高				□
	教育史				3		春			2	○											□
	現代社会研究				3			秋		2	○											□
	世界の宗教と人間の行動				3			秋		2	○											□
	生徒・進路指導論	【教職課程】			3			秋		2	○							中高				□
	教育相談				3			秋		2	○							中高				□
	総合的な学習の指導法	【教職課程】			3			秋		2	○							中高				□

③ キャリア科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技								
キャリア科目	プレゼンテーションⅠ	1				春		2			○				8単位以上	※1						□
	プレゼンテーションⅡ	1					秋	2			○											□
	カレッジ&キャリアスキルズA	1				春		1			○											□
	カレッジ&キャリアスキルズB	1					秋	1			○											□
	キャリアデザインA		2			春		1			○											□
	キャリアデザインB		2				秋	1			○											□
	単位型インターンシップ			3		通年			2				○									□

※1 専門教育科目・キャリア科目・演習科目より96単位以上（自由選択科目64単位を含む）

④ 演習科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件		モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技								
演習科目	基礎演習Ⅰ	1				春		1			○				12単位以上	※1						□
	基礎演習Ⅱ	1					秋	1			○											□
	基礎演習Ⅲ		2			春		1			○											□
	基礎演習Ⅳ		2				秋	1			○											□
	行動科学特講			3			秋		2		○											
	専門演習Ⅰ			3		春		2			○											□
	専門演習Ⅱ			3			秋	2			○											□
	卒業研究・プロジェクトゼミ				4	通年		4			○											□

※1 専門教育科目・キャリア科目・演習科目より96単位以上（自由選択科目64単位を含む）

⑤ 他学部開講科目

科目区分	授業科目の名称	開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
		1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
他	司法・犯罪心理学			3		春			2	○					―				△		□

※「他」は他学部開講科目

⑥ 課程外科目

科目区分	授業科目の名称		開講年次				学期		単位数		授業形態					卒業要件	モチベーションマネジャー	教職課程	社会調査士	認定心理士	社会福祉主事	チェック
			1年	2年	3年	4年	春	秋	必修	選択	講義	演習	実験	実習	実技							
課程外科目	社会科教育法Ⅰ	【教職課程】		2			春			2	○					–		☆				□
	社会科教育法Ⅱ	【教職課程】		2				秋		2	○							☆				□
	社会科・公民科教育法Ⅰ	【教職課程】			3		春			2	○							☆				□
	社会科・公民科教育法Ⅱ	【教職課程】			3			秋		2	○							☆				□
	教育実習事前事後指導	【教職課程】			3	4	春	秋		1				○				中高				□
	教育実習Ⅰ	【教職課程】				4	春			2				○				中高				□
	教育実習Ⅱ	【教職課程】				4	春			2				○				中高				□
	教職実践演習（中・高）	【教職課程】				4		秋		2		○						中高				□

※他学部開講科目は卒業・進級要件単位数には含めません。
※各種免許・資格欄の○は本学における免許・資格取得に際して必須科目、△は選択科目。詳細は教職課程編及び各種資格編を確認してください。
※【教職課程】表示のある科目は教職課程登録者または登録しようとする学生のみが履修できます。
※教職課程欄の「中」は中一種免許（社会）、「高」は高一種免許（公民）、「中高」は両免許対象。必修・選択の別は教職課程編を確認してください。☆印は、中一種免許（社会）は「社会科教育法Ⅰ」「社会科教育法Ⅱ」「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」の8単位、高一種免許（公民）は「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」を含む4単位以上を履修することを指します。
※免許・資格に関する実習要件科目については関係規程を参照してください。
※社会調査士はA～Gの科目（EとFはどちらか選択）を修得し、申請を行うことにより認定されます。
※認定心理士欄の◆は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。基本主題、副次主題の別は、授業内容や担当教員の交代等により、履修する年度によって変更が生じる場合があります。なお、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業研究・プロジェクトゼミ」は、担当教員が日本心理学会の正会員である、ないしは心理学に関する内容の場合には「その他」の科目として4単位まで認められることがありますが、できる限り表中の○△◆の科目で要件を満たすようにしてください。認定心理士（心理調査）資格については各種資格編を確認してください。

(4) 履修等に関わる各要件

モチベーション行動科学部の学生は履修登録を行う際、以下に示した要件などに従って登録を行うように注意してください。場合によっては進級や卒業に影響が出てくる可能性がありますので十分に確認してください。なお、学則上の必修科目は各資格等の取得における必修科目とは限りません。資格・免許取得を希望する場合は、教職課程編及び各種資格編をよく確認してください。

〈必修・選択必修・自由選択の区別〉

必修科目	卒業するために修得が必須の科目です。 卒業要件単位数を満たしていても1科目でも必修科目の単位を修得していなければ卒業できません。
選択必修科目	所定の領域の中から選択して履修する科目です。
自由選択科目	必修科目、選択科目の他に一般教育科目で2単位、専門教育科目、キャリア科目および演習科目で64単位を修得します。

〈卒業要件単位〉

科目区分		卒業要件単位			
		必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群	0	12	2	28単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
	憲法	0	0		
	数理データサイエンス科目群	0	0		
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	12	0	64	96単位以上
	経営科目群				
	教育科目群				
キャリア科目		8	0		
演習科目		12	0		
合計		42単位	16単位	66単位	124単位以上

※他学部開講科目、課程外科目は卒業要件単位に含まれない。

履修要件

〈一般教育科目〉

科目区分	科目名	履修条件
情報処理科目群	「情報処理基礎Ⅱ」	「情報処理基礎Ⅰ（機器操作含む）」の単位を修得していること。
外国語科目群	―	母語以外の科目を履修すること。

〈専門教育科目〉

科目名	履修条件
「多変量データ解析」	「統計分析の基礎」「統計分析の応用」の単位を修得していること。
「モチベーション論Ⅱ」	「モチベーション論Ⅰ」の単位を修得していること。
「心理学実験演習Ⅱ」	「心理学実験演習Ⅰ」の単位を修得していること。
「心理調査課題演習」	「統計分析の基礎」「統計分析の応用」「心理学実験演習Ⅰ」の単位を修得していること。
「地域連携Ⅱ」	「地域連携Ⅰ」の単位を修得していること。
「日本史Ⅱ」	「日本史Ⅰ」の単位を修得していること。
「外国史Ⅱ」	「外国史Ⅰ」の単位を修得していること。
「社会科教育法Ⅱ」	「社会科教育法Ⅰ」の単位を修得していること。
「社会科・公民科教育法Ⅱ」	「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を修得していること。

〈キャリア科目〉

科目名	履修条件
「プレゼンテーションⅡ」	「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得していること。

〈演習科目〉

科目名	履修条件
「専門演習Ⅱ」	「専門演習Ⅰ」の単位を修得していること。
「卒業研究・プロジェクトゼミ」	「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の単位を修得していること。

〈課程外科目〉

「教職実践演習（中・高）」：履修条件については免許・資格に関わる事項の同項目ページを参照してください。

(5) 2年次から3年次への進級要件

学生は、2年次までの学期を終了し、かつ、以下に定められている所定の単位以上を修得しなければ3年次へ進級できません。

〈進級要件単位（モチベーション行動科学部）〉

学科	進級要件単位数
モチベーション行動科学科	60単位以上

※他学部開講科目、課程外科目は除く。

(6) 履修登録制限

本学部では、1学期に履修できる上限は24単位までです。これを超えて登録することはできません。ただし、他学部開講科目、課程外科目や集中講義、学外実習及びその事前事後指導はこれに含まれません。
なお、前学期の成績がGPA3.5以上の場合は、24単位の上限を超えて4単位まで履修登録することができます。
また、教育職員免許状取得に必要と認められた場合（申請書の提出後）、6単位までは上限単位数に含まれません。

(7) 春学期卒業

春学期の終了時において、4年（8学期）以上在学し、学部の定める卒業要件を満たした場合、春学期卒業となります。ただし、休学の期間は「在学」にはあたりません。

(8) 卒業延期

4年（8学期）以上在学し、学部の定める卒業要件を満たしたにもかかわらず、在学期間を延長して学修の継続を希望する者については、所定の手続きを経ることにより1学期ごとに在学期間を延長することができます。
ただし、卒業延期事由によってはこれを認めない場合もあります。詳しくは「東京未来大学卒業延期に関する規程」を参照してください。

3. 卒業研究に関する事項

(1) 卒業研究について

3年次からの演習科目では、在学期間を通して学生がそれぞれの課題を設定し、演習によって課題にアプローチするための具体的な方法論などについて学修します。その後、それらの方法を用いて研究成果を完結させるため、研究指導の時間設定が行われます。
本学では、4年間の学修の集大成としてこれらの科目を設置しているため、「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業研究・プロジェクトゼミ」は必修科目とし、モチベーション行動科学部の全ての学生が履修します。

(2)「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の履修

「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」の履修のためには、指導担当教員の研究室への所属が必要になります。所属にあたっては、事前に、希望する研究領域や関心のある研究テーマ等所属希望を調査して決定します。ただし、一研究室あたりの指導学生数には上限があり、それを超えた場合などは、GPAによる優先権など、何らかの選抜が行われることがあり、必ずしも希望通りの研究領域や研究室に所属できるわけではありません。
日頃から、自らのGPA等成績状況を把握し、適切な科目の修得など、計画的に学修を進めておく必要があります。1、2年次のうちに、自分自身が選択する領域や関心のあるテーマ等に関連する科目を履修することで、基礎的な知識や方法を修得しておきましょう。なお、心理・コミュニケーション領域の教員が担当する「専門演習Ⅰ」を希望する場合には、「心理学研究法」、「社会調査概論」のいずれかの単位を修得済みであることを推奨します。

(3)「卒業研究・プロジェクトゼミ」の履修条件

「専門演習Ⅰ」、「専門演習Ⅱ」の単位修得が必要です。これらを修得できなければ、「卒業研究・プロジェクトゼミ」の履修ができなくなります。
カリキュラム・マップ、科目ナンバリング、履修モデルを参考に、1年次より計画的な履修を行いましょう。
「卒業研究・プロジェクトゼミ」は、その性質上、多くの時間と労力が必要であることから、専攻した研究分野に専念するためにも、3年次までにできる限り確実な科目履修を心がけてください。

(4)「卒業研究・プロジェクトゼミ」の評価

「卒業研究・プロジェクトゼミ」については、原則として「卒業研究・プロジェクトゼミのルーブリック評価表」の指針に基づき、提出された成果物により評価されます。また、中間発表、卒業研究発表会、要旨等も成績評価を決定するための審査に含まれます。ただし、具体的な取り組み方法や評価基準は各所属先担当教員によって異なりますので、担当教員の指示に従ってください。
なお、詳しくは別に配布される「卒業研究・プロジェクトゼミの手引き」を参照してください。

Campus Guide 2026

4

免許・資格に関する事項

4-1. 教職課程編 …… 115

1. 幼稚園教諭一種免許状 …… 117
2. 小学校教諭一種免許状 …… 122
3. 中学校教諭一種免許状（社会） …… 128
4. 高等学校教諭一種免許状（公民） …… 128

4-2. 保育士養成課程編 …… 137

1. 保育士資格 …… 138

4-3. 各種資格編 …… 145

1. こども心理学部 …… 146
2. モチベーション行動科学部 …… 156

4 免許・資格に関する事項

4-1. 教職課程編

教員養成の目的 …… 116

1. 幼稚園教諭一種免許状 …… 117
[こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻]
(1) 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な授業科目 … 117
(2) 教職課程履修カルテ …… 117
(3) 教育実習 …… 118
(4) 教育実習の履修要件 …… 118
(5) 教職実践演習 …… 119
(6) 実習費 …… 119
(7) 教育職員免許状申請 …… 119
幼稚園教諭一種免許課程 履修科目チェック表 …… 120

2. 小学校教諭一種免許状 …… 122
[こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻]
(1) 小学校教諭一種免許状取得に必要な授業科目 … 122
(2) 教職課程履修カルテ …… 122
(3) 教育実習 …… 123
(4) 教育実習の履修要件 …… 123
(5) 介護等体験 …… 124
(6) 教職実践演習 …… 124
(7) 実習費 …… 124
(8) 教育職員免許状申請 …… 124
小学校教諭一種免許課程　履修科目チェック表 …… 125

3. 中学校教諭一種免許状（社会） …… 128

4. 高等学校教諭一種免許状（公民） …… 128
[モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科]
(1) 免許取得に必要な授業科目 …… 128
(2) 教職課程履修カルテ …… 128
(3) 教育実習 …… 129
(4) 教育実習の履修要件 …… 130
(5) 介護等体験 …… 131
(6) 教職実践演習（中・高） …… 131
(7) 実習費 …… 131
(8) 教育職員免許状申請 …… 131
中学校教諭一種・高等学校教諭一種
免許課程 履修科目チェック表 …… 132

教員養成の目的

教職課程の理念

本学の掲げる教育理念「技能と心の調和」と教育目的「高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献できる人材を養成する」を基軸に、確かな教育技術を獲得し、併せて子どもの心を深く理解し、「こころ」に働きかけることのできる教員養成を目的とする。

幼稚園教諭一種免許状
小学校教諭一種免許状

こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻

近年顕著に見られる子どもを取り巻く諸問題について、子どもの心理の適切な分析に焦点を当てながら、人格形成の基盤となる乳幼児期・児童期の発達段階における子どもの心身の特徴を把握し理解しつつ、最新の教育学および心理学の理論と実践的な技術を用いて各視点からアプローチすることにより、理論と実践の両面を育むカリキュラムを通じて、人格に関する深い知見、子どもとのコミュニケーション能力、教育者に必要な最新の指導力・実践力、子育てのための援助技術力、地域の中での子育ての相談役になる能力などを修得した教育者の養成を目的とする。

中学校教諭一種免許状（社会）
高等学校教諭一種免許状（公民）

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

社会において、組織やチーム、コミュニティの一員として求められる「組織成員として組織の健全な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びへのモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することができる人材を養成するという教育目標を踏まえ、教師としての崇高な使命を自覚し、常に自己研鑽に励み、青少年に生きる力を育む実践的指導力を身につけた教育者の養成を目的とする。

1. 幼稚園教諭一種免許状

こども心理学部こども心理学科
こども保育・教育専攻

幼稚園教諭免許とは、幼稚園・認定こども園に就業するために必要な教育職員免許法に基づく教職免許状です。4年制の大学である本学では、一種免許状が取得可能です。
こども保育・教育専攻の学生は、幼稚園教諭免許に必要な単位を全て修得し、必要な実習を修了することにより、卒業と同時に幼稚園教諭一種免許状を取得できます。必要な授業科目の単位を修得後、4年次の10月頃（予定）に卒業見込み証明書が発行できる学生のみ、大学から東京都教育委員会へ免許状申請の代行を一括して行います。
なお、教職免許状は学位の取得が前提のため、卒業を見込める学生のみ申請を行うことができます。

(1) 幼稚園教諭一種免許状取得に必要な授業科目

本学において幼稚園教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数は、文部科学省による「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」に従って定められています。

(2) 教職課程履修カルテ

教職課程履修カルテとは、「教職課程に関わる科目の履修履歴」を指します。具体的には、教職課程に関わる科目全ての評価（成績）、自己評価、自己課題を1科目毎に学生自身が記録し、教員として必要な知識や技能の達成度合を把握します。
また、定期的に学生は大学に「履修カルテ」を提出し、学生・大学が相互に状況を把握し、不足している知識や技能を補うために役立てます。
万一、「履修カルテ」の作成・提出を怠った場合には、教育職員免許状の取得ができませんので、十分に注意してください。

① 作成・提出が必要となる対象者

本学に在学し、教育職員免許状の取得を目指す全ての学生が対象となります。

② 作成方法

「履修カルテ」を毎学期更新し、各自で大切に保存することになっています。
教職課程に関する科目の履修を終え、成績が確定次第、速やかに当該科目の入力を行い、上書き保存してください。
入力項目は全て必須となります。初めて作成する人には、書式を配付します。

③ 提出方法

②で作成した電子データを、成績確定後決められた期日までに、毎回提出をしてください。提出方法は、CoLSへのアップロードとなります。提出時期が近くなりましたら、大学の指示に従って提出してください。

④ その他

「履修カルテ」は次回の提出時に上書きして作成することになりますので、提出した後も各自で大切に保存してください。
「履修カルテ」は教育職員免許状取得に係る必修科目「教職実践演習」にて使用します。

(3) 教育実習

教育実習は、本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、実際の教育現場で実践することにより幼児教育に対する理解を深めるとともに、現場における指導技術等を実践を通して学び、自らの子ども観、教育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

本学における教育実習は以下のとおり実施します。

〈幼保履修モデル〉

科目名		単位数	実施時期	実施日数
教職課程における必修	教育実習指導Ⅰ(事前・事後)(幼)	1	2年次	−
	教育実習Ⅰ(幼)	2	2年次	10日間
	教育実習指導Ⅱ(事前・事後)(幼)	1	3・4年次	−
	教育実習Ⅱ(幼)	2	4年次	10日間

〈小幼履修モデル〉

	科目名	単位数	実施時期	実施日数
教職課程における必修	教育実習指導Ⅰ(事前・事後)(幼)	1	3年次	−
	教育実習Ⅰ(幼)	2	3年次	10日間
	教育実習指導Ⅱ(事前・事後)(幼)	「教育実習Ⅰ(小)」2単位及び「教育実習Ⅱ(小)」2単位を「教育実習Ⅱ(幼)」に流用します。		
	教育実習Ⅱ(幼)			

※幼稚園教諭一種免許のみの取得を希望する場合には、別途手続きが必要になります。
教育実習とその事前・事後指導の履修登録は、他の科目と取り扱いが異なります。各年度の履修登録要項等で説明します。

教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターや担当教員の指示に従ってください。

(4) 教育実習の履修要件

教育実習は、実際に教育の現場（幼稚園・認定こども園）で子どもと接することになります。大学で学んだ教育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。したがって、皆さんが教育実習を実施するには以下の要件科目の単位を修得することが必要です。さらに、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

●下表の科目の単位を実習実施前に修得しておかなければなりません。

	1年次	2年次	3年次	4年次
教育実習Ⅰ(幼)	・子どもの心理学（総論） ・乳幼児心理学 ・子ども臨床心理学	教育実習Ⅰ(幼) (幼保履修モデル)	教育実習Ⅰ(幼) (小幼履修モデル)	
教育実習Ⅱ(幼)	・教育心理学 ・教育学概論 ・表現	・保育内容総論(保育指導法) ・造形表現指導法※ ・音楽表現指導法※ ・人間関係指導法※ ・教育実習Ⅰ(幼) ・健康 ・人間関係 ・環境 ・言葉 ・教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	・保育カリキュラム論（計画と評価）もしくは子ども教育課程論 ・健康指導法※ ・環境指導法※ ・言葉指導法※	教育実習Ⅱ(幼) (幼保履修モデル)

＊指導法の科目については※印のうち3科目以上の修得が必要です。
＊「教育実習Ⅰ(幼)」の要件授業科目として、「教育実習指導（事前・事後）(幼)」の事前指導に関する時間の履修が必要です。
＊「教育実習Ⅱ(幼)」の要件授業科目として、「教育実習指導（事前・事後）Ⅱ(幼)」の事前指導に関する時間の履修が必要です。
＊ 幼保履修モデルは「教育実習Ⅰ(幼)」の単位を修得していなければ「教育実習Ⅱ(幼)」は履修できません。
＊「教育実習Ⅰ(幼)」は幼保履修モデルでは2年次、小幼履修モデルでは3年次に実施します。
＊「教育実習Ⅰ(小)」2単位及び「教育実習Ⅱ(小)」2単位を「教育実習Ⅱ(幼)」に流用します。

(5) 教職実践演習

「教職実践演習」は、教育職員免許法施行規則において、当該演習を履修する者の教育職員免許状取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとし、教職課程の全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」、言わば一番最後の科目としての位置づけであり、文部科学省からも原則として「4年次の後期」に開講することとされています。
また、教育実習の反省と改善と再度の模擬授業などが内容として示されていることから、原則として「教育実習」の単位が修得できなければ、「教職実践演習」の単位を修得することができません。
なお、「教職実践演習」履修中に「教育実習」が中断となった場合も「教職実践演習」の単位を付与することはできません。

(6) 実習費

「教育実習Ⅰ(幼)」および「教育実習Ⅱ(幼)」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円／単位が別途必要になります。(4単位総計32,000円)

＊ 実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。

(7) 教育職員免許状申請

教育職員免許状は、所要資格(免許の授与に必要な学位と単位)を有する者が、教育職員免許法に定められた要件を満たし、各都道府県教育委員会へ交付を申請し授与されるものです。授与された教育職員免許状は、全ての都道府県において効力を有します。
申請の方法は、大学が申請を代行する「一括申請」となります。
「一括申請」は大学が窓口になり、教育職員免許状取得見込者を取りまとめて教育委員会に一括して申請手続きを行う申請方法です。本学の場合は、東京都教育委員会に一括申請を行います。
申請に係る手続きを全て行い、教育職員免許状取得要件を満たした者に、卒業式当日教育職員免許状を交付します。
手続きを一つでも怠った場合は、個人申請となります。

※ 個人申請とは

個人申請とは、一括申請できなかった者が、教育職員免許状取得に必要な単位を満たした後、卒業後に個人で免許状の授与申請手続きを行う申請方法です。申請先は、原則として居住地の教育委員会になります。申請方法や必要書類等は、各都道府県によって異なりますので、該当の教育委員会へ各自で問い合わせてください。

科　目　区　分	最低修得単位数	修得済単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	16単位	
教育の基礎的理解に関する科目	10単位	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4単位	
教育実践に関する科目	7単位	
大学が独自に設定する科目	14単位	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位	

〈領域及び保育内容の指導法に関する科目〉 16単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
領域に関する専門事項	言葉	1	□	
	環境	1	□	
	健康	1	□	
	人間関係	1	□	
	表現	1	□	
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論(保育指導法)	2	□	
	環境指導法	2	□	
	言葉指導法	2	□	
	健康指導法	2	□	
	人間関係指導法	2	□	
	音楽表現指導法	2	□	
	造形表現指導法	2	□	

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育の基礎的理解に関する科目〉 10単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法による教職に関する科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	□	
	教育史	2	(□)	
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	保育・教職論※	2	□	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	比較教育制度論	2	□	
	教育法規	2	(□)	
	学校安全	2	□	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	□	
	発達心理学	2	□	
	乳幼児心理学	2	□	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	□	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育カリキュラム論(計画と評価)※	2	□	

※小幼履修モデルの学生は、「教職論」「子ども教育課程論」の単位を「保育・教職論」及び「保育カリキュラム論(計画と評価)」の科目区分に単位を充当する。
※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

履修科目チェック表

〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉 4単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術 (情報通信技術の活用を含む)	2	□	
幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	幼児理解と保育相談	2	□	

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育実践に関する科目〉7単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育実習	教育実習指導Ⅰ(事前・事後)(幼)	1	□	
	教育実習Ⅰ(幼)	2	□	
	教育実習指導Ⅱ(事前・事後)(幼)	1	□	
	教育実習Ⅱ(幼)	2	□	
学校体験活動				
教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	2	□	

※小幼履修モデルの学生は「教育実習Ⅰ(小)」2単位及び「教育実習Ⅱ(小)」2単位を「教育実習Ⅱ(幼)」に流用する。
※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈大学が独自に設定する科目〉 12単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
※各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。	12	子どもの心理学 (総論)	2	(□)	
		子ども家庭福祉	2	(□)	
		子ども臨床心理学	2	(□)	
		心理学概論(こころの形成)	2	(□)	
		心理学概論(こころの理解)	2	(□)	
		道徳教育	2	(□)	

〈教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〉 8単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	□	
体育	2	レクリエーション論	2	(□)	レクリエーション論又は体育理論のいずれか一方の単位を含め、3単位以上とする。
		体育理論	2	(□)	
		体育実技A	1	□	
		体育実技B	1	(□)	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	2	(□)	
		英語Ⅱ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅠ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅡ	2	(□)	
		リスニング	2	(□)	
情報機器の操作	2	情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)	2	□	

2. 小学校教諭一種免許状

こども心理学部こども心理学科
こども保育・教育専攻

小学校教諭免許とは、小学校に就業するために必要な教育職員免許法に基づく教職免許状です。
4年制の大学である本学では、一種免許状が取得可能です。
こども保育・教育専攻の学生は、小学校教諭免許に必要な単位を全て修得し、必要な実習を修了することにより、卒業と同時に小学校教諭一種免許状の取得ができます。必要な授業科目の単位を修得後、4年次の10月頃（予定）に卒業見込証明書が発行できる学生のみ、大学から東京都教育委員会へ免許状申請の代行を一括して行います。
なお、教職免許状は学位の取得が前提のため、卒業を見込める学生のみ申請を行うことができます。

(1) 小学校教諭一種免許状取得に必要な授業科目

本学において小学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数は、文部科学省による「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」に従って定められています。

(2) 教職課程履修カルテ

教職課程履修カルテとは、「教職課程に関わる科目の履修履歴」を指します。具体的には、教職課程に関わる科目全ての評価（成績）、自己評価、自己課題を1科目毎に学生自身が記録し、教員として必要な知識や技能の達成度合を把握します。
また、定期的に学生は大学に「履修カルテ」を提出し、学生・大学が相互に状況を把握し、不足している知識や技能を補うために役立てます。
万一、「履修カルテ」の作成・提出を怠った場合には、教育職員免許状の取得ができませんので、十分に注意してください。

① 作成・提出が必要となる対象者

本学に在学し、教育職員免許状の取得を目指す全ての学生が対象となります。

② 作成方法

「履修カルテ」を毎学期更新し、各自で大切に保存することになっています。
教職課程に関する科目の履修を終え、成績が確定次第、速やかに当該科目の入力を行い、上書き保存してください。
入力項目は全て必須となります。初めて作成する人には、書式を配付します。

③ 提出方法

②で作成した電子データを、成績確定後決められた期日までに、毎回提出をしてください。提出方法は、CoLSへのアップロードとなります。提出時期が近くなりましたら、大学の指示に従って提出してください。

④ その他

「履修カルテ」は次回の提出時に上書きして作成することになりますので、提出した後も各自で大切に保存してください。
「履修カルテ」は教育職員免許状取得に係る必修科目「教職実践演習（幼・小）」にて使用します。

(3) 教育実習

教育実習は、本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、実際の教育現場で実践することにより小学校教育に対する理解を深めるとともに、現場における指導技術等を実践を通して学び、自らの子ども観、教育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

	科目名	単位数	実施時期	実施日数
教職課程における必修	教育実習指導(事前・事後)(小)	1	3・4年次	−
	教育実習Ⅰ(小)	2	4年次	20日間
	教育実習Ⅱ(小)	2		

教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターや担当教員の指示に従ってください。

(4) 教育実習の履修要件

教育実習は、実際に教育の現場(小学校)で児童と接することになります。大学で学んだ教育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。従って、皆さんが教育実習を実施するには以下の必要な要件科目の単位を修得し、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

◆ 実習実施の前年度までに下記に掲げる科目を修得済みであること。

科目区分		科目	備考
教科および教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	国語	左記10科目のうち、6科目以上修得済みであること。
		算数	
		理科	
		社会	
		生活	
		家庭	
		子ども体育	
		子ども音楽	
		子ども美術	
		初等英語	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科教育法	左記10科目のうち、6科目以上修得済みであること。
		初等社会科教育法	
		初等算数科教育法	
		初等理科教育法	
		初等生活科教育法	
		初等音楽科教育法	
		初等図画工作科教育法	
		初等家庭科教育法	
		初等体育科教育法	
		初等英語教育法	
教育の基礎的理解に関する科目		教育心理学※1	左記 ※1の6科目のうち、5科目以上修得済みであること。 ※2の2科目のうち、1科目以上修得済みであること。
		教職論※1	
		教育学概論※1	
		子ども教育課程論※2	
道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導・教育相談等に関する科目		生徒・進路指導※1	
		道徳教育※1	
		特別活動※1	
		教育の方法と技術(情報通信技術の活用を含む)※2	
教育実践に関する科目		教育実習指導(事前・事後)	事前指導に関する時間のみ
その他		保育・教育ボランティア実習Ⅰ※	左記科目を修得済みであること
		保育・教育ボランティア実習Ⅱ※	
		(介護等体験)	受講済みであること

※「保育・教育ボランティア実習Ⅰ」「保育・教育ボランティア実習Ⅱ」を履修し、所定の時間数ボランティア活動を実施し、当該科目の単位を修得していることが必要です。

(5) 介護等体験

小学校教諭一種免許状を取得するためには、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を行わなければなりません。教育実習とは全く別の7日間の体験となります。
(基本的に社会福祉施設等に5日間、特別支援学校に2日間となりますが、都道府県によっては社会福祉施設等にて7日間実施の場合もあります。)
介護等体験を行うには、大学が実施する事前指導に出席し、大学所定の登録用紙に必要事項を記入し、大学を通して、社会福祉協議会および教育委員会に申請します。したがって、大学の行う事前指導に出席しないと介護等体験を行うことはできません。
事前指導の日時や詳細については、保育・教職センター掲示板とCoLSで連絡します。
なお、「介護等体験」は、授業科目ではなく単位は付与されません。

(6) 教職実践演習

「教職実践演習」は、教育職員免許法施行規則において、当該演習を履修する者の教育職員免許状取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとし、教職課程の全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」、言わば一番最後の科目としての位置づけであり、文部科学省からも原則として「4年次の後期」に開講することとされています。
また、教育実習の反省と改善と再度の模擬授業などが内容として示されていることから、「教育実習」の単位が修得できなければ、教職実践演習の単位を修得することができません。
なお、「教職実践演習」履修中に「教育実習」が中断となった場合も「教職実践演習」の単位を付与することはできません。

(7) 実習費

「教育実習」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円/単位が別途必要になります。(4単位総計32,000円)
※実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。
「介護等体験」を受ける際は、実費として20,000円が必要になります。

(8) 教育職員免許状申請

教育職員免許状は、所要資格(免許の授与に必要な学位と単位)を有する者が、教育職員免許法に定められた要件を満たし、各都道府県教育委員会へ交付を申請し授与されるものです。授与された教育職員免許状は、全ての都道府県において効力を有します。
申請の方法は、大学が申請を代行する「一括申請」となります。
「一括申請」は大学が窓口になり、教育職員免許状取得見込者を取りまとめて教育委員会に一括して申請手続きを行う申請方法です。本学の場合は、東京都教育委員会に一括申請を行います。
申請に係る手続きを全て行い、教育職員免許状取得要件を満たした者に、卒業式当日教育職員免許状を交付します。
手続きを一つでも怠った場合は、個人申請となります。

※ 個人申請とは

個人申請とは、一括申請できなかった者が、教育職員免許状取得に必要な単位を満たした後、卒業後に個人で免許状の授与申請手続きを行う申請方法です。申請先は、原則として居住地の教育委員会になります。申請方法や必要書類等は、各都道府県によって異なりますので、該当の教育委員会へ各自で問い合わせてください。

小学校教諭一種免許課程　履修科目チェック表

科　目　区　分	最低修得単位数	修得済単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30単位	
教育の基礎的理解に関する科目	10単位	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10単位	
教育実践に関する科目	7単位	
大学が独自に設定する科目	2単位	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位	

〈教科及び教科の指導法に関する科目〉 30単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教科に関する専門事項	国語	2	(□)	12科目のうち10単位以上選択必修
	社会	2	(□)	
	算数	2	(□)	
	理科	2	(□)	
	生活	2	(□)	
	家庭	2	(□)	
	初等英語	2	(□)	
	子ども音楽	2	(□)	
	音楽実技ＩＡ	1	(□)	
	音楽実技ＩＢ	1	(□)	
	子ども美術	2	(□)	
	子ども体育	2	(□)	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	初等国語科教育法	2	□	
	初等社会科教育法	2	□	
	初等算数科教育法	2	□	
	初等理科教育法	2	□	
	初等生活科教育法	2	□	
	初等家庭科教育法	2	□	
	初等英語教育法	2	□	
	初等音楽科教育法	2	□	
	初等図画工作科教育法	2	□	
	初等体育科教育法	2	□	

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育の基礎的理解に関する科目〉 10単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による教職に関する科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	□	
	教育史	2	(□)	
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	□	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	比較教育制度論	2	□	
	教育法規	2	(□)	
	学校安全	2	□	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	□	
	発達心理学	2	□	
	乳幼児心理学	2	□	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	□	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	子ども教育課程論	2	□	

小幼履修モデルの学生は、「教職論」「子ども教育課程論」の単位を修得したら、幼稚園教諭免許課程の「保育・教職論」及び「保育カリキュラム論（計画と評価）」の科目区分に充当する。
※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉 10単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
道徳の理論及び指導法	道徳教育	2	□	
総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	2	□	
特別活動の指導法	特別活動	2	□	
教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2	□	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	□	
生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導	2	□	

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育実践に関する科目〉 7単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育実習	教育実習指導（事前・事後）(小)	1	□	
	教育実習Ⅰ（小）	2	□	
	教育実習Ⅱ（小）	2	□	
学校体験活動				
教職実践演習	教職実践演習（幼・小）	2	□	

※小幼履修モデルの学生は「教育実習Ⅰ（小）」2単位及び「教育実習Ⅱ（小）」2単位を「教育実習Ⅱ（幼）」に流用する。

履修科目チェック表

〈大学が独自に設定する科目〉 2単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
※各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。	2	子どもの心理学 (総論)	2	(□)	
		子ども家庭福祉	2	(□)	
		子ども臨床心理学	2	(□)	
		心理学概論 (こころの形成)	2	(□)	
		心理学概論 (こころの理解)	2	(□)	

〈教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〉 8単位以上

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	□	
体育	2	レクリエーション論	2	(□)	レクリエーション論又は体育理論のいずれか一方の単位を含め、3単位以上とする。
		体育理論	2	(□)	
		体育実技A	1	□	
		体育実技B	1	(□)	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	2	(□)	
		英語Ⅱ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅠ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅡ	2	(□)	
		リスニング	2	(□)	
情報機器の操作	2	情報処理基礎Ⅰ (機器操作を含む)	2	□	

3. 中学校教諭一種免許状（社会）　4. 高等学校教諭

中学校教諭免許、高等学校教諭免許とは、それぞれ中学校、高等学校に就業するために必要な教育職員免許法に基づく教育職員免許状です。
4年制の大学である本学では、中学校教諭、高等学校教諭のいずれも一種免許状が取得可能です。モチベーション行動科学部の学生は、中学校教諭免許（社会）又は高等学校教諭免許（公民）に必要な単位を全て修得し、必要な実習を修了することにより、卒業と同時に中学校教諭一種免許状（社会）又は高等学校教諭一種免許状（公民）の取得ができます。必要な授業科目の単位を修得後、4年次の10月頃（予定）に卒業見込み証明書が発行できる学生のみ、大学から東京都教育委員会へ免許状申請の代行を一括して行います。
なお、教育職員免許状は学位の取得が前提のため、卒業を見込める学生のみ申請を行うことができます。

(1) 免許取得に必要な授業科目

中学校又は高等学校の教育職員免許状取得希望者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「大学が独自に設定する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」に従って定められた科目を履修し、必要単位数を修得しなければなりません。

(2) 教職課程履修カルテ

教職課程履修カルテとは、「教職課程に関わる科目の履修履歴」を指します。具体的には、教職課程に関わる科目全ての評価（成績）、自己評価、自己課題を１科目毎に学生自身が記録し、教員として必要な知識や技能の達成度合を把握します。
また、定期的に学生は大学に「履修カルテ」を提出し、学生・大学が相互に状況を把握し、不足している知識や技能を補うために役立てます。
万一、「履修カルテ」の作成・提出を怠った場合には、教育職員免許状の取得ができませんので、十分に注意してください。

① 作成・提出が必要となる対象者

本学に在学し、教育職員免許状の取得を目指す全ての学生が対象となります。なお、入学時に取得希望が定まっていない、もしくは学年進行中に取得希望の可能性がある学生は予め作成・提出を行ってください。学年進行後からの作成・提出は一切認められません。

② 作成方法

「履修カルテ」を毎学期更新し、各自で大切に保存することになっています。
教職課程に関する科目の履修を終え、成績が確定次第、速やかに当該科目の入力を行い、上書き保存してください。
入力項目は全て必須となります。初めて作成する人には、書式を配付します。

③ 提出方法

②で作成した電子データを、成績確定後、決められた期日までに毎回提出してください。提出方法はCoLSへのアップロードとなります。提出時期が近くなりましたら、大学の指示に従って提出してください。

④ その他

「履修カルテ」は次回の提出時に上書きして作成することになりますので、提出した後も各自で大切に保存してください。
「履修カルテ」は教育職員免許状取得に係る必修科目「教職実践演習（中・高）」にて使用します。

一種免許状（公民）

モチベーション行動科学部
モチベーション行動科学科

(3) 教育実習

教育実習は本学における講義及び演習等で学んだ理論や技術を教育現場で実際に観察、経験することで、理論・技術と実践を結びつけ、教員になるために必要な知識、技能、態度を養うことを目的としています。観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は、4年次に開講され、且つ実習の前後に「教育実習事前事後指導」が行われます。中学校教諭の免許取得のためには3週間以上、高等学校教諭の免許取得の場合は2週間以上の教育実習を行います。教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターや担当教員の指示に従ってください。

	科目名	単位数	実施時期	実施日数
教職課程における必修	教育実習事前事後指導	1	実習前後	−
	教育実習Ⅰ	2	4年次	各指定期間
	教育実習Ⅱ	2		

※中学校教諭一種免許状取得希望者は「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を履修
※高等学校教諭一種免許状取得希望者は「教育実習Ⅰ」のみを履修

(4) 教育実習の履修要件

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を履修するには以下に挙げる要件科目の単位を修得しなければなりません。
その上で、大学の審議を経て教育実習を実施することができます。

〈中学校教諭一種免許状（社会）〉

要件授業科目	備考
教職論	社会科教育法Ⅰ・Ⅱ、又は社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱを含む9科目18単位以上
教育原理	
教育心理学	
発達心理学	
教育制度論	
教育課程論	
道徳教育の指導法	
特別活動の指導法	
総合的な学習の指導法	
特別支援教育	
学校安全	
教育の方法及び技術	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
生徒・進路指導論	
教育相談	
社会科教育法Ⅰ	
社会科教育法Ⅱ	
社会科・公民科教育法Ⅰ	
社会科・公民科教育法Ⅱ	
教育実習事前事後指導	事前指導に関する時間のみ
歴史学	哲学・宗教学・倫理学のうちの1科目（2単位）以上を含む18単位以上
日本史Ⅰ	
外国史Ⅰ	
地理学（地誌を含む）	
法律学（国際法を含む）	
政治学（国際政治を含む）	
社会学	
経済学	
哲学	
宗教学	
倫理学	

〈高等学校教諭一種免許状（公民）〉

要件授業科目	備考
教職論	社会科・公民科指導法Ⅰ・Ⅱを含む9科目18単位以上
教育原理	
教育心理学	
発達心理学	
教育制度論	
教育課程論	
特別活動の指導法	
総合的な学習の指導法	
特別支援教育	
学校安全	
教育の方法及び技術	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
生徒・進路指導論	
教育相談	
社会科教育法Ⅰ	
社会科教育法Ⅱ	
社会科・公民科教育法Ⅰ	
社会科・公民科教育法Ⅱ	
教育実習事前事後指導	事前指導に関する時間のみ
法律学（国際法を含む）	9科目18単位以上
政治学（国際政治を含む）	
社会学	
経済学	
哲学	
宗教学	
倫理学	
国際法	
国際政治	
国際経済	

※中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（公民）の両方を取得希望としている場合は、中学校教諭一種免許状（社会）の要件授業科目の区分の修得をもって代えるものとする。

(5) 介護等体験

中学校教諭一種免許状を取得するためには、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を受けなければなりません。教育実習とは全く別の７日間の体験となります。
（基本的に社会福祉施設等に５日間、特別支援学校に２日間となりますが、都道府県によっては社会福祉施設等にて７日間実施の場合もあります。）
介護等体験を行うには、大学が実施する事前指導に出席し、大学所定の登録用紙に必要事項を記入の上で、大学を通して、社会福祉協議会及び教育委員会に申請します。したがって、大学の行う事前指導に出席しないと介護等体験を行うことはできません。
事前指導の日時や詳細については、掲示板とCoLSで連絡します。
なお、「介護等体験」は授業科目ではありませんので、単位は付与されません。

(6) 教職実践演習（中・高）

「教職実践演習（中・高）」は、教育職員免許法施行規則において、当該演習を履修する者の教育職員免許状取得に必要な科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとし、教職課程の全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」、言わば一番最後の科目としての位置づけであり、文部科学省からも原則として「4年次の後期」に開講することとされています。
また、教育実習の反省と改善と再度の模擬授業などが内容として示されていることから、「教育実習」の単位が修得できなければ、教職実践演習の単位を修得することができません。
なお、「教職実践演習（中・高）」履修中に「教育実習」が中断となった場合も「教職実践演習（中・高）」の単位を付与することはできません。

(7) 実習費

「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円／単位が別途必要になります。
また、学生個人の教材及び消耗品等の費用は、その都度実費を徴収します。
「介護等体験」を受ける際は、実費として20,000円が必要になります。

(8) 教育職員免許状申請

教育職員免許状は、所要資格を有する者が、教育職員免許法に定められた要件を満たし、各都道府県教育委員会へ交付を申請し授与されるものです。授与された教育職員免許状は、全ての都道府県において効力を有します。
本学が行う申請の方法は、大学が申請を代行する「一括申請」となります。
「一括申請」は大学が窓口になり、教育職員免許状取得見込者を取りまとめて教育委員会に一括して申請手続きを行う申請方法です。本学の場合は、東京都教育委員会に一括申請を行います。
申請に係る手続きを全て行い、教育職員免許状取得要件を満たした者に、卒業式当日教育職員免許状を交付します。
手続きを一つでも怠った場合は、個人申請となります。

※ 個人申請とは

個人申請とは、一括申請できなかった者が、教育職員免許状取得に必要な単位を満たした後、卒業後に個人で免許状の授与申請手続きを行う申請方法です。申請先は、原則として居住地の教育委員会になります。申請方法や必要書類等は、各都道府県によって異なりますので、該当の教育委員会へ各自で問い合わせてください。

科　目　区　分	最低修得単位数	修得済単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	中学　28単位	
	高校　24単位	
教育の基礎的理解に関する科目	中・高 10単位	
道徳、総合的な学習（探究）の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中学　10単位	
	高校　8単位	
教育実践に関する科目	中学　7単位	
	高校　5単位	
大学が独自に設定する科目	中学　4単位	
	高校　12単位	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	中・高　8単位	

【中学校教諭（社会）】

〈教科及び教科の指導法に関する科目〉 28単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分		本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考		
教科に関する専門事項	日本史及び外国史	歴史学	2	□		必修科目以外に合わせて20単位以上修得	各教科の指導法と合わせて合計28単位以上修得
		日本史Ⅰ	2	□			
		日本史Ⅱ	2	(□)			
		外国史Ⅰ	2	□			
		外国史Ⅱ	2	(□)			
	地理学（地誌を含む）	地理学（地誌を含む）	2	□			
		人文地理学	2	(□)			
	「法律学、政治学」	法律学（国際法を含む）	2	□			
		国際法	2	(□)			
		政治学（国際政治を含む）	2	□			
		国際政治	2	(□)			
	「社会学、経済学」	社会学	2	□			
		経済学	2	□			
		国際経済	2	(□)			
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	(□)	いずれか1科目選択必修		
		宗教学	2	(□)			
		倫理学	2	(□)			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科教育法Ⅰ	2	□			
		社会科教育法Ⅱ	2	□			
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	□			
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	□			

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

免許課程　履修科目チェック表

【高等学校教諭（公民）

〈教科及び教科の指導法に関する科目〉 24単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分		本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考		
教科に関する専門事項	「法律学、政治学」	法律学（国際法を含む）	2	□		選択科目から計12単位以上修得	各教科の指導法と合わせて24単位以上修得
		国際法	2	(□)			
		政治学（国際政治を含む）	2	□			
		国際政治	2	(□)			
	「社会学、経済学」	社会学	2	□			
		経済学	2	□			
		国際経済	2	(□)			
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学	2	(□)	いずれか1科目選択必修		
		宗教学	2	(□)			
		倫理学	2	(□)			
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		社会科教育法Ⅰ	2	(□)			
		社会科教育法Ⅱ	2	(□)			
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	□			
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	□			

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育の基礎的理解に関する科目〉 中学校・高等学校共通　10単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による教職に関する科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	□	
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	□	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	□	
	学校安全	2	□	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	□	
	発達心理学	2	□	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	□	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2	□	

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目〉
中学校10単位以上、高等学校8単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	□	中学
			(□)	高校
総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の指導法	2	□	
特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	□	
教育の方法及び技術	教育の方法及び技術	2	□	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2	□	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	□	
生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	□	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				

※最低修得単位数を超えたものは「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。

〈教育実践に関する科目〉 中学校7単位以上、高等学校5単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法による科目区分	本学で修得すべき科目	単位数	チェック	備考
教育実習	教育実習事前事後指導	1	□	
	教育実習Ⅰ	2	□	
	教育実習Ⅱ	2	□	中学
			(□)	高校
学校体験活動				
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	□	

〈大学が独自に設定する科目〉 中学校4単位、高等学校12単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
※各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。	中学 4 高校 12	生涯学習論	2	(□)	
		教育福祉論	2	(□)	
		クラスマネジメント論	2	(□)	

免許課程　履修科目チェック表

〈教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目〉 中学校・高等学校共通8単位以上

※チェック欄の□は免許必修、(□) は選択必修

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する本学における開講科目			
科目	単位数	科目名	単位数	チェック	備　考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	□	
体育	2	レクリエーション論	2	(□)	レクリエーション論又は体育理論のいずれか一方の単位を含め、3単位以上とする。
		体育理論	2	(□)	
		体育実技A	1	□	
		体育実技B	1	(□)	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	2	(□)	
		英語Ⅱ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅠ	2	(□)	
		英語コミュニケーションⅡ	2	(□)	
		リスニング	2	(□)	
情報機器の操作	2	情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)	2	□	

4 免許・資格に関する事項

4-2. 保育士養成課程編

1. 保育士資格 ……138
(1) 保育士資格取得に必要な授業科目 ……138
(2) 保育士養成課程履修カルテ ……138
(3) 保育実習 ……139
(4) 保育実習の履修要件 ……140
(5) 実習費 ……140
(6) 保育実践演習 ……141
(7) 保育士登録申請 ……141
保育士資格を取得するための科目（チェック表） ……142

1. 保育士資格

保育士資格とは、以下（児童福祉法第十八条の六）の記載事項を指します。
「次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。」

> ① 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下、指定保育士養成施設という。）を卒業した者
> ②「保育士試験に合格した者」

本学のこども保育・教育専攻はこのうち厚生労働省より①の「指定保育士養成施設」の指定を受けています。したがってこども保育・教育専攻の学生は、保育士資格に必要な単位を全て修得し、かつ必要な保育実習を修了し、卒業すれば、申請により保育士資格を取得することができます。

(1) 保育士資格取得に必要な授業科目

本学において保育士資格取得に必要な最低修得単位数は、厚生労働省による「告示による教科目」「告示 別表第１による教科目」「告示 別表第２による教科目」に従って定められています。

(2) 保育士養成課程履修カルテ

保育士養成課程履修カルテとは、「保育士資格取得に関わる科目の履修履歴」を指します。
具体的には、保育士資格取得に関わる科目全ての評価（成績）、自己評価、自己課題を１科目毎に学生自身が記録し、保育士として必要な知識や技能の達成度合を把握します。
また、定期的に学生は大学に「履修カルテ」を提出し、学生・大学が相互に状況を把握し、不足している知識や技能を補うために役立てます。

① 作成・提出が必要となる対象者

本学に在学し、保育士資格の取得を目指す全ての学生が対象となります。

② 作成方法

CoLS上の「保育士関係科目履修カルテ」を毎学期更新し、各自でも大切にデータを保存することになっています。保育士資格取得に関わる科目の履修を終え、成績が確定次第、速やかに当該科目の入力を行い、上書き保存してください。入力項目は全て必須となります。

③ 提出方法

②で作成した電子データを、成績確定後決められた期日までに、毎回提出をしてください。提出方法はCoLSへのアップロードとなります。提出時期が近くなりましたら、大学の指示に従って提出してください。

④ その他

「履修カルテ」は次回の提出時に上書きして作成することになりますので、提出した後も各自で大切に保存してください。
「履修カルテ」は保育士資格取得に係る必修科目「保育実践演習」にて使用します。

(3) 保育実習

保育実習は本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、保育の現場および保育業務の実際を体験することで、総合的に実践する力量を養うことを目的とします。
実習を通して、保育所や児童福祉施設および職員が果たす社会的役割や職務内容を理解し、実際の保育が職員全員の協働と責任において進められていることを学び、自らの子ども観、養育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、保育者としての自覚を持つことが期待されます。

〈保育実習の概要〉

	科目名	単位数	実施時期	実施日数
保育士養成課程における必修	保育実習指導ＩＡ（事前・事後）	1	2・3年次	—
	保育実習ＩＡ	2	2年次	12日間
	保育実習指導ＩＢ（事前・事後）	1	3年次	—
	保育実習ＩＢ	2	3年次	12日間
Ⅱ・Ⅲのいずれかを選択	保育実習指導Ⅱ（事前・事後）	1	4年次	—
	保育実習Ⅱ	2	4年次	12日間
	保育実習指導Ⅲ（事前・事後）	1	4年次	—
	保育実習Ⅲ	2	4年次	12日間

〈保育実習施設〉

実習科目名	実習施設種別
保育実習ＩＡ	厚生労働省から認可を受けた保育所・幼保連携型認定こども園（＝認可保育園・公立と私立の区別はない）
保育実習ＩＢ	乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
保育実習Ⅱ	厚生労働省から認可を受けた保育所・幼保連携型認定こども園（＝認可保育園・公立と私立の区別はない）
保育実習Ⅲ	「保育実習ＩＢ」の各施設に加えて、児童厚生施設、その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）

保育実習ＩＢならびに保育実習Ⅲの実習対象種別は担当教員から指示します。
保育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターや担当教員の指示に従ってください。

(4) 保育実習の履修要件

保育実習は、実際に保育の現場（保育所・認定こども園・児童福祉施設等）で子どもと接することになります。大学で学んだ保育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。したがって、皆さんが保育実習を実施するには以下の必要な要件科目の単位を修得し、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

●下表の科目の単位を実習実施前に修得しておかなければなりません。

	1年次	2年次	3年次	4年次
保育実習ⅠA	・保育原理 ・乳児保育Ⅰ 保育実習指導ⅠA（事前・事後）の履修前に上記科目の単位を修得していること。	保育実習ⅠA		
保育実習ⅠB	・子ども家庭福祉 ・社会福祉 保育実習指導ⅠB（事前・事後）の履修前に上記科目の単位を修得していること。		保育実習ⅠB	
保育実習Ⅱ・Ⅲ	（保育実習Ⅱのみ） ・乳児保育Ⅱ	（保育実習Ⅱ及び保育実習Ⅲ） ・保育内容総論（保育指導法） （保育実習Ⅲのみ） ・社会的養護Ⅰ		・保育実習ⅠA及び保育実習ⅠBが終了し、単位修得見込であり、履修が認められること。 ・保育実習指導Ⅱ・Ⅲ（事前・事後）の履修前に左記科目の単位を修得していること。 保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ

(5) 実習費

「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修する際は、本学の規程に基づき、実習費として8,000円/単位が別途必要になります。（6単位総計48,000円）

※実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。

(6) 保育実践演習

「保育実践演習」は、指定保育士養成施設指定基準において、保育士として必要な保育に関する専門的知識及び技術、幅広く深い教養及び総合的な判断力、専門職としての倫理観等が修得、形成されたかを振り返ることや保育実習等を通じた課題分析や対応が掲げられており、保育に関する現代的課題について現状分析、考察、検討を行うとともに、問題解決のための対応、判断方法等について学びを深めます。
また、4年間を通じた自らの学びを振り返り、どれだけ保育士として必要な知識・技能を習得したかを確認する、保育士養成課程の全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」、言わば一番最後の科目としての位置づけとなっています。
なお、以上のことから「保育実習」が全て終了しているか、「保育実践演習」の授業終了までに終了見込でなければ受講できません。もし「保育実践演習」履修中に「保育実習」が中止となった場合は、「保育実践演習」の単位を付与することはできません。

(7) 保育士登録申請

4年次の10月頃（予定）に卒業見込証明書、保育士資格取得見込証明書を発行できる学生のみ、保育士登録申請を行います。
申請は大学から事務処理センターを通して住民票住所地のある都道府県知事へ、資格申請の代行を一括して行います。

〈教養科目〉

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択

系　　列	本学における開講科目	単位数	チェック	修得すべき単位数
外国語、体育以外の科目	哲学	2	(□)	必修以外に14単位以上履修
	言語学	2	(□)	
	歴史学	2	(□)	
	宗教学	2	(□)	
	文化人類学	2	(□)	
	文学	2	(□)	
	脳科学	2	(□)	
	天文学	2	(□)	
	生命科学	2	(□)	
	化学	2	(□)	
	数学	2	(□)	
	物理学	2	(□)	
	日本国憲法	2	(□)	
	経済学	2	(□)	
	経営学	2	(□)	
	政治学（国際政治を含む）	2	(□)	
	法律学（国際法を含む）	2	(□)	
	社会学	2	(□)	
	会計学	2	(□)	
	情報科学概論	2	□	
	情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）	2	□	
	情報処理基礎Ⅱ	2	(□)	
	情報処理応用A	2	(□)	
	情報処理応用B	2	(□)	
	ワープロ総合演習	2	(□)	
外国語（演習）	英語Ⅰ	2	□	
	英語Ⅱ	2	(□)	
	英語コミュニケーションⅠ	2	□	
	英語コミュニケーションⅡ	2	(□)	
	リスニング	2	□	
	中国語	2	(□)	
	韓国語	2	(□)	
体育（講義・実技）	レクリエーション論	2	(□)	
	体育理論	2	□	
	体育実技A	1	□	
	体育実技B	1	(□)	
必要単位数	必修を含めて27単位以上	修得済み単位数　　計　　単位		

ための科目（チェック表）

〈大学が独自に設定する科目〉

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択

本学における開講科目	単位数	チェック	本学における開講科目	単位数	チェック
保育原理	2	□	言葉指導法	2	□
教育学概論	2	□	造形表現指導法	2	□
子ども家庭福祉	2	□	音楽表現指導法	2	□
社会福祉	2	□	人間関係指導法	2	□
子育て支援	1	□	健康指導法	2	□
社会的養護Ⅰ	2	□	乳児保育Ⅰ	2	□
社会的養護Ⅱ	1	□	乳児保育Ⅱ	1	□
保育・教職論	2	□	障害児保育	2	□
子どもの心理学（総論）	2	□	子ども音楽	2	□
親子関係の心理学	2	□	子ども体育	2	□
乳幼児心理学（演習）	2	□	子ども美術	2	□
子どもの保健	2	□	子どもと言葉	2	□
子どもの健康と安全	1	□	保育実習ⅠA	2	□
子どもの食と栄養	2	□	保育実習ⅠB	2	□
家庭支援論	2	□	保育実習指導ⅠA（事前・事後）	1	□
保育カリキュラム論（計画と評価）	2	□	保育実習指導ⅠB（事前・事後）	1	□
保育内容総論（保育指導法）	2	□	保育実践演習	2	□
環境指導法	2	□			

必要単位数	64単位以上	修得済み単位数　計　単位

〈告示別表第2による教科目〉

※チェック欄の□は資格必修、(□) は選択

本学における開講科目	単位数	チェック	本学における開講科目	単位数	チェック
子ども学	2	□	音楽実技ⅢA	1	(□)
子ども臨床心理学	2	□	音楽実技ⅢB	1	(□)
カウンセリング論	2	□	音楽実技ⅣA	1	(□)
道徳教育	2	(□)	音楽実技ⅣB	1	(□)
教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2	(□)	在宅保育研究	2	(□)
幼児理解と保育相談	2	(□)	レクリエーション援助技術	2	(□)
発達障害学	2	(□)	保育実習Ⅱ	2	(□) ★
音楽実技ⅠA	1	□	保育実習指導Ⅱ（事前・事後）	1	(□) ★
音楽実技ⅠB	1	□	保育実習Ⅲ	2	(□) ★
音楽実技ⅡA	1	(□)	保育実習指導Ⅲ（事前・事後）	1	(□) ★
音楽実技ⅡB	1	(□)			

必要単位数	必修を含めて18単位以上	修得済み単位数　計　単位

※告示別表2のうち、★印のある保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ（事前・事後）、あるいは保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲ（事前・事後）のいずれかを必ず選択し、それらを除いて15単位以上履修

4 免許・資格に関する事項

4-3. 各種資格編

1. こども心理学部……146
こども心理学部で取得できる主な免許・資格……146
(1) 認定心理士……148
(2) 認定心理士（心理調査）……148
(3) 公認心理師資格に必要な要件科目……150
(4) こども心理アドバイザー……151
(5) 認定ベビーシッター……151
(6) こどもサポーター（総合支援-こども心理）……151
(7) 社会福祉主事（任用資格）……152
(8) レクリエーション・インストラクター……153
(9) 准学校心理士……154
(10) その他……155

2. モチベーション行動科学部……156
モチベーション行動科学部で取得できる主な免許・資格……156
(1) 社会調査士……158
(2) 社会福祉主事（任用資格）……159
(3) 認定心理士……160
(4) 認定心理士（心理調査）……160
(5)「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格……162
(6) CDA STUDENT……163
(7) レクリエーション・インストラクター……164
(8) 准学校心理士……165
(9) その他……165

1. こども心理学部

こども心理学部において、所定の授業科目の単位を修得すれば、申請によって免許または資格を取得できるものがあります。各資格などの取得を希望する場合は、以下の諸条件及び取得に必要な授業科目を参考にしてください。なお、資格に関する相談についても、各担当CAが対応します。

〈こども心理学部で取得できる主な免許・資格〉

免許・資格の名称		こども心理学部		認定機関	本学における申請（申込）手続きの案内時期	本学における申請時期
		こども心理学科				
		心理専攻	こども保育・教育専攻			
（別項）	幼稚園教諭一種免許状		○	各都道府県教育委員会（一括申請は東京都）	4年オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬
（別項）	小学校教諭一種免許状		○	各都道府県教育委員会（一括申請は東京都）	4年オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬
（別項）	保育士資格		○	各都道府県知事（住民票所在地）	4年オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬
（1）	認定心理士	○		公益社団法人日本心理学会	4年次8月下旬～9月上旬	8月下旬～10月上旬
（2）	認定心理士（心理調査）	○		公益社団法人日本心理学会	卒業前	「認定心理士」取得済みか否かで申請時期が異なる
（3）	公認心理師資格に必要な要件科目	○		文部科学省・厚生労働省（共管）	入学時より毎年、心理実習指導室から案内	―
（4）	こども心理アドバイザー	○		東京未来大学	3年次、4年次9月上旬	9月上旬～11月中旬
（5）	認定ベビーシッター		○	公益社団法人全国保育サービス協会	4年次10月下旬	10月下旬～11月下旬
（6）	こどもサポーター（総合支援-こども心理）	○		一般社団法人教育支援人材認証協会	4月	7月
（7）	社会福祉主事（任用資格）	○	○	―	―	―
（8）	レクリエーション・インストラクター	○	○	公益財団法人日本レクリエーション協会	4年オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬
（9）	准学校心理士	○	○	一般社団法人学校心理士認定運営機構	4年次5月下旬	6月上旬
（10）	その他	―	―	―	―	―

※資格申請や資格取得に必要な諸費用は、各資格を発行している機関のホームページやリーフレット等を確認してください。

	取得時期	免許・資格取得の概要等	備考欄
	卒業時	別頁：教職課程編参照	大学一括申請
	卒業時	別頁：教職課程編参照	大学一括申請
	卒業時	別頁：保育士養成課程編参照	大学一括申請
	卒業時	心理専攻において、所定の単位を全て修得して卒業し、日本心理学会に申請することにより認定心理士の資格を取得することができます。	大学一括申請
	卒業後	心理専攻において、認定心理士資格取得に必要な所定の単位を全て修得し、かつ、心理調査に関連する所定の科目を修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士（心理調査）の資格を取得することができます。	卒業後に個人申請（大学を通さずに申請）
	―	心理専攻において所定の単位を全て修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了するか、または公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事することにより、公認心理師試験の受験資格が得られます。	所定の単位を全て修得して卒業した後、大学院で必要な科目を修めて修了するか、公認心理師法施行規則で定められた施設で心理関係業務に従事すること。
	年度末	心理専攻において、こども心理アドバイザー資格に必要な専門教育科目の単位を24単位以上修得し、且つ「こども心理」に関する実践活動（ボランティア等）を延べ50時間以上実践することにより、所定の申請手続きを経て審査の上、こども心理アドバイザーの資格を取得することができます。	大学一括申請
	卒業時	こども保育・教育専攻において保育士資格に必要な単位を修得し、「在宅保育研究」の単位を修得し、公益社団法人全国保育サービス協会に申請することにより認定ベビーシッターの資格を取得することができます。	大学一括申請
	10月頃	心理専攻において、指定された講座を受講して、単位を修得することにより、安全確保、学習指導、生徒指導、教育事務など学校での教育活動の全般支援、ならびに教育課程外での地域の教育活動での有償・無償ボランティア、支援活動に参加する人材を認証する「こどもサポーター（総合支援-こども心理）」となることができます。	大学一括申請
	―	こども心理学部の学生は全て、指定された科目のうち3科目6単位以上を修得して卒業し、社会福祉の職業に従事した場合に社会福祉主事となることができます。	※「任用資格」とは、それぞれの資格に指定されている科目を大学で履修・単位修得した上で卒業していれば、特に試験等を受験しなくても資格取得者として認められ、主に公的機関の職員として働く場合に必要な資格。 ※任用資格は、資格証明書の発行ができません。社会福祉主事任用資格単位修得証明書の発行になります。
	卒業時	こども心理学部において、レクリエーション・インストラクター資格に必要な専門教育科目の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会の指定する事業に所定の時間数（回数）参加し、日本レクリエーション協会に申請することにより、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができます。	大学一括申請
	卒業時	各専攻で必要な科目を修得して要件を満たし、一般社団法人学校心理士認定運営機構に申請することにより准学校心理士資格を取得することができます。	大学一括申請
	―	各専攻で取得できる資格の他にも、他大学との併修や研修受講、試験受験によって目指せる多彩な資格・検定・講座等があります。 【資格】 学校図書館司書教諭（こども保育・教育専攻のみ） 児童福祉司（任用資格） 児童心理司（任用資格）（心理専攻のみ） 児童指導員（任用資格） 次頁以降（10）参照 【検定・講座】 次頁以降（10）参照	※「任用資格」とは、それぞれの資格に指定されている科目を大学で履修・単位修得した上で卒業していれば、特に試験等を受験しなくても資格取得者として認められ、主に公的機関の職員として働く場合に必要な資格。

(1) 認定心理士

認定心理士資格とは、公益社団法人日本心理学会が、「心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と認定する資格のことです。
心理専攻において所定の科目の単位を全て修得し、資格取得に係る申請を行うことにより、卒業後、認定心理士資格を取得することができます。

◆ 認定心理士資格取得に必要な授業科目

本学において認定心理士資格取得に必要な最低修得単位数は、以下の項目に従います。

- 基礎科目のa, c領域から各4単位、b, c合わせて8単位、合計12単位以上
- 選択科目の5領域のうち3領域以上で、各4単位以上、合計16単位以上
- 次頁「認定心理士資格〈(社)日本心理学会認定資格〉読替表」の科目全体で合計36単位以上。ただしその他の科目は、4単位まで充当可。

具体的な読替表および単位数は次頁の表を参照してください。

(2) 認定心理士 (心理調査)

認定心理士 (心理調査) は、認定心理士のなかでも「心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士」であると、公益社団法人日本心理学会が認める資格のことです。
心理専攻において認定心理士資格取得に必要な所定の科目の単位を全て修得し、認定心理士資格を取得し、かつ、心理調査関連科目 (下表) の必要単位を全て修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士 (心理調査) の資格を取得することができます。
認定心理士 (心理調査) の資格は、学生が個人で申請することとなります。

(社) 日本心理学会の定める心理調査関連科目

区分	領域	必要単位数	本学における開講科目	(単位)
1 概論	心理調査概論・心理調査法	2単位以上	心理調査概論	(2)
			心理学研究法	2
2 統計	心理学統計	2単位以上	心理学統計法Ⅱ	2
			心理学統計法Ⅲ	2
3 実践	発展／展開研究 (実習)	6単位以上	心理学応用研究法実習A	2
			心理学応用研究法実習B	2
			卒業研究・卒業論文 (単著4単位)	4

※表の単位欄の ( ) は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。
※授業内容や担当教員の変更により、上表の内容に変更が生じる可能性があります。

◆ 認定心理士資格〈(社)日本心理学会認定資格〉読替表

■対応する授業科目

区分	認定心理士認定資格細則別表による領域		必要単位数			本学における開講科目	単位
基礎科目	a	心理学概論	a, c各4単位 b, c合わせて8単位	12単位以上	36単位以上	心理学概論(こころの形成)	2
						心理学概論(こころの理解)	2
	b	心理学研究法				心理学研究法	2
						心理学統計法Ⅰ	2
	c	心理学実験・実習				心理学実験	2
						心理的アセスメント	2
選択科目	d	知覚心理学・学習心理学	5領域のうち3領域以上でそれぞれが少なくとも4単位以上	16単位以上		知覚・認知心理学	2
						感情・人格心理学B	2
						学習・言語心理学A	2
						学習・言語心理学B	2
	e	生理心理学・比較心理学				神経・生理心理学	2
						発達生理心理学	2
						比較行動学	(2)
	f	教育心理学・発達心理学				教育・学校心理学A	2
						乳幼児心理学(講義)	2
						発達心理学	2
						青年心理学	2
						親子関係の心理学	(2)
						発達の課題と障害	2
						子どもの心理学(総論)	2
	g	臨床心理学・人格心理学				教育・学校心理学B	(2)
						臨床心理学概論	2
						心理学的支援法	2
						心理療法基礎	2
						心理療法上級A	2
						心理療法上級B	2
						心理的アセスメント上級	(2)
						感情・人格心理学A	2
						健康・医療心理学	(2)
						障害者・障害児心理学	2
						少年非行の心理学	2
						司法・犯罪心理学	2
						非行犯罪特別講義	2
						子育てカンファレンス	(2)
						福祉心理学	2
	h	社会心理学・産業心理学				社会・集団・家族心理学A	2
						社会・集団・家族心理学B	2
						社会・集団・家族心理学C	2
						文化心理学	2
						対人コミュニケーション論	2
						対人コミュニケーションスキル	2

※表の単位欄の( )は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。
※授業内容や担当教員の変更により、上表の内容に変更が生じる場合があります。

(3) 公認心理師資格に必要な要件科目

公認心理師資格とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する助言、指導その他の援助を行うために必要な国家資格です。公認心理師試験に合格することにより資格を得ることができます。
心理専攻の学生は次のいずれかの方法により公認心理師試験を受験することができます。

① 本学において公認心理師となるために必要な科目を全て修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了する。

② 本学において公認心理師となるために必要な科目を全て修得して卒業した後、公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事する。

③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣より、①及び②に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認定される。

心理専攻において公認心理師となるために必要な科目一覧

科目名	単位数	年次	チェック
公認心理師の職責 (△)	2	2	□
心理学概論 (こころの形成)	2	1	□
心理学概論 (こころの理解)	2	1	□
臨床心理学概論	2	1	□
心理学研究法	2	1	□
心理学統計法Ⅰ	2	1	□
心理学統計法Ⅱ	2	2	□
心理学実験	2	2	□
知覚・認知心理学	2	2	□
学習・言語心理学A	2	3	□
学習・言語心理学B	2	3	□
感情・人格心理学A	2	2	□
感情・人格心理学B	2	2	□
神経・生理心理学	2	2	□
社会・集団・家族心理学A	2	1	□
社会・集団・家族心理学B	2	2	□

科目名	単位数	年次	チェック
社会・集団・家族心理学C	2	2	□
発達心理学	2	2	□
障害者・障害児心理学	2	1	□
心理的アセスメント	2	2	□
心理学的支援法	2	2	□
健康・医療心理学	2	2	□
福祉心理学	2	3	□
教育・学校心理学A	2	1	□
教育・学校心理学B	2	2	□
司法・犯罪心理学	2	3	□
産業・組織心理学	2	3	□
人体の構造と機能及び疾病 (△)	2	3	□
精神疾患とその治療 (△)	2	3	□
関係行政論 (△)	2	3	□
心理演習 (△)	2	3	□
心理実習 (△)	2	4	□

※ (△) 表示のある科目は課程外科目

◆ 上表の科目のうち、課程外科目 (△) については卒業要件単位に含まれませんので、124単位に加えて修得しなければなりません。

◆「心理実習」では、学外施設における実習が行われます。本学の規程に基づき、実習費として55,000円が必要となります。

◆「心理演習」「心理実習」を受講するには一定の条件と制限があります。詳細は「東京未来大学公認心理師受験資格取得に係る心理演習及び心理実習の申し合わせ」を参照してください。

(4) こども心理アドバイザー

本学では独自の認定資格「こども心理アドバイザー」を取得することができます。この資格は、心理専攻に在籍し、所定の科目の単位を修得し、且つ子どもに関わるボランティアなどの実務経験が一定期間ある場合に大学が認定するものです。
子どもに関する様々な分野の心理学の知識を身につけ、実際に子どもたちと関わる経験を積むことで、子どもの心に寄り添うとはどういうことか、実践を通じて理解しようと努めてきた学生にとって、心理専攻での4年間を象徴する資格となります。
就職活動などで自身の大学での研鑽をアピールするために活用するとよいでしょう。

◆こども心理アドバイザー資格取得に必要な授業科目

知識科目

領域	科目名	取得基準
概論・方法	心理学概論（こころの形成）、心理学概論（こころの理解）、心理学研究法、心理学統計法Ⅰ、心理学統計法Ⅱ、心理学実験	4単位以上
発達	子ども学、子どもの心理学（総論）、乳幼児心理学、教育・学校心理学A、青年心理学、発達心理学	4単位以上
基礎心理	知覚・認知心理学、感情・人格心理学B、神経・生理心理学、発達生理心理学、比較行動学、学習・言語心理学B	4単位以上
社会・文化	社会・集団・家族心理学A、社会・集団・家族心理学C、対人コミュニケーション論、対人コミュニケーションスキル、親子関係の心理学、子ども文化	4単位以上
臨床	心理学的支援法、心理的アセスメント、健康・医療心理学、心理療法基礎、心理療法上級A、心理療法上級B、司法・犯罪心理学、非行犯罪特別講義、心理的アセスメント上級、感情・人格心理学A	4単位以上
発達臨床	臨床心理学概論、発達の課題と障害、障害者・障害児心理学、教育・学校心理学B、子育てカンファレンス、少年非行の心理学、幼児理解と保育相談、家庭支援論	4単位以上

※上記科目のほかに、「こども心理」に関する実践活動（ボランティア等）を延べ50時間以上実践することにより、所定の申請手続を経て審査の上、卒業と同時にこども心理アドバイザーの資格を取得することができます。

(5) 認定ベビーシッター

在宅保育の専門家として、公益社団法人全国保育サービス協会が認定する資格です。
以下の要件を満たした場合は、所定の申請手続をすることにより卒業時に資格を取得することができます。

【資格要件】

- 保育士資格を取得すること（4年生は見込みで申請可）。
- こども保育・教育専攻において「在宅保育研究」の単位を修得すること。

(6) こどもサポーター（総合支援-こども心理）

安全確保、学習指導、生徒指導、教育事務など学校での教育活動全般の支援、ならびに教育課程外の地域の教育活動における有償・無償ボランティア、支援活動に参加する人材を一般社団法人教育支援人材認証協会がこどもサポーターとして認証します。
「心理学概論（こころの形成）」と「心理学概論（こころの理解）」の中から指定する時間（コマ）を1年次に全12回（12コマ）受講し、単位を修得して申請することによりこどもサポーターの資格を取得することができます。該当する授業実施日・時間は年度ごとに発表します。

(7) 社会福祉主事 (任用資格)

社会福祉主事の資格は、社会福祉法において規定された資格です。厚生労働大臣が指定する、社会福祉主事に関する指定科目を履修して卒業した人に与えられる任用資格です。
社会福祉主事になるためには、本学で所定の科目の単位を修得し都道府県や市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格して、福祉事務所の職員 (ケースワーカー) として任用されることが要件です。この任用資格については、一定の社会福祉施設の生活指導員などの資格にも準用されることがあります。

◆ 社会福祉主事任用資格取得に必要な授業科目

本学において社会福祉主事任用資格取得に必要な最低修得単位数は、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」に従って定められています。具体的な読替表及び単位数は次の表を参照してください。

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目		左記に対応する本学における開講科目			
		心理専攻		こども保育・教育専攻	
		科目名	単位	科目名	単位
社会福祉概論	3科目6単位以上	社会福祉	2	社会福祉	2
社会福祉事業史					
社会福祉援助技術論					
社会福祉調査論					
社会福祉施設経営論					
社会福祉行政論					
社会保障論					
公的扶助論					
児童福祉論		子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉	2
家庭福祉論					
保育理論					
身体障害者福祉論					
知的障害者福祉論					
精神障害者保健福祉論					
老人福祉論					
医療社会事業論					
地域福祉論					
法学		法律学 (国際法を含む)	2	法律学 (国際法を含む)	2
民法					
行政法					
経済学					
社会政策					
心理学					
社会学					
教育学		教育学概論	2	教育学概論	2
倫理学					
公衆衛生学					
医学一般					
リハビリテーション論					
看護学					
介護概論					
栄養学					
家政学					

※上記の科目は、本学で指定している社会福祉主事 (任用資格) 取得要件となる科目です。これらの単位を3科目6単位以上修得することによって、社会福祉主事 (任用資格) が得られます。

(8) レクリエーション・インストラクター

レクリエーション・インストラクターは、公益財団法人日本レクリエーション協会が認定する資格です。「楽しさをとおした『心の元気づくり』を支援するため、さまざまなレクリエーション活動を用いて一人ひとりのやる気を引き出し、人と人とのコミュニケーションを促進していく技術を身につけた者が認定される資格」とされています。
本学において所定の単位を修得し、且つ公益財団法人日本レクリエーション協会が指定する事業に所定の時間数（回数）参加することにより、レクリエーション・インストラクターの資格が得られます。

◆ レクリエーション・インストラクター資格取得に必要な授業科目

本学においてレクリエーション・インストラクター資格取得に必要な読替表および単位数は以下を参照してください。

レクリエーション・インストラクター資格読替表

区　分	必要単位数（協会指定）	本学における開講科目	心理専攻	こども保育・教育専攻
理論	1科目2単位以上 ※本学は2科目必修	レクリエーション援助技術※	○	○
		レクリエーション論※	○	○
実技	1科目2単位以上	体育実技A	○	○
		体育実技B	○	○
		子ども体育		○
現場実習 （大学科目）	1科目以上	保育実習ⅠA		○
		保育実習ⅠB		○
		保育実習Ⅱ		○
		保育実習Ⅲ		○
		教育実習Ⅰ（幼）		○
		教育実習Ⅱ（幼）		○
		教育実習Ⅰ（小）		○
		教育実習Ⅱ（小）		○
		教育・学校心理学B	○	
		子育てカンファレンス	○	
現場実習 （以下を参照）	3回以上	—	○	○

● 現場実習における事業参加とスタッフ参加について

地域において実施されるレクリエーション支援に関わる事業に3回以上（1回3時間以上の計9時間以上）参加する。3回の内訳は、【スタッフ参加】は1回以上、【事業参加】は2回以上。こども保育・教育専攻の学生のうち、現場実習（大学科目）の区分から1科目以上修得した場合は、【スタッフ参加】への読み替えが可能。【事業参加】は2回以上の参加とする。

対象事業： 公益財団法人日本レクリエーション協会の指定する事業
参加形態： 【事業参加】と【スタッフ参加】の2つの領域の現場実習への参加が必要。
同一事業への時間帯を切り分けての【事業参加】と【スタッフ参加】の2つの領域の現場実習への参加は重複参加となり、認められない。

※資格取得希望者は、必ず「レクリエーション援助技術」と「レクリエーション論」を履修すること。
また、併せて公益財団法人日本レクリエーション協会の「学習履修カード」を参照すること。

(9) 准学校心理士

「准学校心理士」は、「学校心理士」を目指す人のための資格で、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、学校生活における様々な問題についての心理教育的援助サービスを行う学校心理士に準ずる資格です。准学校心理士を取得すると、学校心理士向けの研修会を受講することができ、通常よりも短い期間（3年間）で学校心理士資格認定試験を受験することができます。

次の要件を満たした場合は、所定の申請手続きにより、卒業時に准学校心理士資格を取得することができます。

【心理専攻の学生の資格要件】

「教育・学校心理学A」「教育・学校心理学B」「発達心理学」「障害者・障害児心理学」「福祉心理学」「心理的アセスメント」「心理学的支援法」の全ての科目の単位を修得済み、または修得見込みの者。

【こども保育・教育専攻の学生の資格要件】

「保育士資格」または「教育職員免許状」を取得見込みで、「教育心理学」「発達心理学」「幼児理解と保育相談（または、教育相談）」「特別支援教育」のうち3科目6単位以上を修得済み、または修得見込みの者。

(10) その他

各専攻で取得できる資格の他にも、他大学との併修や研修受講、試験受験によって目指せる多彩な資格・検定等があります。

【資格】

学校図書館司書教諭（こども保育・教育専攻のみ）

※小学校教育職員免許状取得希望者が対象。提携大学の科目等履修生として必要単位を修得することで取得可能です。
小学校・中学校・高等学校などの図書館で、学校図書館運営について図書館に関する知識や技能を修得し、学校図書館の担当者として職務に従事する教員です。

児童福祉司（任用資格）

※卒業後１年以上の実務経験が必要です。
児童相談所や地方自治体の関連施設等で働く者に要求される資格（任用資格）です。子どもの保護や福祉に関する相談に応じ、子どもとその家庭の生活や環境の改善に向けて専門的な支援を行います。児童福祉司を名乗るためには、地方公務員試験に合格したのち、厚生労働省の定める施設において１年以上実務経験を積む必要があります。

児童心理司（任用資格）（心理専攻のみ）

児童相談所や地方自治体の関連施設等で働く者に要求される資格（任用資格）です。児童やその保護者などの相談に応じ、必要な助言・指導をし、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断を行います。児童心理司を名乗るためには、地方公務員試験に合格したのち、厚生労働省の定める施設において勤務する必要があります。

児童指導員（任用資格）

児童指導員は、児童養護施設や障害児入所施設などの児童福祉施設で働く職員で、子どもたちの生活と成長を支援する専門職です。施設で生活する子どもに寄り添いながら、基本的な生活習慣の指導や日常生活の援助、学習支援、生活上のアドバイスなどを行います。こども心理学部を卒業し、児童福祉施設等に採用されて初めて児童指導員として任用されます。

任用資格は、資格証明書の発行ができません。
卒業証明書および成績証明書で資格の証明ができます。

【検定・講座】

心理学検定／医療事務検定／秘書検定／日商簿記検定／リテールマーケティング／マイクロソフトオフィススペシャリスト（MOS）／FP技能検定／色彩検定／ TOEIC講座／日本語検定／手話検定／救急法・救急法指導員資格／チャイルドボディセラピスト／ Child Safety Nature Leader 資格　など

2. モチベーション行動科学部

モチベーション行動科学部において、所定の授業科目の単位を修得し、申請を行うことによって免許や資格ないしは受験資格を取得できるものがあります。免許・資格等の取得を希望する場合は、以下の諸条件及び取得に必要な授業科目を確認してください。
なお、資格に関する相談についても、各担当CAが対応します。

〈モチベーション行動科学部で取得できる主な免許・資格〉

免許・資格の名称		認定機関	本学における申請（申込）手続きの案内時期	本学における申請時期	取得時期
（別項）	中学校教諭一種免許状（社会）	各都道府県教育委員会（一括申請は東京都）	4年生オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬	卒業時
（別項）	高等学校教諭一種免許状（公民）	各都道府県教育委員会（一括申請は東京都）	4年生オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬	卒業時
（1）	社会調査士	一般社団法人社会調査協会	卒業年次2月下旬	2月下旬～3月中旬	卒業後
（2）	社会福祉主事（任用資格）	―	―	―	―
（3）	認定心理士	公益社団法人日本心理学会	卒業年次8月下旬～9月上旬	8月下旬～10月上旬	卒業時
（4）	認定心理士（心理調査）	公益社団法人日本心理学会	卒業前	「認定心理士」取得済みか否かで申請時期が異なる	卒業後
（5）	「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格	一般社団法人モチベーション・マネジメント協会	4月下旬 9月下旬 2月下旬	4～5月 9～10月 2～3月	申請時期によって異なる
（6）	CDA STUDENT	特定非営利活動法人日本キャリア開発協会（JCDA）	―	―	―
（7）	レクリエーション・インストラクター	公益財団法人日本レクリエーション協会	4年生オリエンテーション10月中旬	10月中旬～下旬	卒業時
（8）	准学校心理士	一般社団法人学校心理士認定運営機構	卒業年次5月下旬	6月上旬	卒業時
（9）	その他	―	―	―	―

※資格申請や資格取得に必要な諸費用は、各資格を発行している機関のホームページやリーフレット等を確認してください。

	免許・資格取得の概要等	備考欄
	別頁：教職課程編参照	大学一括申請
	別頁：教職課程編参照	大学一括申請
	所定の単位を全て修得して卒業し、社会調査協会に申請することにより、社会調査士の資格を取得することができます。	大学一括申請
	指定された科目のうち3科目6単位以上を修得して卒業し、社会福祉の職業に従事した場合に社会福祉主事（任用資格）となることができます。	※「任用資格」とは、それぞれの資格に指定されている科目を大学で履修・単位修得した上で卒業していれば、特に試験等を受験しなくても資格取得者として認められ、主に公的機関の職員として働く場合に必要な資格。 ※任用資格は、資格証明書の発行ができません。社会福祉主事任用資格単位修得証明書の発行となります。
	所定の単位を全て修得して卒業し、日本心理学会に申請することにより、認定心理士の資格を取得することができます。一括申請は、4年次春学期までに所定の単位を全て修得している場合に限ります。	大学一括申請
	認定心理士資格取得に必要な所定の単位を全て修得し、且つ、心理調査に関連する所定の科目を修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士（心理調査）の資格を取得することができます。	卒業後に個人申請
	所定の単位を全て修得し、本学を通じてモチベーション・マネジメント協会に申請することにより、「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格を取得することができます。	年3回の申請 全学年対象
	自律的キャリアの基礎を学んだことを証明する資格です。 所定の単位を修得し、各自が特定非営利活動法人日本キャリア協会（JCDA）の申請サイトから申し込むことでオープンバッジ（デジタル証明書）が発行されます。知識・スキル・経験のデジタル証明であるオープンバッジは、オンラインの履歴書に直接添付することができます。	個人申請
	レクリエーション・インストラクター資格に必要な専門教育科目の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会の指定する事業に所定の時間数（回数）参加し、日本レクリエーション協会に申請することにより、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができます。	大学一括申請
	指定された科目の単位を修得して要件を満たし、一般社団法人学校心理士認定運営機構に申請することにより、准学校心理士資格を取得することができます。	大学一括申請
	学科で取得できる資格の他にも、他大学との併修や研修受講、試験受験によって目指せる多彩な資格・検定・講座等があります。 【資格】学校図書館司書教諭 ※中学校・高等学校教育職員免許状取得希望者が対象です。提携大学の科目等履修生として必要単位を修得することで取得可能です。 【検定・講座】次頁以降（9）参照	－

(1) 社会調査士

社会調査士とは、一般社団法人社会調査協会が「社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する『調査の専門家』である」として認定する資格です。
モチベーション行動科学部において所定の科目の単位を全て修得し、資格取得に係る申請を行うことにより、卒業後、社会調査士の資格を取得することができます。

◆ 社会調査士資格取得に必要な授業科目

区分	科目	本学における開講科目	
		科目名	単位数
A	社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査概論	2
B	調査設計と実施方法に関する科目	心理調査概論	2
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	統計分析の基礎	2
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	統計分析の応用	2
E	量的データ解析の方法に関する科目	多変量データ解析	2
F	質的データ解析の方法に関する科目	質的分析法	2
G	社会調査の実習を中心とする科目	フィールドワークA	2
		フィールドワークB	2

(2) 社会福祉主事 (任用資格)

社会福祉主事は、社会福祉法において規定された資格です。厚生労働大臣が指定する、社会福祉主事に関する指定科目を履修して卒業した人に与えられる任用資格です。
社会福祉主事になるためには、本学で所定の科目の単位を修得し都道府県や市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格して、福祉事務所の職員 (ケースワーカー) として任用されることが要件です。この任用資格については、一定の社会福祉施設の生活指導員などの資格にも準用されることがあります。

◆ 社会福祉主事任用資格取得に必要な授業科目

本学において社会福祉主事任用資格取得に必要な最低修得単位数は、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」に従って定められています。具体的な読替表及び単位数は次の表を参照してください。

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく 厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目		左記に対応する本学における開講科目 モチベーション行動科学部	
		科目名	単位
社会福祉概論	3科目 6単位以上		
社会福祉事業史			
社会福祉援助技術論			
社会福祉調査論		社会調査概論	2
社会福祉施設経営論			
社会福祉行政論			
社会保障論			
公的扶助論			
児童福祉論			
家庭福祉論			
保育理論			
身体障害者福祉論			
知的障害者福祉論			
精神障害者保健福祉論			
老人福祉論			
医療社会事業論			
地域福祉論			
法学		法律学(国際法を含む)	2
民法			
行政法			
経済学		経済学	2
社会政策			
心理学			
社会学		社会学	2
教育学		教育原理	2
倫理学		倫理学	2
公衆衛生学			
医学一般			
リハビリテーション論			
看護学			
介護概論			
栄養学			
家政学			

※上記の科目は、本学で指定している社会福祉主事 (任用資格) 取得要件となる科目です。これらの単位を3科目6単位以上修得することによって、社会福祉主事 (任用資格) が得られます。

(3) 認定心理士

認定心理士とは、公益社団法人日本心理学会が、「心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の、標準的基礎学力と技能を修得している」として認定する資格のことです。
モチベーション行動科学部においては、所定の科目の単位を全て修得し、資格取得に係る申請を行うことにより、卒業後、認定心理士資格を取得することができます。
資格取得に必要な科目は、次頁の読替表を確認してください。

(4) 認定心理士 (心理調査)

認定心理士 (心理調査) は、認定心理士のなかでも、特に心理調査に必要な知識・技能に関連する内容を学習済みであることを、日本心理学会が認める資格のことです。
モチベーション行動科学部において認定心理士資格取得に必要な所定の科目の単位を全て修得し、認定心理士資格を取得し、かつ、心理調査関連科目 (下表) の必要単位を全て修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士 (心理調査) の資格を取得することができます。
認定心理士 (心理調査) の資格は、学生が個人で申請することになります。

(社) 日本心理学会の定める心理調査関連科目

区分	領域	必要単位数	本学における開講科目	単位
1 概論	心理調査概論・心理調査法	2単位以上	心理調査概論	(2)
			心理学研究法	2
2 統計	心理学統計	2単位以上	統計分析の応用	2
			多変量データ解析	2
3 実践	発展/展開研究 (実習)	6単位以上	心理調査課題演習	2
			卒業研究・プロジェクトゼミ (単著4単位)	4

※表の単位欄の ( ) は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。
※「卒業研究・プロジェクトゼミ」は心理学を専門とする教員のもとで開講された科目に限ります。
※授業内容や担当の変更により、上表の内容に変更が生じる場合があります。

◆ 認定心理士資格〈(社)日本心理学会認定資格〉読替表

■対応する授業科目

	認定心理士認定資格 細則別表による領域		必要単位数			本学における開講科目	単位
基礎科目	a	心理学概論	a,c各4単位 b,c合わせて8単位以上	12単位以上	36単位以上	行動科学概論A(心の仕組み)	2
						教育心理学	2
	b	心理学研究法				心理学研究法	2
						心理調査概論	(2)
						統計分析の基礎	(2)
						統計分析の応用	2
						質的分析法	(2)
	c	心理学実験・実習				心理学実験演習Ⅰ	2
						心理学実験演習Ⅱ	2
選択科目	d	知覚心理学・ 学習心理学	5領域のうち4領域 以上で それぞれが少なくとも 2単位以上	16単位以上		感情心理学	2
						認知心理学	2
						クリティカル・シンキング	(2)
	e	生理心理学・ 比較心理学					
	f	教育心理学・ 発達心理学				エイジングの心理学	2
						発達心理学	2
	g	臨床心理学・ 人格心理学				パーソナリティ心理学	2
						カウンセリングの理論と応用	2
						臨床心理学	2
						心の健康とストレス	2
						コミュニティと福祉の心理学	2
						司法・犯罪心理学	2
	h	社会心理学・ 産業心理学				ポジティブ心理学	2
						社会心理学	2
						集団の心理学	2
						対人コミュニケーション	2
						コミュニケーション・スキル	2
						産業と組織	2
						モチベーション論Ⅰ	2
						モチベーション論Ⅱ	2

※表の単位欄の(　)は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。
※授業内容や担当教員の変更により、上表の内容に変更が生じる場合があります。

(5)「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格

「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格とは、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会が、モチベーションについての専門的な知識と理解を有し、組織・集団成員が仕事や課題に向けて意欲をもって取り組むことができるよう支援する技能を修得していることを認定する制度に基づく資格です。
モチベーション行動科学部において所定の科目の単位を修得し、資格要件を充足した学期以降に資格取得に係る申請を行うことによって「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格を取得することができます。「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格は、主に若手の社会人を対象とし、自分の仕事を意味付けし、自らのモチベーションをコントロールする実践スキルを身につけることを目的として設定されている資格です。

なお、当該資格取得の際には、発行手数料として2,000円（税別）が必要となります。

「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格取得に必要な授業科目

科目名	単位数
産業と組織	2
モチベーション論Ⅰ	2
モチベーション論Ⅱ	2
対人コミュニケーション	2
ポジティブ心理学	2
コーチング	2

(6) CDA STUDENT

CDA STUDENTは、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会（JCDA）が、大学生に向けて生涯にわたる自律的キャリアの基礎を学んだことを証明するために作った資格です。JCDAの定めた基準に該当する科目を10単位以上修得することで取得でき、学生時代に自分自身と向き合い、人生全体のキャリアを深く考え、学んだことを証明するものです。

指定科目から必修を含めて10単位以上（「ライフキャリア・プランニング」は必修）修得後、指定された時期に個人で申請することで、JCDAからCDA STUDENT資格オープンバッジが発行されます。申請可能な機会は年に2回あり、資格の審査には所定の審査料が必要です。協会の申請サイトで確認してください。

「CDA STUDENT」資格取得に必要な授業科目

科目分野	本学における開講科目	単位数	認定上限単位数	必要単位数	
キャリア・デザイン（CD）	ライフキャリア・プランニング	2	6単位まで	2単位	10単位以上
	モチベーション論Ⅰ	2		8単位以上	
	モチベーション論Ⅱ	2			
キャリアに関する心理学（CS）	教育心理学	2	4単位まで		
	産業と組織	2			
対人支援に関する心理学（TS）	カウンセリングの理論と方法	2	2単位まで		
	コーチング	2			
社会及び職業世界の理解（SS）	キャリア形成論	2	2単位まで		
	人的資源管理論	2			
	単位型インターンシップ	2			
隣接領域（RR）	対人コミュニケーション	2	2単位まで		
	事例で学ぶビジネス	2			
	コミュニティデザイン	2			

※すべての科目分野を網羅する必要はありませんが、指定された必要単位数の中で幅広く学んでください。

※オープンバッジとは、国際標準規格に準拠したデジタル証明のことです。知識・スキル・資格等の証明するツールとして、欧米を中心に大学や資格認定団体、グローバルIT企業などが発行しており、日本でもさまざまな団体が発行しています。JCDAの発行するオープンバッジは、一般財団法人オープンバッジ・ネットワーク（https://www.openbadge.or.jp）が提供するプラットフォームを利用しています。

(7) レクリエーション・インストラクター

レクリエーション・インストラクターは、公益財団法人日本レクリエーション協会が認定する資格です。「楽しさをとおした『心の元気づくり』を支援するため、さまざまなレクリエーション活動を用いて一人ひとりのやる気を引き出し、人と人とのコミュニケーションを促進していく技術を身につけた者が認定される資格」とされています。
本学において所定の単位を修得し、且つ公益財団法人日本レクリエーション協会が指定する事業に所定の時間数（回数）参加することにより、レクリエーション・インストラクターの資格が得られます。

レクリエーション・インストラクター資格読替表

区　分	必要単位数（協会指定）	本学における開講科目
理論	1科目2単位以上 ※本学は2科目必修	レクリエーション援助技術※
		レクリエーション論※
実技	1科目2単位以上	体育実技A
		体育実技B
現場実習 （大学科目）	1科目以上	教育実習Ⅰ
		教育実習Ⅱ
現場実習 （以下を参照）	3回以上	—

※資格取得希望者は、必ず「レクリエーション援助技術」と「レクリエーション論」の両科目を履修してください。
また、併せて公益財団法人日本レクリエーション協会の「学習履修カード」を参照してください。

● 現場実習における事業参加とスタッフ参加について

地域において実施されるレクリエーション支援に関わる事業に3回以上（1回3時間以上の計9時間以上）参加します。3回の内訳は、【スタッフ参加】は1回以上、【事業参加】は2回以上となります。ただし、現場実習（大学科目）の区分から1科目以上修得した場合は【スタッフ参加】への読み替えが可能です。【事業参加】は2回以上の参加とします。

対象事業：日本レクリエーション協会の指定する事業
参加形態：【事業参加】と【スタッフ参加】の2つの領域の現場実習への参加が必要です。
同一事業への時間帯を切り分けての【事業参加】と【スタッフ参加】の2つの領域の現場実習への参加は重複参加となり、認められません。

(8) 准学校心理士

「准学校心理士」は、「学校心理士」を目指す人のための資格で、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、学校生活における様々な問題についての心理教育的援助サービスを行う学校心理士に準ずる資格です。准学校心理士を取得すると、学校心理士向けの研修会を受講することができ、通常よりも短い期間（3年間）で学校心理士資格認定試験を受験することができます。

次の資格要件を満たした場合は、所定の申請手続きにより、卒業時に准学校心理士資格を取得することができます。

【資格要件】
教育職員免許状を取得見込みで、「教育心理学」「発達心理学」「教育相談」「特別支援教育」のうち3科目6単位以上を修得済み、または修得見込みの者。

(9) その他

学科で取得できる資格の他にも、他大学との併修や研修受講、試験受験によって目指せる多彩な資格・検定等があり、資格に関わる講座も開かれています。

【資格】
学校図書館司書教諭
※中学校・高等学校教育職員免許状取得希望者が対象となる資格です。提携大学の科目等履修生として、必要単位を修得することで取得可能です。
小学校・中学校・高等学校などの図書館で、学校図書館運営について図書館に関する知識や技能を修得し、学校図書館の担当者として職務に従事する教員です。

【検定・講座】
心理学検定／医療事務検定／秘書検定／日商簿記検定／リテールマーケティング／マイクロソフトオフィススペシャリスト（MOS）／FP技能検定／色彩検定／ TOEIC講座／日本語検定／手話検定／救急法・救急法指導員資格／チャイルドボディセラピスト／ Child Safety Nature Leader資格　など

Campus Guide 2026

5

学則・諸規程

東京未来大学学則 …… 168

東京未来大学学位規程（抄） …… 204

東京未来大学こども心理学部履修規程 …… 206

東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程 …… 216

東京未来大学保育士資格取得に関する規程 …… 224

東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程 …… 230

東京未来大学通学課程　保育士資格及び教育職員免許状取得に係る
実習の申し合わせ …… 250

東京未来大学通学課程における公認心理師資格取得に係る
所要科目の取り扱いに関する規程 …… 252

東京未来大学通学課程 公認心理師受験資格取得に係る
心理演習及び心理実習の申し合わせ …… 256

東京未来大学他大学等で修得した単位の認定に関する細則 …… 260

東京未来大学卒業延期に関する規程 …… 262

東京未来大学春学期（９月）卒業に関する規程 …… 264

東京未来大学学生の懲戒に関する細則 …… 265

試験及びレポートにおける
不正行為者の処分に関する申し合わせ（抄） …… 268

東京未来大学情報通信設備利用細則 …… 270

東京未来大学通学課程　公欠に関する申し合わせ …… 274

東京未来大学通学課程 単位型インターンシップに係る
実習の申し合わせ …… 276

東京未来大学学則

平成１９年４月１日　制定

第１章　総　則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、技能と心の調和を教育理念に掲げ、高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価・改善及び内部質保証）

第２条　本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価・改善及び内部質保証を行うほか、学校教育法第１０９条第２項に規定する認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

２　自己点検・評価・改善及び内部質保証の実施については、別に定める。

（教育・研究の資質向上）

第２条の２　本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研究及び研究を実施するものとする。

２　教育・研究の資質向上のための研修等の実施については、別に定める。

第２章　学部、学科の組織、収容定員

（学部・学科）

第３条　本学に次の学部・学科をおく。

（１）こども心理学部　こども心理学科

（２）モチベーション行動科学部　モチベーション行動科学科

２　こども心理学科に次の専攻及び課程をおく。

（１）心理専攻

（２）こども保育・教育専攻

（３）通信教育課程

３　モチベーション行動科学科に通信教育課程をおく。

（定員）

第４条　本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科の名称	専攻・課程名	入学定員	編入学定員	収容定員
こども心理学部 こども心理学科	心理専攻	100人	—	400人
	こども保育・教育専攻	160人	—	640人
	通信教育課程	75人	(3年次) 300人	900人
	小計	335人	(3年次) 300人	1,940人
モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科	—	80人	—	320人
	通信教育課程	20人	(3年次) 20人	120人
	小計	100人	(3年次) 20人	440人
合計		435人	320人	2,380人

（学部学科等の教育目的）

第４条の２　学部学科等の教育目的は次のとおりとする。

（１）こども心理学部

日本の未来を担う子どもの豊かな成長を、家庭、学校、地域社会及び、それらをとりまく文化との相互関係という視点から捉え、単に知識や技能を修得するにとどまらず、人間性を高める教育を併せて展開することにより、真に社会に役立つ人材を養成する。

アこども心理学科心理専攻

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、子どもを中心としたあらゆる年代を対象とした心理学の基礎的概念を修得し、心理学の理論や方法論に依拠した科学者－実践家モデルを基盤にしながら、人の健全な発達・学びを促すための理論的理解と実践力を養い、あわせて課程外における活動を通して「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。

イこども心理学科こども保育・教育専攻

幅広い教養とキャリア教育を前提とし、未来を担う子どもたちの健全な発達・学びを促すために必要となる、子どもの保育学的・教育学的な理解に根ざした「高度な専門的知識と技能」とともに「豊かな心」を併せ持った人材を養成する。講義や演習及び実習さらには課程外における活動を通して理論的な理解力と実践力を併せ持った保育者・教育者を養成する。

ウこども心理学科通信教育課程

幅広い教養を前提とし、本学の教育を通信の方法により提供することで、時間や場所、職業などにかかわらず、多くの人たちが学習できる機会を実現し、知識・技能及び人間性さらには意思決定能力を自ら磨き、もって生涯教育の拠点として地域・社会の発展に貢献する人材を養成する。

（２）モチベーション行動科学部（モチベーション行動科学科通信教育課程を含む）

社会で必要とされる「組織成員として組織の健康な発展に貢献するモチベーション」、「他者を理解し、円滑な対人関係を志向するモチベーション」、「広い関心と学びを促すモチベーション」を学び理解することにより、自己を含め、所属する集団や組織、地域・社会とその成員に対して影響力を与え、活性化することのできる人材を養成する。

（通信教育課程の規程）

第５条　通信教育課程に係る規程は、別に定める。

第３章　教職員の組織

（学長）

第６条　本学に学長をおく。

２　学長は、本学を統括し、これを代表する。

（副学長）

第７条　本学に副学長をおくことができる。

２　副学長は、学長を補佐する。

（学部長・学部長補佐・学科長・学科長補佐・専攻長・副専攻長）

第８条　各学部に学部長をおく。

２　学部長は、学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

３　学部長に事故があるとき、学部において選出され、学長の同意を得た者がその職務を代行する。

４　各学部に学部長補佐をおくことができる。学部長補佐は学部長を補佐する。

５　各学科に学科長をおくことができる。学科長は、学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる。

６　各学科に学科長補佐をおくことができる。学科長補佐は学科長を補佐する。

7　こども心理学部こども心理学科の各専攻に、専攻長・副専攻長をおくことができる。専攻長は、専攻を代表し、当該専攻の運営をつかさどる。副専攻長は専攻長を補佐する。
8　通信教育課程に、通信教育課程長をおくことができる。通信教育課程長は課程を代表し、当該課程の運営をつかさどる。

（図書館）
第９条　本学に図書館長をおく。

（エンロールメント・マネジメント局）
第１０条　本学にエンロールメント・マネジメント局長をおく。

（教職員）
第１１条　本学に、教授、准教授、講師、助教、主幹研究員、主任研究員、研究員、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員をおく。

第４章　教授会

（教授会）
第１２条　本学に学長の諮問機関として全学教授会をおく。
２　各学部に学部教授会をおくことができる。

（教授会の構成）
第１３条　全学教授会は、学長、副学長、学部長、エンロールメント・マネジメント局長及び本学の教授をもって構成する。
２　学部教授会は学部所属の全専任教員をもって構成する。

（教授会の招集・運営）
第１４条　全学教授会は学長が招集する。
２　学部教授会は学部長が招集する。

（全学教授会の審議事項）
第１５条　全学教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
（１）学生の入学、卒業及び課程の修了
（２）学位の授与に関する事項
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２　全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長がつかさどる次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。
（１）教育研究に関する事項
（２）学生の学籍異動に関する事項
（３）学生の賞罰に関する事項
（４）教育課程の編成に関する事項
（５）学内規程に関する事項
（６）その他、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認めた事項

（学部教授会の審議事項）
第１５条の２　学部教授会は、その学部に関する次の事項を審議する。
（１）全学教授会から委任された事項

第５章　委員会

（各種委員会）

第１６条　本学に、必要に応じて常置の委員会又は臨時の委員会をおくことができる。

（委員会の運営）

第１７条　前条の委員会については、別に定める。

第６章　学年・学期及び休業日

（学期）

第１８条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の学年を次の２学期に分ける。

春学期　４月１日から９月３０日まで

秋学期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（授業期間）

第１９条　１年間の授業を行う期間は、原則として３５週とする。

２　授業期間は別に定める学事暦によるものとする。

（休業日）

第２０条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）学園創立記念日（６月１０日）ただし、休業日は６月第１金曜日とする。

（３）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する日

（４）夏期休業

（５）冬期休業

（６）春期休業

２　前項第２号及び第４号から第６号の休業期間については学事暦によるものとする。

３　教育上必要があると認める場合、休業日であっても授業日もしくは実習日とすることがある。

４　必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第７章　修業年限

（修業年限）

第２１条　本学の修業年限は４年とする。

２　修業年限を第１学年から第４学年までに分ける。

３　在学期間は、８年を超えることはできない。

（他大学等における授業科目の履修等）

第２２条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業科目を国内において履修し、修得した単位の取り扱いについて準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第２２条の２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることのできる単位数は、前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（入学前の既修単位等の認定）

第２２条の３　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第２２条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

４　入学前の既修単位数の認定に関する規程は別に定める。

第８章　入学・再入学・編入学

（入学の時期）

第２３条　入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第２４条　本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

（３）通常以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

（４）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの

（５）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（６）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上あることその他文部科学大臣が定める基準を満たしたものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に履修した者

（７）文部科学大臣の指定した者

（８）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（９）その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

（入学志願）

第２５条　入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に別表第３に定める入学検定料を添えて、願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第２６条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き・保証人）

第２７条　前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要書類に別表第４に定める入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

２　前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限る。

３　保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の行為及び身上について、連帯責任を負わねばならない。

４　保証人は、別表第４に定める当該学生の在学中に支払うべき学納金（授業料、施設設備費、教育充実費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

５　保証人に転居、転籍、改印等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

６　保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。

（入学許可）

第２８条　学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

２　入学を許可され、所定の手続きを終えた者には学生証を交付する。

３　前項の学生証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

（再入学・編入学）

第２９条　本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、再入学及び編入学を許可することができる。

２　再入学及び編入学については、別に定めるところによる。

第９章　授業科目、単位

（授業科目の区分）

第３０条　こども心理学部こども心理学科の授業科目は、一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群）、専門教育科目（基礎科目、基幹科目、展開科目、卒業研究科目）及びキャリア科目とする。

２　心理専攻及びこども保育・教育専攻における授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表第１－１及び別表第１－２に定める。

３　モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の授業科目は一般教育科目（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群）、専門教育科目（心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群）、キャリア科目及び演習科目とする。

４　モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科における授業科目の名称及び単位数は、別表第１－３に定める。

５　一般教育科目及びキャリア科目は、学部ごとに開設することとする。ただし、教育上有益と認められる場合は、共通して開設することができる。

６　教育上有益と認められる場合は第１項及び第３項に規定する授業科目以外に、課程外科目をおくことができる。

（授業の方法）

第３０条の２　授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

３　教育上特別の必要があると認められる場合は、１５週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（単位数の基準）

第３１条　１科目に対する課程を修了した学生には単位を与える。各科目に対する単位数は次の基準による。

（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間の授業をもって１単位とする。

（２）実験・実習及び実技については、３０時間から４５時間の授業をもって１単位とする。

（３）講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、総時間数が４５時間となる授業をもって１単位とする。

（４）卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第１０章　履修登録、単位認定、卒業単位数（履修登録）

第３２条　削除

（履修登録）

第３３条　学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

２　１学期間に履修する授業科目として登録することができる単位数は以下を上限とする。

（１）こども心理学部　　２４単位

（２）モチベーション行動科学部　　２４単位

３　前項第２号については、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（単位の認定）

第３４条　単位の認定は、あらかじめ明示された身につけるべき知識・技能を修得し、当該科目の到達目標に達したと判断された場合に認定する。

２　授業科目修了の認定は、試験その他適切な方法により学修の成果を評価して単位を認定することができる。

（単位認定の時期）

第３５条　単位認定の時期は、学期末又は学年度末とする。

（成績評価）

第３６条　前項の評価の基準は、本学こども心理学部履修規程及びモチベーション行動科学部履修規程の定めるところによる。

２　本学は、学生に対して授業の方法及び内容ならびに授業計画をあらかじめ明示し、成績評価の認定に関して当該基準にしたがって適切におこなうものとする。

（進級要件・卒業要件）

第３７条　進級要件単位数は以下のとおりとする。

（１）心理専攻　２年次から３年次への進級要件単位数を５６単位とする。

（２）こども保育・教育専攻　２年次から３年次への進級要件単位数を５９単位とする。

（３）モチベーション行動科学部　２年次から３年次への進級要件単位数を６０単位とする。

２　進級判定の時期は年度末とし、当該学年までのすべての学期を修了していること。

３　卒業要件単位数は、別表第２－1、別表第２－２及び別表第２－３のとおりとする。

４　前項の単位のうち、第３０条の２第２項に規定する授業の方法により修得した単位数は、６０単位を超えないものとする。

第１１章　学籍異動

（休学）

第３８条　病気その他やむを得ない事由により３ヵ月以上欠席する場合は、学期を単位として、保証人連署の願い出により、学長は休学を許可することができる。

２　休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により１ヵ年に限り延長を認めることがある。

３　休学期間は、通算して４ヵ年を超えることはできない。

４　休学期間は、第２１条第１項の修業年限に含めない。

（復学）

第３９条　休学期間中は、願い出により学期の始めに限り、学長の許可を得て復学することができる。

２　復学を願い出た者は、第１９条第２項を適用し、所定の期間に復学後の履修に係る必要な手続きをすることができる。

（留学）

第４０条　外国の大学又は短期大学で学習することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

２　前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

３　第１項により修得した単位は、全学教授会の議に基づき、卒業要件単位として認定することができる。

４　本条に規定する留学に関する規程は別に定める。

（退学）

第４１条　退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出なければならない。

２　学長は願い出により、退学を許可することができる。

（除籍）

第４２条　次の各号の一に該当する者は、全学教授会の議を経て、学長が除籍する。

（１）学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（２）在学年限を超えた者

（３）休学期間を超えて、なお復学できない者

（４）長期にわたり行方不明の者

２　死亡届け出のあった学生については、学長が除籍する。

（転入学・転部・転科・転籍）

第４３条　他の大学に入学又は転入学を志望する者は、所定の手続きに従い、全学教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

２　他の大学から本学への転入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、全学教授会の議を経て転入学を許可することができる。

３　本学の一つの学部から他の学部に転部を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転部を許可することができる。

４　本学の学生で、他の学科に転科を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数等を考慮し、選考の上、全学教授会の議を経て転科を許可することができる。

５　本学通信教育課程への転籍を希望する者があるときは、所定の手続きに従い、全学教授会の議を経て許可することができる。

６　第２項、第３項、第４項及び第５項により転入学、転部、転科又は転籍（以下「転入学等」という。）した学生の在学期間には、転入学等以前の在学期間の全部又は一部を通算することができる。

第１２章　卒業

（卒業認定・学位授与）

第４４条　本学に４年以上在学し、所定の単位を修得したものには、全学教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に次の学位を授与する。

（１）こども心理学部こども心理学科心理専攻　学士（心理学）

（２）こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻　学士（保育・教育学）

（３）モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科　学士（行動科学）

３　卒業延期については、別に定める。

第４４条の２　本学に４年以上在学し、所定の単位を修得し、全学教授会の議を経て卒業することを認められた者に、卒業証書・学位記を授与する。

２　心理専攻を卒業した者には学士（心理学）、こども保育・教育専攻を卒業した者には学士（保育・教育学）の学位を授与する。

３　モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科を卒業した者には学士（行動科学）の学位を授与する。

４　卒業延期については、別に定める。

（卒業の時期）

第４５条　学生を卒業させる時期は、各学期末とする。

第１３章　資格

（取得資格）

第４６条　本学において取得できる免許・資格は、次のとおりである。

（１）こども心理学部こども心理学科

①　幼稚園教諭一種免許状

②　小学校教諭一種免許状

③　保育士資格

（２）モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

①　中学校教諭一種免許状（社会）

②　高等学校教諭一種免許状（公民）

２　前項の各資格にかかわる規程については、別に定める。

３　第１項に定める資格の他、各学部において取得できる資格及び資格取得にかかわる所要科目については、別に定める。

第１４章　賞罰

（表彰）

第４７条　人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

（懲戒）

第４８条　本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

（３）本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第１５章　科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生

（科目等履修生）

第４９条　本学の学生以外の者で、一科目又は数科目の聴講を選び受講を志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受講を許可することができる。

２　科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第４９条の２　他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、特別聴講学生として受講を許可することができる。

２　特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

（研究生）

第４９条の３　本学において、研究生として指導を受けようとする者は、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

２　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

３　研究期間は１年間とする。ただし、更新を願い出ることができる。

４　研究生に関する事項は、別に定める。

（委託生）

第５０条　公共団体その他の団体から本学に研修を委託された者があるときは、これを委託研修生として受講を許可することができる。

第１６章　学納金

（学納金の納付）

第５１条　入学を許可された者は、所定の期日までに別表第４に定める学納金の初年度納入額及び諸経費を納付しなければならない。

２　在学生は、別表第４に定める学納金の２年次以降納付額及び諸経費を毎年度所定の期日までに納入しなければならない。

３　学納金の納入方法は、別に定める学納金等納入規程による。

４　授業料のほかに実験実習費等の費用を徴収することがある。

（編入学者等への適用）

第５２条　第２９条及び第４４条の２第４項に規定する者についても、前条第２項の規定を適用する。

（学納金の納付・減免）

第５３条　休学又は停学中であっても、学納金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者又は休学を命じられた者が、別に定めるところにより願い出た場合は、授業料に限り、これを減免することができる。

（退学者等の学納金納付義務）

第５４条　春学期又は秋学期の中途において、第４１条の規定によって退学した者又は第４２条の規定により除籍処分となった者若しくは第４８条第３項の規定によって退学の処分を受けた者も、当該学期分の学納金は納付しなければならない。

（既納の学納金等）

第５５条　既納の学納金及び入学検定料は、原則としてこれを返還しない。

２　前項にかかわらず、入学辞退による学納金の返還については別に定めるところによる。

第１７章　正課外講座等

（正課外講座）

第５６条　社会人等の教養と文化の向上に資するため、オープンカレッジ講座等の正課外講座を開設することができる。

第１８章　附属研究機関

（モチベーション研究所）

第５７条　本学に附属研究機関として、モチベーション研究所を置く。

（心理臨床センター）

第５７条の２　本学に附属研究機関として、心理臨床センターを置く。

第１９章　図書館

（図書館）

第５８条　本学に図書館を設ける。

２　図書館は、図書・文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧・利用に供する。

第２０章　保健

（保健室）

第５９条　本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健室を設ける。

第２１章　改定

（改定）

第６０条　本学則は改定することができる。

２　本学則の改定は、全学教授会の議を経て、理事会で決定する。

３　本学則の改定内容は、本学のホームページに掲載する方法により周知する。

附　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
なお、第１２章第４４条、第４５条は平成１９年度入学生より適用することとする。

附　則

この学則は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
ただし、平成２３年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
なお、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第３４号）に伴い、平成２１年４月１日以前の入学者が、平成２５年４月１日に在籍し、幼稚園教諭一種免許状あるいは保育士資格の取得を希望する場合に限り、別表第１－２に掲げる「総合演習」を廃止とし、「保育・教職実践演習（幼）」を開設する。
当該科目は、卒業要件単位（専門教育科目　展開科目　子どもの保育科目群）に含むこととする。
ただし、平成２５年３月３１日以前に「総合演習」の単位を修得した者にあっては、従前の例による。

附　則

この学則は、平成２６年１月２９日から施行し、平成２５年１０月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
ただし、改正後の別表第１－２は平成２６年度入学者より適用し、平成２５年度以前入学者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
ただし、改正後の別表第１－２は平成２７年度入学者より適用し、平成２６年度以前入学者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
ただし、改正後の別表第１－２は平成２８年度入学者より適用し、平成２７年度以前入学者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は平成３０年４月１日から施行する。ただし、学則別表第１及び別表第２において平成２９年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は平成３１年４月１日から施行する。ただし、学則別表第１及び別表第２において平成３０年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は令和２年４月１日から施行する。

附　則（第７条、第８条、第２７条、第３８条、第３９条、第４０条、第４１条、第４２条、第４３条、第４４条、第２１章、第６１条、別表第１、別表第２、別表第３、別表第４）

この学則は令和３年４月１日から施行する。ただし、学則別表第４において令和２年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則（第１５条、別表第１－2、別表第１－３、別表第２－３）

この学則は令和４年４月１日から施行する。ただし、学則別表第１－2、別表第１－３、別表第２－３において令和３年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則（第１９条、第２０条、第３４条、第３７条、第１５章第４９条の３、別表第１－３、別表第２－３）

この学則は令和５年４月１日から施行する。ただし、別表第１－３、別表第２－３において令和４年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は令和6年4月1日から施行する。ただし、学則第３０条、別表第１－１、別表第１－２、別表第１－３、別表第２－１、別表第２－３において令和5年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和７年１月１４日から施行し、令和６年１０月１日から適用する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１－１、別表第１－２、別表第１－３において令和６年度以前入学生については、なお従前の例による。

附　則

この学則は令和８年４月１日から施行する。ただし、別表第１－１、別表第１－２、別表第１－３、別表第２－３について令和７年度以前入学生は、なお従前の例による。

別表第１－１

＜こども心理学部こども心理学科心理専攻　授業科目の名称及び単位数＞

一般教育科目【こども心理学部】
（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群）

教養科目群

生命科学（２）
化学（２）
数学（２）
天文学（２）
物理学（２）
脳科学（２）
哲学（２）
歴史学（２）
言語学（２）
宗教学（２）
文化人類学（２）
文学（２）
経営学（２）
政治学（国際政治を含む）（２）
社会学（２）
経済学（２）
法律学（国際法を含む）（２）
会計学（２）

スポーツ科目群

体育実技Ａ（１）
体育実技Ｂ（１）
レクリエーション論（２）
レクリエーション援助技術（２）
体育理論（２）

情報処理科目群

情報科学概論（２）
情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）（２）
情報処理基礎Ⅱ（２）
情報処理応用Ａ（２）
情報処理応用Ｂ（２）
ワープロ総合演習（２）

外国語科目群

英語Ⅰ（2）
英語Ⅱ（2）
英語コミュニケーションⅠ（2）
英語コミュニケーションⅡ（2）
アカデミック・リーディング（2）
アカデミック・リーディング＆ライティング（2）
リスニング（2）
ビジネス英語（2）
中国語（2）
韓国語（2）
ドイツ語（2）
フランス語（2）
日本語・日本事情Ⅰ（2）
日本語・日本事情Ⅱ（2）
日本語・日本事情Ⅲ（2）

憲法

日本国憲法（2）

数理データサイエンス科目群

データサイエンス基礎（2）

専門教育科目
（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの心理科目群、展開科目子どもの保育・教育科目群、卒業研究科目）

基礎科目

子ども学（２）
心理学概論（こころの形成）（２）
心理学概論（こころの理解）（２）
乳幼児心理学（２）
臨床心理学概論（２）
子どもの心理学（総論）（２）

基幹科目

教育・学校心理学Ａ（２）
青年心理学（２）
感情・人格心理学Ａ（２）
心理学的支援法（２）
発達心理学（２）
心理学研究法（２）
心理学統計法Ⅰ（２）
心理調査概論（２）
心理的アセスメント（２）

展開科目

子どもの心理科目群

知覚・認知心理学（２）
感情・人格心理学Ｂ（２）
神経・生理心理学（２）
発達生理心理学（２）
比較行動学（２）
発達の課題と障害（２）
障害者・障害児心理学（２）
健康・医療心理学（２）
心理療法基礎（２）
心理療法上級Ａ（２）
心理療法上級Ｂ（２）
学習・言語心理学Ａ（２）
学習・言語心理学Ｂ（２）

社会・集団・家族心理学Ａ（２）
親子関係の心理学（２）
社会・集団・家族心理学Ｃ（２）
福祉心理学（２）
教育・学校心理学Ｂ（２）
子育てカンファレンス（２）
子ども文化（２）
対人コミュニケーション論（２）
対人コミュニケーションスキル（２）
少年非行の心理学（２）
司法・犯罪心理学（２）
非行犯罪特別講義（２）
心理学統計法Ⅱ（２）
心理学実験（２）
心理的アセスメント上級（２）
子ども心理学実践実習Ａ（１）
子ども心理学実践実習Ｂ（１）
社会・集団・家族心理学Ｂ（２）
文化心理学（２）
心理学応用研究法実習Ａ（２）
心理学応用研究法実習Ｂ（２）
子ども心理学特別講義（２）
心理学統計法Ⅲ（２）
産業カウンセリング（２）
産業・組織心理学（２）
ストレスマネジメント論（２）

子どもの保育・教育科目群

教職論（２）
比較教育制度論（２）
道徳教育（２）
幼児理解と保育相談（２）
子ども家庭福祉（２）
社会福祉（２）
家庭支援論（２）
教育学概論（２）
保育原理（２）

卒業研究科目

こども心理演習Ⅰ（２）
こども心理演習Ⅱ（２）
卒業研究・卒業論文（４）

キャリア科目

国語表現（２）
プレゼンテーションⅠ（２）
プレゼンテーションⅡ（２）
カレッジ＆キャリアスキルズA（１）
カレッジ＆キャリアスキルズB（１）
キャリアデザインA（１）
キャリアデザインB（１）
キャリア形成論（２）
事例で学ぶビジネス（２）
ライフキャリア・プランニング（２）
地域連携Ⅰ（２）
地域連携Ⅱ（１）
単位型インターンシップ（２）

他学部開講科目

エイジングの心理学（２）
消費社会と人間の行動（２）

課程外科目

心理学英書講読A（２）
心理学英書講読B（２）
公認心理師の職責（２）
関係行政論（２）
人体の構造と機能及び疾病（２）
精神疾患とその治療（２）
心理演習（２）
心理実習（２）

別表第１－２

＜こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻　授業科目の名称及び単位数＞

一般教育科目【こども心理学部】
（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群）

教養科目群

生命科学（２）
化学（２）
数学（２）
天文学（２）
物理学（２）
脳科学（２）
哲学（２）
歴史学（２）
言語学（２）
宗教学（２）
文化人類学（２）
文学（２）
経営学（２）
政治学（国際政治を含む）（２）
社会学（２）
経済学（２）
法律学（国際法を含む）（２）
会計学（２）

スポーツ科目群

体育実技Ａ（１）
体育実技Ｂ（１）
レクリエーション論（２）
レクリエーション援助技術（２）
体育理論（２）

情報処理科目群

情報科学概論（２）
情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）（２）
情報処理基礎Ⅱ（２）
情報処理応用Ａ（２）
情報処理応用Ｂ（２）

ワープロ総合演習（２）

外国語科目群

英語Ⅰ（２）
英語Ⅱ（２）
英語コミュニケーションⅠ（２）
英語コミュニケーションⅡ（２）
アカデミック・リーディング（２）
アカデミック・リーディング＆ライティング（２）
リスニング（２）
ビジネス英語（２）
中国語（２）
韓国語（２）
ドイツ語（２）
フランス語（２）
日本語・日本事情Ⅰ（２）
日本語・日本事情Ⅱ（２）
日本語・日本事情Ⅲ（２）

憲法

日本国憲法（２）

数理データサイエンス科目群

データサイエンス基礎（２）

専門教育科目
（基礎科目、基幹科目、展開科目子どもの保育・教育科目群、展開科目子どもの心理科目群、卒業研究科目）

基礎科目

子ども学（２）

心理学概論（こころの形成）（２）

心理学概論（こころの理解）（２）

乳幼児心理学（２）

子ども臨床心理学（２）

子どもの心理学（総論）（２）

基幹科目

教育心理学（２）

青年心理学（２）

教育学概論（２）

感情・人格心理学Ａ（２）

カウンセリング論（２）

発達心理学（２）

保育原理（２）

展開科目

子どもの保育・教育科目群

国語（２）

算数（２）

生活（２）

社会（２）

理科（２）

家庭（２）

子ども音楽（２）

子ども美術（２）

子ども体育（２）

初等英語（２）

子どもと言葉（２）

音楽実技ＩＡ（１）

音楽実技ＩＢ（１）

音楽実技ⅡＡ（１）

音楽実技ⅡＢ（１）

音楽実技ⅢA（1）
音楽実技ⅢB（1）
音楽実技ⅣA（1）
音楽実技ⅣB（1）
教職論（2）
保育・教職論（2）
比較教育制度論（2）
学校安全（2）
子ども教育課程論（2）
保育カリキュラム論（計画と評価）（2）
健康（1）
人間関係（1）
環境（1）
言葉（1）
表現（1）
人間関係指導法（2）
健康指導法（2）
環境指導法（2）
言葉指導法（2）
造形表現指導法（2）
音楽表現指導法（2）
保育内容総論（保育指導法）（2）
初等国語科教育法（2）
初等社会科教育法（2）
初等算数科教育法（2）
初等理科教育法（2）
初等生活科教育法（2）
初等音楽科教育法（2）
初等図画工作科教育法（2）
初等家庭科教育法（2）
初等体育科教育法（2）
初等英語教育法（2）
特別支援教育（2）
総合的な学習の指導法（2）
道徳教育（2）
特別活動（2）
生徒・進路指導（2）
教育相談（2）

教育史（２）
教育法規（２）
教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）（２）
幼児理解と保育相談（２）
教職実践演習（幼・小）（２）
保育実践演習（２）
子ども家庭福祉（２）
社会福祉（２）
子育て支援（１）
国際社会の福祉（２）
社会的養護Ⅰ（２）
子どもの保健（２）
子どもの健康と安全（１）
子どもの食と栄養（２）
家庭支援論（２）
乳児保育Ⅰ（２）
乳児保育Ⅱ（１）
障害児保育（２）
社会的養護Ⅱ（１）
在宅保育研究（２）
保育・教育ボランティア実習Ⅰ（１）
保育・教育ボランティア実習Ⅱ（１）
教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）（１）
教育実習Ⅰ（幼）（２）
教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）（１）
教育実習Ⅱ（幼）（２）
教育実習指導（事前・事後）（小）（１）
教育実習Ⅰ（小）（２）
教育実習Ⅱ（小）（２）
保育実習指導ⅠA（事前・事後）（１）
保育実習指導ⅠB（事前・事後）（１）
保育実習指導Ⅱ（事前・事後）（１）
保育実習指導Ⅲ（事前・事後）（１）
保育実習ⅠA（２）
保育実習ⅠB（２）
保育実習Ⅱ（２）
保育実習Ⅲ（２）

子どもの心理科目群

知覚・認知心理学（２）
感情・人格心理学Ｂ（２）
発達障害学（２）
心理療法基礎（２）
学習・言語心理学Ａ（２）
社会・集団・家族心理学Ａ（２）
親子関係の心理学（２）
少年非行の心理学（２）
非行犯罪特別講義（２）
司法・犯罪心理学（２）
発達の課題と障害（２）

卒業研究科目

こども保育・教育演習Ⅰ（２）
こども保育・教育演習Ⅱ（２）
卒業研究・卒業論文（４）

キャリア科目

国語表現（２）
プレゼンテーションⅠ（２）
プレゼンテーションⅡ（２）
カレッジ＆キャリアスキルズＡ（１）
カレッジ＆キャリアスキルズＢ（１）
キャリアデザインＡ（１）
キャリアデザインＢ（１）
キャリア形成論（２）
事例で学ぶビジネス（２）
ライフキャリア・プランニング（２）
地域連携Ⅰ（２）
地域連携Ⅱ（１）
単位型インターンシップ（２）

別表第１－３

＜モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科　授業科目の名称及び単位数＞

一般教育科目【モチベーション行動科学部】
（教養科目群、スポーツ科目群、情報処理科目群、外国語科目群、憲法、数理データサイエンス科目群）

教養科目群

生命科学（２）
化学（２）
数学（２）
天文学（２）
物理学（２）
脳科学（２）
哲学（２）
歴史学（２）
言語学（２）
宗教学（２）
文化人類学（２）
文学（２）
経営学（２）
政治学（国際政治を含む）（２）
社会学（２）
経済学（２）
法律学（国際法を含む）（２）
会計学（２）

スポーツ科目群

体育実技Ａ（１）
体育実技Ｂ（１）
レクリエーション論（２）
レクリエーション援助技術（２）
体育理論（２）

情報処理科目群

情報科学概論（２）
情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）（２）
情報処理基礎Ⅱ（２）
情報処理応用Ａ（２）
情報処理応用Ｂ（２）

ワープロ総合演習（2）

外国語科目群

英語Ⅰ（2）
英語Ⅱ（2）
英語コミュニケーションⅠ（2）
英語コミュニケーションⅡ（2）
アカデミック・リーディング（2）
アカデミック・リーディング＆ライティング（2）
リスニング（2）
ビジネス英語（2）
中国語（2）
韓国語（2）
ドイツ語（2）
フランス語（2）
日本語・日本事情Ⅰ（2）
日本語・日本事情Ⅱ（2）
日本語・日本事情Ⅲ（2）

憲法

日本国憲法（2）

数理データサイエンス科目群

データサイエンス基礎（2）

専門教育科目
（心理・コミュニケーション科目群、経営科目群、教育科目群）

心理・コミュニケーション科目群

行動科学概論Ａ（心の仕組み）（２）
パーソナリティ心理学（２）
心理学研究法（２）
社会心理学（２）
統計分析の基礎（２）
統計分析の応用（２）
多変量データ解析（２）
発達心理学（２）
心理学実験演習Ⅰ（２）
心理学実験演習Ⅱ（２）
心理調査概論（２）
質的分析法（２）
感情心理学（２）
集団の心理学（２）
認知心理学（２）
臨床心理学（２）
モチベーション論Ⅰ（２）
モチベーション論Ⅱ（２）
対人コミュニケーション（２）
カウンセリングの理論と方法（２）
心の健康とストレス（２）
コミュニケーション・スキル（２）
ポジティブ心理学（２）
コミュニティと福祉の心理学（２）
エイジングの心理学（２）
クリティカル・シンキング（２）
心理調査課題演習（２）
教育心理学（２）

経営科目群

国際政治（２）
公共政策論（２）
コミュニティデザイン（２）
フィールドワークＡ（２）

ファイナンシャル・プランニング（２）
行動科学概論Ｂ（経営と組織）（２）
国際経済（２）
経営管理（２）
グローバルビジネス（２）
人的資源管理論（２）
企業と社会的責任（２）
経営戦略（２）
消費社会と人間の行動（２）
ビジネスプランニング（２）
マーケティングリサーチ（２）
商品開発演習（２）
産業と組織（２）
社会調査概論（２）
フィールドワークＢ（２）
地域企業活性化論（２）
ロジスティクス（２）
ホスピタリティ・マネジメント（２）
メディア論（２）
地域連携Ⅰ（２）
地域連携Ⅱ（１）
ライフキャリア・プランニング（２）
キャリア形成論（２）
事例で学ぶビジネス（２）

教育科目群

ヒューマンＡＩインタラクション（２）
情報ネットワークの基礎（２）
国際理解教育論（２）
異文化コミュニケーション（２）
コーチング（２）
比較地域教育論（２）
日本史Ⅰ（２）
日本史Ⅱ（２）
外国史Ⅰ（２）
外国史Ⅱ（２）
地理学（地誌を含む）（２）
倫理学（２）

人文地理学（２）
ローカルヒストリー（２）
生涯学習論（２）
教育福祉論（２）
クラスマネジメント論（２）
教職論（２）
教育原理（２）
教育制度論（２）
教育課程論（２）
道徳教育の指導法（２）
特別活動の指導法（２）
教育の方法及び技術（２）
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（２）
生徒・進路指導論（２）
教育相談（２）
総合的な学習の指導法（２）
学校安全（２）
特別支援教育（２）
教育史（２）
教育法規（２）
行動科学概論Ｃ（社会と文化）（２）
次世代教育システム論（ＡＩと教育の未来）（２）
社会科学特講（２）
国際法（２）
多文化共生社会論（２）
国際関係論（２）
現代社会研究（２）
世界の宗教と人間の行動（２）

キャリア科目

プレゼンテーションⅠ（２）
プレゼンテーションⅡ（２）
カレッジ＆キャリアスキルズＡ（１）
カレッジ＆キャリアスキルズＢ（１）
キャリアデザインＡ（１）
キャリアデザインＢ（１）
単位型インターンシップ（２）

演習科目
基礎演習Ⅰ（1）
基礎演習Ⅱ（1）
基礎演習Ⅲ（1）
基礎演習Ⅳ（1）
専門演習Ⅰ（2）
専門演習Ⅱ（2）
卒業研究・プロジェクトゼミ（4）
行動科学特講（2）
他学部開講科目
司法・犯罪心理学（2）
課程外科目
社会科教育法Ⅰ（2）
社会科教育法Ⅱ（2）
社会科・公民科教育法Ⅰ（2）
社会科・公民科教育法Ⅱ（2）
教育実習事前事後指導（1）
教育実習Ⅰ（2）
教育実習Ⅱ（2）
教職実践演習（中・高）（2）

別表第２－１

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科
心理専攻

卒業要件

科目区分			卒業要件単位			
			必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群		0	12	4	32単位以上
	スポーツ科目群		0	2		
	情報処理科目群		4	0		
	外国語科目群		6	4		
	憲法		0	0		
	数理データサイエンス科目群		0	0		
専門教育科目	基礎科目		12	0	10※	92単位以上
	基幹科目		8	4		
	展開科目	子どもの心理科目群	4	30		
		子どもの保育・教育科目群	0	6		
	卒業研究科目		8	0		
キャリア科目			10	0		
合計			52単位	58単位	14単位	124単位

※　モチベーション行動科学部開講科目から指定された科目を最大４単位まで含めることができる。

備考（科目名称については学則別表第１－１心理専攻を参照のこと）

１．教養科目群については、[自然科学] [人文] [社会]の３領域からそれぞれ４単位以上を選択必修とする。
２．スポーツ科目群については、２単位以上を選択必修とする。
３．情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。
４．外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から４単位以上を選択必修とする。
５．一般教育科目については、合計３２単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
６．基礎科目については、６科目すべてを必修とする。
７．基幹科目については、「心理学的支援法」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理的アセスメント」を必修とし、合計１２単位以上を選択必修とする。
８．展開科目の子どもの心理科目群については、４単位を必修、３０単位以上を選択必修とする。
９．展開科目の子どもの保育・教育科目群については、６単位以上を選択必修とし、これを卒業要件に含む。
１０．卒業研究科目については、３科目すべてを必修とする。
１１．専門教育科目、キャリア科目については、合計で９２単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
１２．キャリア科目については、「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＢ」「キャリアデザインＡ」「キャリアデザインＢ」を必修とする。
１３．総計で、心理専攻の卒業要件を１２４単位以上とする。
１４．専門教育科目の自由選択科目については、モチベーション行動科学部開設科目のうち別途指定する科目について４単位を限度として卒業要件単位に読み替えることができる。

別表第２－２

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科
こども保育・教育専攻

卒業要件

科目区分			卒業要件単位			
			必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群		0	12	0	27単位以上
	スポーツ科目群		3	0		
	情報処理科目群		4	0		
	外国語科目群		6	2		
	憲法		0	0		
	数理データサイエンス科目群		0	0		
専門教育科目	基礎科目		12	0	0	93単位以上
	基幹科目		8	0		
	展開科目	子どもの保育・教育科目群	14	47		
		子どもの心理科目群	0	4		
	卒業研究科目		8	0		
キャリア科目			10	0	0	10単位以上
合計			65単位	65単位	0単位	130単位

備考（科目名称については学則別表第１－２こども保育・教育専攻を参照のこと）

１．教養科目群については、[自然科学] [人文] [社会]の３領域からそれぞれ４単位以上を選択必修とする。
２．スポーツ科目群については、[体育実技Ａ] [体育理論]の３単位を必修とする。
３．情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の４単位を必修とする。
４．外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から２単位以上を選択必修とする。
５．一般教育科目については、合計２７単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
６．基礎科目については、６科目１２単位すべてを必修とする。
７．基幹科目については、「教育心理学」「教育学概論」「カウンセリング論」「保育原理」を必修とし、これらを含めて合計８単位以上を選択必修とする。
８．展開科目の子どもの保育・教育科目群については、８科目１４単位の必修科目を含み合計６１単位以上を選択必修とする。
９．展開科目の子どもの心理科目群については、４単位以上を選択必修とし、これを卒業要件に含む。
１０．卒業研究科目については、３科目８単位すべてを必修とする。
１１．専門教育科目については、合計で９３単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
１２．キャリア科目については、「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズA」「カレッジ＆キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」の１０単位を必修とし、卒業要件単位数とする。
１３．総計で、こども保育・教育専攻の卒業要件を１３０単位以上とする。

別表第２－３

東京未来大学
モチベーション行動科学部
モチベーション行動科学科

卒業要件

科目区分		卒業要件単位			
		必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群	0	12	2	28単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
	憲法	0	0		
	数理データサイエンス科目群	0	0		
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	12	0	64	96単位以上
	経営科目群				
	教育科目群				
キャリア科目		8	0		
演習科目		12	0		
合計		42単位	16単位	66単位	124単位

備考（科目名称については学則別表第１－３モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科を参照のこと）

１．教養科目群については、[自然科学][人文][社会]の３領域から１２単位以上を選択必修とする。
２．スポーツ科目群については２単位以上を選択必修とする。
３．情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。
４．外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から２単位以上を選択必修とする。
５．一般教育科目については、合計２８単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
６．専門教育科目は、「行動科学概論Ａ（心の仕組み）」「統計分析の基礎」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」「行動科学概論Ｂ（経営と組織）」「行動科学概論Ｃ（社会と文化）」を必修とする。
７．キャリア科目については「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＢ」「キャリアデザインＡ」「キャリアデザインＢ」を必修とする。
８．演習科目については、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業研究・プロジェクトゼミ」を必修とする。
９．専門教育科目、キャリア科目、演習科目については、合計で９６単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
１０．総計で、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科の卒業要件を１２４単位以上とする。

別表第３

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科　心理専攻
こども保育・教育専攻
モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

入学検定料

単位：円

種　　別	金　　額	備　　考	科目等履修生
入学検定料	35,000	編入学・再入学も同額	―

＜備考＞

1　大学入学共通テスト利用型選抜の入学検定料は18,000円とする。

2　WEB出願を利用した場合の入学検定料は、一般選抜30,000円、大学入学共通テスト利用型選抜10,000円とする。

別表第４

東京未来大学
こども心理学部こども心理学科　心理専攻
こども保育・教育専攻

学納金

単位：円

学納金等科目	初年度納入額	２年次以降納入額	科目等履修生
入学金	100,000	—	—
春学期分授業料	400,000	400,000	—
施設設備費	250,000	250,000	—
教育充実費	200,000	—	—
春学期納付金合計	950,000	650,000	—
秋学期分授業料	400,000	400,000	—
秋学期納付金合計	400,000	400,000	—
登録料	—	—	30,000
登録料（継続の場合）	—	—	5,000
授業料／単位	—	—	10,000
年間納付金合計	1,350,000	1,050,000	—

＜備考＞編入学及び再入学の場合も本表を適用する。

モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科

学納金

単位：円

学納金等科目	初年度納入額	２年次以降納入額	科目等履修生
入学金	100,000	—	—
春学期分授業料	420,000	420,000	—
施設設備費	250,000	250,000	—
教育充実費	200,000	—	—
春学期納付金合計	970,000	670,000	—
秋学期分授業料	420,000	420,000	—
秋学期納付金合計	420,000	420,000	—
登録料	—	—	30,000
登録料（継続の場合）	—	—	5,000
授業料／単位	—	—	10,000
年間納付金合計	1,390,000	1,090,000	—

＜備考＞編入学及び再入学の場合も本表を適用する。

東京未来大学学位規程（抄）

平成２４年４月１日　制定

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）の規定に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位及び専攻分野の名称）

第２条　本学において授与する学位は学士とする。

２　学士の学位を授与するに当たっては、別表第１に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の授与の条件）

第３条　学士の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に対し授与するものとする。

（学位の授与）

第４条　学長は、前条の規定に基づき、学位記を交付して学士の学位を授与する。

（学位の名称）

第５条　本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、東京未来大学と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第６条　学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、全学教授会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

（１）不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

（２）学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

２ 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返さなければならない。

（学位記の様式）

第７条　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

別表第 1

学部	学科及び専攻	学位	専攻分野の名称
こども心理学部	こども心理学科 心理専攻	学士	心理学
		Bachelor of Psychology	
	こども心理学科 こども保育・教育専攻	学士	保育・教育学
		Bachelor of Childcare and Education	
	こども心理学科 通信教育課程	学士	こども心理学
		Bachelor of Child Psychology	
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	学士	行動科学
		Bachelor of Behavioral Sciences	
	モチベーション行動科学科 通信教育課程	学士	行動科学
		Bachelor of Behavioral Sciences	

東京未来大学こども心理学部履修規程

平成１９年４月１日　制定
規程第　５１号

（目的）

第１条　この規程は、東京未来大学学則（以下「学則」という。）及び東京未来大学通信教育課程に関する規程（以下「通信教育課程規程」という。）に基づき、こども心理学部における授業科目の履修方法及び試験等に関し必要な事項を定める。

２　編入学・転入学生に関しては別に定める。

（授業科目）

第２条　心理専攻授業科目は、学則第３０条第２項に基づき別表第１－１、こども保育・教育専攻授業科目は、学則第３０条第２項に基づき別表第１－２、通信教育課程授業科目は、通信教育課程規程第１２条に基づき別表第１－１のとおりとする。

２　教育上有益と認められる場合は、第１項に定める授業科目以外に課程外科目をおき、単位を認定することができる。

（授業科目の履修）

第３条　学生は、各専攻所定の必修、選択必修及び自由選択科目を合わせて所定の単位以上を修得しなければならない。

２　心理専攻の卒業要件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">科目区分</th><th colspan="4">卒業要件単位</th></tr>
<tr><th>必修</th><th>選択</th><th>自由</th><th>小計</th></tr>
<tr><td rowspan="6">一般教育科目</td><td colspan="2">教養科目群</td><td>0</td><td>12</td><td rowspan="6">4</td><td rowspan="6">32単位
以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">スポーツ科目群</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報処理科目群</td><td>4</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">外国語科目群</td><td>6</td><td>4</td></tr>
<tr><td colspan="2">憲法</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">数理データサイエンス科目群</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="6">専門教育科目</td><td colspan="2">基礎科目</td><td>12</td><td>0</td><td rowspan="6">10</td><td rowspan="6">92単位
以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">基幹科目</td><td>8</td><td>4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">展開科目</td><td>子どもの心理科目群</td><td>4</td><td>30</td></tr>
<tr><td>子どもの保育・教育科目群</td><td>0</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業研究科目</td><td>8</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">キャリア科目</td><td>10</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="3">合計</td><td>52</td><td>58</td><td>14</td><td>124単位以上</td></tr>
</table>

（１）教養科目群については、[自然科学]（「生命科学」「化学」「数学」「天文学」「物理学」「脳科学」）、[人文]（「哲学」「歴史学」「言語学」「宗教学」「文化人類学」「文学」）、[社会]（「経営学」「政治学（国際政治を含む）」「社会学」「経済学」「法律学（国際法を含む）」「会計学」）の３領域からそれぞれ４単位以上を選択必修とする。

（２）スポーツ科目群については、２単位以上を選択必修とする。

（３）情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。

(4) 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から4単位以上を選択必修とする。

ただし、英語能力優秀者については、語学力を勘案した上で、「日本語・日本事情Ⅰ」「日本語・日本事情Ⅱ」「日本語・日本事情Ⅲ」を含め、必修科目及び選択必修科目を定めることができる。

入学後外国語科目を履修する場合、母語を当てることはできない。

(5) 一般教育科目の履修条件は次のとおりとする。

「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の単位を修得しなければ「情報処理基礎Ⅱ」を履修することはできない。

(6) 一般教育科目については、合計32単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(7) 基礎科目については、6科目12単位すべてを必修とする。

(8) 基幹科目については、「心理学的支援法」「心理学研究法」「心理学統計法Ⅰ」「心理的アセスメント」を必修とし、これらを含めて合計12単位以上を選択必修とする。

(9) 展開科目子どもの心理科目群については、「心理学統計法Ⅱ」「心理学実験」を必修とし、これらを含めて合計34単位以上を選択必修とする。

(10) 展開科目子どもの保育・教育科目群については、6単位以上を選択必修とし、これを卒業要件に含める。

(11) 卒業研究科目については、「こども心理演習Ⅰ」「こども心理演習Ⅱ」「卒業研究・卒業論文」の3科目すべてを必修とする。

(12) 専門教育科目の履修条件は次のとおりとする。

ア「心理学統計法Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理学統計法Ⅱ」「心理学実験」を履修することはできない。

イ「心理学統計法Ⅰ」「心理学統計法Ⅱ」の単位を修得しなければ「心理学統計法Ⅲ」を履修することはできない。

ウ「心理学研究法」の単位を修得しなければ「心理学実験」を履修することはできない。

エ「心理療法基礎」の単位を修得しなければ「心理療法上級A」「心理療法上級B」を履修することはできない。

オ「心理的アセスメント」の単位を修得しなければ「心理的アセスメント上級」を履修することはできない。

カ「心理調査概論」の単位を修得しなければ「心理学応用研究法実習B」を履修することはできない。

キ「少年非行の心理学」または「司法・犯罪心理学」の単位を修得しなければ「非行犯罪特別講義」を履修することはできない。

ク「こども心理演習Ⅰ」の単位を修得しなければ「こども心理演習Ⅱ」を履修することはできない。

ケ「こども心理演習Ⅰ」「こども心理演習Ⅱ」の単位を修得しなければ「卒業研究・卒業論文」を履修することはできない。

コ上記アからケ以外の授業科目についても、前提となる他の授業科目の単位が未修得の場合には、その履修を認めないことがある。

(13) キャリア科目については以下のとおりとする。

ア「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズA」「カレッジ＆キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」の7科目10単位を必修とする。

イ「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得しなければ「プレゼンテーションⅡ」を履修することはできない。

ウ「地域連携Ⅰ」の単位を修得しなければ「地域連携Ⅱ」を履修することはできない。

(14) 専門教育科目（上記(7)から(11)）とキャリア科目（上記(13)）については、合計92単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(15) 専門教育科目の自由選択科目は他学部開講科目から最大4単位まで含めることができる。

(16) 心理専攻の卒業要件単位数は124単位以上とする。

3　こども保育・教育専攻の卒業要件は、次のとおりとする。

科目区分			卒業要件単位			
			必修	選択	自由	小計
一般教育科目	教養科目群		0	12	0	27単位以上
	スポーツ科目群		3	0		
	情報処理科目群		4	0		
	外国語科目群		6	2		
	憲法		0	0		
	数理データサイエンス科目群		0	0		
専門教育科目	基礎科目		12	0	0	93単位以上
	基幹科目		8	0		
	展開科目	子どもの保育・教育科目群	14	47		
		子どもの心理科目群	0	4		
	卒業研究科目		8	0		
キャリア科目			10	0	0	10単位以上
合計			65	65	0	130単位以上

(1) 教養科目群については、[自然科学](「生命科学」「化学」「数学」「天文学」「物理学」「脳科学」)、[人文](「哲学」「歴史学」「言語学」「宗教学」「文化人類学」「文学」)、[社会](「経営学」「政治学(国際政治を含む)」「社会学」「経済学」「法律学(国際法を含む)」「会計学」)の3領域からそれぞれ4単位以上を選択必修とする。

(2) スポーツ科目群については、「体育実技A」「体育理論」を必修とする。

(3) 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」を必修とする。

(4) 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。

ただし、英語能力優秀者については、語学力を勘案した上で、「日本語・日本事情Ⅰ」「日本語・日本事情Ⅱ」「日本語・日本事情Ⅲ」を含め、必修科目及び選択必修科目を定めることができる。

入学後外国語科目を履修する場合、母語を当てることはできない。

(5) 一般教育科目の履修条件は次のとおりとする。

「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」の単位を修得しなければ「情報処理基礎Ⅱ」「情報処理応用A」「情報処理応用B」を履修することはできない。

(6) 一般教育科目については、合計27単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(7) 基礎科目については、6科目12単位すべてを必修とする。

(8) 基幹科目については、「教育心理学」「教育学概論」「カウンセリング論」「保育原理」を必修とし、これらを含めて合計8単位以上を選択必修とする。

(9) 展開科目子どもの保育・教育科目群については、8科目14単位の必修科目を含めて、合計61単位以上を選択必修とする。

(10) 展開科目子どもの心理科目群については、4単位を選択必修とし、これを卒業要件に含める。

(11) 卒業研究科目については、「こども保育・教育演習Ⅰ」「こども保育・教育演習Ⅱ」「卒業研究・卒業論文」の3科目すべてを必修とする。

(12) 専門教育科目の履修条件は、次のとおりとする。

ア「乳児保育Ⅰ」の単位を修得しなければ「乳児保育Ⅱ」を履修することはできない。

イ「社会的養護Ⅰ」の単位を修得しなければ「社会的養護Ⅱ」を履修することはできない。

ウ「保育・教育ボランティア実習Ⅰ」の単位を修得しなければ「保育・教育ボランティア実習Ⅱ」を履修することはできない。

エ「こども保育・教育演習Ⅰ」の単位を修得しなければ「こども保育・教育演習Ⅱ」を履修することはできない。

オ「こども保育・教育演習Ⅰ」「こども保育・教育演習Ⅱ」の単位を修得しなければ「卒業研究・卒業論文」を履修することはできない。

カ上記アからオ以外の授業科目についても、前提となる他の授業科目の単位が未修得の場合には、その履修を認めないことがある。

(13) 専門教育科目については、上記(7)から(11)の合計９３単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(14) キャリア科目については以下のとおりとする。

ア「国語表現」「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズA」「カレッジ＆キャリアスキルズB」「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」の7科目10単位を必修とする。

イ「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得しなければ「プレゼンテーションⅡ」を履修することはできない。

ウ「地域連携Ⅰ」の単位を修得しなければ「地域連携Ⅱ」を履修することはできない。

(15) キャリア科目については、上記(14)の合計１０単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(16) こども保育・教育専攻の卒業要件単位数は１３０単位以上とする。

4　通信教育課程の卒業要件は、次のとおりとする。

科　目　区　分		必　修	選択必修	自由選択	小　計
一般教育科目	教養科目群	2	１０	6	３２単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
専門教育科目	基礎科目	１２	0	２０	９２単位以上
	基幹科目	4	8		
	展開科目	0	４８		
	卒業研究科目	0	0		
合　　計		２８	７０	２６	１２４単位以上

(1) 教養科目群[人文]については、「国語表現」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。教養科目群[自然科学][社会]については、それぞれ4単位以上を選択必修とする。

(2) スポーツ科目群については2単位以上を選択必修とする。

(3) 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」を必修とする。

(4) 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から2単位以上を選択必修とする。

(5) 一般教育科目の履修条件として、「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」の単位を修得しなければ「情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)」を履修することはできないこととする。

(6) 一般教育科目については、合計３２単位以上の修得を卒業要件単位数とする。

(7) 基礎科目については、6科目１２単位をすべて必修とする。

(8) 基幹科目については、「教育心理学」「カウンセリング論」を必修とし、残りの科目から8単位以上を選択必修とする。

(9) 展開科目(通信教育課程展開科目群)は、計４８単位以上を選択必修とする。

(10) 卒業研究科目については、2科目6単位すべてを自由選択とする。

(11) 専門教育科目の履修条件は次のとおりとする。

ア「心理統計法Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理統計法Ⅱ」を履修することはできない。

イ「心理学概論(こころの形成)」「心理学概論(こころの理解)」「心理学研究法Ⅰ」「心理統計法Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理・教育アセスメントⅠ」を履修することはできない。

ウ「心理学概論(こころの形成)」「心理学概論(こころの理解)」「心理学研究法Ⅰ」「心理統計法Ⅰ」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」の単位を修得しなければ「心理学基礎実験」を履修することはできない。

エ「心理療法基礎」の単位を修得しなければ「心理療法上級」を履修することはできない。
オ「心理・教育アセスメントⅠ」の単位を修得しなければ「心理・教育アセスメントⅡ」を履修することはできない。
カ「発達生理心理学Ⅰ」の単位を修得しなければ「発達生理心理学Ⅱ」を履修することはできない。
キ「心理学研究法Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理学研究法Ⅱ」を履修することはできない。
ク教育実習を終了しなければ「教職実践演習（幼・小）」を履修することはできない。
ケ「教育実習Ⅰ（幼）」及び「教育実習Ⅱ（幼）」の履修条件は、「東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程」に定める。
コ「教育実習Ⅰ（小）」及び「教育実習Ⅱ（小）」の履修条件は、「東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程」に定める。
サ「こども心理学演習」の単位を修得しなければ「卒業研究・卒業論文」を履修することはできない。
シ上記アからサ以外の授業科目についても、前提となる他の授業科目の単位が未修得の場合には、その履修を認めないことがある。

(12) 専門教育科目については、上記（7）から（9）を含む合計で９２単位以上修得を卒業要件単位数とする。
(13) 通信教育課程の卒業要件単位数は１２４単位以上とする。
(14) 卒業要件単位数１２４単位以上のうち、面接授業による修得単位数が３０単位以上であることを要する。

（教職免許・保育士資格取得のための履修）

第４条　教育職員免許状（幼稚園教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状）取得のための単位修得については、「東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程」の定めるところによる。

２　保育士資格の取得のための単位修得については、「東京未来大学保育士資格取得に関する規程」の定めるところによる。

（他学部開講科目の履修）

第５条　こども心理学部こども心理学科心理専攻及びこども保育・教育専攻において、所属専攻が必要と認め、科目開設学部が他学部学生の受入れを認めた場合に限り、所属学部以外の学部が開講する授業科目を履修することができる。

２　前項に基づいて履修した科目の修得単位は、所属専攻が認めた範囲内で卒業要件単位数に含めることができる。

（課程外科目の履修）

第６条　こども心理学部こども心理学科心理専攻及びこども保育・教育専攻において、大学が教育上有益と認めるときは、カリキュラム外であっても課程外科目として履修し、単位の認定を受けることができる。但し、これを卒業要件単位数に含めることはできない。

２　課程外科目の単位は、履修登録上限の単位数に含めない。

３　課程外科目を合格と認定した場合はＰ評価とし、不合格と認定した場合はＦ評価とする。

４　関係する学部長が認めた場合は、課程外科目として通信教育課程の科目を履修することができる。

５　前項により履修した科目の履修及び単位の認定については、本条第３項によらず、通信教育課程の規定によるものとする。

６　通信教育課程における履修に必要な費用は、学生が負担する。その際の学費については通信教育課程の科目等履修生に準ずる。

（進級要件）

第７条　第２年次から第３年次への進級要件として、２年次までのすべての学期を修了し、各専攻所定の必修科目及び選択必修科目を合わせて次の単位数以上の修得を必要とする。

（１）心理専攻

一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目、他学部開講科目を合わせて５６単位以上を修得しなければな

らない。
（２）こども保育・教育専攻
一般教育科目、専門教育科目、キャリア科目を合わせて５９単位以上を修得しなければならない。
（３）通信教育課程
一般教育科目について必修科目６単位以上を含む計２２単位以上、専門教育科目について必修科目１２単位以上を含む計３８単位以上を修得しなければならない。
２　通信教育課程では、第３年次から第４年次への進級要件として、３年次までのすべての学期を修了し、一般教育科目について必修科目１２単位以上を含む計２８単位以上、専門科目について必修科目１６単位を含む計６４単位以上を修得しなければならない。

（他大学等で修得した単位）

第８条　学則第２２条ないし第２２条の３に基づく単位の認定及び通信教育課程規程第３４条に基づく単位の認定は、「東京未来大学他大学等で修得した単位の認定に関する細則」によるものとする。

（履修登録）

第９条　学生は、学年間に履修する科目を春学期初め及び秋学期初めの指定された期間内に、所定の方法によって、履修登録をしなければならない。
２　科目の履修登録に際して、次の科目数及び単位数を上限とする。
（１）心理専攻
１学期間に２４単位とする。ただし、単期ＧＰＡ値において、３．５以上の優れた成績をもって修得した者については、上限を超えて１学期間４単位以内の履修登録を認めることがある。
（２）こども保育・教育専攻
ア１学期間に２４単位とする。ただし、単期ＧＰＡ値において、３．５以上の優れた成績をもって修得した者については、上限を超えて１学期間４単位以内の履修登録を認めることがある。
イ保育士資格及び教育職員免許状取得に必要な科目のうち６単位は本号（ア）に定める単位数の上限に含めない。
（３）通信教育課程
印刷教材授業　１学期間に８科目
面接授業　　１年間に１０科目
３　病気その他やむを得ない理由で履修の継続が困難となった場合、通学課程においては、原則として学事暦上の授業１０週目が終了するまでの期間に所定の書類をもって申請することにより、教務委員会の議を経て、履修の取り下げを認める場合がある。

（時間割・科目割当）

第１０条　授業の時間割は原則として、１日６時限制とし、２時限と３時限の間に昼休みを設ける。
【通学課程】
（１）１時限　　８：５０～１０：３０
（２）２時限　　１０：４０～１２：２０
昼休み（５０分）
（３）３時限　　１３：１０～１４：５０
（４）４時限　　１５：００～１６：４０
（５）５時限　　１６：５０～１８：３０
（６）６時限　　１８：４０～２０：２０
【通信教育課程】
（１）１時限　　８：５０～１０：２０
（２）２時限　　１０：３０～１２：００

昼休み（５０分）
（3）3時限　　１２：５０～１４：２０
（4）4時限　　１４：３０～１６：００
（5）5時限　　１６：１０～１７：４０
（6）6時限　　１７：５０～１９：２０
2　各授業科目の割当については、年度の始めに公示することとする。
3　必要がある場合、学長は授業時間帯を変更することができる。

（成績の評価基準）

第１１条　成績の評価基準は次のとおりとする。
S 100点～90点、A 89点～80点、B 79点～70点、C 69点～60点、E 59点～1点、F 0点
2　前項に基づき、S・A・B・Cを合格とし、E・Fを不合格とする。なお、Eは学習到達度の不足により不合格と認定される場合、Fは失格と判断される場合に使用する。Fは通学課程でのみ使用する。
3　前各項のほか評価外表示は次のとおりとする。
P：他大学等の単位認定
W：履修取り下げ（通学課程のみ）
N：履修放棄（通学課程のみ）

（ＧＰＡ制度）

第１２条　本学部では、学生の学修意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的として、「東京未来大学成績評定平均値に関する規程」に定めるＧＰＡ制度に基づいてＧＰＡ値を算出し、学生の学修の参考とする他、履修登録単位数の上限考慮等に利用する。

（学修指導）

第１３条　ＧＰＡに基づき、学生の学修指導を行うものとする。
2　毎学期の成績評価が決定した時点で当該学期のＧＰＡが１．５未満の場合は、面談を行い指導する。
3　第１項及び第２項に定める指導は、専攻長が指名する専任教員がキャンパスアドバイザーと協力して行うものとする。

（試験）

第１４条　定期試験は、春学期及び秋学期の定期試験期間に行う。その他適宜、各学期の授業期間中に試験が行なわれることがある。
ただし、通信教育課程については、定期試験は行わず、原則として東京未来大学通信教育課程に関する規程第３１条に基づき、試験及び単位の認定を行う。
2　定期試験及び授業期間中に行われる試験の受験は、春学期初め及び秋学期初めに履修登録した科目に限られる。

（追試験）

第１５条　やむを得ない理由で定期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。ただし、欠席の理由如何、平素の学修状況によっては、追試験の許可が与えられないことがある。
2　追試験の受験を希望する者は、指定された期間内に、所定の願書をエンロールメント・マネジメント局に提出しなければならない。
3　追試験は、定期試験期間中に試験を実施した授業科目のみで行う。

（再試験）

第１６条　卒業要件に対して、1科目分の単位不足のある心理専攻及びこども保育・教育専攻の４年次生は、本人の申し出により、最終年度に履修登録し、第１８条第３項に規定する単位の認定に係る要件を充足し

た科目に限り、当該科目担当教員の発議による学部教授会の承認を経て、再試験を受けることができる。定期試験の代替となるレポートを提出しなかった場合もこれに準ずる。ただし、卒業研究・卒業論文は除く。

2　再試験による評価は６９点を上限とする。

3　再試験により卒業要件をみたした者も、一般の者と同様に卒業日（各学期末）をもって卒業するものとする。

4　再試験の期日はその都度定める。

（受験）

第１７条　定期試験、追試験及び再試験を受ける際は学生証を提示しなければならない。万一、学生証を携帯しなかった者は、事前にエンロールメント・マネジメント局において、交付料５００円を添え、受験用仮学生証の発行を受け、これを提示して受験しなければならない。学生証または受験用仮学生証を提示しない者は受験できない。

2　答案には交付された答案用紙以外のものを使用することはできない。

3　氏名・学籍番号を記入しない答案は無効とする。

4　机上には筆記用具以外のものを置くことは許されない。ただし、特に許された辞書、参考書等はこの限りでない。

5　試験場においては、監督者の指示に従って行動しなければならない。

6　不正行為をした者は、学則にもとづき厳重に処分する。

7　不正行為をした者は当該学期に履修登録した全授業科目の評価をＦ（不合格）とする。

（単位の認定）

第１８条　授業科目の単位認定は、定期試験または授業内で実施した試験、あるいは定期試験の代替となるレポート評価、及びその他によって行う。

2　成績判定は、履修登録された授業科目についてのみ行う。

3　履修された授業科目における出席回数が、授業回数の３分の２に達しないと認められる場合は単位の修得ができない。ただし、通信教育課程の面接授業については、原則として全ての授業回に出席しなければ単位の修得ができない。

（改廃）

第１９条　この規程の改廃は、学部教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日改正、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前入学生はなお従前による。

附　則

この規程は、平成２９年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１４条は令和２年１月２２日から施行し、令和元年度在学生から適用する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第９条について令和２年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和４年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和５年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

ただし、第３条第２項第４号および同条第３項第４号は、令和６年度以前入学生にも適用することとする。また、同条第２項第１３号のイおよび第３項第１４号のイにおいて令和６年度以前入学生についてはなお従前の例による。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

東京未来大学モチベーション行動科学部履修規程

平成２４年４月１日　制定
規程第　５２号

（目的）

第１条　この規程は、東京未来大学学則（以下「学則」という。）及び東京未来大学通信教育課程に関する規程（以下「通信教育課程規程」という。）に基づき、モチベーション行動科学部（以下「本学部」という。）及びモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）における授業科目の履修方法及び試験等に関し必要な事項を定める。

２　編入学・転入学生に関しては別に定める。

（授業科目）

第２条　本学部授業科目は、学則第３０条第３項および第４項に基づき別表第１－３のとおりとする。

２　通信教育課程授業科目は、通信教育課程規程第１２条に基づき別表第１－２のとおりとする。

３　教育上有益と認められる場合は、第１項及び第２項に定める授業科目以外に課程外科目をおき、単位を認定することができる。

（授業科目の履修）

第３条　学生は、所定の必修、選択必修及び自由選択科目を合わせて所定の単位以上を修得しなければならない。

２　本学部の卒業要件は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">科目区分</th><th colspan="4">卒業要件単位</th></tr>
<tr><th>必修</th><th>選択</th><th>自由</th><th>小計</th></tr>
<tr><td rowspan="7">一般教育科目</td><td>教養科目群</td><td>0</td><td>12</td><td rowspan="7">2</td><td rowspan="7">28単位
以上</td></tr>
<tr><td>スポーツ科目群</td><td>0</td><td>2</td></tr>
<tr><td>情報処理科目群</td><td>4</td><td>0</td></tr>
<tr><td>外国語科目群</td><td>6</td><td>2</td></tr>
<tr><td>憲法</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>数理データサイエンス科目群</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門教育科目</td><td>心理・コミュニケーション科目群</td><td rowspan="3">12</td><td rowspan="3">0</td><td rowspan="5">64</td><td rowspan="5">96単位
以上</td></tr>
<tr><td>経営科目群</td></tr>
<tr><td>教育科目群</td></tr>
<tr><td colspan="2">キャリア科目</td><td>8</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">演習科目</td><td>12</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>42</td><td>16</td><td>66</td><td>124単位以上</td></tr>
</table>

（１）教養科目群については、[自然科学][人文][社会]の３領域から１２単位以上を選択必修とする。

（２）スポーツ科目群については、２単位以上を選択必修とする。

（３）情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」を必修とする。

（４）外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から２単位以上を選択必修とする。

ただし、英語能力優秀者については、語学力を勘案した上で、「日本語・日本語事情Ⅰ」「日本語・日本語事情Ⅱ」「日本語・日本語事情Ⅲ」を含め、必修科目及び選択必修科目を定めることができる。

入学後外国語科目を履修する場合、母語を当てることはできない。

(5) 一般教育科目の履修条件は次のとおりとする。
「情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）」の単位を修得しなければ「情報処理基礎Ⅱ」を履修することはできない。
(6) 一般教育科目については、合計２８単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
(7) 専門教育科目は、「行動科学概論Ａ（心の仕組み）」「統計分析の基礎」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」「行動科学概論Ｂ（経営と組織）」「行動科学概論Ｃ（社会と文化）」を必修とする。
(8) 専門教育科目の履修条件は次のとおりとする。
ア「統計分析の基礎」「統計分析の応用」の単位を修得しなければ「多変量データ解析」を履修することはできない。
イ「心理学実験演習Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理学実験演習Ⅱ」を履修することはできない。
ウ「統計分析の基礎」「統計分析の応用」「心理学実験実習Ⅰ」の単位を修得しなければ「心理調査課題演習」を履修することはできない。
エ「モチベーション論Ⅰ」の単位を修得しなければ「モチベーション論Ⅱ」を履修することはできない。
オ「地域連携Ⅰ」の単位を修得しなければ「地域連携Ⅱ」を履修することはできない。
カ「日本史Ⅰ」の単位を修得しなければ「日本史Ⅱ」を履修することはできない。
キ「外国史Ⅰ」の単位を修得しなければ「外国史Ⅱ」を履修することはできない。
ク上記アからキ以外の授業科目についても、前提となる他の授業科目の単位が未修得の場合には、その履修を認めないことがある。
(9) キャリア科目については、「プレゼンテーションⅠ」「プレゼンテーションⅡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＡ」「カレッジ＆キャリアスキルズＢ」「キャリアデザインＡ」「キャリアデザインＢ」を必修とする。
(10) キャリア科目の履修条件は次のとおりとする。
「プレゼンテーションⅠ」の単位を修得しなければ「プレゼンテーションⅡ」を履修することはできない。
(11) 演習科目については、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「基礎演習Ⅲ」「基礎演習Ⅳ」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業研究・プロジェクトゼミ」を必修とする。
(12) 演習科目の履修条件は次のとおりとする。
ア「専門演習Ⅰ」の単位を修得しなければ「専門演習Ⅱ」を履修することはできない。
イ「専門演習Ⅱ」の単位を修得しなければ「卒業研究・プロジェクトゼミ」を履修することはできない。
(13) 専門教育科目、キャリア科目、演習科目については、合計で９６単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
(14) 本学部の卒業要件単位数は１２４単位以上とする。

3　通信教育課程の卒業要件は、次のとおりとする。

科　目　区　分		必修	選択必修	自由選択	小計
一般教育科目	教養科目群	2	１０	6	３２単位以上
	スポーツ科目群	0	2		
	情報処理科目群	4	0		
	外国語科目群	6	2		
専門教育科目	心理・コミュニケーション科目群	１０	4	５４	９２単位以上
	経営科目群	4	8		
	教育科目群	2	１０		
演習科目		0	0		
合　　計		２８	３６	６０	１２４単位以上

(1) 教養科目群[人文]については、「国語表現」を必修とし、残りの科目から２単位以上を選択必修とする。教養科目群[自然科学][社会]については、それぞれ４単位以上を選択必修とする。
(2) スポーツ科目群については２単位以上を選択必修とする。
(3) 情報処理科目群については、「情報科学概論」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」を必修とする。
(4) 外国語科目群については、「英語Ⅰ」「英語コミュニケーションⅠ」「リスニング」を必修とし、残りの科目から２単位以上を選択必修とする。
(5) 一般教育科目の履修条件として、「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」の単位を修得しなければ「情報処理基礎Ⅱ(機器操作を含む)」を履修することはできないこととする。
(6) 一般教育科目については、合計３２単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
(7) 心理・コミュニケーション科目群については、「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「モチベーション論Ⅰ」「モチベーション論Ⅱ」を必修とし、残りの科目から４単位以上を選択必修とする。
(8) 経営科目群については、「地域と社会」「経営学」を必修とし、残りの科目から８単位以上を選択必修とする。
(9) 教育科目群については、「教育学概論(モチベーション)」を必修とし、残りの科目から１０単位以上を選択必修とする。
(10) 専門教育科目の履修条件は次のとおりとする。
ア「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」「情報処理基礎Ⅰ(機器操作を含む)」の単位を修得しなければ「心理学実験」を履修することはできない。
イ「心理学概論」「心理学研究法」「心理学統計法」の単位を修得しなければ「心理的アセスメント」を履修することはできない。
ウ「モチベーション論Ⅰ」の単位を修得しなければ「モチベーション論Ⅱ」を履修することはできない。ただし、科目等履修生を除く。
エ上記アからウ以外の授業科目についても、前提となる他の授業科目の単位が未修得の場合には、その履修を認めないことがある。
(11) 演習科目については、３科目すべてを自由選択とし、履修条件は次のとおりとする。
ア「演習Ⅰ」の単位を修得しなければ「演習Ⅱ」を履修することはできない。
イ「演習Ⅱ」の単位を修得しなければ「卒業研究」を履修することはできない。
(12) 専門教育科目、演習科目については、合計で９２単位以上の修得を卒業要件単位数とする。
(13) 通信教育課程の卒業要件単位数は１２４単位以上とする。
(14) 卒業要件単位数１２４単位以上のうち、面接授業による修得単位数が３０単位以上であることを要する。

(教職免許資格取得のための履修)

第４条　中学校教諭一種免許状(社会)および高等学校教諭一種免許状(公民)取得のための単位修得につい

ては、「東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程」に定めるところによる。

（他学部、通信教育課程開講科目及び課程外科目の履修）

第５条　本学部が必要と認め、関係学部長が認めた場合は、所属学部以外の学部及び通信教育課程が開講する授業科目並びに課程外科目を履修することができる。

２　前項に基づいて履修した科目の修得単位は、卒業要件及び進級要件単位数に含めない。

３　前項に基づいて履修した科目の単位は、第８条に規定する上限単位数に含めないほかGPA値に算入しない。

４　課程外科目を合格と認定した場合はＰ評価とし、不合格と認定した場合はＦ評価とする。

５　課程外科目の履修条件は次のとおりとする。

ア「社会科・公民科教育法Ⅰ」の単位を修得しなければ「社会科・公民科教育法Ⅱ」を履修することはできない。

イ「社会科教育法Ⅰ」の単位を修得しなければ「社会科教育法Ⅱ」を履修することはできない。

６　通信教育課程において履修した科目の単位の認定については、第４項によらず通信教育課程の規定による。

７　通信教育課程における履修に必要な費用は、学生が負担する。その際の学費については通信教育課程の科目等履修生に準ずる。

（進級要件）

第６条　第２年次から第３年次への進級要件として、学生は２年次までのすべての学期を修了し、所定の必修科目及び選択必修科目を合わせて以下の単位数以上の修得を必要とする。

（１）一般教育科目、専門教育科目及びキャリア科目、演習科目を合わせて６０単位以上を修得しなければならない。

（２）通信教育課程は、一般教育科目について必修科目６単位以上を含め計２２単位以上修得するとともに、専門教育科目について必修科目１０単位以上を含めて計３８単位以上を修得しなければならない。

２　通信教育課程は、第３年次から第４年次への進級要件として、３年次までのすべての学期を修了し、一般教育科目について必修科目１２単位以上を含め計２８単位以上修得するとともに、専門教育科目について必修科目１６単位以上を含めて計６４単位以上を修得しなければならない。

３　通学課程の進級判定は年度末に行う。

（他大学等で修得した単位）

第７条　学則第２２条ないし第２２条の３及び通信教育課程規程第３４条に基づく単位の認定は、「東京未来大学他大学等で修得した単位の認定に関する細則」によるものとする。

（履修登録）

第８条　学生は、学年間に履修する科目を春学期初め及び秋学期初めの指定された期間内に、所定の方法によって、履修登録をしなければならない。

２　通学課程の科目の履修登録に際しては、１学期間に２４単位を超えて登録することはできない。ただし、第１１条に定める単期ＧＰＡ値において、３．５以上の優れた成績をもって修得した者については、第２項に定める上限を超えて４単位以内の履修登録を認めることがある。

３　教育職員免許状取得に必要な科目のうち６単位は前項に定める単位数の上限に含めない。

４　通信教育課程の履修登録に際して、次の科目数を上限とする。

（１）印刷教材授業　１学期間に８科目

（２）面接授業　　１年間に１０科目

５　病気その他やむを得ない理由で履修の継続が困難となった場合、通学課程においては、原則として学事暦上の授業１０週目が終了するまでの期間に所定の書類をもって申請することにより、教務委員会の議を経て、履修の取り下げを認める場合がある。

（時間割・科目割当）

第９条　授業の時間割は、原則として、１日６時限制とし、２時限と３時限の間に昼休みを設ける。

【通学課程】

１時限　　８：５０～１０：３０

２時限　　１０：４０～１２：２０

昼休み（５０分）

３時限　　１３：１０～１４：５０

４時限　　１５：００～１６：４０

５時限　　１６：５０～１８：３０

６時限　　１８：４０～２０：２０

【通信教育課程】

１時限　　８：５０～１０：２０

２時限　　１０：３０～１２：００

昼休み（５０分）

３時限　　１２：５０～１４：２０

４時限　　１４：３０～１６：００

５時限　　１６：１０～１７：４０

６時限　　１７：５０～１９：２０

２　各授業科目の割当については、年度の始めに公示することとする。

３　必要がある場合、学長は授業時間帯を変更することができる。

（成績の評価基準）

第１０条　成績の評価基準は次のとおりとする。

Ｓ 100点～90点、Ａ 89点～80点、Ｂ 79点～70点、Ｃ 69点～60点、Ｅ 59点～1点、Ｆ 0点

２　Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格とし、Ｅ・Ｆを不合格とする。なお、Ｅは学習到達度の不足により不合格と認定される場合、Ｆは失格と判断される場合に使用する。Ｆは通学課程でのみ使用する。

３　前各項のほか評価外表示は次のとおりとする。

Ｐ：他大学等の単位認定

Ｗ：履修取り下げ（通学課程のみ）

Ｎ：履修放棄（通学課程のみ）

（ＧＰＡ制度）

第１１条　本学部では、学生の学修意欲を高めるとともに、適切な学修指導に資することを目的として、「東京未来大学成績評定平均値に関する規程」に定めるＧＰＡ制度に基づいてＧＰＡ値を算出し、学生の学修の参考とする他、履修登録単位数の上限考慮等に利用する。

第１２条　ＧＰＡに基づき、学生の学修指導を行うものとする。

２　毎学期の成績評価が決定した時点で当該学期のＧＰＡが1.5未満の場合は、面談を行い指導する。

３　第１項及び第２項に定める指導は、学科長が指名する専任教員がキャンパスアドバイザーと協力して行うものとする。

（試験）

第１３条　定期試験を、春学期及び秋学期の定期試験期間に行う。その他適宜、各学期の授業期間中に試験が行なわれることがある。

ただし、通信教育課程については、定期試験は行われず、原則として通信教育課程規程第３１条に基づき、試験及び単位の認定を行う。

２　定期試験及び授業期間中に行われる試験の受験は、春学期初め及び秋学期初めに履修登録した科目に限られる。

（追試験）

第１４条　やむを得ない理由で定期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。ただし、欠席の理由如何、平素の学修状況によっては、追試験の許可が与えられないことがある。

２　追試験の受験を希望する者は、指定された期間内に、所定の願書をエンロールメント・マネジメント局に提出しなければならない。

３　追試験は、定期試験期間中に試験を実施した授業科目のみで行う。

（再試験）

第１５条　卒業要件に対して１科目分の単位不足のある４年次生（通信教育課程の学生を除く。）は、本人の申し出により、最終年度に履修登録し、第１７条第３項に規定する単位の認定に係る要件を充足した科目に限り、当該科目担当教員の発議による学部教授会の承認を経て、再試験を受けることができる。定期試験の代替となるレポートを提出しなかった場合もこれに準ずる。ただし、卒業研究は除く。

２　再試験に合格した場合、６９点を上限とする。

３　再試験により卒業要件をみたした者も、一般の者と同様に卒業日（各学期末）をもって卒業するものとする。

４　再試験の期日はその都度定める。

（受験）

第１６条　定期試験、追試験及び再試験を受ける際は学生証を提示しなければならない。万一、学生証を携帯しなかった場合は、事前にエンロールメント・マネジメント局において、交付料５００円を添え、受験用仮学生証の発行を受け、これを提示して受験しなければならない。学生証または受験用仮学生証を提示しない者は受験できない。

２　答案には交付された答案用紙以外のものを使用することはできない。

３　氏名・学籍番号を記入しない答案は無効とする。

４　机上には筆記用具以外のものを置くことは許されない。ただし、特に許された辞書、参考書等はこの限りでない。

５　試験場においては、監督者の指示に従って行動しなければならない。

６　不正行為をした者は、学則にもとづき厳重に処分する。

７　不正行為をした者は、当該学期に履修登録した全授業科目の評価をＦ（不合格）とする。

（単位の認定）

第１７条　授業科目の単位認定は、定期試験または授業内で実施した試験または定期試験の代替となるレポート評価、及びその他によって行う。

２　成績判定は、履修登録された授業科目についてのみ行う。

３　履修された授業科目における出席回数が、授業回数の３分の２に達しないと認められる場合は単位の修得ができない。ただし、通信教育課程の面接授業については、原則として全ての授業回に出席しなければ単位の修得ができない。

（改廃）

第１８条　この規程の改廃は、学部教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年６月２４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前入学生はなお従前による。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１４条は令和２年１月２２日から施行し、令和元年度在学生から適用する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第８条について令和２年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和３年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和４年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和５年度以前入学生は、第３条第２項（１６）を除き、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。
ただし、第３条第２項第４号は、令和６年度以前入学生にも適用することとする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第３条について令和７年度以前入学生は、なお従前の例による。

東京未来大学保育士資格取得に関する規程

平成２４年４月１日　制定
規程第　６１号

（目的）

第１条　この規程は、東京未来大学（以下、「本学」という。）学則第４６条第２項に基づき、保育士の資格を取得しようとする者に必要な教育課程及び履修方法等に関する基本的事項を定めるものである。

（資格取得有資格者）

第２条　保育士資格を取得しようとする者は、こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻に在籍するものでなければならない。

２　保育士資格を取得しようとする者は、保育士履修登録届を提出しなければならない。

３　保育士履修登録は、履修登録期間に公示する。

（単位修得を要する授業科目）

第３条　保育士資格を取得しようとする者は、学則第３７条に規定する卒業要件を満たす授業科目及び、児童福祉法施行規則第６条の２の３第１項第３号の規定により厚生労働大臣の定めるところに従い、別表第１に記載する本学所定の保育士資格取得に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

（他大学等における授業科目の履修等）

第４条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の指定保育士養成施設において修得した単位を、３０単位を超えない範囲で本学の保育士養成に係る授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、指定保育士養成施設以外の学校等で修得した単位を、３０単位を超えない範囲で本学の保育士養成に係る教養科目の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（保育実習）

第５条　保育実習に参加しようとする者は、別表第２に定める要件を満たしていなければならない。

２　保育実習は、東京未来大学学則に定める休業日に実施する場合がある。

（実習費等）

第６条　前条の保育実習を履修するものは、別表第３に定める実習費を納入しなければならない。

２　学生個人の教材及び消耗品等の費用は、その都度実費を徴収する。

（保育士資格の申請）

第７条　保育士資格に必要な全ての条件を満たしたものは、保育士資格授与に関する申請ができる。

２　保育士資格の申請は大学が行う一括申請による。

（保育士証の交付）

第８条　保育士証の交付については、各都道府県が審査、決済し、保育士となる資格を有すると認められたときは、都道府県知事が保育士証を交付する。

（規則の改廃）

第９条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成２９年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、平成３０年度以前入学生は、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１－１

告示による教科目				本学における開講科目						備考
系列	教科目	授業形態	単位数	科目名	授業形態	単位数 必修	単位数 選択	単位数 計	授業時間数(時間)	
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	哲学	講義		2	2	30	必修以外に１４単位以上履修
				言語学	講義		2	2	30	
				歴史学	講義		2	2	30	
				宗教学	講義		2	2	30	
				文化人類学	講義		2	2	30	
				文学	講義		2	2	30	
				脳科学	講義		2	2	30	
				天文学	講義		2	2	30	
				生命科学	講義		2	2	30	
				化学	講義		2	2	30	
				数学	講義		2	2	30	
				物理学	講義		2	2	30	
				日本国憲法	講義		2	2	30	
				経済学	講義		2	2	30	
				経営学	講義		2	2	30	
				政治学（国際政治を含む）	講義		2	2	30	
				法律学（国際法を含む）	講義		2	2	30	
				社会学	講義		2	2	30	
				会計学	講義		2	2	30	
				情報科学概論	演習	2		2	30	
				情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む）	演習	2		2	30	
				情報処理基礎Ⅱ	演習		2	2	30	
				情報処理応用Ａ	演習		2	2	30	
				情報処理応用Ｂ	演習		2	2	30	
				ワープロ総合演習	演習		2	2	30	
	外国語	演習	2以上	英語Ⅰ	演習	2		2	30	
				英語Ⅱ	演習		2	2	30	
				英語コミュニケーションⅠ	演習	2		2	30	
				英語コミュニケーションⅡ	演習		2	2	30	
				リスニング	演習	2		2	30	
				中国語	演習		2	2	30	
				韓国語	演習		2	2	30	
	体育	講義	1	レクリエーション論	講義		2	2	30	
				体育理論	講義	2		2	30	
		実技	1	体育実技Ａ	実技	1		1	30	
				体育実技Ｂ	実技		1	1	30	

別表第１－２

告示別表第１による教科目				本学における開講科目						備考
系列	教科目	授業形態	単位数	科目名	授業形態	単位数 必修	単位数 選択	単位数 計	授業時間数(時間)	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	30	
	教育原理	講義	2	教育学概論	講義	2		2	30	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	30	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	30	
	子ども家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		2	30	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2		2	30	
	保育者論	講義	2	保育・教職論	講義	2		2	30	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	子どもの心理学（総論）	講義	2		2	30	
	子どもの家庭支援の心理学	講義	2	親子関係の心理学	講義	2		2	30	
	子どもの理解と援助	演習	1	乳幼児心理学	演習	2		2	30	
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	30	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2	30	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論（計画と評価）	講義	2		2	30	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論（保育指導法）	演習	2		2	30	
	保育内容演習	演習	5	環境指導法	演習	2		2	30	
				言葉指導法	演習	2		2	30	
				造形表現指導法	演習	2		2	30	
				音楽表現指導法	演習	2		2	30	
				人間関係指導法	演習	2		2	30	
				健康指導法	演習	2		2	30	
	保育内容の理解と方法	演習	4	子ども音楽	演習	2		2	30	
				子ども体育	演習	2		2	30	
				子ども美術	演習	2		2	30	
				子どもと言葉	演習	2		2	30	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	30	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		1	30	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	30	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		2	30	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	30	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	30	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA	実習	2		2	90	
				保育実習ⅠB	実習	2		2	90	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA（事前・事後）	演習	1		1	30	
				保育実習指導ⅠB（事前・事後）	演習	1		1	30	
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実践演習	演習	2		2	30	

別表第１－３

告示別表第2による教科目				本学における開講科目						備考
系列	教科目	授業形態	単位数	科目名	授業形態	単位数 必修	単位数 選択	単位数 計	授業時間数(時間)	
保育の本質・目的に関する科目			15単位以上	子ども学	講義	2		2	30	必修以外に７単位以上履修
				子ども臨床心理学	講義	2		2	30	
				カウンセリング論	講義	2		2	30	
保育の対象の理解に関する科目				道徳教育	講義		2	2	30	
				教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	講義		2	2	30	
保育の内容・方法に関する科目				幼児理解と保育相談	講義		2	2	30	
				発達障害学	講義		2	2	30	
				音楽実技ＩＡ	実技	1		1	30	
				音楽実技ＩＢ	実技	1		1	30	
				音楽実技ⅡＡ	実技		1	1	30	
				音楽実技ⅡＢ	実技		1	1	30	
				音楽実技ⅢＡ	実技		1	1	30	
				音楽実技ⅢＢ	実技		1	1	30	
				音楽実技ⅣＡ	実技		1	1	30	
				音楽実技ⅣＢ	実技		1	1	30	
				在宅保育研究	講義		2	2	30	
				レクリエーション援助技術	講義		2	2	30	
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習		2	2	90	保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲのいずれかを選択
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（事前・事後）	演習		1	1	30	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習		2	2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ（事前・事後）	演習		1	1	30	

別表第２

実習教科目	要件授業科目名	備考
保育実習ＩＡ	保育原理 乳児保育Ⅰ 保育実習指導ＩＡ（事前・事後）の履修前に上記科目の単位を修得していること。	
保育実習ＩＢ	子ども家庭福祉 社会福祉 保育実習指導ＩＢ（事前・事後）の履修前に上記科目の単位を修得していること。	
保育実習Ⅱ	保育実習ＩＡ及び保育実習ＩＢが終了し、単位の修得が見込まれ、履修が認められた者。 保育内容総論（保育指導法） 乳児保育Ⅱ 保育実習指導Ⅱ（事前・事後）の履修前に上記の科目の単位を修得していること。	
保育実習Ⅲ	保育実習Ⅱが終了し、単位の修得が見込まれ、履修が認められた者。 保育内容総論（保育指導法） 社会的養護Ⅰ 保育実習指導Ⅲ（事前・事後）の履修前に上記の科目の単位を修得していること。	

別表第３

	保育実習ＩＡ	保育実習ＩＢ	保育実習Ⅱ	保育実習Ⅲ
実習費（1単位あたり）	８，０００円	８，０００円	８，０００円	８，０００円

東京未来大学教育職員免許状取得に関する規程

平成２４年４月１日　制定
規程第　６２号

（趣旨）

第１条　この規程は、東京未来大学（以下「本学」という。）学則第４６条第２項及び通信教育課程に関する規程第３８条第２項に基づき、教育職員免許状を取得しようとする者に必要な教育課程及び履修方法等に関する基本的事項を定めるものである。

（認定課程及び免許状の種類）

第２条　本学において、授与資格を取得することができる学部、学科及び専攻並びに教育職員免許状の種類は、別表第１のとおりとする。

（免許取得有資格者）

第３条　本学において教育職員免許状を取得しようとする者は、こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻、こども心理学部こども心理学科通信教育課程又はモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科に在籍する者でなければならない。

２　本学において教育職員免許状を取得しようとする者は、教職課程登録を行わなければならない。

３　教職課程登録は、履修登録期間に公示する。

（単位修得を要する授業科目）

第４条　教育職員免許状を取得しようとする者は、学則第３７条及び通信教育課程に関する規程第３６条に規定する卒業要件を満たす授業科目、並びに教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めるところに従い、別表第２に記載する本学所定の資格取得に必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

２　小学校教諭一種免許及び中学校教諭一種免許（社会）授与の際は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等の体験」を受けなければならない。

３　教育職員免許状の取得に必要な授業科目の履修については、別に定める。

（教育実習）

第５条　教育実習科目を履修するにあたっては、別表第３に定める実習要件となる科目の単位を修得済みでなければならない。

（教育実習費等）

第６条　前条の教育実習科目を履修するものは、別表第４に定める実習費を納入しなければならない。

２　学生個人の教材及び消耗品等の費用は、その都度実費を徴収する。

（介護等の体験に係る費用等）

（介護等の体験に係る費用等）

第７条　第４条２項に定める「介護等の体験」に参加しようとする者は、所定の期日までに別表第４に定める介護等体験参加登録費を納入しなければならない。

（準用規程）

第８条　この規程に定めのない事項は、本学学則ほか、別に定める規程等を準用する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１

学部	学科及び専攻	免許状の種類
こども心理学部	こども心理学科	小学校教諭一種免許状
	こども保育・教育専攻	幼稚園教諭一種免許状
	こども心理学科	小学校教諭一種免許状
	通信教育課程	幼稚園教諭一種免許状
モチベーション行動科学部	モチベーション行動科学科	中学校教諭一種免許状（社会）
		高等学校教諭一種免許状（公民）

別表第２－１　小学校教諭一種免許に係る科目（通学）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	国語	30	国語		2	12科目のうち10単位選択必修
		社会		社会		2	
		算数		算数		2	
		理科		理科		2	
		生活		生活		2	
		家庭		家庭		2	
		外国語		初等英語		2	
		音楽		子ども音楽		2	
				音楽実技ＩＡ		1	
				音楽実技ＩＢ		1	
		図画工作		子ども美術		2	
		体育		子ども体育		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語		初等国語科教育法	2		
		社会		初等社会科教育法	2		
		算数		初等算数科教育法	2		
		理科		初等理科教育法	2		
		生活		初等生活科教育法	2		
		家庭		初等家庭科教育法	2		
		外国語		初等英語教育法	2		
		音楽		初等音楽科教育法	2		
		図画工作		初等図画工作科教育法	2		
		体育		初等体育科教育法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育学概論	2		
				教育史		2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			比較教育制度論	2		
				教育法規		2	
				学校安全	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2		
				発達心理学	2		
				乳幼児心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			子ども教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		10	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の指導法	2		
	特別活動の指導法			特別活動	2		
	教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談	2		
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						

科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導（事前・事後）（小）	1		
			教育実習Ⅰ（小）	2		
			教育実習Ⅱ（小）	2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目		2	子どもの心理学（総論）		2	各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。
			子ども家庭福祉		2	
			子ども臨床心理学		2	
			心理学概論（こころの形成）		2	
			心理学概論（こころの理解）		2	

別表第２－２　中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（公民）に係る科目

① 教科及び教科の指導法に関する科目（中一種　社会）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	日本史及び外国史	28	歴史学	2			必修科目を含め20単位以上	各教科の指導法と合わせて合計28単位以上
				日本史Ⅰ	2				
				日本史Ⅱ		2			
				外国史Ⅰ	2				
				外国史Ⅱ		2			
		地理学（地誌を含む）		地理学（地誌を含む）	2				
				人文地理学		2			
		「法律学、政治学」		法律学（国際法を含む）	2				
				国際法		2			
				政治学（国際政治を含む）	2				
				国際政治		2			
		「社会学、経済学」		社会学	2				
				経済学	2				
				国際経済		2			
		「哲学、倫理学、宗教学」		哲学		2	いずれか１科目選択必修		
				宗教学		2			
				倫理学		2			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			社会科教育法Ⅰ	2				
				社会科教育法Ⅱ	2				
				社会科・公民科教育法Ⅰ	2				
				社会科・公民科教育法Ⅱ	2				

② 教科及び教科の指導法に関する科目（高一種　公民）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	「法律学、政治学」	24	法律学（国際法を含む）	2			必修科目を含め20単位以上	各教科の指導法と合わせて計24単位以上
				国際法		2			
				政治学（国際政治を含む）	2				
				国際政治		2			
		「社会学、経済学」		社会学	2				
				経済学	2				
				国際経済		2			
		「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		哲学		2	いずれか１科目選択必修		
				宗教学		2			
				倫理学		2			
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			社会科教育法Ⅰ		2			
				社会科教育法Ⅱ		2			
				社会科・公民科教育法Ⅰ	2				
				社会科・公民科教育法Ⅱ	2				

③ 教育の基礎的理解に関する科目等（中一種免・高一種免）

科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		
			学校安全	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		
			発達心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育の指導法	2		中免のみ
	総合的な学習（探究）の時間の指導法		総合的な学習の指導法	2		
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習事前事後指導	1		「教育実習Ⅱ」は中免のみ必修
			教育実習Ⅰ	2		
			教育実習Ⅱ		2	
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
大学が独自に設定する科目		中4 高12	生涯学習論		2	本表の各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。
			教育福祉論		2	
			クラスマネジメント論		2	

別表第２－３　幼稚園教諭一種免許に係る科目（通学）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門事項	言葉	16	言葉	1		
		環境		環境	1		
		健康		健康	1		
		人間関係		人間関係	1		
		表現		表現	1		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論（保育指導法）	2		
				環境指導法	2		
				言葉指導法	2		
				健康指導法	2		
				人間関係指導法	2		
				音楽表現指導法	2		
				造形表現指導法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育学概論	2		
				教育史		2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			保育・教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			比較教育制度論	2		
				教育法規		2	
				学校安全	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2		
				発達心理学	2		
				乳幼児心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			保育カリキュラム論（計画と評価）	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2		
	幼児理解の理論及び方法			幼児理解と保育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）	1		
				教育実習Ⅰ（幼）	2		
				教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）	1		
				教育実習Ⅱ（幼）	2		
	学校体験活動						
	教職実践演習		2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目			14	子どもの心理学（総論）		2	各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。
				子ども家庭福祉		2	
				子ども臨床心理学		2	
				心理学概論（こころの形成）		2	
				心理学概論（こころの理解）		2	
				道徳教育		2	

別表第２－４　教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目（通学課程、全免許課程共通）

免許法施行規則に定める科目区	単位数	左記に対応する授業科目	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	レクリエーション論		2	レクリエーション論又は体育理論のいずれか一方の単位を含め、3単位以上とすること。
		体育理論		2	
		体育実技A	1		
		体育実技B		1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	
		英語Ⅱ		2	
		英語コミュニケーションⅠ		2	
		英語コミュニケーションⅡ		2	
		リスニング		2	
情報機器の操作	2	情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む。）	2		

別表第２－５　小学校教諭一種免許に係る科目（通信教育課程）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門事項	国語	30	国語		2	5科目10単位以上選択必修
		社会		社会		2	
		算数		算数		2	
		理科		理科		2	
		生活		生活		2	
		家庭		家庭		2	
		外国語		初等英語		2	
		音楽		子ども音楽		2	
				音楽実技ＩA		1	
				音楽実技ＩB		1	
		図画工作		子ども美術		2	
		体育		子ども体育		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語		初等国語科教育法	2		
		社会		初等社会科教育法	2		
		算数		初等算数科教育法	2		
		理科		初等理科教育法	2		
		生活		初等生活科教育法	2		
		家庭		初等家庭科教育法	2		
		外国語		初等英語教育法	2		
		音楽		初等音楽科教育法	2		
		図画工作		初等図画工作科教育法	2		
		体育		初等体育科教育法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			比較教育制度論	2		
				学校安全	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学		2	1科目2単位以上選択必修
				発達心理学		2	
				乳幼児心理学		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			子ども教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		10	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の指導法	2		
	特別活動の指導法			特別活動	2		
	教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談	2		
	生徒指導の理論及び方法			生徒・進路指導	2		
	進路指導及びキャリア教育 の理論及び方法						

科目区分	各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導（事前・事後）（小）	1		
			教育実習Ⅰ（小）	2		
			教育実習Ⅱ（小）	2		
	学校体験活動					
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目		2	子どもの心理学（総論）		2	各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。
			子ども家庭福祉		2	
			子ども臨床心理学		2	
			心理学概論（こころの形成）		2	
			心理学概論（こころの理解）		2	

別表第２－６　幼稚園教諭一種免許に係る科目（通信教育課程）

科目区分		各教科に含めることが必要な事項	最低取得単位数	授業科目	必修	選択	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門事項	言葉	16	言葉	2		
		環境		環境	2		
		健康		健康	2		
		人間関係		人間関係	2		
		表現		表現	2		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論（保育内容指導法）	2		
				環境指導法	2		
				言葉指導法	2		
				健康指導法	2		
				人間関係指導法	2		
				音楽表現指導法	2		
				造形表現指導法	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	教育学概論	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			比較教育制度論	2		
				学校安全	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2		
				発達心理学	2		
				乳幼児心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			子ども教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	2		
	幼児理解の理論及び方法			幼児理解と保育相談	2		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習指導（事前・事後）（幼）	1		
				教育実習Ⅰ（幼）	2		
				教育実習Ⅱ（幼）	2		
	学校体験活動						
	教職実践演習		2	教職実践演習（幼・小）	2		
大学が独自に設定する科目			14	子どもの心理学（総論）		2	各科目区分に設置した科目において最低修得単位を超えて履修した単位数を充当することができる。
				子ども家庭福祉		2	
				子ども臨床心理学		2	
				心理学概論（こころの形成）		2	
				心理学概論（こころの理解）		2	
				道徳教育		2	

別表第２－７　教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目（通信教育課程、全免許課程共通）

免許法施行規則に定める科目区	単位数	左記に対応する授業科目	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	レクリエーション論		2	体育実技Ａ又は体育実技Ｂいずれか一方の単位を含め、2単位以上とすること
		健康科学論		2	
		体育実技Ａ		1	
		体育実技Ｂ		1	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	
		英語Ⅱ		2	
		英語コミュニケーションⅠ		2	
		英語コミュニケーションⅡ		2	
		リスニング		2	
情報機器の操作	2	情報処理基礎Ⅰ（機器操作を含む。）	2		

別表第3

免許状	学科及び専攻	教科目	要件授業科目	備考
幼稚園教諭一種免許状	こども心理学部こども心理学科 こども保育・教育専攻	教育実習Ⅰ（幼）	子どもの心理学（総論）	
			乳幼児心理学	
			子ども臨床心理学	
			教育実習指導Ⅰ（事前・事後）（幼）	事前指導に関する時間のみ
		教育実習Ⅱ（幼）	保育内容総論（保育指導法）	
			健康	
			人間関係	
			環境	
			言葉	
			表現	
			子ども教育課程論	
			教育学概論	
			教育心理学	
			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	
			音楽表現指導法	3科目以上
			造形表現指導法	
			健康指導法	
			人間関係指導法	
			環境指導法	
			言葉指導法	
			教育実習Ⅰ（幼）	
			教育実習指導Ⅱ（事前・事後）（幼）	事前指導に関する時間のみ
	こども心理学部こども心理学科 通信教育課程	教育実習Ⅰ（幼）及び 教育実習Ⅱ（幼）	健康	3科目以上
			人間関係	
			環境	
			言葉	
			表現	
			教職論	
			教育学概論	
			教育心理学	
			子ども教育課程論	
			保育内容総論（保育指導法）	3科目以上
			音楽表現指導法	
			造形表現指導法	
			健康指導法	
			人間関係指導法	
			環境指導法	
			言葉指導法	
			教育実習指導（事前・事後）	事前指導に関する時間のみ

免許状	学科及び専攻	教科目	要件授業科目	備考
小学校教諭一種免許状	こども心理学部こども心理学科 こども保育・教育専攻	教育実習Ⅰ（小）及び 教育実習Ⅱ（小）	国語	6科目以上
			算数	
			理科	
			社会	
			生活	
			家庭	
			子ども美術	
			子ども音楽	
			子ども体育	
			初等英語	
			教育心理学	5科目以上
			教育学概論	
			教職論	
			生徒・進路指導	
			道徳教育	
			特別活動	
			初等国語科教育法	6科目以上
			初等社会科教育法	
			初等算数科教育法	
			初等理科教育法	
			初等生活科教育法	
			初等音楽科教育法	
			初等図画工作科教育法	
			初等家庭科教育法	
			初等体育科教育法	
			初等英語教育法	
			子ども教育課程論	1科目以上
			教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）	
			教育実習指導（事前・事後）	事前指導に関する時間のみ
	こども心理学部こども心理学科 通信教育課程	教育実習Ⅰ（小）及び 教育実習Ⅱ（小）	国語	4科目以上
			算数	
			理科	
			社会	
			生活	
			家庭	
			子ども美術	
			子ども音楽	
			子ども体育	
			初等英語	
			教育学概論	
			生徒・進路指導	
			道徳教育	
			初等国語科教育法	4科目以上
			初等社会科教育法	
			初等算数科教育法	
			初等理科教育法	
			初等生活科教育法	
			初等音楽科教育法	
			初等図画工作科教育法	
			初等家庭科教育法	
			初等体育科教育法	
			初等英語教育法	
			教育実習指導（事前・事後）	事前指導に関する時間のみ

免許状	学科及び専攻	教科目	要件授業科目	備考
中学校教諭一種免許状（社会）	モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科	教育実習Ⅰ及び 教育実習Ⅱ	教職論	社会科教育法Ⅰ・Ⅱ又は社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱを含む9科目18単位以上
			教育原理	
			教育心理学	
			発達心理学	
			教育制度論	
			教育課程論	
			道徳教育の指導法	
			特別活動の指導法	
			総合的な学習の指導法	
			特別支援教育	
			学校安全	
			教育の方法及び技術	
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
			生徒・進路指導論	
			教育相談	
			社会科教育法Ⅰ	
			社会科教育法Ⅱ	
			社会科・公民科教育法Ⅰ	
			社会科・公民科教育法Ⅱ	
			教育実習事前事後指導	事前指導に関する時間のみ
			歴史学	哲学・宗教学・倫理学のうちの1科目（2単位）以上を含む18単位以上
			日本史Ⅰ	
			外国史Ⅰ	
			地理学（地誌を含む）	
			法律学（国際法を含む）	
			政治学（国際政治を含む）	
			社会学	
			経済学	
			哲学	
			宗教学	
			倫理学	

免許状	学科及び専攻	教科目	要件授業科目	備考
高等学校教諭一種免許状（公民）	モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科	教育実習Ⅰ及び 教育実習Ⅱ	教職論	社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱを含む9科目18単位以上
			教育原理	
			教育心理学	
			発達心理学	
			教育制度論	
			教育課程論	
			特別活動の指導法	
			総合的な学習の指導法	
			特別支援教育	
			学校安全	
			教育の方法及び技術	
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
			生徒・進路指導論	
			教育相談	
			社会科教育法Ⅰ	
			社会科教育法Ⅱ	
			社会科・公民科教育法Ⅰ	
			社会科・公民科教育法Ⅱ	
			教育実習事前事後指導	事前指導に関する時間のみ
			法律学（国際法を含む）	9科目18単位以上
			政治学（国際政治を含む）	
			社会学	
			経済学	
			哲学	
			宗教学	
			倫理学	
			国際法	
			国際政治	
			国際経済	

※中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（公民）の両方を取得希望としている場合は、中学校教諭一種免許状の要件授業科目の区分の修得をもって替えるものとする。

別表第4

	こども心理学部 こども心理学科	こども心理学部 こども心理学科 通信教育課程	モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科
教育実習費（1単位あたり）	８，０００円	１５，０００円	８，０００円
介護等体験参加費	２０，０００円	２０，０００円	２０，０００円

東京未来大学通学課程　保育士資格及び教育職員免許状取得に係る実習の申し合わせ

平成２６年１２月１７日 制定

１．目的

この「実習の申し合わせ」は、東京未来大学において行われる、保育士資格及び教育職員免許状取得に係る実習、並びにそれに係る事前事後指導について定めるものとする。

ここで定める実習には介護等体験、保育・教育ボランティア実習を含む。

２．実習実施について

実習を実施する学生は、次に該当する者とする。

（１）　心身ともに実習に耐えうる健康状態の者
（２）　人物、生活態度が実習生として適している者
（３）　実習先の方針に従って実習を行うことができる者
（４）　実習要件科目を充足している者
（５）　実習ガイダンスに出席した者
（６）　実習に関する事務手続きが適正に完了している者
（７）　期限内に学費及び実習費を納入している者
（８）　実習に関する自己申告を適切に行える者
（９）　保育実習にあっては、児童福祉法第十八条の五に該当しない者
（１０）教育実習にあっては、教育職員免許法第五条に該当しない者
（１１）その他、保育・教職センターが適任と認めた者

３．実習中止について

下記項目に該当する場合、保育・教職センターの議を経て実習を中止し、単位不認定とする。

（１）学生都合による中止

※　学校、園所、施設から実習の内諾を得た後、学生の私的事情により実習を辞退する場合、原則、本学で再度実習を行うことはできない。

（２）大学判断による中止

※　実習に向けての準備期間および実習期間中、大学の責任において実習生として学校、園所、施設にて実習を行うことができないと判断した場合、本学で再度実習を行うことについては協議の上、決定する。

※　実習に向けての準備期間及び実習期間中に不適切な行為があった場合や、実習専念義務に反した場合は大学の判断として実習中止を決定し、本学の懲戒処分の対象となる可能性がある。

＊（１）（２）の詳細については、実習に関する具体的な内容が明記されている「実習の手引き」を参照の上、担当教員の指示に従うこと。

4．単位認定及び評定について

（1）　定められた実習日数を満了しなければならない。

（2）　実習の単位認定及び評定については、実習先の評価を基に担当教員が総合的に判断し決定するものとする。

（3）　実習にかかわる事柄について守秘義務に違反したことが明らかになった場合単位を認定しない。

（4）　実習生として不適切な行為が実習終了後に明らかになった場合、単位を認定しないことがある。

5．実習の諸費用について

実習に関する下記の費用は学生負担とする。

（1）　実習先までの交通費

（2）　宿泊費

（3）　給食費

（4）　健康診断、細菌検査の費用

（5）　責任実習に使用する教材

（6）　その他実習先から指定されたもの

6．実習先の決定について

実習先の決定は、大学で実習先を指定する「大学配属」と自分で実習先を開拓する「自己開拓」があり、実習種ごとに異なる。「大学配属」の場合、学生が実習先を指定することはできない。「自己開拓」の場合、以下での実習は認めない。

（1）　在学生及びその親族が運営している学校、園所、施設

（2）　親族が勤務している学校、園所、施設 学生本人が勤務している(アルバイト含む、ボランティア除く)学校、園所、施設

（3）　学生本人が勤務している（アルバイト含む、ボランティア除く）学校、園所、施設

（4）　その他、保育・教職センターが、実習の公正な実施に不適切と判断する学校、園所、施設

附則

この申し合わせは、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この申し合わせは、平成３０年７月１１日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和４年４月１日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和６年４月１日から施行する。

附則

この申し合わせは、令和７年４月１日から施行する。

東京未来大学通学課程における公認心理師資格取得に係る所要科目の取り扱いに関する規程

平成３０年６月２０日　制定
規程第１１２号

（目的）

第１条　この規程は、公認心理師法（平成２７年法律第６８号）に基づき、東京未来大学（以下、「本学」という。）通学課程において公認心理師資格に必要な科目の取扱いについて定めるものとする。

（適用学部学科等）

第２条　本規程は、通学課程のこども心理学部こども心理学科心理専攻にのみ適用するものとする。

（科目の開設及び科目）

第３条　本学において、公認心理師資格に必要な科目は、別表１のとおりとし、本学の開設する科目すべての単位を修得しなければならない。

（公認心理師法施行日前に入学した学生の特例）

第４条　公認心理師法施行日前に入学した学生（科目等履修生を除く）については、別表２に掲げる省令に定める科目に対応する本学の開設科目の単位を指定する科目数相当以上修得した者は、同法附則第２条第１項第３号及び同項第４号に基づき、要件を充足したものとして取り扱う。

（心理演習及び心理実習）

第５条　別表１の心理演習及び心理実習については、別に定める。

（実習費等）

第６条　前条の心理実習を履修するものは、別表３に定める実習費を納入しなければならない。なお理由の如何にかかわらず返金は行わない。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行うものとする。

附　則

この規程は、平成３０年６月２０日から施行する。
この規程の施行をもって、「公認心理師資格取得に係る所要科目の取り扱いに関する申し合わせ」（平成２９年１１月２２日制定）は廃止する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、平成３０年度以前入学生については『心理専攻』を『こども心理専攻』に読み替えることとする。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条及び別表１について令和７年度以前にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 1　公認心理師資格に係る所要科目

省令で定める科目	本学の開設する科目
公認心理師の職責	公認心理師の職責
心理学概論	心理学概論(こころの形成) 心理学概論(こころの理解)
臨床心理学概論	臨床心理学概論
心理学研究法	心理学研究法
心理学統計法	心理学統計法Ⅰ 心理学統計法Ⅱ
心理学実験	心理学実験
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学
学習・言語心理学	学習・言語心理学A 学習・言語心理学B
感情・人格心理学	感情・人格心理学A 感情・人格心理学B
神経・生理心理学	神経・生理心理学
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学A 社会・集団・家族心理学B 社会・集団・家族心理学C
発達心理学	発達心理学
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学
心理的アセスメント	心理的アセスメント
心理学的支援法	心理学的支援法
健康・医療心理学	健康・医療心理学
福祉心理学	福祉心理学
教育・学校心理学	教育・学校心理学A 教育・学校心理学B
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学
産業・組織心理学	産業・組織心理学
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療
関係行政論	関係行政論
心理演習	心理演習
心理実習	心理実習

別表２

公認心理師法施行日前に入学した場合の特例

※下線の科目は、すべて履修することで省令に定める科目の１科目相当とする。

	省令で定める科目	要件	本学において適用する科目 ２０１２～２０１７年度入学生		本学において適用する科目 ２００７～２０１１年度入学生
			こども心理専攻	モチベーション行動科学科	こども心理専攻
／	①公認心理師の職責		―	―	―
Ⅰ	②心理学概論	３科目相当以上	心理学概論(こころの理解)、 心理学概論(こころの形成)	心理学	こころの理解、 こころの形成
	③臨床心理学概論		子ども臨床心理学	臨床心理学	子ども臨床心理学
	④心理学研究法		心理学研究法	心理学研究法	子ども心理学研究法
	⑤心理学統計法		心理統計法Ⅰ、 心理統計法Ⅱ	統計分析	心理統計法Ⅰ、 心理統計法Ⅱ
	⑥心理学実験		心理学基礎実験	心理学実験実習	心理学基礎実験
Ⅱ	⑦知覚・認知心理学	４科目相当以上	認知心理学	認知心理学	子どもの認知と記憶
	⑧学習・言語心理学		言語心理学	―	言語心理学、 子どもの学習と思考
	⑨感情・人格心理学		感情心理学、 パーソナリティ心理学	感情心理学、 パーソナリティ心理学	子どもの感情と行動、 パーソナリティの心理
	⑩神経・生理心理学		発達生理心理学Ⅰ	―	生理心理学Ⅰ
	⑪社会・集団・家族心理学		対人コミュニケーション論 または社会的認知、 集団の心理学、 家族の心理学	社会心理学、 グループ・ダイナミックス、 家族の心理学	対人コミュニケーション論、 集団の心理、 家族の心理学
	⑫発達心理学		生涯発達心理学	生涯発達心理学	生涯発達心理学
	⑬障害者・障害児心理学		発達障害学	―	障害児心理学
Ⅲ	⑭心理的アセスメント	２科目相当以上	心理・教育アセスメントⅠ	心理アセスメント	心理・教育アセスメントⅠ
	⑮心理学的支援法		カウンセリング論	カウンセリング論、 心理療法	カウンセリング論
	㉔心理演習		心理療法基礎、 心理療法上級ＡまたはＢ	カウンセリング演習	心理療法Ⅰ、 心理療法Ⅱ
	㉕心理実習		―	―	―
Ⅳ	⑯健康・医療心理学	２科目相当以上	※「Ｖ」に充当	※「Ｖ」に充当	※「Ｖ」に充当
	⑰福祉心理学		―	―	―
	⑱教育・学校心理学		教育心理学	教育心理学、 教育相談	教育心理学
	⑲司法・犯罪心理学		犯罪の心理学	犯罪の心理学	犯罪の心理
	⑳産業・組織心理学		産業カウンセリング	組織心理学、 リーダーシップ論	―
Ⅴ	㉑人体の構造と機能及び疾病	いずれか又は⑯相当科目	精神保健学、 心身医学	こども心理学部の精神保健学、心身医学を課程外履修することにより充当 または ２０１８年度カリキュラムの健康・医療心理学を課程外履修することにより充当	精神保健学、 心身医学
	㉒精神疾患とその治療				
／	㉓関係行政論		―	―	―

別表３

実習費	55,000円

東京未来大学通学課程 公認心理師受験資格取得に係る
心理演習及び心理実習の申し合わせ

平成３１年２月２０日 制定

１.目的

この「心理演習及び心理実習の申し合わせ」は、東京未来大学において行われる、公認心理師受験資格取得に係る心理演習及び心理実習について定めるものとする。

２.定義

この申し合わせにおける心理演習とは、公認心理師受験資格取得に係る科目「心理演習」で行われる内容・活動のすべてを指す。また、心理実習とは、公認心理師受験資格取得に係る科目「心理実習」で行われる内容・活動のすべてを指す。

３.履修上限人数

「心理演習」、「心理実習」ともに、各年度の履修上限人数を原則以下のとおりとする。

こども心理学部こども心理学科心理専攻　３０名

４.履修要件

「心理演習」「心理実習」を履修する学生は、それぞれ「東京未来大学心理臨床センター管理運営委員会」（以下「管理運営委員会」という。）において次の要件を充足すると認められた者とする。

要件

【心理演習】

（１）　「心理演習」要件科目を充足している者（別表）

（２）　「心理演習」要件科目の累積GPAが2.5以上である者

（３）　「心理演習」履修希望者のうち、「心理演習」要件科目の累積GPAの順位が、所属専攻において前項「３.履修上限人数」に定める履修上限人数以内である者

（４）　人物、生活態度が心理演習の受講上支障がないと判断される者

（５）　心身ともに心理演習に耐えうる健康状態であると判断される者

＊選抜のための面接を３年次春学期に行う。そのため、選抜のための面接の時点で、上記の（１）の要件科目の単位修得については次の両条件を満たしている必要がある。

(a)　要件科目の単位修得について
２年次秋学期までに配当されている要件科目をすべて修得済みである者

(b)　３年次春学期配当の要件科目をすべて履修中である者

尚、「心理演習」要件科目の累積GPAの計算は、東京未来大学心理臨床センター心理実習指導室（以下、「心理実習指導室」という）が行う。加えて、「心理演習」は原則として３年生以外の学生が履修することはできない。「心理実習」は原則として４年生以外の学生が履修することはできない。また、実習の辞退には所定の手続きが必要になる。

【心理実習】
（1）　「心理演習」を修得している者
（2）　人物、生活態度が心理実習実施上支障ないと判断される者
（3）　心身ともに心理実習に耐えうる健康状態の者
（4）　実習先の方針に従って心理実習を行うことができる者
（5）　心理実習に関する事務手続きが適正に完了している者
（6）　期限内に学費及び実習費を納入している者
（7）　実習施設から要請があった場合、期限内に感染症の陰性証明書等に関する書類を提出している者

5.再履修
（1）　「心理演習」「心理実習」の再履修は、原則として認めない。

6.心理実習の中止について
　下記項目に該当する場合は、担当教員の判断により「管理運営委員会」の議を経て、心理実習を中止するものとする。心理実習を中止した場合は、「心理実習」の単位は不認定となる。
（1）　実習ガイダンスを欠席した場合　※1
（2）　事前事後指導を欠席した場合　※2
（3）　心理実習に関する提出物に遅延、未提出があった場合
（4）　実習先が実施するオリエンテーションを遅刻、または欠席した場合
（5）　心理実習を無断で遅刻または欠席した場合　※3※4
（6）　心理実習中の守秘義務に違反した場合
（7）　心理実習中に不適切な行為があった場合
（8）　心理実習中に専念義務に反した場合
（9）　心身の健康状態等によって心理実習の開始または継続が困難と思われる場合 ※5
（10）その他心理実習の開始または継続が困難と思われる場合

※1・2　公欠、病欠などやむを得ない事由により事前事後指導に出席できなかった学生に対して行う補講を受講した場合は除く。病欠をした学生は、医師の診断書を提出しなければならない。
※3　　やむを得ない事由により心理実習を遅刻又は欠席する場合、担当教員と大学に連絡を入れなければならない。
※4　　公欠、病欠などやむを得ない事由により心理実習を欠席した場合、担当教員が実習先と協議の上、補充措置を講ずるものとする。病欠をした学生は、医師の診断書を提出しなければならない。
※5　　実習生及び実習先の利用者の安全を確保できない可能性がある場合、医師の診断書を求めた上で、心理実習を許可しない場合がある。

7.「心理実習」の単位認定及び評定について
（1）　定められた実習時間数を満了しなければならない。
（2）　単位認定及び評価については、実習先の評価を基に担当教員が総合的に判断し決定するものとする。
（3）　心理実習に係る事柄について守秘義務に違反したことが明らかになった場合単位を認定しない。
（4）　実習生として不適切な行為が心理実習終了後に明らかになった場合、単位を認定しないことがある。

８.心理実習の諸費用について

心理実習に関する下記の費用は学生負担とする。

（１） 実習先までの交通費

（２） 宿泊費

（３） 健康診断、細菌検査、予防接種等の費用

（４） その他実習先から指定されたもの

９. 麻疹（はしか）の抗体検査について

実習先に行くためには、原則として麻疹の抗体値が十分にあることの証明が必要になる。実習生は指導教員及びEM局の指示に従い、麻疹（はしか）に関する証明書を提出しなければならない。

１０. 心理実習に関する申告について

以下に該当する学生は心理実習開始前に担当教員及び「実習指導室」に申告しなければならない。担当教員及び「実習指導室」は、実習生及び実習先の利用者の安全を確保するため、学生の許可を得て必要に応じて実習先へ申告を行う。その結果、実習先が受け入れ不可とした場合は、学生、担当教員の協議の上、「実習指導室」において今後の心理実習について検討する。

（１） 継続して心身に障がいや病気がある場合

（２） 個人的事由により、行動に制限がある場合

申告された内容については、心理実習に関する範囲で使用される。

１１. 自己都合による辞退について

自己都合により心理実習を辞退する場合、本学で再度心理実習を行うことはできない。また施設に内諾を得た後にやむを得ない事由で辞退する場合には「実習辞退届」を担当教員に提出する。心理実習辞退の可否は「管理運営委員会」が審議する。

なお、この場合、実習費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

１２. 申し合わせの改廃について

この申し合わせの改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この申し合わせは、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この申し合わせは、令和８年４月１日から施行する。ただし、令和７年度以前にモチベーション行動科学部モチベーション行動科学科に入学した学生については、なお従前の例による。

別表　公認心理師受験資格取得に係る科目における「心理演習」要件科目

省令で定める科目	本学の開設する科目
公認心理師の職責	公認心理師の職責
心理学概論	心理学概論（こころの形成） 心理学概論（こころの理解）
臨床心理学概論	臨床心理学概論
心理学研究法	心理学研究法
心理学統計法	心理学統計法Ⅰ 心理学統計法Ⅱ
心理学実験	心理学実験
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学
学習・言語心理学	学習・言語心理学A 学習・言語心理学B
感情・人格心理学	感情・人格心理学A 感情・人格心理学B
神経・生理心理学	神経・生理心理学
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学A 社会・集団・家族心理学B 社会・集団・家族心理学C
発達心理学	発達心理学
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学
心理的アセスメント	心理的アセスメント
心理学的支援法	心理学的支援法
健康・医療心理学	健康・医療心理学
福祉心理学	福祉心理学
教育・学校心理学	教育・学校心理学A 教育・学校心理学B
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学
産業・組織心理学	産業・組織心理学
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療
関係行政論	関係行政論
合計	27科目

※網掛けの科目も公認心理師受験資格取得に係る科目であるが、3年次秋学期配当の科目であるため、「心理演習」要件科目には含まない。

※原則として、配当年次に履修すること。

東京未来大学他大学等で修得した単位の認定に関する細則

平成１９年４月１日　制定
細則第　９号

（目的）

第１条　この細則は、学則第２２条ないし第２２条の３及び通信教育課程に関する規程第３４条に基づいて、本学であらたに学籍を取得する以前に本学及び他大学（外国の大学を含む。）等で修得した単位の認定並びに本学在籍中に国内の他大学で修得した単位の認定に関する事項を定める。

（再入学した者の既修得単位）

第２条　学則第２９条の規定に基づいて再入学を許可された者の既に修得した単位は原則としてすべて認める。ただし、認める単位数は卒業単位を満たさない範囲とし、特定科目の履修を要求することがある。

（新たに第１年次に入学した者の既修得単位）

第３条　他大学又は短期大学等を卒業又は退学して第１年次に入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

２　前項の認定できる単位の限度は、合計３０単位までとする。

３　前２項に関する手続は、「既修得単位の認定を受ける手続細則」に定める。

（第２年次に編入学、転入学した者の既修得単位）

第４条　短期大学を卒業又は他大学を退学して第２年次に編入学、転入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

２　認定できる単位の限度は、３０単位までとする。

（第３年次に編入学、転入学した者の既修得単位）

第５条　短期大学を卒業又は他大学を退学して第３年次に編入学、転入学した者については、既に修得した単位の一部を認定することができる。

２　認定できる単位の限度は、６０単位までとする。

（高等専門学校における学修の単位認定）

第５条の２　高等専門学校を卒業して入学した者については、第３条の規定を準用し、既に修得した単位の一部を認定することができる。

（専門学校における学修の単位認定）

第５条の３　専修学校専門課程（以下、「専門学校」という。）を退学した者については、第３条の規定を準用し、既に修得した単位の一部を認定することができる。

２　専門学校を修了した者については、第３条ないし第５条の２の規定を準用し、既に修得した単位の一部を認定することができる。

（科目履修によって修得した単位の認定）

第６条　入学、再入学又は編入学、転入学した者が本学及び他大学の科目等履修生として修得した単位は、第３条から第５条の３に定められた限度を超えない範囲で認定されることがある。

（協定校で修得した単位）

第７条　本学に在籍している者が本学と協議・協定を結んだ国内の他大学で授業科目を履修した場合は、修得した単位の一部を認定することができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第８条　本学が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学の授業科目として認定し、本学の定めるところにより認定することができる。

２　前項の実施については別に定める。

（認定単位数の上限）

第９条　第７条及び第８条により認定することのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、第３条により修得した単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

（準用規定）

第１０条　第３条ないし第７条の単位認定の手続については、第３条第３項を準用する。

（改廃）

第１１条　この細則の改廃は、教務委員会の発議により全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年１１月２８日から施行する。

附　則

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

東京未来大学卒業延期に関する規程

平成２３年４月１日　制定
規程第　６３号

（目的）

第１条　東京未来大学（以下、「本学」という。）に、卒業の要件を満たす学生が引き続き在学を希望する場合に、卒業を延期し、在学することを認める卒業延期制度を設ける。

（資格）

第２条　卒業延期を志願することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

（１）東京未来大学学則（以下「学則」という。）第３７条（卒業の必要単位数）に規定する卒業の要件を満たす者。ただし、再試験により卒業の要件を満たす者は除く。

（２）当該年度の決められた期日までに授業料等の納付金を完納している者。

（３）引き続き在学することにより在学年限を超えない者。

（期間）

第３条　卒業延期制度による在学期間は、原則１年間とする。

（納付金）

第４条　卒業延期者の授業料等納付金の額は、学則第５２条（納付金の納付・分納）に準ずる。ただし、就職活動のため引き続き在学を希望する場合に限り、次のとおりとする。

施設設備費２３万円、春学期授業料１０万円、秋学期授業料１０万円

（手続き）

第５条　卒業延期を志願する者は、所定の期日までに卒業延期願を提出しなければならない。

２　卒業延期者の審査は、提出された書類等により教務委員会において行い、学部教授会の議を経て学長が決定する。

３　前項より卒業延期を認められた者は、所定の期日までに前条に規定する納付金を納付しなければならない。所定の期日までに納付金が納付されなかった場合は、卒業延期を取り消し、当該年度の卒業とする。

（授業科目の履修）

第６条　卒業延期者は、本学が定める各学期履修制限単位数の範囲内で授業科目を履修することができる。ただし、就職活動のための卒業延期者に関しては、各学期上限を４科目までとする。

（卒業の時期）

第７条　卒業延期者の卒業の時期は、延期後の在学期間が終了する年度の終わりとする。ただし、前学期末での卒業を希望する場合は、これを認めることができる。

（休学）

第８条　卒業延期期間中の休学は認めないものとする。

（納付金の返付）

第９条　既納の納付金は、原則として返付しない。

（許可の取り消し）

第１０条　卒業延期を許可された者が、事情変更により当該年度の卒業を希望する場合は、所定の期日までに卒業延期許可取り消し願を提出する。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

なお、平成１９年度入学生より適用することとする。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度在学生から適用する。

東京未来大学春学期（９月）卒業に関する規程

平成２４年９月１２日　制定
規程第　７６号

（目的）

第１条　この規程は、東京未来大学学則（以下「学則」という。）第４５条に基づき、春学期（９月）卒業に関し必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　本学に４年以上在学し、春学期成績確定時点で学則第３７条第３項に定める卒業要件を満たした場合、春学期末（９月）に卒業できるものとする。

（提出義務及び期間）

第３条　前条に該当する学生で春学期（９月）卒業を希望する者は、原則として履修登録期間中に春学期（９月）卒業希望届を提出しなければならない。ただし、学則第２３条により秋学期初めに入学した学生はこの限りではない。

（履修登録）

第４条　履修登録は他の学生と同様に行うものとする。

（卒業の認定）

第５条　春学期（９月）卒業希望届があったときは、春学期成績確定後、全学教授会において、卒業の認定を行う。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この規程は令和３月４月１日から施行し、令和３年度在学生より適用する。

東京未来大学学生の懲戒に関する細則

平成１９年４月１日　制定
細則第　１４号

（目的）
第１条　本細則は、学則第４８条及び通信教育課程第４９条に基づき、学生の懲戒について定める。

（懲戒の対象）
第２条　懲戒の対象は、次のとおりとする。
（１）大学内外における暴力行為
（２）試験に関する不正行為
（３）学校の定める規則に違反し、再三の注意にもかかわらず改めないもの
（４）大学の品位を著しく傷つける言動
（５）大学の研究及び教育活動に対する著しい妨害
（６）その他大学の秩序を乱し、学生の本分を逸脱したと認められる行為

（懲戒の種類）
第３条　懲戒の種類は、次のとおりとする。
（１）戒告　学長あての始末書を提出させ、譴責する。
（２）停学　有期と無期に分け、有期は６ヵ月未満、無期は６ヵ月以上とする。
（３）退学　処分としての退学を受けた者の再入学は、処分時より１年以上経過しなければならない。
２　停学の期間は、修業年限に含めない。ただし、3か月以内の場合は学部教授会の議を経て含めることができる。

（手続）
第４条　学生が事故を起こした場合は、当該学生の所属学部より意見を付して学生生活委員会に報告する。また、その後の手続は学則第４８条に定めるとおりとする。
２　懲戒学生に対する処分の通告は、学長が本人に対して行う。なお、この通告は、事情により校内告示をもってかえることができる。
３　緊急の場合、当該学生の所属学部からの報告により、学長は学生の一時登校停止の処置をとることができる。
４　学生の懲戒が停学である場合、その期間は学長が執行したときより起算する。ただし、学部教授会が受験停止・登校停止期間を停学期間に算入したときはこの限りではない。
５　無期停学者については、適当な指導教員を付して生活指導を行い、指導教員が適当と認めた場合、解除の発議をすることができる。
６　無期停学者は、当該年度の全単位の取得を無効とする。ただし、停学期間が１年未満で次年度に及ぶときは、いずれか一方の年度の単位取得を認める場合がある。
７　退学者が退学後１年以上を経過し、再入学を申し出た場合は、学部教授会でこれを審議する。

（改廃）
第５条　この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則
この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

試験及びレポートにおける不正行為者の処分に関する申し合わせ（抄）

平成２４年１０月１日　制定

（趣旨）

１．学則第４８条及び学生の懲戒に関する細則第２条第１項第２号の規定による成績評価に係る全ての試験及びレポート等における不正行為者の処分については、この申し合わせによるものとする。

（定義）

２．不正行為とは、次に揚げる行為をいう。

（１）　持ち込みが認められているものを試験中に貸借すること。
（２）　持込を許されていないノート、参考書、コピー類等を見ること。
（３）　カンニングペーパー及びそれに準ずるもの（メモ等）の用意又はそれらを使用すること。
（４）　所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。
（５）　他者の答案を見ること又は故意に見せること。
（６）　共同して答案を交換すること。
（７）　言語、動作、携帯電話その他通信手段によって解答を伝達すること又は伝達を受けること。
（８）　身代わり受験を依頼・実行すること。
（９）　試験監督者の指示に従わないこと。
（１０）試験監督者に対して暴言・暴行・脅迫を行うこと。
（１１）他者の作成した論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部を自分のものとして提出すること。
（１２）他者に依頼をして作成された論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部を自分のものとして提出すること。
（１３）他者に依頼されて作成した論文またはレポート、書籍、記事（web記事も含む）等の一部または全部が提出されること。
（１４）試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、生成AIが作成した回答をそのまま書き写し提出すること。
（１５）試験やレポート（卒業研究や卒業論文等を含む）において、教員の指示を越えて生成AIを利用し本人が書いたものだと偽ること。
（１６）その他不正手段とみなされる一切の行為

（処分及び措置）

３．不正行為と認められた場合の処分及び措置は次の通りとする。

（１）　学則第４８条に基づき懲戒に処す。ただし停学の場合、期間は６か月未満とし、その期間は当該事実が発生した日から起算するものとする。
（２）　（１）により懲戒処分となった場合は、事実確認に基づき相応の処置を施す。また、確認された事実の内容によっては、同学期に履修した全科目の単位認定を不可とする場合もある。

（不正行為発見時の処置）

４．試験及びレポート等において不正行為を発見した場合は、不正行為に係る学生の受験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該学生をＥＭ局に同行する。

（事実確認及び調査）

5．不正行為の事実確認は、不正行為者、当該科目担当教員、不正行為認定教員、教務委員長及びＥＭ局員にておこなう。

（1）　教務委員長は事実確認の際、様式１に従い確認書を作成しなければならない。

（2）　学生は、不正行為の事実確認の際、様式２に従い異議申立てをすることが出来る。

（審議）

6．教務委員長は、前項で作成した書類を基に教務委員会で不正行為者の処分等の審議をしなければならない。

（1）　教務委員長は、教務委員会に於いて決定した処分内容等について報告書を作成し、学生生活委員長および不正行為者の所属する学部の学部長に報告しなければならない。

（2）　当該学部長は、学部教授会で処分案の審議をしなければならない。

（決定）

7．学長は、全学教授会の議を経て、当該学生の懲戒処分を決定する。

（通知）

8．前条で決定した処分の内容は、様式３に従い学長が本人および保証人に通知するとともに、処分の内容を様式４に従い全教職員に通知する。

（告示）

9．学長は、この申し合わせによる処分があった場合には春学期または秋学期のうち直近の授業期間中に一か月様式５に従ってこれを告示する。

（処分の軽減）

１０．学長は、この申し合わせによる処分を受けた学生のうち改悛の情が顕著であると認めた者について、停学期間を短縮することができる。

（記録）

１１．処分事項は学籍簿に記載するものとする。

（改廃）

１２．この申し合わせの改廃は、教務委員会の議を経て、全学教授会の承認を得なければならない。

附　則

1　この申し合わせは平成２４年１０月１日より施行する。

2　「不正行為受験に対する措置及び手続きに関する細則」（細則第６号）は廃止する。

附　則

この申し合わせは令和４年４月１日より施行する。

附　則

この申し合わせは令和６年４月１日より施行する。

東京未来大学情報通信設備利用細則

平成３１年４月１日　制定
細則第　２２号

第１章　基本方針

（趣旨）

第１条　この細則は東京未来大学情報教育センター規程に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）の情報通信設備を利用する学生が健全かつ安全に利用することを目的として、本学の情報通信設備の利用について基本的事項を定める。

（対象者）

第２条　この細則は、本学において情報通信設備を利用する全学生（以下「利用者」という。）に対して適用する。

（規約の合意）

第３条　利用者はこの細則を熟読し、内容について十分理解した上で利用規則を遵守しなければならない。本学の情報通信設備を利用した場合、本規約に関して自動的に合意したものとみなす。

（対象システム）

第４条　この細則でいう情報通信設備とは、本学において使用されるサーバ、パソコン、プリンタ、その他ネットワーク機器等、全ての情報通信設備をいう。

第２章　遵守事項

（ユーザID、パスワード利用規約）

第５条　パスワードの文字列について、利用者は次の各号を遵守しなければならない。

（１）パスワードは必ず推測され難いものを採用し、氏名、誕生日等で永続的に使用し続けることを禁止する。

（２）原則として半角英数字に対して大文字、小文字、記号を混在させた８字以上のパスワードを使用する。

２　ユーザID及びパスワード（以下「ID等」という。）を他人が見える場所に保管してはならない。また、共有パソコンでWebブラウザの機能を使用したパスワードの記録を禁止する。

３　原則としてメール及び電話等によるID等の問い合わせは行わない。また、本学関係者を名乗る者の問い合わせに対して、本人確認が困難である事から、本学は回答を行わないものとする。

４　本学の当該担当者は、安易に第三者へID等を教えてはならない。また、電話で個人宛へ連絡を行いID等について問い合わせることを禁ずる。

５　利用者は、ID等の忘却等の理由により再発行の依頼を行う場合は、必ず本人が理由を報告の上、本学の窓口にて申請を行うこととする。

６　利用者は、他人のID等を利用してはならない。また、自身のID等を他人へ貸与してはならない。

（Webブラウザ利用規約）

第６条　濫りに研究や教育とは無関係のサイトを閲覧してはならない。特定サイトへの極端なアクセス増加を検知し、学内ネットワークへの影響がみられた場合には、対象サイトへのアクセスを制限する場合がある。

（個人情報の保護）

第７条　削除

（ダウンロード）

第８条　本学の許可なく学内ネットワークを利用し、不必要にソフトウェアをダウンロードしてはならない。詳細がわからないダウンロードの実行を催すメッセージが表示された場合には、キャンセルを実行すること。

２　大容量ファイルのダウンロード及びオンラインによる動画の閲覧は、インターネット回線を著しく占有し、ネットワークに問題を発生させる場合があるため、極力ダウンロード及び閲覧を行わない。

３　モニタ画面に表示されている内容をよく理解し、安易に[OK]ボタンなどの許可を押下しない。

（電子メール利用規約）

第９条　見覚えのない送信者からのメール及び添付ファイルは開かない。特にタイトルが英語や外国語の表記、もしくは文字化けをしているメールは注意を要する。

２　メールを送信する場合、極端に大きなファイルを添付しない。また、個人情報の記録されているファイルはパスワード付圧縮を行い送付する。

３　スパムメール、フィッシングメール（営利目的により無差別に大量配信されたメール）には返信してはならない。

４　行事の案内等、複数の宛先にメールを送信する場合は、必要に応じてBCCを利用する。

（コミュニティサイト利用規約）

第１０条　学内を含むすべてのパソコンを利用して個人情報が特定できる文章や誹謗中傷を含む文章をSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などすべての情報配信技術を用いての書き込み、サイトの作成を行ってはならない。

２　他人の発言や文章、論文、画像、映像を許可無く転載してはならない。ただし、必要な場合は必ず著作権の確認を行った上での転載である事を明記する。

（ウィルス対策規約）

第１１条　学内ネットワークに接続するパソコン（学生による持ち込みを含む）及びサーバは必ずウィルス・セキュリティ対策ソフトにより保護するものとし、保護されないパソコンの持ち込み及びネットワーク接続を禁ずる。

２　学内でパソコンを利用している時にコンピュータウィルスを検出した場合は、パソコンからネットワークケーブルを外し、早急に本学へ連絡を行うものとする。ただし、ウィルスの駆除に成功した場合も必ず本学まで連絡を行うこと。

（パソコン、ソフトウェア規約）

第１２条　個人の判断により、学内の情報通信機器、ソフトウェアの設定変更を行ってはならない。

２　本学の許可無く、学内共有パソコンにソフトウェア、ドライバ等のインストールを行ってはならない。

３　すべてのソフトウェアについて、違法コピーを行ってはならない。また、違法コピーされたソフトウェアを利用することについても禁ずる。

４　すべてのソフトウェア・情報通信機器について、ライセンス違反を行ってはならない。

５　学内共有のソフトウェア、パソコンの反応がなくなっても不用意に電源ボタンを押さず、必ず本学へ問い合わせを行う。

６　長時間離席する際は、パソコンの画面をロックまたはシャットダウンする。

７　パソコン及び周辺機器保守について、利用者は次の各号を遵守しなければならない。

（１）学内のパソコンは利用終了と同時に電源を切り、原則として毎日電源を切ることとする。落雷等による停電時は、速やかにすべての情報通信機器の電源を切る。

（2）パソコン、周辺機器などの精密機器を扱う場所では衛生を保ち、機器の破損が起きないよう注意する。
8　利用者は、情報通信機器、周辺機器、ソフトウェアの盗難に注意しなければならない。また、重要情報が記録された媒体（CD-ROM,DVD,USBメモリ）等を不用意に机の上へ置かない等の注意を要する。
9　本学に許可無く学内に情報通信機器の購入、増設、置換を行ってはならない。許可無く設置した場合の機器動作検証については本学では一切関知をしない。

（ファイルサーバ規約）

第１３条　削除

（データ規約）

第１４条　本学の許可無く学内データの持ち出しを禁止し、外部にパソコンのデータを持ち出す場合は取り扱いについて十分注意をする。
2　外部より持ち込んだデータは、必ずウィルスチェックを実行することとする。

（物理規約）

第１５条　パソコンの修理を依頼する場合、原則として保存されているデータは初期化される。
2　学内の情報通信機器を、本学の許可無く無断で設置場所から移設してはならない。
3　学内のソフトウェア・情報通信機器を、本学の許可無く無断で廃棄してはならない。
4　プリンタ、複合機等の印刷物を長時間放置してはならない。

（情報処理室利用規約）

第１６条　本学情報処理室の利用は本学関係者（学生・教職員）、または本学教職員が特別に認めた者のみに限定する。
2　ウィルス感染、機械の異常を感じた場合、放置せず速やかに本学へ報告を行う。
3　情報処理室内では一切の飲食を禁止する。
4　本学資産に対する損害が発生するすべての行為を禁ずる。
5　利用者は、次の各号に掲げる行動指針を遵守するものとする。
（1）本学で許可したものを除き、外部より持ち込んだ情報通信機器を学内の情報通信機器へ接続することを禁ずる。
（2）教育研究目的に関係のないサイトの利用、閲覧、書き込み、ソフトウェアによる文書の作成、CD-ROM、DVD-ROMの再生など、すべての行為を禁ずる。
（3）教育研究目的に関係のない文書の作成等、ソフトウェアの私的利用を禁ずる。
（4）情報処理室内のパソコンには個人の私的なデータを保存してはならない。
6　情報処理室内のパソコンは、全て一定の周期で初期化される。

（図書館パソコン利用規約）

第１７条　原則として、本学図書館パソコンの利用は本学関係者（学生・教職員）、その他図書館長が認めた者のみに限定する。
2　図書館パソコンの利用規約については、「東京未来大学図書館利用細則」に定める。

第３章　懲戒規約

（懲戒規約）

第１８条　本細則の遵守事項に違反した者は、その違反内容によって懲戒となる場合がある。懲戒に相当する行為を行った者については、学生生活委員会において懲戒の審議を行う。

（例外事項）

第１９条　本規約の遵守事項が守れない例外状況が発生した場合は、本学へ事前に報告を行い、例外の適用承認を必ず受けなければならない。

（公開事項）

第２０条　この細則は対象者にのみ公開するものとし、外部には公開しないものとする。

（免責事項）

第２１条　学内に設置されているすべての情報通信機器使用時に発生した如何なる障害・損失についても、本学では一切補償をしない。

（改廃）

第２２条　東京未来大学情報教育センターは必要に応じて細則の内容について審議し、必要であると認められた場合には速やかに変更を行うものとする。ただし、東京未来大学情報教育センターの判断により変更が必要であると判断した場合、予告なく変更を行うことができるものとする。

附 則

この細則は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年３月１日から適用する。

附 則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。

東京未来大学通学課程　公欠に関する申し合わせ

令和６年４月１日制定

１.目的

この「公欠に関する申し合わせ」は、東京未来大学通学課程において取り扱われる公欠について定めることとする。

２.定義

公欠とは、次の「３．条件」に定める事由により正課の授業を欠席した場合、申請によって「理由ある欠席」として認められるものをいう。

３.条件

欠席理由が次の（１）から（５）に定める事由によるものである場合、「公欠」の申請をすることができる。

（１）３親等以内の親族および配偶者の死亡による忌引き（法事を除く）
（２）学校保健安全法施行規則第１８条に規定する感染症など（本学所定の「感染症に係る登校許可証明書」が医師から発行された場合も可）
（３）本学が認めた実習（単位付与に係る実習及び実習オリエンテーションを含む）
（４）裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合
（５）検察審査員又は補充員に選任され、検察審査会議に出席する場合

４.公欠の申請

公欠事由消滅後２週間以内に、「公欠願」、「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」、「公欠事由を証明する書類」をＥＭ局に提出し、ＥＭ受付印の押印された「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」を各担当教員に提出する。ただし、実習に関する「公欠願」及び「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」は、事前提出を原則とする。

公欠願をＥＭ局に提出し受理されていたとしても、「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」が各授業担当者に届いていない場合、公欠と認められない。また、遠隔授業、長期休業期間、学期末等の特殊な事情により２週間以内の提出が難しい場合は、期間内にＣＡに申し出なければならない。

５．　公欠の補填

「公欠」と認められた場合、授業担当教員に補填措置を申請することができる。また、該当学生が補填措置による学修を行った場合、出席に準ずる扱いとみなす。

６.履修の取り下げ

公欠による欠席回数が単位認定基準の許容範囲（授業回数の３分の１）を超えた場合、履修取り下げ制度に基づき履修の取り下げを申請することができる。

７.不正な公欠申請への対応

虚偽又は不作為により、公欠の申請を偽った場合には教務委員会において審議のうえ、学部長決定により、偽った公欠に関連する一連の正当な公欠に関してもすべて取り消すことができる。

本対応をもって、懲戒処分の可能性を否定するものではない。

8.公欠申請書類の提出フロー

(1)「公欠願」に必要事項を記入する。
(2)「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」に必要事項を記入する。
(3)(実習に拠らない事由の場合)(1)(2)に「公欠事由を証明する書類」を添付する。
(4)公欠による確認印については、次の通りにする。
　ア　実習による公欠の場合は、保育・教職センターまたは心理実習指導室の確認印を受ける。
　イ　単位型インターンシップによる公欠の場合は、キャリアセンターの確認印を受ける。
(5)ＥＭ局に公欠願一式を提出する(上記一式)。
(6)公欠願一式が受理された後、ＥＭ受付印を受けた「【授業担当者提出用】公欠連絡カード」をすみやかに各科目担当教員に提出する。

9.審議・決定

学生より公欠願が提出された場合は、教務処理後、教務委員長が確認し学部長が決定する。

１０.改廃

この申し合わせの改廃は、教務委員会の議を経て、全学教授会の承認を得なければならない。

附　則

この申し合わせは、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この申し合わせは、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この申し合わせは、令和８年４月１日から施行する。

東京未来大学通学課程 単位型インターンシップに係る
実習の申し合わせ

令和６年１０月２３日 制定

１. 目的

この「実習の申し合わせ」は、東京未来大学において行われる、キャリア科目「単位型インターンシップ」に係る実習、並びにそれに関する事前事後指導について定めるものとする。

ここで定める実習とは企業や自治体などで行う就業体験を指す。

２. 履修上限人数

各年度の履修上限人数を原則以下の通りとする。

こども心理学部こども心理学科心理専攻、こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻、モチベーション行動科学部モチベーション行動科学科あわせて１０名

３.履修要件

単位型インターンシップを履修する学生は、下記（１）～（１１）に該当する者とする。

（１） 心身ともに実習に耐えうる健康状態の者
（２） 人物、生活態度が実習生として適している者
（３） 一般企業や自治体に就職を希望する者
（４） 実習先の方針に従って実習を行うことができる者
（５） 実習ガイダンスに出席して指定された期限までに書類（課題）を提出できる者
（６） 実習に関する事務手続きが適正に完了している者
（７） 期限内に学費を納入している者
（８） 実習に関する自己申告を適切に行える者
（９） 実習中であっても履修登録ガイダンスへの参加及び大学指定の期間において履修登録を行うことができる者
（１０）インターンシップの実施にあっては、関連法令を遵守できる者
（１１）累計ＧＰＡが２．０以上である者
（１２）その他、キャリアセンターが適任と認めた者

３. 実習中止について

下記項目に該当する場合、キャリアセンターの議を経て実習を中止し、単位不認定とする。

（１）学生都合による中止 ※１
（２）大学判断による中止 ※２※３

※１ 受入先事業所（企業/団体/自治体）から実習の内諾を得た後、学生の私的事情により実習を辞退する場合、原則、本学で再度実習を行うことはできない。

※２ 実習に向けての準備期間および実習期間中、大学の責任において実習生として受入先事業所（企業/団体/自治体）にて実習を行うことができないと判断した場合、本学で再度実習を行うことについてはキャリアセンターにて協議の上、決定する。

※３ 実習中に不適切な行為があった場合や実習専念義務に反した場合は大学の判断として実習中止を決定し、本学の懲戒処分の対象となる可能性があることを十分に理解しておくこと。

4．単位認定及び評定について

（1）　定められた実習日数を満了しなければならない。

（2）　実習の単位認定及び評定については、実習先の評価を基に担当教員が総合的に判断し決定するものとする。

（3）　正当な理由がなく無断で遅刻や欠席をした場合は単位を認定しない。

（4）　実習にかかわる事柄について守秘義務に違反したことが明らかになった場合は単位を認定しない。

（5）　実習生として不適切な行為が実習終了後に明らかになった場合、単位を認定しないことがある。

5．実習の諸費用について

実習に関する下記の費用は学生負担とする。

（1）実習先までの交通費

（2）各種保険の費用

（3）その他実習先から指定されたもの

6．実習先の決定について

実習先の決定は、履修生の希望する業界を考慮の上、大学で実習先を指定する「大学配属」で行う。「大学配属」の場合、学生が実習先を指定することはできないため、必ずしも学生の希望通りの実習先が決定するとは限らない。

7．申し合わせの改廃について

この申し合わせの改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附　則

この申し合わせは、令和７年４月１日から施行する。

CAMPUS GUIDE 2026

学生便覧・履修の手引き［通学］

こども心理学部／モチベーション行動科学部

東京未来大学

〒 120-0023　東京都足立区千住曙町 34-12
TEL 03-5813-2525

TOKYO FUTURE UNIVERSITY

東京未来大学
〒120-0023　東京都足立区千住曙町34-12
TEL 03-5813-2525

■ この便覧には本校学生としての基本ルールが掲載されています。
■ 履修に関する重要事項も記されていますので、必読をお願いします。